

固定資産現況調査 標準仕様書

平成 13 年 3 月

財団法人 資産評価システム研究センター

目 次

I. 固定資産現況調査標準仕様書の改訂にあたって	3
II. 固定資産現況調査導入編	
第1編 固定資産現況調査標準仕様書	
固定資産現況調査標準仕様書	19
固定資産現況調査フローチャート	27
第2編 固定資産現況調査成果品の作成要領	
第1章 目 的	31
第2章 成果品の作成要領	31
2-1 索引図の作成	31
2-2 撮影計画	33
2-3 撮影標定図の作成	33
2-4 写真図の作成	36
2-5 地番現況図の作成	38
2-6 家屋現況図の作成	43
2-7 家屋付番調査	44
2-8 地目現況図の作成	53
2-9 各種現況図の表現様式	55
2-10 地番家屋現況図データファイルの作成	64
2-11 固定資産現況調査に用いる器械の性能又は規格	64
2-12 作業経過の報告	65
2-13 作業報告書	66
2-14 納入成果品及び提出すべき資料	67
第3章 成果品の検査	68
III. 固定資産現況調査更新編	
第1編 固定資産現況調査更新標準仕様書	
固定資産現況調査更新標準仕様書	73
固定資産現況調査更新フローチャート	81
第2編 固定資産現況調査更新成果品の作成要領	
第1章 目 的	85
第2章 成果品の作成要領	85
2-1 索引図の更新	85
2-2 撮影計画	87
2-3 撮影標定図の作成	87
2-4 写真図の更新	90
2-5 地番現況図の更新	93
2-6 家屋現況図の更新	98
2-7 地目現況図の更新	108
2-8 各種現況図の表現様式	111
2-9 地番家屋現況図データファイル（更新）の作成	121

2-10	固定資産現況調査（更新）に用いる器械の性能又は規格	121
2-11	作業経過の報告	122
2-12	作業報告書	123
2-13	納入成果品及び提出すべき資料	125
第3章	成果品の検査	126
IV. 固定資産現況調査様式		
1	調書様式	129
2	事務様式	141
3	様式事例	149
4	地図様式	153
V. 固定資産現況調査評価センター固定資産標準フォーマット (Version 2.0)		
第1章	データファイルの基本仕様	177
1-1	ファイルの形式	177
1-2	レコードの構成	178
1-3	図面の整飾及び凡例、その他図面表示に関する事項	178
第2章	固定資産標準フォーマットのレコード種別の内容	179
2-1	レコード種別	179
2-2	管理・制御情報	179
2-3	属性情報	187
2-4	図形タイプ情報	188
2-5	実データ情報	191
第3章	固定資産現況データの記録方法	192
3-1	データ記述に関する一般注意事項	192
3-2	ファイルヘッダーからレイヤーレコードまでの記述例	194
3-3	データ終了の記述例	195
3-4	属性情報の記述例	195
3-5	図形情報の記述例	196
	(資料)	
資料-1	固定資産現況データ・レイヤー分類表	213
資料-2	レコード構造の内容	229
資料-3	標準フォーマットにおける面情報の定義	235
VI. 固定資産現況調査成果品の検査要領		
第1章	目的	251
第2章	適用範囲	251
第3章	成果品の検査	251
3-1	工程検査	251
3-2	データの論理検査	252
3-3	トポロジー検査	259
3-4	図面等の目視検査	263
別表	固定資産現況調査成果品の検査チャート	265
VII. 固定資産現況調査用語の解説		
		267

I

固定資産現況調査標準仕様書 の改訂にあたって

I. 固定資産現況調査標準仕様書の改訂にあたって

1 固定資産現況調査標準仕様書の改訂等の経緯

市町村においては、固定資産税の課税の適正化を推進する観点から、課税客体（土地及び家屋）の正確かつ効率的な把握に必要な課税資料の整備を行うため航空写真を活用した固定資産現況調査が進められています。

（財）資産評価システム研究センター（以下「評価センター」という。）では、市町村の航空写真を活用した固定資産現況調査の推進に寄与することを目的とし、市町村が当該固定資産現況調査を実施する場合の標準的な仕様となる「固定資産現況調査標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）を平成7年3月に策定し、市町村をはじめ関係業界等に広く公開して以来、その時々々の必要性に応じ平成9年3月及び平成11年3月に改訂を行いつつ、その充実を図ってきたところです。

なお、参考までに過去2回の改訂等の経緯を示すと次のとおりとなります。

(1) 平成7年3月策定

固定資産現況調査を新規に実施する場合（初期導入）の標準となる仕様書を作成し、地方公共団体等に公開した。

(2) 平成9年3月改訂

平成7年3月に作成した標準仕様書をベースに

ア 初期導入で作成したデータを更新する場合の標準的な仕様

イ 家屋形状に家屋番号を付番する場合の標準的な仕様

ウ 成果品の検査要領

の3項目を追加し、改訂を行い地方公共団体等に公開した。

(3) 平成11年3月改訂

平成9年3月に作成した標準仕様書をベースに

ア 航空写真を撮影する場合のGPS（Global Positioning System：人工衛星による位置測定システム）の活用

イ 航空写真図をデジタル化する場合の標準的な仕様

ウ 道路等背景データの取り扱い

エ 一部の出力リストの電子化

の4項目を追加し、改訂を行い地方公共団体等に公開した。

2 今回の改訂内容

評価センターでは、市町村が固定資産現況調査をより導入しやすく、また、今後とも一定のレベルの標準仕様書としての効用を維持するために、標準仕様書について改訂すべき項目があるかどうか、新たに標準仕様書として追加すべき項目があるか否か等を検討する観点から、学識経験者及び地方公共団体等の関係者をもって構成する「固定資産現況調査標準化委員会」（委員長：千歳壽一立正大学地球環境科学部教授）を設置し、検討を行い、その成果を踏まえ、つぎのとおり標準仕様書の一部改訂を行うこととしました。

(1) 標準仕様書の改訂について

標準仕様書（平成11年3月改訂版）をつぎのとおり改訂する。

ア 基礎図の作成

標準仕様書第26条で基礎図の作成については、「写真図及び地番現況図を作成するための基礎図は、道路台帳現況平面図を用いて作成するものとする。」と規定されている。同条では、写真図及び地番現況図の基礎図を作成するときに用いる図面は、道路台帳現況平面図だけに限定しているが、これはあくまで例示の一つであり実際の固定資産現況調査では、これ以外の図面として不動産登記法第17条地図（地籍図等）、下水道台帳施設平面図、その他の都市施設管理図などが用いられていることから、これらの図面を道路台帳現況平面図等とし、以下「基礎図を作成するための図面」とした。

標準仕様書 第3章 写真図の作成

第26条（基礎図の作成）（平成11年3月標準仕様書4ページ以下同じ）

改訂前 写真図及び地番現況図を作成するための基礎図は、道路台帳現況平面図を用いて作成するものとする。

（略）

改訂後 写真図及び地番現況図を作成するための基礎図は、道路台帳現況平面図等（以下「基礎図を作成するための図面」という。）を用いて作成するものとする。

（略）

イ 地番現況図の作成

標準仕様書第28条で地番現況図の作成（要旨）については「地番現況図の作成は、実施地区市町村が所有する公図と土地台帳との地番照合を行い、公図、基礎図及び写真図などを利用して筆界を編集し、地番図形データファイル及び不一致地番リストを作成するものである。」と規定されている。標準仕様書で規定する「基礎図」とは、写真図及び地番現況図の骨格となる図面のことである。したがって、筆界を編集する場合は「基礎図」に変えて「基礎図を作成するための面図」とすることとした。

標準仕様書 第4章 地番現況図の作成

第28条（要 旨）（5ページ）

改訂前 地番現況図の作成は、実施地区市町村が所有する公図と土地台帳との地番照合を行い、公図、基礎図及び写真図などを利用して筆界を編集し、地番図形データファイル及び不一致地番リストを作成するものである。

改訂後 地番現況図の作成は、実施地区市町村が所有する公図と土地台帳との地番照合を行い、公図、基礎図を作成するための図面及び写真図などを利用して筆界を編集し、地番図形データファイル及び不一致地番リストを作成するものである。

ウ 地番現況素図の編集

標準仕様書31条で地番現況素図の編集については、「公図複写図、土地台帳（地番・地目・地積・所有者など）、基礎図及び写真図等を基にし、現況に合わせた次の事項（筆界及び地番・行政界、町丁目界及び字界等）を記載した地番現況素図を編集するものとする。」と規定されている。標準仕様書で規定する「基礎図」とは、写真図及び地番現況図の骨格となる図面のことである。したがって、地番現況素図を編集す

る場合は「基礎図」に変えて「基礎図を作成するための面図」とすることとした。
標準仕様書 第4章 地番現況図の作成

第31条（地番現況素図の編集）（6ページ）

改訂前 公図複写図、土地台帳（地番・地目・地積・所有者など）、基礎図及び写真図等を基にし、現況に合わせた次の事項を記載した地番現況素図を編集するものとする。

（略）

改訂後 公図複写図、土地台帳（地番・地目・地積・所有者など）、基礎図を作成するための図面及び写真図等を基にし、現況に合わせた次の事項を記載した地番現況素図を編集するものとする。

（略）

エ 家屋現況図の作成

標準仕様書第35条で家屋現況図の作成（要旨）については、「家屋現況図の作成は、地番現況図上に写真図などを利用して家屋形状を編集し、家屋台帳に登録されている課税客体として特定できるものには家屋番号を家屋形状に付し、特定できなかった家屋形状については不明家屋リスト及び家屋現況図（不明家屋表示を含む。）を作成するものである。」と規定されている。家屋形状を編集する場合は写真図などを利用するが、「写真図など」の「など」の内容について明確にすることとした。

実際の固定資産現況調査では、写真図以外のものとして、デジタルマッピングデータ、道路台帳付図、都市計画図等が用いられていることから、これらの図面を「家屋形状の資料となる図面」とし、明確化を図った。

標準仕様書 第5章 家屋現況図の作成

第35条（要 旨）（6ページ）

改訂前 家屋現況図の作成は、地番現況図上に写真図などを利用して家屋形状を編集し、家屋台帳に登録されている課税客体として特定できるものには家屋番号を家屋形状に付し、特定できなかった家屋形状については不明家屋リスト及び家屋現況図（不明家屋表示を含む。）を作成するものである。

改訂後 家屋現況図の作成は、地番現況図上に写真図又は家屋形状の資料となる図面を利用して家屋形状を編集し、家屋台帳に登録されている課税客体として特定できるものには家屋番号を家屋形状に付し、特定できなかった家屋形状については不明家屋リスト及び家屋現況図（不明家屋表示を含む。）を作成するものである。

オ 家屋現況素図の編集

標準仕様書第36条で家屋現況素図の編集については、「家屋現況素図の編集は、地番現況図素図を基図とし、写真図などから家屋形状（軒先表示）を判読描画するものとする。」と規定されている。家屋現況図の作成と同様に家屋形状を判読描画する場合にも写真図などを利用するが、「写真図など」の「など」の内容について明確にすることとした。

実際の固定資産現況調査では、写真図以外のものとして、デジタルマッピングデータ、道路台帳付図、都市計画図等が用いられていることから、これらの図面を「家屋形状の資料となる図面」とし、これらの図面からは、家屋形状を取り込むものとして、写真図から家屋形状を判読描画する場合と区分することにより明確化を図った。

標準仕様書 第36条（家屋現況素図の編集）（6ページ）

改訂前 家屋現況素図の編集は、地番現況素図を基図とし、写真図などから家屋形状（軒先表示）を判読描画するものとする。

改訂後 家屋現況素図の編集は、地番現況素図を基図とし、写真図から家屋形状（軒先表示）を判読描画又は家屋形状の資料となる図面から家屋形状を取り込むものとする。

(2) 固定資産現況調査更新標準仕様書の改訂について

固定資産現況調査更新標準仕様書（平成11年3月改訂版）をつぎのとおり改訂する。

ア 家屋現況図の更新

家屋現況図の家屋形状を更新する場合、固定資産現況調査更新標準仕様書（以下「更新標準仕様書」という。）第34条（家屋異動の抽出）によると、新旧の写真図を対比・照合し、新築や滅失等の異動した家屋を抽出し、異動箇所を編集するものと規定されている。ここでは新旧写真図を対比・照合すること以外に異動した家屋の抽出する方法を規定しておらず、毎年度定期的に航空写真を撮影していない市町村においては、その間に異動した家屋形状が家屋現況図に反映されてないというのが実態である。

そこで、このような実態を回避し、課税客体をより早い時期に正確に反映した課税資料を整備するため、他の方法でも異動した家屋を抽出することを認めることとし、例えば、市町村が登記所から通知（地方税法第382条第1項）を受ける建物の表示に関する登記の関係書類の一つである「建物図面」等の情報からでも異動した家屋を抽出し、その家屋形状を「仮家屋形状」として異動箇所を編集できることとした。

なお、参考までに、自治省税務局資産評価室（現総務省自治税務局資産評価室）が実施した「固定資産の現況調査に係る航空写真の導入及び課税資料に関する調査」（調査時点平成10年度末現在：実施予定も含む）によると、固定資産税の課税客体を把握するために航空写真を活用している市町村は全市町村（3,233団体）のうち2,014団体（62.3%）となっており、うち、定期的に撮影している団体が714団体（35.5%・内訳：毎年撮影122団体・3年ごとに撮影497団体・その他95団体）、定期的に撮影していない団体が1,297団体（64.4%）、回答なしの団体が3団体（0.1%）となっている。

更新標準仕様書 第5章 家屋現況図の更新

第33条（要旨）（58ページ）

改訂前 家屋現況図の更新は、既実施事業の写真図及び家屋現況図（写）と新たに撮影し、作成した写真図を基に、家屋異動の状況を把握のうえ、家屋外形の異動を更新編集を行い家屋番号等を付し、家屋現況図、家屋異動リスト、家屋異動表示図及び不明家屋リストを作成するものとする。

改訂後 家屋現況図の更新は、既実施事業の写真図及び家屋現況図（写）と新たに撮影し、作成した写真図、又は登記所からの通知等で異動した家屋形状が明確に判断できる資料を基に、家屋異動の状況を把握のうえ、家屋外形の異動を更新編集を行い家屋番号等を付し、家屋現況図、家屋異動リスト、家屋異動表示図及び不明家屋リストを作成するものとする。

イ 家屋異動の抽出

家屋異動の抽出は、旧写真図と新写真図を対比・照合し、家屋の異動箇所を抽出す

ることとされているが、新・旧写真図の対比・照合以外の方法でも抽出できることとした。

更新標準仕様書

第34条（家屋異動の抽出）（58ページ）

改訂前 家屋異動の抽出は、既実施事業の写真図と本更新事業の写真図を対比・照合し、家屋の異動箇所を抽出するものとする。

改訂後 家屋異動の抽出は、既実施事業の写真図と本更新事業の写真図を対比・照合、又は登記所からの通知等で異動した家屋形状が明確に判断できる資料を基に家屋の異動箇所を抽出するものとする。

ウ 固定資産現況調査評価センター固定資産標準フォーマットの改訂について

標準仕様書を改訂したことにともない、固定資産標準フォーマットのレコード種別の区分「管理制御」のうち「図面第2インデックスレコード」及び「図面第3インデックスレコード」の内容の一部を改訂する。

(1) 第2インデックスレコード（図面付属情報Ⅱ）の一部を改訂する。（144ページ）

改訂前（一部）

NO	項目名	タイプ	累積桁数	内容
* 3	基礎図の種類区分	A 1	1 2	1～8の分類コード
* 4	基礎図の作成年月	A 6	1 8	「YYYYMM」形式

改訂後

NO	項目名	タイプ	累積桁数	内容
* 3	基礎図を作成するための図面の種類区分	A 1	1 2	1～8の分類コード
* 4	基礎図を作成するための図面の作成年月	A 6	1 8	「YYYYMM」形式

改訂前

③基礎図の種類（144ページ）

基礎図の種類については以下の区分コードを指定する。

基礎図の種類	コード
・不動産登記法第17条地図（地籍図等）	1
・道路台帳現況平面図	2
・下水道台帳施設平面図	3
・その他の都市施設管理図	4
・都市計画図	5
・森林基本図	6
・管内図	7
・その他	8

改訂後

③基礎図を作成するための図面の種類

基礎図を作成するための図面の種類については以下の区分コードを指定する。

基礎図を作成するための図面の種類	コード
・不動産登記法第17条地図（地籍図等）	1
・道路台帳現況平面図	2
・下水道台帳施設平面図	3

- ・その他の都市施設管理図 4
- ・都市計画図 5
- ・森林基本図 6
- ・管内図 7
- ・その他 8

改訂前

④基礎図の作成年月（144ページ）

③で用いた基礎図の作成年月までを記録する。例えば基礎図の作成年月が平成5年3月であれば、「199303」と記録する。

改訂後

④基礎図を作成するための図面の作成年月

③で用いた基礎図を作成するための図面の作成年月までを記録する。例えば基礎図を作成するための図面の作成年月が平成5年3月であれば、「199303」と記録する。

改訂前

⑤図面の縮尺（144ページ）

基礎図の縮尺については以下の区分コードを指定する。

<u>基礎図</u> の種類	コード
・1/500	1
・1/1000	2
・1/2500	3
・1/3000	4
・1/5000	5
・1/10000	6
・1/25000	7
・その他	8

改訂後

⑤図面の縮尺

基礎図を作成するための図面の縮尺については以下の区分コードを指定する。

<u>基礎図を作成するための図面</u> の種類	コード
・1/500	1
・1/1000	2
・1/2500	3
・1/3000	4
・1/5000	5
・1/10000	6
・1/25000	7
・その他	8

改訂前

⑥測量の方法（145ページ）

基礎図の測量方法については以下の区分コードを指定する。

<u>基礎図</u> の測量方法	コード
・航空写真測量	1

- ・実測測量 2
- ・道路境界線測量済 3
- ・航測と実測の併用 4
- ・その他 5

改訂後

⑥測量の方法

基礎図を作成するための図面の測量方法については以下の区分コードを指定する。

<u>基礎図を作成するための図面</u> の測量方法	コード
・航空写真測量	1
・実測測量	2
・道路境界線測量済	3
・航測と実測の併用	4
・その他	5

改訂前

⑦表現の方式 (145ページ)

基礎図の表現方式については以下の区分コードを指定する。

<u>基礎図</u> の表現方法	コード
・全面図化	1
・路線図化	2
・単路線図化	3
・その他	4

改訂後

⑦表現の方式

基礎図を作成するための図面の表現方式については以下の区分コードを指定する。

<u>基礎図を作成するための図面</u> の表現方法	コード
・全面図化	1
・路線図化	2
・単路線図化	3
・その他	4

(2) 第3インデックスレコード (図面付属情報Ⅲ) の一部を改訂する。(146ページ)

改訂前 (一部)

NO	項目名	タイプ	累積桁数	内容
* 4	<u>基礎図</u> の種類区分	A 1	2 0	1～9の分類コード
* 5	<u>基礎図</u> の作成年月	A 6	2 6	「YYYYMM」形式

改訂後

NO	項目名	タイプ	累積桁数	内容
* 4	<u>家屋形状の資料となる図面</u> の種類区分	A 1	2 0	1～9の分類コード
* 5	<u>家屋形状の資料となる図面</u> の作成年月	A 6	2 6	「YYYYMM」形式

改訂前 (146ページ)

家屋形状の資料となるNO 4の「基礎図の種類区分」が9の場合、NO 5～NO 9はブランクとなる。

改訂後

家屋形状の資料となるNO4の「家屋形状の資料となる図面の種類区分」が9の場合、NO5～NO9は ブランクとなる。

改訂前（146ページ）

④基礎図の種類

家屋形状の資料となる基礎図の種類については以下の区分コードを指定する。

<u>基礎図</u> の種類	コード
・デジタルマッピングデータ	1
・道路台帳付図	2
・下水道台帳付図	3
・都市管理図	4
・都市計画図	5
・森林基本図	6
・管内図	7
・その他	8
・基礎図なし	9

改訂後

④家屋形状の資料となる図面の種類

家屋形状の資料となる図面の種類については以下の区分コードを指定する。

<u>家屋形状の資料となる図面</u> の種類	コード
・デジタルマッピングデータ	1
・道路台帳付図	2
・下水道台帳付図	3
・都市管理図	4
・都市計画図	5
・森林基本図	6
・管内図	7
・その他	8
・ <u>家屋形状の資料となる図面</u> なし	9

改訂前

⑤基礎図の作成年月（147ページ）

④で用いた基礎図の作成年月までを記録する。例えば基礎図の作成年月が平成8年3月であれば、「199603」と記録する。

改訂後

⑤家屋形状の資料となる図面の作成年月

④で用いた家屋形状の資料となる図面の作成年月までを記録する。例えば家屋形状の資料となる図面の作成年月が平成8年3月であれば、「199603」と記録する。

改訂前

⑥図面の縮尺（147ページ）

基礎図の縮尺については以下の区分コードを指定する。

<u>基礎図</u> の縮尺	コード
・1/500	1

・ 1/1000	2
・ 1/2500	3
・ 1/3000	4
・ 1/5000	5
・ 1/10000	6
・ 1/25000	7
・ その他	8

改訂後

⑥図面の縮尺

家屋形状の資料となる図面の縮尺については以下の区分コードを指定する。

<u>家屋形状の資料となる図面の縮尺</u>	コード
・ 1/500	1
・ 1/1000	2
・ 1/2500	3
・ 1/3000	4
・ 1/5000	5
・ 1/10000	6
・ 1/25000	7
・ その他	8

改訂前

⑦測量の方法（147ページ）

基礎図の測量方法については以下の区分コードを指定する。

<u>基礎図</u> の測量方法	コード
・ 航空写真測量	1
・ 実測測量	2
・ 道路境界線測量済	3
・ 航測と実績の併用	4
・ その他	5

改訂後

⑦測量の方法

家屋形状の資料となる図面の測量方法については以下の区分コードを指定する。

<u>家屋形状の資料となる図面の測量方法</u>	コード
・ 航空写真測量	1
・ 実測測量	2
・ 道路境界線測量済	3
・ 航測と実績の併用	4
・ その他	5

改訂前

⑧表現の方式（147ページ）

基礎図の表現方式については以下の区分コードを指定する。

<u>基礎図</u> の表現方法	コード
・ 全面図化	1
・ 路線図化	2

- ・単路線図化 3
- ・その他 4

改訂後

⑧表現の方式

家屋形状の資料となる図面の表現方式については以下の区分コードを指定する。

<u>家屋形状の資料となる図面</u> の表現方法	コード
・全面図化	1
・路線図化	2
・単路線図化	3
・その他	4

改訂前 (147ページ)

⑨精度割合区分

基礎図の精度割合区分については以下の区分コードの組み合わせを指定する。

<u>基礎図</u> の精度割合	コード
・デジタルマッピングデータ	1
・航空写真測量	2
・透写法	3
・その他	8

改訂後

⑨精度割合区分

家屋形状の資料となる図面の精度割合区分については以下の区分コードの組み合わせを指定する。

<u>家屋形状の資料となる図面</u> の精度割合	コード
・デジタルマッピングデータ	1
・航空写真測量	2
・透写法	3
・その他	8

(4) 固定資産現況調査評価センター固定資産標準フォーマットの改訂について

固定資産現況データ・レイヤー分類表の改訂

従来からの新旧写真図を対比・照合する方法で抽出した家屋形状と、他の方法で抽出した仮家屋形状とを区分するため、新たに家屋レイヤーに「仮家屋形状」のサブレイヤーを追加し、仮家屋形状の情報を、ここで管理することとした。

仮家屋形状サブレイヤーで管理されている仮家屋形状について、仮家屋形状として取り扱われた後、新たに撮影された写真図と旧写真図との対比・照合を行い、その位置及び形状が正確に入力(家屋現況図に正確に表示)されているかどうか確認を行う。

仮家屋形状が正確に入力されていれば、「仮家屋形状サブレイヤー」を「家屋形状サブレイヤー」に置き換え、また仮家屋形状の位置及び形状に修正が必要であれば、修正を行ったうえで「仮家屋形状サブレイヤー」を「家屋形状サブレイヤー」に置き換えるなどの作業を行うこととする。

サブレイヤーの改訂 (177ページ)

「仮家屋形状」を追加したことにともない、サブレイヤーに「仮家屋形状」を追加する。

改訂前（一部）

レイヤーの種類	レイヤー		サブレイヤー		属性項目	フラグ区分	図形タイプ	備考
	I D	名称	I D	名称				
家屋	210	家屋形状	210010	家屋形状			ライン	

改訂後

レイヤーの種類	レイヤー		サブレイヤー		属性項目	フラグ区分	図形タイプ	備考
	I D	名称	I D	名称				
家屋	210	家屋形状	210010	家屋形状			ライン	
			<u>210020</u>	<u>仮家屋形状</u>			<u>ライン</u>	

(5) 固定資産現況調査用語の解説の改訂及び追加

改訂前（222ページ）

【基礎図・きそず】 道路台帳現況図など測量的な精度が十分保証された地形図で地番現況図作成に必要な骨格の地形図。したがって、道路台帳現況図と同等の測量精度が保証されていれば下水道台帳図やその他の管理図面でも活用できる。

改訂後

【基礎図・きそず】 写真図及び地番現況図を作成するために必要となる道路の骨格（幅員）等の地形が図示された図面をいう。

追加

【基礎図を作成するための図面・きそずをさくせいするためのずめん】

道路台帳現況図など測量的な精度が十分保証された地形図で写真図及び地番現況図作成に必要な骨格となる地形図。したがって、道路台帳現況図と同等の測量精度が保証されていれば下水道台帳図やその他の管理図面でも活用できる。

追加

【家屋形状の資料となる図面・かおくけいじょうのしりょうとなるずめん】

航空写真図以外から家屋の形状を取り込む場合に用いる図面。デジタルマッピングデータ、道路台帳付図及び下水道台帳付図等がある。

追加

【仮家屋形状・かりかおくけいじょう】

航空写真を活用しないで、登記所からの通知等で異動した家屋が明確に判断できる資料に基づき描画した形状をいう。なお、データ上は、「家屋形状」と「仮家屋形状」を分けて管理を行う。

II

固 定 資 產 現 況 調 查
導 入 編

第 1 編

固 定 資 産 現 況 調 査 標 準 仕 様 書

固定資産現況調査標準仕様書

平成 7年 3月 2日作成 平成 9年 3月 25日改訂

平成11年 3月 8日改訂 平成13年 3月 7日改訂

第 1 章 総 則

(調査の目的)

第 1 条 固定資産現況調査は、課税客体（土地及び家屋）の現況を航空写真を活用して正確かつ効率的に把握するために、写真図を基に、地番現況図、家屋現況図（不明家屋表示を含む。）及び地目現況図（不一致地目表示を含む。）などを作成し、さらに固定資産の評価に関して必要な資料を提供することを目的とする。
(平成 9年 3月改訂)

(適用範囲)

第 2 条 本仕様書は、財団法人 資産評価システム研究センター（以下「評価センター」という。）が行う固定資産現況調査事業（以下「本事業」という。）に適用するものである。(平成 9年 3月改訂)

2. 土地課税台帳及び家屋課税台帳には、土地登記簿及び建物登記簿に登録されている所要の事項が登録されていることを前提とする。(平成 9年 3月追加)

(準拠する法令等)

第 3 条 本事業の実施にあたっては、本仕様書及び成果品の作成要領並びに成果品の検査要領によるほか、次の各号に掲げる関係法令等に準拠して行うものとする。

- 1 地方税法
- 2 不動産登記法
- 3 固定資産評価基準
- 4 その他の関係法令

(平成 9年 3月改訂)

(事業の実施体制)

第 4 条 本事業は、評価センターが指定する実施地区である市町村（以下「実施地区市町村」という。）を対象として、航空測量業者（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。(平成 9年 3月改訂)

(疑 義)

第 5 条 本仕様書及び成果品の作成要領等に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、評価センターと受託者が協議のうえ、評価センターの指示に従い事業を遂行するものとする。(平成 9年 3月改訂)

(作業実施計画)

第 6 条 本事業を実施するにあたり受託者は、実施地区市町村及び評価センターと協議のうえ、次の各号に掲げる書類を作成し提出するものとする。また本書類の「写」を実施地区市町村に送付するものとする。

- 1 作業実施計画書
- 2 工 程 表
- 3 着 手 届
- 4 主任技術者及び現場代理人選任届

(平成9年3月改訂)

(主任技術者等)

第7条 受託者において選任する主任技術者は、固定資産税業務に精通した実務経験豊かな者とする。

2. 主任技術者は、実施地区市町村に対し、評価センターに代って仕様書に定められた範囲内の業務遂行をするものとする。
3. 現場代理人は、主任技術者を補佐するものとする。

(関係官公署との折衝)

第8条 本事業遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合は、評価センターと協議のうえ折衝するものとする。(平成9年3月改訂)

(損害の賠償)

第9条 本事業遂行中に受託者が評価センター及び実施地区市町村並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに評価センターにその状況及び内容を連絡し、評価センターの指示に従うものとする。損害賠償などの責任は受託者が負うものとする。

(貸与資料)

第10条 本事業を実施するうえで必要な資料(実施地区市町村以外の第三者が管理する資料を含む。)は、実施地区市町村より評価センターが認める主任技術者が貸与を受けるものとする。

2. 貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとする。

(作業経過の報告)

第11条 受託者は、本事業の実施期間中、評価センター及び実施地区市町村と緊密な連絡のもとに作業を遂行するとともに、当該事業に係る打合せ事項をその都度所定の様式で「作業経過報告書」を作成し、評価センター及び実施地区市町村に提出しなければならない。(平成9年3月改訂)

(使用する課税台帳等)(平成9年3月改訂)

第12条 本事業で使用する土地課税台帳及び土地補充課税台帳(以下「土地台帳」といい、MTを含む。)並びに家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳(以下「家屋台帳」といい、MTを含む。)は、航空写真撮影日に近い賦課期日のものとする。

2. 本事業を実施するにあたり土地及び家屋台帳から必要となる項目を抽出し、土地及び家屋マスターファイルを作成するものとする。(平成11年3月追加)

(調査時点)(平成9年3月追加)

第13条 土地の調査時点は、使用する土地台帳の賦課期日とする。

2. 家屋の形状及び地目の調査時点は、航空写真撮影日とする。

(成果品の検査・納品)

第14条 本事業の成果品については、実施地区市町村より本事業に係る作業終了の確認を得た後、主任技術者立会いのうえ、評価センターの検査を受けるものとする。(平成9年3月改訂)

2. 前項の成果品は、実施地区の市町村ごとに区分して個別に納品するものとする。

(成果品の瑕疵)

第15条 納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、評価センターの指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第16条 本事業における成果品及び中間成果品は、すべて評価センターに帰属するものとし、受託者は評価センターの許可なく使用又は流用してはならない。

(平成9年3月改訂)

(守秘義務)

第17条 受託者は、本事業の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

第2章 航空写真撮影

(要 旨)

第18条 航空写真撮影は、所定の条件でカラー航空写真ネガフィルムで撮影及び現像処理をして航空写真の出来栄を検査し、標定図を作成するものである。

(平成9年3月改訂)

(索引図の作成)

第19条 撮影計画、写真図及び地番現況図などの検索のため、管内図又は地形図を用いて索引図を作成するものとする。

(撮影計画)

第20条 撮影にあたっては、次の各号に掲げる条件を考慮して計画するものとする。

- 1 撮影縮尺は、1/5,000を標準とし、カラー撮影とする。
- 2 撮影範囲は、業務委託契約書に示す範囲とする。
- 3 撮影方向は、東西方向を標準とし、図郭の中心と撮影写真の中心をほぼ一致させるものとする。

また、必要に応じて、GPS(人工衛星による位置測定システム)航空ナビゲーションシステムを搭載するものとする。(平成11年3月改訂)

4 航空機及び撮影用カメラは、必要な性能を有するものを使用するものとする。

5 同一撮影基準面内での比高差は 300メートル以上にならないものとする。

(平成9年3月改訂)

(撮影時期) (平成9年3月改訂)

第21条 撮影時期は、評価センター及び実施地区市町村と受託者が協議して定める期間内とする。

(写真処理)

第22条 写真処理は、画像の損傷、汚染又は歪曲などが生じないように留意し、撮影完了後速やかに行うものとする。(平成9年3月改訂)

(検査・再撮影)

第23条 写真処理終了後、写真の適否について検査を行い、再撮影の必要があると認められた場合は、速やかに再撮影を行うものとする。(平成9年3月改訂)

(撮影標定図の作成)

第24条 撮影が完了した場合には、その結果に基づき縮尺1/25,000又は縮尺1/50,000の地形図に図郭割、図郭座標値、撮影コース番号、写真中心点及び写真番号などを記入した撮影標定図を作成するものとする。(平成11年3月改訂)

第3章 写真図の作成

(要 旨)

第25条 写真図の作成は、基礎図及び撮影ネガフィルムを基に、縮尺 1/1,000を標準とするカラー写真図を作成するものである。

(平成9年3月改訂)

(基礎図の作成)

第26条 写真図及び地番現況図を作成するための基礎図は、道路台帳現況平面図等(以下「基礎図を作成するための図面」という。)を用いて作成するものとする。

(平成13年3月改訂)

2. 基礎図の図郭割は、平面直角座標を基にし大きさは、内図郭60センチメートル×80センチメートルとする。
3. 基礎図の縮尺は、1/1,000を標準とする。

(写真図の作成)

第27条 写真図は、撮影ネガフィルム及び基礎図を用いて画像が鮮明でかつ色調の統一のとれたものを作成するものとする。(平成11年3月改訂)

2. 写真図の大きさは、70センチメートル×90センチメートルとし、上下左右各約5センチメートルの重なりをもたせるものとする。
3. 写真図は表面加工(ラミネート加工)を施し、テープボードをつけるものとする。

する。

4. 写真図を電子化する場合は、写真図の利用目的、利用方法等を実施地区市町村と協議し、取り込む写真、位置合わせ基図、分解能密度、色調及びデータ形式等を決定するものとする。(平成11年3月追加)

第4章 地番現況図の作成

(要 旨)

第28条 地番現況図の作成は、実施地区市町村が所有する公図と土地台帳との地番照合を行い、公図、基礎図を作成するための図面及び写真図などを利用して筆界を編集し、地番図形データファイル及び不一致地番リストを作成するものである。(平成11年3月改訂・平成13年3月改訂)

(公図複写)

第29条 実施地区市町村が所有する公図の複写図(以下「公図複写図」という。)を作成するものとする。

(地番照合)

第30条 公図複写図と土地台帳との地番照合を行い、不一致地番については、次の分類で取りまとめ、不一致地番位置表示図及び不一致地番調査表などを実施地区市町村に提出するものとする。(平成11年3月改訂)

- 1 二重地番
 - 2 無地番(地方税法第348条に定める非課税の土地を除く。)
 - 3 土地台帳にあって公図にない地番
 - 4 公図にあって土地台帳にない地番
- 不一致地番調査表には解明するための材料を付記するものとする。
2. 当該実施地区市町村によって、一定期間内に解明された不一致地番は、地番現況図に反映させるものとする。

(平成9年3月改訂)

(地番現況素図の編集)

第31条 公図複写図、土地台帳(地番・地目・地積・所有者など)、基礎図を作成するための図面及び写真図等を基にし、現況に合わせた次の事項を記載した地番現況素図を編集するものとする。(平成11年3月改訂・平成13年3月改訂)

- 1 筆界及び地番
- 2 行政界、町丁目界及び字界
- 3 道路敷線(道路敷としての筆界がない場合の現況の道路線)
- 4 町丁目名及び字名
- 5 主要な道路、河川、鉄道及び主要な施設などの名称

(平成9年3月改訂)

(地番現況素図の入力)

第32条 地番現況素図の筆界等を、座標読取り装置を用いて電子計算機に地番区域単位になるように入力し、地番図形データとしてファイルを作成するものとする。

(平成9年3月改訂・平成11年3月改訂)

2. 地番図形データファイルは、筆界、字界、町丁目界及び道路界など所定の項目ごとにレイヤー区分とする。(平成9年3月改訂・平成11年3月改訂)

3. 各筆の地番図形データは、地番を付加した「面情報」とする。

(平成11年3月改訂)

(地番の突合せ)

第33条 入力した筆ごとの地番図形データは、土地マスターファイルの内容と突合せし、不一致の筆については不一致地番リスト及び不一致地番表示図を作成するものとする。(平成9年3月改訂・平成11年3月改訂)

(地番現況図の出力)

第34条 地番現況図は、地番図形データファイルを用いてカラー静電プロッター等で出力するものとする。(平成9年3月改訂・平成11年3月改訂)

第5章 家屋現況図の作成

(要 旨)

第35条 家屋現況図の作成は、地番現況図上に写真図又は家屋形状の資料となる図面を利用して家屋形状を編集し、家屋台帳に登録されている課税客体として特定できるものには家屋番号を家屋形状に付し、特定できなかった家屋形状については不明家屋リスト及び家屋現況図(不明家屋表示を含む。)を作成するものである。(平成9年3月改訂・平成11年3月改訂・平成13年3月改訂)

(家屋現況素図の編集)

第36条 家屋現況素図の編集は、地番現況素図を基図とし、写真図から家屋形状(軒先表示)を判読描画又は家屋形状の資料となる図面から家屋形状を取り込むものとする。(平成13年3月改訂)

(家屋現況素図の入力)

第37条 家屋現況素図の家屋形状を座標読取り装置を用いて電子計算機に地番区域単位になるように入力し、家屋図形データとしてファイルを作成するものとする。

(平成9年3月改訂・平成11年3月改訂)

2. 各家屋形状の家屋図形データは、一家屋ごとに「面情報」とする。

(平成9年3月改訂・平成11年3月改訂)

(家屋形状への付番作業の準備)(平成9年3月追加)

第38条 家屋形状への付番作業の準備として、家屋台帳の家屋番号欄に番号の記載のないものについては、仮の家屋番号を付すものとする。

2. 家屋形状の付番特定を行うために必要な作業用台帳リストは、土地・家屋マスターファイルより作成するものとする。(平成11年3月改訂)

3. 家屋形状の付番特定を行うために必要な作業用図面は、地番・家屋図形データファイル及び土地・家屋マスターファイルより作成するものとする。

(平成11年3月改訂)

(家屋形状への付番特定)(平成9年3月追加)

第39条 家屋形状への付番特定は、前条において作成した資料等を基に、家屋調査票、家屋配置図及び写真図を用い家屋形状に付番を行うものとする。

2. 家屋形状に付番特定できなかった不明家屋については、実施地区市町村に報告し、当該実施地区市町村によって一定期間内に解明された家屋は、本作業に反映させるものとする。

(家屋付番のデータ入力)(平成9年3月追加)

第40条 前条において付番された家屋番号等の情報は、地番・家屋図形データファイルに電子計算機で入力するものとする。(平成11年3月改訂)

(家屋番号の突合せ)(平成9年3月追加)

第41条 地番・家屋図形データファイルと土地・家屋マスターファイルとの家屋番号等を突合せ、第40条の結果と一致しているかどうかの点検を行うものとする。

(平成11年3月改訂)

(不明家屋リストの作成)(平成9年3月追加)

第42条 不明家屋リストは、不明家屋について地番・家屋図形データファイル及び土地・家屋マスターファイル等を用いて作成するものとする。(平成11年3月改訂)

2. 不明家屋については、不明家屋データファイルを作成するものとする。

(家屋現況図の出力)

第43条 家屋現況図(不明家屋表示を含む。)は、地番・家屋図形データファイルを用いカラー静電プロッター等を用いて出力するものとする。(平成9年3月改訂・

平成11年3月改訂)

第6章 地目現況図の作成

(要 旨)

第44条 地目現況図の作成は、土地台帳の課税地目と写真図から判読した現況地目との照合を行い、地目現況図(不一致地目表示を含む。)及び不一致地目リストを作成するものである。(平成9年3月改訂)

(課税地目の出力)

第45条 課税地目は、地番・家屋図形データファイル及び土地マスターファイルを用いて、地番をキーとして課税地目などを電子計算機により合成し、カラー静電プロッター等で出力するものとする。(平成9年3月改訂・平成11年3月改訂)

(地目照合及び不一致地目の調査)

第46条 地目照合及び不一致地目の調査は、別に定める地目判読基準に従い、写真図から現況地目を判読し、その結果と課税地目を照合比較し、課税地目と現況地目が不一致の場合は課税地目の出力図に判読した現況地目を表示した地目現況図（不一致地目表示を含む。）を作成するとともに、不一致地目については、不一致地目リストを作成するものとする。

2. 不一致地目の認定処理は、実施地区市町村が行うものとする。

(平成9年3月改訂)

第7章 成 果 品

(地番家屋現況図データファイルの作成)

第47条 地番家屋現況図データファイルは、別途評価センターが定める評価センター固定資産標準フォーマット（Version 2.0）により作成するものとする。

(平成9年3月改訂)

(成 果 品)

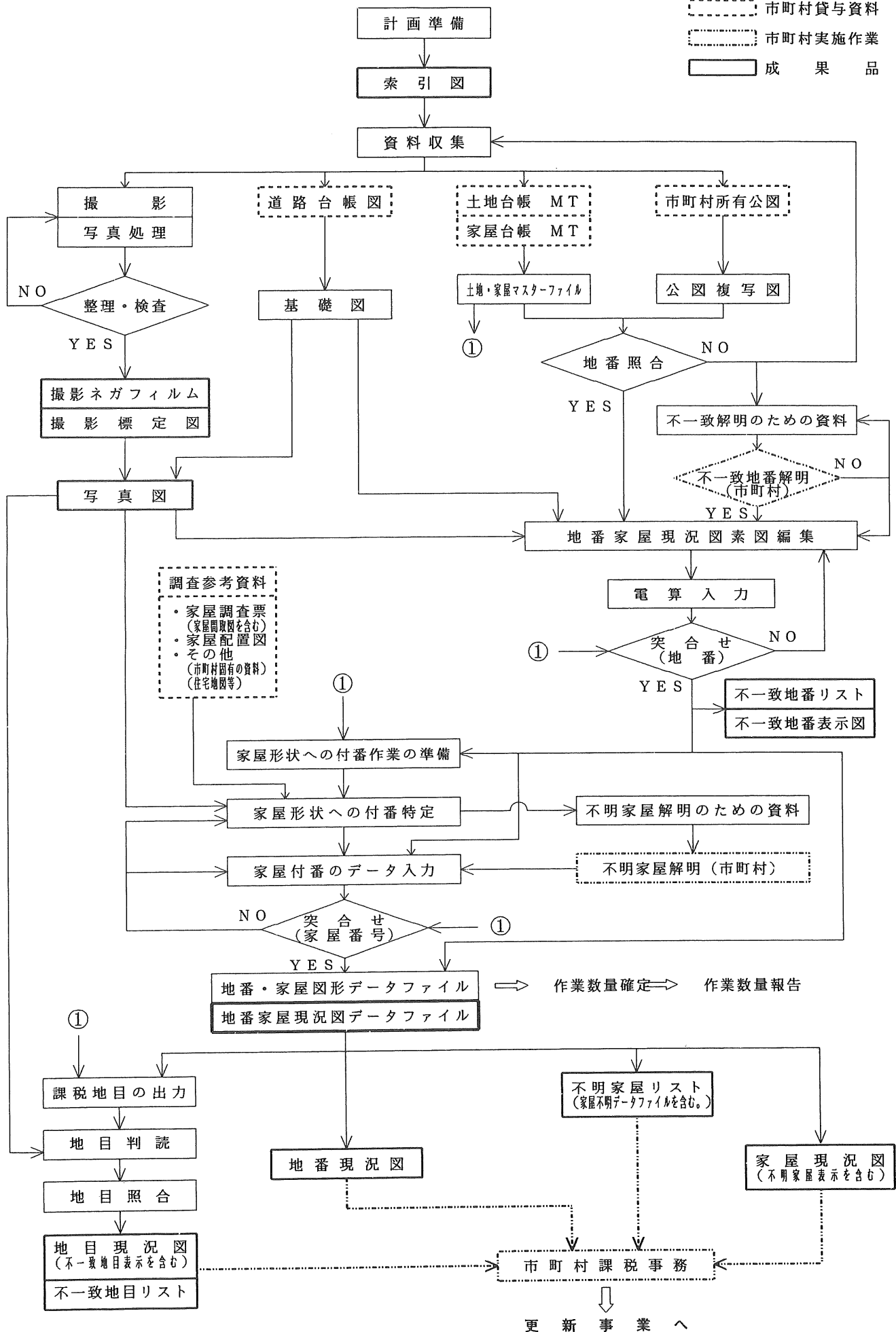
第48条 本事業の成果品は、次のとおりとする。(平成11年3月改訂)

1	撮影ネガフィルム（保管証）	一式
2	索引図	一式
3	カラー密着写真（アルバム製本）	一式
4	撮影標定図	一式
5	写真図	一式
6	不一致地番リスト	一式
7	不一致地番表示図	一式
8	地番家屋現況図データファイル 〔評価センター固定資産標準フォーマット（Version 2.0）〕	一式
9	地番現況図	一式
10	家屋現況図（不明家屋表示を含む。）	一式
11	不明家屋リスト（不明家屋データファイルを含む。）	一式
12	地目現況図（不一致地目表示を含む。）	一式
13	不一致地目リスト	一式
14	作業報告書	一式

(平成9年3月改訂・平成11年3月改訂)

固定資産現況調査フローチャート

 市町村貸与資料
 市町村実施作業
 成 果 品



第 2 編

固 定 資 産 現 況 調 査

成 果 品 の 作 成 要 領

第1章 目 的

「固定資産現況調査成果品の作成要領」は、別に定める「固定資産現況調査標準仕様書」に従って実施する固定資産現況調査に係る成果品の作成要領等について定める。

第2章 成果品の作成要領

固定資産現況調査の航空写真撮影、写真図の作成、地番現況図の作成、家屋現況図の作成及び地目現況図の作成についての各工種の作成要領及び留意点等について詳記する。

なお、貸与された資料については、その使用及び保管に関して十分注意するものとする。

2-1 索引図の作成

写真図及び各種現況図の検索を容易にするために索引図を作成する。表現する内容は次のとおりとする。

1. 索引図に表現する内容

- ・作成は、実施地区の市町村単位とする。
- ・使用する図面は管内図、地形図の1/25,000又は1/50,000とし、表現する内容は標題、市町村界、図郭線及び図面番号とする。
- ・地図様式参照（地図様式-1）

(1) 標題

- ・名称……………〇〇市索引図（1：1,000）
- ・字大……………7.0～10.0mm等線体
- ・線号……………0.8mm（16号線）
- ・字隔……………1/2字隔

(2) 市町村界

該当する市町村界を0.3mm（6号線）の実線で結ぶ。

(3) 図郭線

- ・図郭割は当該市町村全域の行政区域全体を対象として作成し、当該事業の対象地域にかかる図郭の外周については区分して表示する。（0.7mm 14号線）
- ・図郭線は、国土基本図の図郭割に準拠し、1/5,000国土基本図の図郭（縦3.0km、横4.0km）を縦・横とも5等分し、25分割（縦0.6km、横0.8km）とする。
- ・縮尺1/1,000の図面番号は、国土基本図と同様とする。

01	02	03	04	05
06				
11		(XY)		
16				
21				25

(XY)：1/5,000図面番号（ただし、当該図郭の1/1,000図面番号は省略する。）

01, 02 ……25：1/1,000図面番号

- ・縮尺1/500の図面番号は、縮尺1/1,000図郭を縦・横とも2等分して4分割（縦0.3km、横0.4km）とする。

1	2
3	4

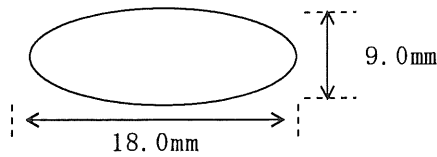
- ① 1 / 5,000の図郭線
 - ・ 0.7mm (14号線) で表示する。
- ② 1 / 1,000の図郭線
 - ・ 0.2mm (4号線) で表示する。
- ③ 1 / 500の図郭線
 - ・ 0.15mm (3号線) で表示する。
- ④ 当該事業の外周図郭線
 - ・ 0.7mm (14号線) で表示する。

(4) 図面番号

基本図のメッシュ番号を標準とする。

① 1 / 5,000図番号

下記の○の中に1 / 5,000図面番号の下2桁の数字のみを記入する。



- ・ 字大…………… 5.0～ 7.0mm
- ・ 線号…………… 0.4～ 0.5mm (8～10号線)
- ・ 字隔…………… 1 / 2字隔

② 1 / 1,000図番号

- ・ 字大…………… 5.0～ 7.0mm
- ・ 線号…………… 0.35～ 0.5mm (7～10号線)
- ・ 字隔…………… ベタ

当該市町村においてユニーク番号を必要とする場合は、基本図メッシュ番号の右に () で記入する。

③ 1 / 500図面番号

- ・ 字大…………… 3.0～ 5.0mm
- ・ 線号…………… 0.2～ 0.4mm (4～6号線)
- ・ 字隔…………… ベタ

作成した図面の位置のみに表示する。

例

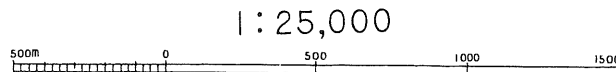
03	1	2
事業対象地域	事業対象区域外	

←図面作成していない場合は図面番号を表示せず斜線を記入する。ただし、地形図1/50,000を使用した場合は、1/500図の付番方法の凡例を付して番号の記入を省略

(5) 図面の縮尺

使用図面の縮尺を図面中央下に記入 (貼込む。)

例



ただし、1/25,000及び1/50,000図をそのまま使用した場合は、地形図のスケールバーの位置のままでよいものとする。

2-2 撮影計画

撮影の方向は、東西コースを標準とする。なお、対象となる地域の地形等により合理性を欠く場合は、南北コースまたはその他の撮影（写真図及び各種図面も同様とする。）であっても可能とする。ただし、事前に評価センターと協議をすること。

2-3 撮影標定図の作成

1. 撮影標定図に表現する内容

撮影完了後、写真処理及び整理並びに検査を実施し採用された結果については、撮影標定図としてまとめる。撮影標定図として表現する内容は次のとおりとする。

- ・実施地区の市町村単位とし、1/25,000又は1/50,000地形図を用いて作成する。
- ・表現する内容は撮影コース番号、写真中心点、写真番号、撮影される区域、図郭線及び撮影諸元等を表示する。
- ・地図様式参照（地図様式-2）

(1) 標題

- ・名称……………撮影標定図
- ・字大……………7.0mm 等線体
- ・線号……………0.7mm（14号線）
- ・字隔……………2字隔

(2) 以下の撮影に関する記録はタイトルボックスにまとめる。

- ①地区名
- ②整理番号
- ③カメラ
- ④撮影間隔
- ⑤コース
- ⑥撮影年月日
- ⑦撮影縮尺
- ⑧撮影基準面
- ⑨摘要（2字アキ）
- ⑩提供（ 〃 ）

財団法人 資産評価システム研究センター（人と資の間1字アキ）

⑪製作（2字アキ）

○×航空測量株式会社（受託者名）

- ・字大……………4.0mm 明朝体
- ・字隔……………上記表示ある箇所以外はベタとする。

2. 記入要領

- ・タイトルボックスは、下記の記載例を標準とする。
- ・タイトルボックスの位置は、図面右下を標準とするが、図面全体のバランスを考慮して貼付する。

①地区名

契約のさいに示す地区名とする。

②整理番号

契約のさいに示す番号とする。

③カメラ

使用カメラを記入する。

例 RC-20

④撮影間隔

撮影中心点間隔（平均）を記入する。

例 中心撮影であれば 800m

⑤撮影状況（コース、撮影年月日、撮影縮尺、撮影基準面、摘要）

撮影諸元を記入する。

例 通常の撮影

1～11コースを平成△年△月△日撮影、縮尺1：5,000、
基準面650mの場合

撮 影 標 定 図				
地区名	○ ○ 地 区	整 理 番 号	95-××-××××	
カメラ	RC-20	撮 影 間 隔	800m	
コース	撮 影 年 月 日	撮 影 縮 尺	撮 影 基 準 面	摘 要
C1～C11	平成△年△月△日	1：5000	650m	

ただし、撮影年月日及び撮影基準面が異なる場合は行を改める。

例 再撮影があった場合

前条件の3コースの1部に再撮影があった場合

撮 影 標 定 図				
地区名	○ ○ 地 区	整 理 番 号	95-××-××××	
カメラ	RC-20	撮 影 間 隔	800m	
コース	撮 影 年 月 日	撮 影 縮 尺	撮 影 基 準 面	摘 要
C1～C11	平成△年△月△日	1：5000	650m	
C3A	平成△年△月×日	〃	〃	一部再撮影
C4～C11	平成△年△月△日	〃	〃	

⑥提供 財団法人 資産評価システム研究センター

⑦製作 ○×航空測量株式会社
例

提供	財団法人 資産評価システム研究センター
製作	○○航空測量株式会社

3. 図面表示要領

(1) 撮影中心点の表示

- （撮影された中心点は丸印とする。）
- 使用図面の縮尺によってφ2.0～4.0mmとする。
- 中心点と中心点を結ぶ線号は0.2mm（4号線）とする。

(2) 撮影線

・通常の場合

—○—○—○—○— 線号 0.2mm（4号線）で各主点間を結ぶ。

・一部再撮影の場合

$\begin{array}{ccccccc} & \times \times \times & & \times \times \Delta & & \square \square & & \square \square \times & & \times \times \square \\ C 3 & \bigcirc - \bigcirc - \bigcirc & & \bigcirc - \bigcirc - \bigcirc - \bigcirc - \bigcirc & & \bigcirc - \bigcirc - \bigcirc & & & & \\ & & & C 3 A & & & & & & C 3 \end{array}$

再撮影区域については、撮影線を切り離して表示し、写真番号を表示する。

・1コースすべて再撮影の場合はAを付して再撮影のみを表示する。

C 4 A ○—○—○—○

(3) コース番号

・該当地区の西側（南北コースの場合は南側）の外側へ20mmの位置にC××と記入する。

・同一コース内において、比高差が300m以上ある場合は基準面を変更して次の表示をする。

- ・基準面の一番低い区域 L
- ・基準面の中間の区域 M
- ・基準面の一番高い区域 H
- ・字大は4.0～7.0mmとし線号は0.5mm（10号線）とする。

表示例

$\begin{array}{ccc} C 1 L & & C 1 M & & C 1 H \\ \bigcirc - \bigcirc - \bigcirc - \bigcirc - & & \bigcirc - \bigcirc - \bigcirc - \bigcirc - & & \bigcirc - \bigcirc - \bigcirc - \bigcirc - \end{array}$

・2区域の場合は、L、Hとする。

・3区域以上の場合は、L、M₁、M₂、……M_n、Hとする。

(4) 写真番号

撮影開始、撮影終了は該当番号（カウンター番号）とし、中間は末尾“0”“5”の番号を記入する。ただし、オーバーラップをさせて撮影した場合は、写真の中心点

が図面の中心に近い写真を採用し、その中心点をプロットし、すべての写真番号を記入する。

- ・字大は 3.0～ 5.0mm とし、線号は 0.2mm（4号線）とする。

(5) 撮影されている範囲

東北端、東南端、西北端、西南端の四隅の写真について撮影されている範囲を表示する。

- ・線号 0.2～ 0.3mm（4～6号線）

(6) 図郭線

当該事業の対象図郭線を記入し、外周の四隅には図郭座標値（平面直角座標値）を記入する。なお、図面番号は必要に応じて記入する。（記入する場合は、索引図と同様とする。）

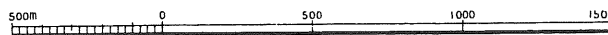
- ・線号 0.3mm（6号線）
- ・字大 3.0～ 5.0mm

(7) 図面縮尺

使用地形図の縮尺を図面中央下に記入する。

例

1:25,000



ただし、1/25,000・1/50,000図を全面使用している場合は地形図のスケールバーの位置のままよいものとする。

2-4 写真図の作成

写真図は、地形の高低差による歪みや写真撮影時の傾きが最小となるよう、基礎図の道路網などにより写真画像を調整し、縮尺や範囲を決め焼付をする。写真図は、現像ムラのないように仕上げることをとする。

1. 基礎図の作成

基礎図の図郭は 1/5,000国土基本図の図郭割に準拠し、縦・横の図郭を5等分し、25分割の縮尺 1/1,000を標準とする。基礎図の内容は原則として筆や家屋の位置基盤として道路台帳現況平面図(1/1,000以上)を用いて道路及び家屋形状(図化されている場合)を複製して作成するものとする。

2. 写真図の装丁

写真図については、表面加工(ラミネート加工)を施すとともに、テープボードを付けて成果品とする。

(1) テープボードの材質

- ・テープボードの材質については、厚手紙製又は塩化ビニール製のいずれでもよいものとする。

(2) テープボードに記載する内容

記載する内容は、標題、写真図番号、写真縮尺、撮影年月日及び方位とする。

▪ 地図様式参照（地図様式－3）

① 標題

- ・ 名称……〇〇市写真図
- ・ 字大…… 8.0～12.0mm
- ・ 線号…… 0.8～ 1.2mm（16～24号線）等線体
- ・ 字隔……ベタ又は1/2字隔

② 写真図番号

イ. 写真図番号

写真図番号は、各種図面番号と同一とし、付番については2－1 索引図の作成（P－31）を参照。

ロ. 上段（国土基本図に基づく番号）

- ・ 字大…… 5.0～ 7.0mm
- ・ 線号…… 0.5～ 0.8mm（10～16号線）等線体

ただし1/500 図作成の場合は1/25分割番号の後に 1/500図の番号を記入する。

ハ. 下段（市町村独自番号）

市町村と協議し、必要がある場合は記入するものとする。記入要領は、ロ. 上段と同様とし（ ）書きとする。

③ 写真縮尺

- ・ 名称……縮尺 1 : 1,000
- ・ 字大…… 5.0～ 7.0mm
- ・ 線号…… 0.5～ 0.8mm（10～16号線）等線体
- ・ 字隔……縮尺と1の間は1字、他はベタ

④ 撮影年月日

- ・ 名称……平成 △ 年 △ 月 △ 日 撮影
 - ・ 字大…… 5.0～ 7.0mm
 - ・ 線号…… 0.5～ 0.8mm（10～16号線）等線体
 - ・ 字隔……撮影の前は1字隔、他はベタ
- ただし、字大は③写真縮尺と同じとする。

⑤ 方位

方位は、北を上にして西側にテープボードを着装した標準の場合は不要とするが、他の場合は記入する。

- ・ 形状……＋と◎の組合せ（上側にNの印）
- ・ 大きさ……＋は40.0mmと20.0mm ◎はφ15.0mmと13.0mm

3. カラー密着写真

現況図作成区域を対象としてカラー密着写真を作成し、アルバム製本で成果品とする。

(1) 標題

- ・ 名称……〇〇市平成××年度カラー密着写真
 - ・ 字大等……自由とする。
- アルバムの表紙及び背表紙に記載。

(2) 提供及び製作

①提供 財団法人 資産評価システム研究センター

②製作 ○○航空測量株式会社

字大等は自由とする。

4. 写真図の電子化

写真図を電子化する場合

(1) どのような方法で電子化を行ったか、カタログを作成する。

- ・取り込む写真……どんな写真から電子化を行ったか明記する。
- ・位置合わせ基図……どんな図面を用いて位置合わせを行ったか明記する。
- ・分解能密度……分解能密度を明記する。
- ・色調……色の割り振り方法は、どのように行ったか明記する。
- ・データ形式……ファイルの形式及び圧縮の有無について明記する。

(2) 電子化をするにあたっての標準

- ・取り込む写真……データを取り込む写真は、密着写真（縮尺1/5000）、5倍引き伸ばし写真（縮尺1/1000）等が考えられるが、現在、一般的に用いられている入力機器や入力経費等を考慮して密着写真を標準とする。
- ・位置合わせ基図……写真データに公共測量座標を付加するための位置合わせ基図は、標準仕様書で定める「基礎図」を用いるものとする。
- ・分解能密度……写真判読の精度、データ容量、表示速度等を考慮して密着写真における入力密度を概ね500DPIとする。
- ・色調……256色を標準とする。
- ・データ形式……カラー写真データのファイル形式、圧縮形式は、汎用性の高い形式を市町村と協議して決定する。単位は、「地番現況図（1/1000）」一面を最小単位とする。

2-5 地番現況図の作成

1. 地番照合

(1) 土地マスターファイルの作成

土地台帳から、本事業に必要なとなる項目（地番・所有者・地積・表示登記年月日・登記地目・課税地目等）を抽出し、土地マスターファイルを作成する。

(2) 公図複写図

公図の複写にあたっては、市町村所有の公図を複写することを標準とするが、市町村と協議の結果、必要がある場合は法務局の公図を複写することができるものとする。

(3) 地番照合

地番照合は、土地マスターファイルから作成した地番照合用のリスト等と公図複写図の地番とを照合し、地番を把握するもので、公図複写図と異なる不一致地番に

については、解明のための理由等を示した不一致地番調査表及び不一致地番位置表示図等の資料を作成するものとする。

なお、地番照合に使用する土地台帳の調査時点は表 2-5-1「固定資産現況調査事業における使用する台帳及び調査時点の考え方」によるものとする。

(4) 不一致地番調査表及び不一致地番集計表の作成

- 不一致の内容によって、次の4種類に分類した不一致地番調査表を作成する。

また、当該調査表の内容をもとに大字ごとにとりまとめて、不一致地番集計表も併せて作成する。

イ. 二重地番（一つの地番区域内にあるメガネ地番とは異なる同じ地番の土地）

ロ. 無地番（地方税法第 348条に定める固定資産税の非課税の範囲の土地を除く）

ハ. 土地台帳にあって公図にない地番

ニ. 公図にあって土地台帳にない地番

- 無地番（例. 赤線・青線等）は、地番現況図上に無地番である記号（無）を付記するとともに必要がある場合は、管理番号を付して不一致地番調査表に記入するものとする。（管理番号の付設については下記に定める。）

『無地番の管理番号の付設要領』

- 管理番号は各図面単位で 1, 2, 3 …… n とする。（西より東、北より南への付設を標準とする。）
- 1 筆が数面にわたる場合は、図面番号の若い調査表に記載し、他には記載しないものとする。（詳細欄にその旨を記載する。）
- 不一致地番調査表記載は、本番欄に“9999”とし、枝番に 0001, 0002, 0003, …… XXXX と記載する。

不一致地番調査表及び不一致地番集計表の記載については、別に定める調書様式 1-1（P-131参照）、調書様式 1-2（P-132参照）によるものとする。

なお、不一致地番調査表の記載内容は次のとおりとする。

①調査期間

市町村において調査した期間を記入するため記載不要

②土地台帳の賦課期日

地番の突合せのさいに使用した土地台帳の賦課期日を記入する。

③大字、小字名コード

法務局で保管している不動産登記法による地番区域ごとに大字、小字のいずれかの名称、コードを記入する。

④作成年月日

本調査表の作成年月日を記入する。

⑤整理番号

不一致地番の発生した箇所により、1, 2, 3, …… n と記入する。（表示図と同一番号とする。）

⑥図面番号と位置索引符号

地番現況図の該当図面番号を記入する。

不一致地番の位置が図面のどこにあるか検索しやすいように図面を16等分し、その地番の位置索引符号を記入する。

固定資産現況調査事業における使用する台帳及び調査時点の考え方

	例. I	例. II
事業実施期間		
土地 (地番)	<p>調査時点：初年度の1月1日 使用する土地帳：初年度の1月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の1月1日の市町村所有の地籍図（公図）を基として作業をスタートし、初年度の1月1日までの1年間の異動については土地登記済通知書により修正する。 初年度の1月1日の市町村所有の地籍図（公図）を基とする。 作業着手後法務局の地籍図（公図）を複写しこれを基として作業をスタートし、複写日より初年度の1月1日までの異動については土地登記済通知書により修正する。 初年度の1月1日以降の異動は更新事業の対象となる。 	<p>調査時点：前年度の1月1日 使用する土地帳：前年度の1月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の1月1日の市町村所有の地籍図（公図）を基として作業をするため基準日は同じとなる。 作業着手後法務局の地籍図（公図）を複写してこれを基として作成した場合は、1月1日より複写日までの間は不一致地番として処理される。 前年度の1月1日以降の異動は更新事業の対象となる。（初年度の1月1日を基準日とした場合は初年度の1月1日以降が更新事業の対象となる。） 市町村との協議によって初年度の1月1日を調査基準日とすることも可能である。
家屋番号の特定	<p>調査時点：10月10日 使用する家屋帳：初年度の1月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> 10月10日より初年度の1月1日の間は写真図に写らないため家屋形状の異動については表現されない。 家屋番号の突合せについては、10月10日より初年度の1月1日の間の異動家屋については不明家屋（滅失家屋）として処理される。 初年度の1月1日以降の異動については、更新事業の対象となる。 市町村の要望により初年度の1月1日の状況で表現することも可能であるが、この場合異動家屋について処理が必要である。 	<p>調査時点：5月10日 使用する家屋帳：前年度の1月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の1月1日より5月10日の間の家屋形状の異動についても表現される。 この間の異動家屋については、滅失家屋については家屋台帳に登録されていて家屋形状がない状況であり、新築家屋は家屋台帳に未登録で家屋形状がある状況で未評価家屋となる。 家屋番号の突合せについては、前年度の1月1日より5月10日までの間の異動家屋については、滅失家屋又は未評価家屋として処理される。 撮影日以降の異動については更新事業の対象事業となる。 市町村との協議によって初年度の1月1日の家屋台帳を使用することも可能である。
地目	<p>調査時点：10月10日 使用する土地帳：初年度の1月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> 10月10日より初年度の1月1日の間の地目の異動については、不一致地目として処理されるか、課税に反映されないこととなる。 初年度の1月1日以降の異動については、更新事業の対象となる。 	<p>調査時点：5月10日 使用する土地帳：前年度の1月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> 初年度1月1日より5月10日までの異動については、不一致地目として処理される。 撮影日以降の異動については、更新事業の対象となる。

例

A1	A2	A3	A4
B1	B2	B3	B4
C1	C2	C3	C4
D1	D2	D3	D4

ただし、電子計算機を活用する場合は、市町村と協議のうえ16等分以上に区別することができるものとする。

⑦所在地

不一致地番調査表は、整理番号順に記載する。

ただし、無地番については、管理番号（別に定める。）を所在地番欄に記入する。

⑧不一致内容

イ. 表示内容

重地番：二重地番

無地番：無地番

公なし：土地台帳にあって、公図にない地番

台なし：公図にあって、土地台帳にない地番

その他：上記以外の理由により不一致となった地番

詳細：その他の不一致理由を記入する。

ロ. 記入

不一致の該当欄に○印を記入する。

ただし、“公なし”で該当筆が非課税の筆である場合は◎印で記入する。

⑨資料公図

不一致となった該当筆の箇所を複写して資料番号（整理番号と同一番号とする。）を記入する。

⑩処理方法、確認

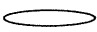
市町村での処理結果を記入するため記載不要。

（不一致地番調査表を電子計算機により作成する場合は、同様式の内容を満たしていれば、必ずしも別に定める様式でなくてもよいものとする。）

(5) 不一致地番位置表示図の作成

地番照合の結果、不一致となった土地については、以下に示す要領によって不一致地番位置表示図を作成するものとする。

①不一致箇所の表示

公図複写図の不一致地番を緑色鉛筆を使用して （該当地番が入るように縦 3.0～ 5.0mm、横10.0～12.0mm）で囲む。

②整理番号

整理番号は地番区域ごとに 1, 2, 3…n を緑色の鉛筆を使用して φ 7.0～10.0mm の中に記入する。

2. 地番現況素図の編集

地番現況素図の編集は、公図複写図、土地マスターファイル、基礎図及び写真図を使用し、写真図より得られる現況に基づいて編集を行うものとする。

ただし、不動産登記法第17条地図（以下「17条地図」という。）区域については17

条地図複写図を基として実施するものとする。

▪ 編集にあたっての留意点

- ・ 公衆用道路、河川、用悪水路等に地番が存在する場合はこれを編集、表示する。
- ・ 地番のない道路、水路（赤線、青線）については、市町村と協議し、必要がある場合は公図複写図で道路・水路を文字等で明確に区分してある箇所に関し所定の記号で表示する。（赤線は道、青線は水とする。）
- ・ 図郭線を跨がる筆界線及び地番は、隣り合う図面間において接合を取るものとする。
- ・ 市町村間の不確定な行政界の表示については「面情報」とするため、市町村と協議のうえ決定する。
- ・ 道路敷線としての筆界がない場合は、現況の道路線を背景データとして表示する。
- ・ 筆界未定線

地籍測量の結果等により筆界が未定となっている地域については、数地番を合わせて表示するものとする。なお、市町村との協議により参考資料図（例、旧公図等）の提示箇所に関し筆界未定線を現況に基づいて（写真図等）編集し、仮の筆界線を破線で表示することができるものとする。

3. 地番現況素図の入力

(1) 地番現況素図の入力

- 編集された地番現況素図を基として、座標読み取り装置を用いて電子計算機に入力し地番図形データとしてファイルを作成するものとする。
- 各情報項目は、定められたレイヤー区分に従い入力するものとする。
- 各筆ごとの地番図形データは、地番等をキーとした面情報とする。〔IV 評価センター固定資産標準フォーマット（Version 2.0）資料-3 面情報の定義参照〕
- 入力のさいの読み取り精度は、図上 0.5mm以内とする。
- 図郭線を跨がる筆界線は、隣り合う図面接合部において同一座標とする。

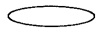
(2) 地番の突合せ

入力地番データと土地マスターファイルの地番を突合せ、作業上生じたミスを除き、かつ不一致地番調査表との整合性を確認する。

(3) 不一致地番表示図の作成

不一致となった地番については、別に定める地図様式-7（不一致地番表示図 P-166参照）により記入するものとする。

① 不一致箇所の表示

不一致地番を緑色鉛筆を使用して （該当地番が入るように縦 3.0～5.0mm、横 10.0～12.0mm）で囲む。なお、カラー静電プロッター等で出力する場合は、別途協議して定めることができる。

② 整理番号

イ. 新たに整理番号を表示

新たに整理番号を表示する必要がある場合は、地番現況図単位に西より東、北より南に 1, 2, 3, ……n（地番の昇順とする。）を緑色鉛筆を使用して φ 7.0～10.0mm の中に記入する。

ロ. 不一致地番調査表の整理番号を使用

不一致地番調査表作成のさいの整理番号を使用する場合は、地番区域ごとに付された1, 2, 3, ……nの整理番号のうち解明された整理番号を除外して表示するものとする。

(4) 不一致地番リストの作成

不一致地番リストは、市町村が解明作業をした結果後においても、不一致地番として取り扱うこととした土地について不一致地番調査表に準じて作成するものとする。

(5) 地番図形データファイルの作成

地番図形データファイルは、評価センター固定資産標準フォーマット（Version 2.0）を参照して、条件を満足させる情報及びデータの構成であること。

4. 地番現況図の出力

・漢字及びその他の文字を含んだ地番の表示

漢字及びその他の文字を含んだ地番の表示は、土地マスターファイルの地番コードから漢字及びその他の文字対応テーブルにより変換し、文字と数字で出力するものとする。漢字の大きさ、色については地番表示の数字と同等とする。

・出力には、所要の性能を有するカラー静電プロッター等を使用する。

・出力紙は、カラー静電プロッター用の普通紙を標準とする。

・出力図は 1/1,000を標準とし、内図郭は60cm×80cmとする。

・出力図には 2-9 各種現況図の表現様式に定める所要の整飾を施すものとする。

2-6 家屋現況図の作成

1. 家屋現況素図の編集

・家屋現況素図の編集は、地番現況素図及び写真図などから、家屋と想定される家屋の形状（軒先表示）を判読描画する。

・図郭線を跨がる家屋については、隣り合う図面間において接合を取るものとする。

2. 家屋現況素図の入力

(1) 編集された家屋現況素図を基として、座標を入力する。

・座標読み取り装置を用いてコンピュータに入力し家屋図形データとしてファイルするものとする。

・各情報項目は、定められたレイヤー区分に従い入力するものとする。

・各家屋形状の家屋図形データは、一家屋ごとに家屋番号等を付加した「面情報」とする。

・入力のさいの読み取り精度は、図上 0.5mm以内とする。

・図郭線を跨がる家屋については、隣り合う図面接合部において同一座標とする。

(2) 家屋マスターファイル

家屋台帳から家屋所在地番、所有者、表示登記年月日、家屋番号、連絡コード、種類、構造、床面積等の項目を抽出し、家屋マスターファイルを作成する。

(3) 家屋図形データファイルの作成

家屋図形データファイルは、評価センター固定資産標準フォーマット（Version 2.0）を参照して、条件を満足させる情報及びデータの構成であること。

2-7 家屋付番調査

家屋付番調査は、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されている課税客体が航空写真等の資料により作成した家屋現況図の家屋形状（以下「家屋形状」という。）と一致するかどうかを特定要件項目により確認し、一致したものについては当該課税客体の家屋番号を付番する作業を行うとともに、特定要件項目の基準に照らした結果、特定するに至らなかった家屋について、その状況を整理し当該家屋形状に家屋特定表示記号を表示するとともに当該リストを市町村に提示することを目的とする。

1. 家屋付番調査の基本的な考え方

(1) 家屋形状への付番特定

家屋現況図上の家屋形状に家屋番号を付番特定する作業は、家屋台帳及び土地台帳に登録されている付番特定のために必要な特定要件項目に基づいて行うものである。（表 2-7-1 参照）

(2) 家屋形状に付番する家屋番号

家屋付番調査では、家屋台帳と家屋形状とを関連付けるコードとして家屋番号を用いる。

家屋形状を特定するために付番する番号は、次に定める家屋番号を用いるものとし、家屋現況図の一つの家屋形状に一つの家屋番号を付番することを標準とする。

なお、数個の家屋が効用上一体として利用される場合、主たる家屋以外の家屋（以下「附属家屋」という。）については、記号を付して管理するものとする。

①家屋課税台帳に登録されている場合

地方税法第 381条第 3 項に規定する家屋番号とする。

②家屋補充課税台帳に登録されている場合

地方税法第 381条第 4 項に規定する家屋番号とする。

③家屋台帳の家屋番号欄に番号の記載がない場合

家屋台帳の家屋番号欄に番号の記載がない場合は、当該家屋番号欄に別に定める仮の家屋番号を付番し、これを家屋番号とする。

④家屋台帳に登録されていない場合

家屋台帳に登録されていない場合は、当該家屋形状に別に定める家屋特定表示記号及び整理番号を付すものとする。

(3) 家屋の付番特定の状況による区分

家屋付番調査においては、家屋の付番特定の状況により以下のように家屋を区分することとする。その区分した家屋の家屋台帳と家屋現況図の家屋形状との関係は表 2-7-2 のとおりである。

①特定家屋

家屋付番調査において、家屋台帳に登録されている家屋と家屋現況図の家屋形状との関係を特定要件項目に基づき調査した結果、付番特定できた家屋を「特定家屋」とする。

家屋付番調査の特定要件項目

特要件項目	家屋台帳	土地台帳	家屋現況図 (家屋形状)	家屋調査票 と問取図	写真図	住宅地図	その他	摘 要
地番		○	○ ☆					
位置関係			○		○	○		相互の位置関係の把握
家屋の所在地番	○		○ ☆	○				
家屋の所有者	○		△	○				
土地の所有者		○	△					
家屋の形状			○	○	○	□		
家屋の床面積 (1階)	○		△ □	○				家屋図形の座標より算出
居住者						○		
課税地目		○	△					
建物の種類	○			○	□	□		
建物の構成材料	○			○	□			
建物の屋根の種類	○			○	○			
建物の構造階数	○			○	□			
建物の建築年次	○			○				
(非課税土地)		○	△					
(非課税家屋)	○		△					
データの形式								

凡例 ☆：連絡キーとなる情報 ○：存在するもの □：データの正確さはやや欠けるものの、判定要素として役に立つもの
 △：二次的に他の資料より加工可能なもの ……：地番をキーにしてそれぞれのデータを図面表示可能なもの

②不明家屋

家屋付番調査において、家屋台帳に登録されている家屋と家屋現況図の家屋形状との関係を特定要件項目に基づき調査した結果、付番特定できなかった家屋として取扱うこととした次の家屋を「不明家屋」とする。

イ. 未評価家屋

未評価家屋とは、家屋現況図に家屋形状はあるが、当該家屋形状に該当する家屋として家屋台帳に登録されていない家屋とする。

ロ. 不特定家屋

不特定家屋とは、家屋台帳に登録されている家屋で家屋現況図の当該家屋の所在地番に家屋形状はあるが、調査資料等から判断して特定要件項目が一致しない家屋とする。

ハ. 滅失家屋

滅失家屋とは、家屋台帳に登録されている家屋で、家屋現況図に当該家屋に該当する家屋形状がない家屋とする。

ニ. 所在地不明家屋

所在地不明家屋とは、家屋台帳に登録されている家屋の所在地番が家屋付番調査区域内に存在しない、又は、家屋台帳に登録されている家屋の所在地番の登録のない家屋とする。

③その他の家屋

特定家屋及び不明家屋以外の次の家屋を「その他の家屋」とする。

イ. 非課税家屋

非課税家屋とは、市町村から非課税家屋として提示のあった家屋とする。

ロ. その他の建物

その他の建物とは、市町村が家屋の認定基準上、家屋として取り扱わないものとした建物。

(4) 使用する家屋台帳と調査時点について

本事業を実施するにあたっては、本標準仕様書第12条で、「本事業で使用する土地課税台帳及び土地補充課税台帳（以下「土地台帳」といい、MTを含む。）並びに家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳（以下「家屋台帳」といい、MTを含む。）は、航空写真撮影日に近い賦課期日を標準とする。また、本標準仕様書第13条第2項で「家屋形状及び地目の調査時点は、航空写真撮影日とする。」と定めている。

家屋付番調査に使用する家屋台帳の賦課期日は航空写真撮影日により異なるため、以下に適用する時期の家屋台帳について示す。

①調査初年度の1月1日の家屋台帳を使用する場合

航空写真撮影日が調査初年の2分の1以上を経過した場合に使用する家屋台帳は、調査初年度の1月1日の家屋台帳により調査するものとする。（表 2-5-1 「固定資産現況調査事業における使用する台帳及び調査時点の考え方」例. I P-40参照）

②調査前年度の1月1日の家屋台帳を使用する場合

航空写真撮影日が調査初年の2分の1を経過する以前の場合に使用する家屋台

帳は、調査前年度の1月1日の家屋台帳により調査するものとする。

ただし、市町村との協議により調査初年度の1月1日の家屋台帳によることもできるものとする。(表 2-5-1 「固定資産現況調査事業における使用する台帳及び調査時点の考え方」例. II P-40参照)

2. 家屋形状の付番特定に必要な資料

家屋形状の付番特定に用いる資料については、必要に応じ市町村と協議し決定するものとする。資料は、次のとおりとする。

(1) 家屋マスターファイル

(2) 土地マスターファイル

(3) 調査参考資料

①家屋調査票

家屋調査票及び家屋間取図を含む家屋評価資料

②家屋配置図

一敷地内に数個の建物が存在する場合の配置を示す図面

③その他

イ. 市町村固有の資料

上記以外の市町村固有の家屋に関する資料

ロ. その他

住宅地図等の家屋付番調査に関する参考資料

(4) 固定資産現況調査事業の資料

①地番・家屋図形データファイル

②写真図

③家屋現況図

3. 家屋形状への付番作業の準備

(1) 家屋台帳の家屋番号の補充

家屋台帳の家屋番号欄に番号の記載がない場合は、家屋番号と区分できるように仮の家屋番号を付しデータ管理を行うものとする。

なお、仮の家屋番号の付番方法については、市町村と協議し定めるものとする。

(2) 土地・家屋マスターファイルの作成

土地・家屋マスターファイルは、土地台帳(MT)と家屋台帳(MT)から家屋を主体とした付番特定に必要な特定要件項目等を抽出し編集及び作成するもので、成果品である地番家屋現況図データファイルを作成するうえでの要件を満足させるものでなければならない。

なお、土地・家屋マスターファイルの作成にあたっては、所在地不明家屋も含めるものとする。

(3) 作業用台帳リストの作成

作業用台帳リストは、前記(2)により作成した土地・家屋マスターファイルを用いて、別に示す様式事例を参考に出力するものとする。

(4) 作業用図面の作成

作業用図面は、地番・家屋図形データファイルより出力して作成するものとする。
作業用図面の作成にあたっては、土地・家屋マスターファイルから家屋形状の付番特定に必要な特定要件項目(家屋番号、家屋・土地所有者名、家屋形状の算出面積等)を付加する等工夫を加えて作成するものとする。

- ・出力図の縮尺は、付番特定作業に支障のない縮尺を選択するものとする。
- ・出力紙は、カラー静電プロッター用の普通紙を標準とする。

4. 家屋形状への付番特定

家屋形状への付番特定は、前項で作成した付番特定に必要な作業用台帳リスト、作業用図面、その他の調査資料を用いて、特定要件項目に基づく特定を行うものである。
付番特定において、不明家屋として取り扱うこととした家屋については、市町村が解明作業を行うための資料となる不明家屋調査表及び不明家屋表示図を作成するものとする。

(1) 付番特定作業

付番特定作業は、作業用台帳リスト、作業用図面、その他の調査資料等を総合的に活用してすべての家屋形状を特定する作業であり、区分するさいの留意点は次のとおりである。(表 2-7-3 参照)

① 特定家屋

付番特定された家屋については、作業用図面の家屋形状に家屋番号を付すものとする。

イ. 一個の家屋が家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳のいずれかに登録されている場合は、家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録されている家屋番号を付番するものとする。

ロ. 一個の家屋が家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されている場合は、家屋課税台帳に登録されている家屋番号を付番するものとする。

ハ. 区分所有に係る家屋

地方税法第 341 条第 1 項第 12 号に規定する建物登記簿に登録されている家屋のうち、一棟の家屋に構造上区分された数個の「区分所有に係る家屋」(以下「区分家屋」という。)がある場合には、当該「区分家屋」の中の上位の家屋番号を代表家屋番号として当該家屋形状に付番するものとする。

ニ. 複数の家屋が一家屋形状として表示されている場合

複数の家屋が一家屋形状として表示されている場合は、当該家屋形状に複数の家屋番号を付番するか、又は当該家屋形状を家屋ごとに分割して家屋番号を付番するものとする。

②不明家屋

イ. 未評価家屋

家屋現況図に家屋形状はあるが、当該家屋形状に該当する家屋として家屋台帳に登録されていない家屋として取り扱うこととした未評価家屋は、作業用図面の当該家屋形状に家屋特定表示記号「N」を記入する。

ロ. 不特定家屋

家屋台帳に登録されている家屋で家屋現況図の当該家屋の所在地番に家屋形状はあるが、特定要件項目から判断して一致しないなどの理由から、特定家屋として取り扱うことのできない家屋とした不特定家屋は、作業用台帳リストの当該家屋及び作業用図面の当該家屋形状に家屋特定表示記号「F」を記入する。

ハ. 滅失家屋

家屋台帳に登録されている家屋で、家屋現況図に当該家屋に該当する家屋形状がない家屋として取り扱うこととした滅失家屋は、作業用台帳リストの当該家屋及び作業用図面の当該筆形状に家屋特定表示記号「M」を記入する。

ニ. 所在地不明家屋

家屋台帳に登録されている家屋の所在地が調査区内に存在しない、又は家屋台帳に登録されている家屋の所在地の登録のない家屋として取り扱うこととした所在地不明家屋は、作業用台帳リストの当該家屋に家屋特定表示記号「Y」を記入する。

③その他の家屋

イ. 非課税家屋

市町村から非課税家屋として提示のあった家屋は、作業用図面の当該家屋形状に家屋特定表示記号「H」と家屋番号を記入する。ただし、非課税家屋には仮の家屋番号は付さないものとする。

ロ. その他の建物

市町村が家屋の認定基準上、家屋として取り扱わないものとした建物。作業用図面の当該建物（家屋形状）に家屋特定表示記号「G」を記入する。

(2) 不明家屋の取扱いについて

①不明家屋調査表の作成

不明家屋調査表は、付番特定作業において不明家屋として取り扱うこととした家屋を、別に定める様式により作成するものとする。不明家屋調査表は調査区単位（調査区とは、市町村と協議により定めた作業単位で、通常は大字や地番区域によるものとする。）ごとに固有の整理番号を付すこととする。

なお、「不明家屋の不明内容」の欄には、家屋特定表示記号及び必要に応じて不明家屋として取り扱うこととした理由を記載する。

②不明家屋表示図の作成

不明家屋表示図は、作業用図面を整理して次のとおり作成するものとする。

- ・家屋形状に家屋特定表示記号を赤色鉛筆で表示する。
- ・不明家屋の家屋形状の整理番号は、不明家屋リストと同じ整理番号を付番し赤色鉛筆を使用してφ7.0～10.0mmの円の中に記入するものとする。

なお、カラー静電プロッター等で出力する場合は、市町村と別途協議して決め

家屋の付番特定状況による区分と家屋特定表示記号

家屋の区分		特定表示記号	家屋台帳の登録	家屋現況図の家屋形状	
① 特定家屋	特定家屋	(家屋番号)	有	有	
	② 不明家屋	未評価家屋	N	無	有
		不特定家屋	F	有	有
		滅失家屋	M	有	無
③ その他の家屋	所在地不明家屋	Y	有	特定不能	
	非課税家屋 (市町村からの提示あったもの)	(家屋番号) 登録されている場合	有 登録されている場合	有	
		H 登録されていない場合	無 登録されていない場合	有	
その他の建物	G	無	有		

るものとする。

③不明家屋調査表及び不明家屋表示図の提出

不明家屋調査表及び不明家屋表示図は、作成次第不明家屋の解明のために市町村に提出するものとする。

(3) 不明家屋の解明

不明家屋の解明作業は、市町村が行うものとする。

一定期間内に市町村が解明した不明家屋については、その解明結果を付番特定調査に反映させるものとする。

- ・市町村が不明家屋を解明し、滅失家屋と決定した場合は、作業用台帳リストの当該家屋に家屋特定表示記号「M」に○を付けて「**(M)**」とする。
- ・市町村が不明家屋を解明し、未評価家屋と決定した場合は、作業用図面の当該家屋形状に家屋特定表示記号「N」に○を付けて「**(N)**」とする。
- ・市町村が不明家屋を解明し、非課税家屋及びその他の建物として決定した場合は、作業用図面の当該家屋形状に家屋特定表示記号「H」又は「G」を記入する。

5. 家屋付番のデータ入力

地番・家屋図形データファイルには、市町村の解明結果を反映させた作業用台帳リスト及び作業用図面等を基として、家屋番号、家屋特定表示記号及び整理番号等のデータを入力するものとする。

(1) 家屋番号の整理

データを入力するにあたり、家屋台帳に登録されている家屋が増築などを原因として二つ以上の家屋番号や仮の家屋番号が付されている場合は、次の処理をし、整理するものとする。

- ①家屋番号の付された一個の家屋が数回増築されている場合は、既存家屋を代表とし、増築部分については非代表としてデータを作成する。
- ②一個の家屋が数回増築されて、既存家屋に家屋番号があり増築部分は仮の家屋番号である場合は、家屋番号のある既存家屋を代表とし、他を非代表としてデータを作成する。

(2) 入力装置を用い次のデータを地番・家屋図形データファイルに入力する。

- ・家屋番号（符号を含む。不明家屋のうち未評価家屋及び不特定家屋には、撮影年と整理番号とする。）
- ・家屋特定表示記号を示す記号
市町村の解明結果により「**(M)**」及び「**(N)**」と取り扱った家屋のデータについては、家屋番号の突合せ等に支障のないように取り扱うこととする。

6. 家屋番号の突合せ

地番・家屋図形データファイルと土地・家屋マスターファイルに入力された家屋番号の突合せを行い、データの正確を期すものとする。

付番特定における家屋台帳と家屋現況図（地番家屋現況図データファイルを含む。）との関係

家屋の区分	家屋台帳と家屋現況図の関係		付番特定作業中の家屋特定表示記号		市町村解明で解決した家屋		市町村解明で未解決の家屋	
	家屋台帳の登録	家屋現況図の家屋形状	作業用台帳リスト	作業用図面	地番家屋現況図データファイル	家屋現況図（不明家屋表示を含む。）	地番家屋現況図データファイル	家屋現況図（不明家屋表示を含む。）
① 特定家屋	有	有	(家屋番号)	家屋番号	家屋番号の入力	××××	家屋番号の入力	△
② 未評価家屋	無	有	無	N	新家屋番号の入力	××××	N+撮影年+整理番号の入力	N△○○○
不特定家屋	有	有	F	F	家屋番号の入力	××××	F+撮影年+整理番号の入力	F△○○○
滅失家屋	有	無	M	M （該当筆図形に表示）	△	家屋形状なし	△	△
所在地不明家屋	有	特定不能	Y	△	家屋番号の入力 訂正事項の修正入力	××××	△	△
③ 非課税家屋	有 (登録されている場合)	有	(家屋番号)	H 家屋番号	Hの入力 家屋番号の入力	H××××	△	△
(市町村からの提示あったもの)	無 (登録されていない場合)	有	無	H	Hの入力	H	△	△
その他の建物	無	有	無	G	Gの入力	G	△	△

××××：家屋番号 △△：撮影年 ○○○：整理番号 □：発生しない項目 有・無：データの存在のあるなしを示す

7. 不明家屋データファイル及び不明家屋リストの作成

不明家屋データファイル及び不明家屋リストは、市町村が解明作業を行った結果後においても、不明家屋として取り扱うこととした家屋について不明家屋調査表に準じて作成するものとする。

なお、不明家屋データファイルの作成にあたっては、市町村所有の電子機器で使用する事が可能な様式とする。

8. 家屋現況図（不明家屋表示を含む。）の出力

家屋現況図（不明家屋表示を含む。）は、地番・家屋図形データファイルよりカラー静電プロッター等によって出力図を作成するものとする。

出力図を作成するにあたり、不明家屋の強調表示については、市町村と協議するものとする。

- ・家屋番号（仮の家屋番号を含む。）、家屋特定表示記号等
- ・出力紙は、カラー静電プロッター用の普通紙を標準とする。
- ・出力図は、1/1,000を標準とし、内図郭は60cm×80cmとする。
- ・出力図は、各種現況図の表現様式に定める所要の整飾を施すものとする。

2-8 地目現況図の作成

1. 課税地目の出力

地番・家屋図形データファイルと土地マスターファイルを用いて電子計算機により合成し、カラー静電プロッター等により1/1,000を標準とした課税地目の出力図を作成する。

2. 地目照合及び不一致地目の調査

地目照合は、写真図より当該筆地の現況地目を別に定められた基準〔地目現況図の表現（1）地目区分、（2）地目判読基準（P-62参照）〕に従い判読し、課税地目と異なる場合は、不一致地目として抽出する。地目照合の結果、不一致となった筆については、地目の不一致箇所の表示を含んだ地目現況図及び不一致地目リストを作成する。

（1）地目の不一致箇所の表示を含んだ地目現況図の作成

地目が不一致となった土地については、家屋現況図の上に別に定める不一致表示の地図様式-8（P-167参照）により記入するものとする。

- ・現況地目は、原則として一筆ごととする。
- ・分割利用されている場合は、複数表示とする。ただし、分割線を表示することが可能な資料がある場合は地目現況図上に分割線を表示することができる。

（表示方法は、2-9-4(7) 評価分割の地目表示 P-64参照）

- ・地図様式参照（地図様式-8）

①不一致箇所の表示

不一致地目の地番を橙色鉛筆を使用して地番の下にラインを引く。（長さは地番に合わせる。）なお、カラー静電プロッター等で出力する場合は、別途協議して定めることができる。

②現況地目

地目照合において不一致となった筆について、写真より判読した現況地目を橙

色鉛筆により記入する。

一筆が二以上の地目の場合は、おおむねの分割線を橙色鉛筆を使用して記入する。

③整理番号

不一致地目が発生した箇所により、地目現況図単位に北より南、西より東に1, 2, 3……nを橙色鉛筆を使用してφ 7.0～10.0mmの円の中に記入する。

(2) 不一致地目リストの作成

不一致地目リストの記載については、別に定める調書様式2-1（不一致地目リスト P-133参照）及び調書様式2-2（不一致地目集計表 P-134参照）により作成するものとする。

①調査時点

当該写真図の撮影年月日を記入する。

②作成年月日

本リストの作成年月日を記入する。

③大字、小字コード

各市町村で管理されている地域（基準単位）により大字、小字のいずれかの名称、コードを記入する。

④整理番号

不一致の発生した箇所により、各図面ごとに1, 2, 3, ……nと記入する。（別に作成する地目の不一致箇所の表示を含んだ地目現況図と同一番号とする。）

⑤図面番号及び位置索引符号

地目現況図の該当図面番号を記入する。

不一致地目の位置が図面の何処にあるか検索しやすいように図面を16等分し、当該不一致地目の所在地の位置索引符号を記入する。

例

A1	A2	A3	A4
B1	B2	B3	B4
C1	C2	C3	C4
D1	D2	D3	D4

ただし、電子計算機を活用する場合は、市町村と協議のうえ16等分以上に区分することができるものとする。

⑥所在地

不一致となった土地の地番を記入する。

ただし、小枝番、分割については該当する場合のみ記入する。（新たに分割となった場合は従来の課税地目と同じものを1とし他は2, 3, ……nとする。）

⑦地目

- ・課税……土地台帳の課税地目を記入する。
- ・現況……写真図より判読した現況地目を記入する。
- ・備考……判読地目についてコメントがある場合記入する。

⑧処理

市町村での処理結果を記入するため記載は不要。

（不一致地目リストを電子計算機により作成する場合は、同様式の内容を満たしていれば、必ずしも別に定める様式でなくてもよいものとする。）

2-9 各種現況図の表現様式

1. 各種現況図の整飾等で表現する内容

- ・各種出力図の整飾等については、標題・図面番号・図郭線・方位・図面縮尺・調査時点・接図例・作成年月・凡例・説明注記・提供・製作・図郭座標とし以下の様式により表現する。
- ・地図様式参照（地図様式-4）

① 標題

- ・名称……………〇〇市地番現況図
〇〇市家屋現況図（不明家屋表示を含む。）
〇〇市地目現況図（不一致地目表示を含む。）
- ・位置……………図郭上辺中央部
- ・字大……………15.0mm、等線体
- ・線号……………1.0mm（20号線）
- ・色……………黒
- ・字隔……………文字間は1字隔、市町村名と標題間は2字隔

② 図面番号

- ・名称……………A-B
Aは1/5,000の図面番号
BはAの1/25区分番号
- ・位置……………図郭上辺左及び下側右（2箇所）
- ・字大……………10.0mm、等線体
- ・線号……………1.0mm（20号線）
- ・色……………黒
- ・字隔……………1/2字隔

③ 図郭線

- ・位置……………内図郭線（60cm×80cm）
外図郭線（63cm×83cmの2本線）
- ・線号……………内図郭線 0.1mm（2号線）
外図郭線 0.3mm（6号線）
- ・色……………黒

④ 方位

- ・位置……………図郭右辺上側
- ・形状……………+と◎の組み合わせ（上側を北の印）
- ・大きさ……………+は40.0mm×20.0mm
◎は15.0mm×13.0mm
- ・線号……………0.3mm（6号線）
- ・色……………黒

⑤ 図面縮尺

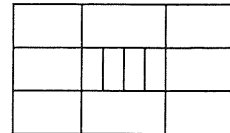
- ・位置……………図郭下辺中央
- ・区分……………縮尺（1/1,000又は1/500）とスケールバー
- ・形状及び大きさ……………1/1,000
- ・線号……………0.2mm～1.0mm（4～20号線）

- ・ 色 ……黒

⑥調査時点

- ・ 名 称 ……調査時点日
- ・ 位 置 ……凡例の下（ボックスで表現する。）
- ・ 字 大 …… 3.0mm
- ・ 字 隔 ……ベタ～4字隔
- ・ 線 号 …… 0.4mm（8号線）

- ・ 色 ……黒



⑦接図例

- ・ 位 置 ……図郭右辺上部（方位の上部）
- ・ 表示内容 ……図面番号
- ・ 大きさ ……縦30.0mm×横45.0mm
- ・ 字 大 …… 3.0mm
- ・ 線 号 ……表示線は 0.2mm（4号線）、該当図郭表示線は0.5 mm（10号線）
- ・ 色 ……黒

⑧作成年月

- ・ 名 称 ……平成○年○月作成
- ・ 位 置 ……図郭左辺上側
- ・ 字 大 …… 4.0mm
- ・ 字 隔 …… 1/4字隔
- ・ 線 号 …… 0.4mm（8号線）
- ・ 色 ……黒

⑨凡例

- ・ 表示区分 ……地番現況図、家屋現況図及び地目現況図で必要とする内容。（P－40以降参照）
- ・ 位 置 ……図郭右辺中央部
- ・ 形状・色 ……地番現況図、家屋現況図及び地目現況図に定める内容と同様とする。（P－40以降参照）

⑩説明注記

- ・ 表示内容 ……下記により決定した文章を記入する。
- ・ 位 置 ……図郭下辺右側中央部
- ・ 字 大 …… 3.0mm
- ・ 字 隔 …… 1/2字隔
- ・ 色 ……黒

説明注記（ただし書）の表示内容について市町村の現状を考慮すると多少の差異がある。そこで以下の案を提示する。

評価センター案

この図面は公図などから編集したもので、権利などの法的根拠を有しません。

平成 年 月 日現在

ただし、市町村の要望で下案のような内容の範囲で変更を認める。なお、市町村と協議して決定するものとする。

A案

基準日 平成 年 月 日現在

この図面は固定資産現況調査資料として作成したもので権利などの法的根拠を有しない図面である。

B案

この地番現況図は〇〇保管の不動産登記法第17条地図及び公図などを基に編集したものであり、権利などの法的根拠は一切ありません。

平成 年 月 日現在

C案

この図面は平成 年 月 日現在の状況を示したものです。表示された内容は測量されたものではないので、権利の確認などには使用できません。許可なく複製を禁じます。

D案

基準日平成 年 月 日現在

地番現況図に記入されている地番及び地番境線などは地番参考図（権利などの法的効力がない）であって疑義のある場合は法務局備え付け図面によって下さい。

E案

基準日平成 年 月 日現在

表示された内容は、地番の配置を示したもので権利関係を確認することはできません。

⑪提供

- ・名 称……財団法人 資産評価システム研究センター
- ・位 置……図郭左辺下側（図隔側）
- ・字 大…… 4.0mm
- ・字 隔…… 1/2字隔
- ・線 号…… 0.4mm（8号線）
- ・ 色 ……黒

ただし、財団法人の人と資の間は1字アキ。

⑫製作

- ・名 称……〇〇株式会社調製
- ・位 置……図郭左辺下側（縦書き2段とし、提供の左側）
- ・字 大…… 4.0mm
- ・字 隔…… 1/2字隔
- ・線 号…… 0.4mm（8号線）
- ・ 色 ……黒

ただし、図郭右辺下側の空白部については、市町村と協議のうえ必要ある場合は市町村名を記入するものとする。（記入は⑪、⑫と同様とする。）

⑬図郭座標

- ・字 大…… 1.5mm
- ・字 隔……ベタ
- ・線 号…… 0.2mm（4号線）
- ・ 色 ……黒

表示はkm単位とし、小数以下1位までとする。(表示はすべての図郭の四隅とする。)なお、斜方眼の場合は不要とする。

2. 地番現況図の表現

- ・地番現況図上に表現する記号及び注記については次のとおりとする。
- ・地図様式参照(地図様式-5)

①都府県界

- ・形状…………… — … — … — (5.0mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm × 5.0mm)
- ・線号…………… 0.6mm (12号線)
- ・色……………赤

②都道府県名

- ・字大…………… 7.0mm
- ・字隔…………… 2字隔
- ・線号…………… 0.6mm (12号線)
- ・色……………黒

③支庁界

- ・形状…………… — … — … — (5.0mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm × 5.0mm)
- ・線号…………… 0.6mm (12号線)
- ・色……………黒

④支庁名

- ・字大…………… 7.0mm
- ・字隔…………… 2字隔
- ・線号…………… 0.6mm (12号線)
- ・色……………黒

⑤市町村・区界

- ・形状…………… — ・ — ・ — (4.0mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm)
- ・線号…………… 0.4mm (8号線)
- ・色……………黒

⑥市町村・区名

- ・字大…………… 5.0mm
- ・字隔…………… 2字隔
- ・線号…………… 0.4mm (8号線)
- ・色……………黒

⑦支所界

- ・形状…………… — ・ — ・ — (4.0mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm)
- ・線号…………… 0.4mm (8号線)
- ・色……………青

⑧支所名

- ・字大…………… 5.0mm
- ・字隔…………… 2字隔
- ・線号…………… 0.4mm (8号線)
- ・色……………黒

⑨大字・町界

- ・形状…… —・—・— (4.0mm×1.0mm×0.5mm×1.0mm)
- ・位置……筆界と兼ねる。
- ・線号……0.4mm(8号線)
- ・色……赤

⑩大字・町名

- ・字大……4.0mm
- ・字隔……1/2字隔
- ・線号……0.4mm(8号線)
- ・色……赤

ただし、図郭線の付近で対象地域が狭小で字名の記入場所がないような場合は、市町村と協議のうえ字名の記入を省略することができる。

⑪小字・丁目界

- ・表示……課税マスターとの関連性が必要な場合に表示する。
- ・形状…… — — — — (3.0mm×1.0mm×3.0mm)
- ・位置……筆界と兼ねる。
- ・線号……0.3mm(6号線)
- ・色……赤

⑫小字・丁目名

- ・表示……課税マスターとの関連性が必要な場合に表示する。
- ・字大……3.0mm
- ・字隔……1/2字隔
- ・線号……0.3mm(6号線)
- ・色……赤

⑬地区界

- ・表示…… — … — … — (4.0mm×1.0mm×0.5mm×1.0mm
×0.5mm×1.0mm×4.0mm)
- ・線号……0.4mm(8号線)
- ・色……青

⑭地区界名

- ・字大……5.0mm
- ・字隔……2字隔
- ・線号……0.4mm(8号線)
- ・色……青

⑮作業区域

当該事業の対象地域が、市町村界及び大字界と重複しない地域について表示する。

- ・形状…… — .. — .. — (4.0mm×1.0mm×0.5mm×1.0mm
×0.5mm×1.0mm×4.0mm)
- ・線号……0.4mm(8号線)
- ・色……青

⑯筆界

上位境界線と重なる場合は、上位境界線を優先し筆界線は省略する。

- ・形状…… —————
- ・線号……0.2mm(4号線)

- ・ 色 ……黒

注. 上位境界線とは、2-9-2 地番現況図の表現（P-58以降）において境界を表現している事項で番号の若い順をもって上位とする。

⑰地番

- ・ 字 大 …… 1.0mm～ 2.0mm
- ・ 線 号 …… 0.2mm（4号線）
- ・ 色 ……黒

⑱筆界未定線

未定筆界地域で参考資料図により編集された地域について表示する。

- ・ 形 状 …… — — — — （3.0mm× 1.0mm× 3.0mm）
- ・ 線 号 …… 0.2mm（4号線）
- ・ 色 ……黒

⑲筆界未定地域の地番

数地番を合わせて⑰地番と同様に表示する。

⑳評価分割線

土地台帳で既に分割されており、分割表示可能な資料がある場合に表示する。

- ・ 形 状 …… ----- （0.5mm× 0.5mm× 0.5mm）
- ・ 線 号 …… 0.2mm（4号線）
- ・ 色 ……黒

㉑評価分割番号

土地台帳の分割番号と同じとし、地番の後に地番と同じ要領により表示する。

㉒無地番の表示

- ・ 形 状 ……無地番の場合「無」
- ・ 字 大 ……地番の字大と同じとする。
- ・ 線 号 …… 0.2mm（4号線）
- ・ 色 ……黒

㉓特殊地番の表示

非課税地で無地番の表示については、以下の要領により表示する。

市町村との協議により赤線・青線の表示が必要な場合は区別して表示するものとする。

- ・ 形 状 ……通路の場合「道」、水路の場合「水」
- ・ 字 大 ……地番の字大と同じとする。
- ・ 線 号 …… 0.2mm（4号線）
- ・ 色 ……黒

㉔道路敷線

道路敷としての筆界がないが、背景データとして必要と認められる道路

- ・ 形 状 …… —————
- ・ 線 号 …… 0.2mm（4号線）
- ・ 色 ……青

㉕注記（河川名、鉄道名、主な施設名等）

- ・ 字 大 …… 3.0mm
- ・ 線 号 …… 0.2mm（4号線）

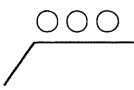
・字 隔…… 2字隔（ただし、施設名はベタとする。）

・ 色 …… 青

②⑥ 引出線（必要に応じて使用する）

筆界、大字界、小字界の図形内に行政名注記及び地番の表示が不可能な場合は、引き出し線を用いて表示する。


・形 状…… 

（例） 

・線 号…… 0.2mm（4号線）

・ 色 …… 黒

②⑦ 眼鏡線

・形 状…… （大きさは使用箇所に応じて。）

・線 号…… 0.2mm（4号線）

・ 色 …… 黒

3. 家屋現況図の表現

・原則として家屋表示は航空写真などから想定される家屋形状（不動産登記法の建物の種類より表示する。）とする。なお、無壁家屋の区分は行わないものとする。

ただし、建設中のもので屋根が未完成のもの及び独立家屋で概ね2m×2m以下のものは除く。

・地図様式参照（地図様式－6）

① 家屋形状

・形 状…… 

・線 号…… 0.2mm（4号線）

・ 色 …… 青

② 家屋番号と仮の家屋番号

・字 大…… 1.0mm～2.0mm

・線 号…… 0.2mm（4号線）

・ 色 …… 青

家屋番号は、地番との相違を明らかにするため、大きさや字体を変える等の工夫を行うものとする。なお、仮の家屋番号は番号数値の頭に「K」を付し表示する。

③ 附属家屋の表示

・形 状…… ※

・線 号…… 0.4mm（8号線）

・ 色 …… 青

・位 置…… 家屋番号の位置に※を表示

④ 家屋特定表示記号

・形 状…… 未評価家屋の場合は「N」、不特定家屋の場合は「F」、非課税家屋の場合は「H」、その他の建物の場合は「G」

・字 大…… 家屋番号の字大と同じとする。

・線 号…… 0.2mm（4号線）

・ 色 …… 青

・位 置…… 家屋番号の前

⑤引出線（必要に応じて使用する。）

家屋形状内に家屋番号等の表示が不可能な場合は、引出線を用いて表示する。

- ・ 形 状…………… ————— (例) ○○○
- ・ 線 号…………… 0.2mm（4号線）
- ・ 色 …………… 青

⑥区分家屋の表示

- ・ 形 状…………… + (例) + 1 2 6 - 1
- ・ 線 号…………… 0.2mm（4号線）
- ・ 色 …………… 青
- ・ 位 置…………… 家屋番号の前

4. 地目現況図の表現

(1) 地目の区分と表現

- 地目区分は市町村が実施している分類区分とするが（市町村と協議）、評価センター標準区分及び表現例を次頁に示す。
- 地図様式参照（地図様式－8）

(2) 地目判読基準

- 航空写真による地目の判読基準は、評価センター発行の「固定資産税土地評価の基礎知識」第1章 総論 3.地目の認定（P-13以降参照）を標準とする。

(3) 地目コード

- 市町村の使用コードを標準とする。ただし、新たに設定する必要がある場合は次頁の地目区分を参考のうえ定める。

(4) 表示内容

土地マスターファイルに区分されている地目コードに従い、課税地目を図面に記号表示する。

(5) 表示位置

地番の下側に平行して表示することを原則とする。

(6) 文字の表示方法

- ・ 字 大…………… 1.0mm～ 2.0mm（表示地番の数字の字大に合わせる。）
- ・ 線 号…………… 0.2mm（4号線）
- ・ 色 …………… 赤

なお、次頁に示した課税地目記号は評価センター標準として表示したものである。市町村の課税地目区分によって表示する場合は、協議して決めるものとする。

地目区分と地目表示記号及び電算コード (評価センター標準区分例)

表 2-9-1

地目区分	農地目記号	非農地目記号	電算コード	基 準	
				基	準
田	田	非田	010	一般田	農耕地で用水を利用して耕作する土地で介在田・市街化区域田以外の田をいう。
		介在田・市街化区域田	011	農耕地で用水を利用して耕作する土地で法第388条第1項に基づく固定資産評価基準(以下「評価基準」という。)第1章第2節一ただし書又は同章第2節の2の規定を適用して評価した田及び市街化区域農地のうちの田をいう。	
畑	畑	非畑	020	一般畑	農耕地で用水を利用して耕作する土地で介在畑・市街化区域畑以外の畑をいう。
		介在畑・市街化区域畑	021	農耕地で用水を利用して耕作する土地で法第349条の3の2第2項に規定する宅地をいう。	
宅地	宅	非宅	030	住用	建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地で法第349条の3の2第2項に規定する宅地をいう。
			031	小規模住宅用地	建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地で上記以外のものをいう。
		032	一般住宅用地	建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地で住宅用地以外の宅地のうち個人の所有する宅地。	
		033	個人非住宅用地	建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地で住宅用地以外の宅地のうち法人が所有する宅地。	
塩田	塩	非塩	040	塩田	海水を引き入れて塩を採取する土地。
		非鉾	050	鉾	鉾泉(温泉を含む。)の湧出口及びその維持に必要な土地。
		非池	060	池	灌漑用水でない水の貯溜池。
山林	山	非山	070	一般山林	耕作の方法によらないで竹木の生育する土地で介在山林以外の山林をいう。
		介在山林	071	宅地介在山林	耕作の方法によらないで竹木の生育する土地で評価基準第1章第7節一ただし書の規定を適用した宅地うちに介在する山林。
牧場	牧	非牧	080	農地介在山林	耕作の方法によらないで竹木の生育する土地で評価基準第1章第7節一ただし書の規定を適用した農地うちに介在する山林。
		非原	090	放牧地	獣畜を放牧する土地。
墓地	墓	墓	100	原	耕作の方法によらないで雑草、灌木類の生育する土地。
		墳	110	人の遺骸又は遺骨を埋める土地。	
運河用地	運	運	120	境内に属する土地で、宗教法人法第3条第2号及び第3号に掲げる土地。(宗教法人の所有に属しないものを含む。)	
		用	130	運河法第12条第1項第1号又は第2号に掲げる土地。	
水道用地	水	水	140	もっぱら給水の目的で敷設する水道の水源池、貯水池、濾水池、唧水場、水道線路に要する土地。	
		溜	150	灌漑用又は悪水排泄用の水路。	
堤	堤	堤	160	耕地灌漑用の用水貯溜池。	
		溝	170	防水のために築造した堤防。	
保安林	保	保	180	田畝又は村落の間にある通水路。	
		道	190	森林法に基づき農林大臣が保安林として指定した土地。	
公園	園	園	200	一般交通の用に供する道路。(道路法による道路たると否とを問わない。)	
		非学	220	公衆の遊樂のために供する土地。	
ゴルフ場の用地	ゴ	ゴ	230	校舎、付属施設の敷地及び運動場の学校の用に供する土地。	
		遊	231	固定資産評価基準第1章第10節二に規定するゴルフ場等の用に供する土地のうちゴルフ場の用に供する土地をいう。	
鉄軌道用地	鉄	鉄	210	固定資産評価基準第1章第10節二に規定するゴルフ場等の用に供する土地のうちゴルフ場等の用地以外の土地をいう。	
		雑	232	固定資産評価基準第1章第10節三に規定する鉄軌道用地をいう。	
その他の農用地	雑	非雑	232	固定資産評価基準第1章第10節一又は四の規定の適用を受ける土地をいう。	

(7) 評価分割の地目表示

一筆一地目を原則とするが、土地マスターファイルにおいて、複数の地目が記載されている場合は、地目のみの複数表示を行い（並列表示とし課税対象地目を先に表示する。）、分割線は記入しない。ただし、分割線を表示（評価分割）できる精度を有した資料図が提供された場合は表示することができる。

『評価分割表示要領』

評価の分割表示については、土地台帳ですでに分割されている場合で分割表示可能な資料があるさいは地番現況図に表示し、他は以下に示す要領で表示するものとする。

①地番現況図

土地台帳で分割され分割表示が可能な資料がある場合は、写真図等で確認して、分割線を破線で表示するものとする。（背景としての表示とする。）分割番号は土地台帳の分割番号とする。

②地目現況図

イ. 土地台帳で分割（1筆2地目以上）され、分割資料がない場合で、判読地目が1筆2地目以上に判読でき、面積比による分割が妥当であれば地目現況図に評価分割線を表示し、不一致地目リストの備考欄にコメントを記入する（分割表示）。

ロ. 課税地目が1筆1地目で現況が2地目以上の場合は、写真図より判読して地目現況図に分割線を表示し不一致地目リストに記入する。

2-10 地番家屋現況図データファイルの作成

地番家屋現況図データファイルは、地番・家屋図形データファイルを用いて評価センター固定資産標準フォーマット（Version 2.0）によって作成するものとする。

2-11 固定資産現況調査に用いる器械の性能又は規格

本事業に用いる各工種ごとの器械について示すと以下のとおりとなる。

種 類	代 表 的 な 型 名	性 能 又 は 規 格
航空機	<ul style="list-style-type: none"> ・エアローコマンダー (680F, 680E, 685, 500S) ・セスナ (206G, 207) (等) 	双発エンジン 航続時間 6時間以上 単発エンジン 航続時間 6時間以上 ※必要に応じてGPS航空ナビゲーションシステムを搭載する
航空カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・RC-30 (電子制御装置付) ・RC-20 ・RC-10 	レンズ焦点距離=15cm, 21cm 歪曲収差=0.01mm以内 レンズ焦点距離=15cm, 21cm 歪曲収差=0.01mm以内 レンズ焦点距離=15cm, 21cm

	・ LMK (等)	歪曲収差=0.01mm以内 レンズ焦点距離=15cm, 21cm 歪曲収差=0.01mm以内
大型カラー引伸機	・ DE VERE 108AF ・ ダースト HL2500 ・ HK 877AF (等)	拡大率 0.5倍~10倍 拡大率 0.8倍~22倍 拡大率 1.6倍~31倍
印画紙現像機	CSR3-54100 PRO-541MII (等)	処理幅 132cm 処理幅 137cm
入力装置	・ デジタイザー等の座標読取り 器械等 ----- ・ フラット型またはドラム型で 所要の機能を有するもの	効力読取単位 A0版 最小読取単位 0.025mm以内 総合精度 ±0.25mm以内 入力密度 500DPI 色調 256色 以上の性能
図面出力器械	・ カラー静電プロッター ・ インクジェットカラープリン ター (等)	出力サイズ=A0版(長尺) 分解能=16本/mm 以上の性能

注 性能又は規格が同等以上の精度を有するものであれば使用に支障ないものとする。

2-12 作業経過の報告

作業の経過及び結果について次の報告を実施するものとする。

1. 進捗状況の報告

(1) 工程表を下記の時点に提出する。

①作業開始時点(作業実施計画書に含める。)

②大工程の終了時点

③前回提出後3ヶ月以上経過した場合は、ただちに3ヶ月間の進捗状況を報告する。

(2) 遅延が予想される場合

遅延理由を付けて速やかに修正工程計画を提出し、承認を得る。

なお、工程表は、事務様式-1-1(事業区工程表 P-143参照)による。

2. 打合せ協議の報告

・打合せ後5日以内に打合せ協議記録で報告する。

・電話連絡での報告は一切認めない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。後日必ず書類で報告すること。報告がなかった場合は、未報告として扱う。

この場合においても、電話連絡後5日以内に書類で報告することとする。

・未報告でなんらかの問題が生じた場合は、受託者の責務において一切を処理する。

なお、打合せ協議記録は、事務様式-2(打合せ協議記録 P-145参照)による。

3. 作業中間の報告

作業中間のデータファイル作成後、作業数量(面積、筆数、家屋棟数等)が確定した段階で作業中間報告を行うものとする。

なお、作業中間報告書は、事務様式－3（作業中間報告書 P－146参照）による。

4. 納品の報告

- 仕様書に従って成果品を納品した後、所定の書類とともに報告する。
- 納品形式が規定の処理方法と異なる場合、打合せ協議記録にその内容を明記して報告する。

なお、納品報告書は、事務様式－5（納品報告書 P－148参照）による。

2－13 作業報告書

受託者は、次の内容を記した作業報告書を作成し、委託者に納めるものとする。

1. 作業概要

- (1) 作業数量一覧表（計画時点と完了時点を対比）
- (2) 作業範囲を示した図面（大きくてもA3程度）
- (3) 主任技術者及び工程責任者の一覧

2. 使用した資料

- (1) 借用したものはその期間
- (2) 図面表示した方が良いものは図面表示
- (3) 借用書及び返納書（原本）

3. 作業方法（主な作業手順と例外事項）

- (1) 撮影
- (2) 写真図
- (3) 地番現況図
 - ①公図 不明確な地番の処理方法（例：赤線、青線）
 - ②不一致地番数及び今後の処理法
 - ③地番図の資料とした公図の範囲（索引図の写し図上に表示）
 - ・17条地図の範囲
 - ・一般公図の範囲
 - ・団子絵図（縮尺表示のない公図等）の範囲
 - ・公図のない範囲
- (4) 家屋現況図（不明家屋表示を含む。）
- (5) 地目現況図
 - 不一致地目の種別と数量

4. 成果品の一覧

- (1) 形式、内容、員数など
- (2) 作業概要で示す工種に基づき作成する。
- (3) 成果品の社内検査報告

5. データファイルの内容説明

市町村単位でデータ量を含めた説明書を添付する。

6. その他必要な事項

その他オプション等について報告する。

2-14 納入成果品及び提出すべき資料

本事業において納入する成果品は、下表のとおりとする。

成 果 品 名		各市町村	員数	評価センター	員数
1	撮影ネガフィルム 注1			保管証	1部
2	索引図	原図	1部	複製	1部
3	カラー密着写真(アルバム製本)	原	1部		
4	撮影標定図	原図	1部	複製	1部
5	写真図	印面紙	1式		
6	不一致地番リスト	調書	1式		
7	不一致地番表示図	原図	1式		
8	地番家屋現況図データファイル [評価センター固定資産標準フォーマット(Version 2.0)]	原 注2	1式	複製	1式
9	地番現況図	普通紙	1式		
10	家屋現況図(不明家屋表示を含む。)	普通紙	1式		
11	不明家屋リスト (不明家屋データファイルを含む。)	調書及び フロッピー等	1式		
12	地目現況図(不一致地目表示を含む。)	普通紙	1式		
13	不一致地目リスト	調書	1式		
14	作業報告書	正	1部	副	1部

注1 撮影ネガフィルムについては、一定期間受託者が保管することを原則とする。

注2 原データについては、一定期間受託者が保管することを原則とする。

第3章 成果品の検査

受託者は、品質保持のため、評価センターが別に定める「固定資産現況調査成果品の検査要領」に基づき社内検査を実施するものとする。

なお、受託者は、本事業を実施するにあたり評価センターが定める「固定資産現況調査成果品の検査要領」に準じて社内検査基準を定め、あらかじめ評価センターの承認を得るものとする。また、社内検査基準等を変更したさいは、そのむねを報告するものとする。

受託者は、社内検査の結果について報告書を作成し、納品検査前に評価センターに提出しなければならない。

III

固 定 資 產 現 況 調 查 更 新 編

第 1 編

固定資産現況調査更新 標準仕様書

固定資産現況調査更新標準仕様書

平成9年3月25日作成

平成11年3月8日改訂

平成13年3月7日改訂

第1章 総 則

(調査の目的)

第1条 固定資産現況調査更新は、固定資産現況調査事業が既に導入され（以下「既実施事業」という。）、この既実施事業で作成した写真図、地番現況図、家屋現況図及び地目現況図等について新たに航空写真調査を行い、写真図、地番現況図、家屋現況図及び地目現況図（不一致地目表示を含む。）等を更新するもので、これにより異動のあった土地及び家屋を抽出し、その状況を把握することを目的とする。（平成11年3月改訂）

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、財団法人 資産評価システム研究センター（以下「評価センター」という。）が行う固定資産現況調査更新事業（以下「更新事業」という。）に適用するものである。

2. 土地課税台帳及び家屋課税台帳には、土地登記簿及び建物登記簿に登録されている所要の事項が登録されていることを前提とする。

(準拠する法令等)

第3条 本更新事業の実施にあたっては、本仕様書及び成果品の作成要領並びに成果品の検査要領によるほか、次の各号に掲げる関係法令等に準拠して行うものとする。

- 1 地方税法
- 2 不動産登記法
- 3 固定資産評価基準
- 4 固定資産現況調査標準仕様書
- 5 その他の関係法令

(事業の実施体制)

第4条 本更新事業は、評価センターが指定する実施地区である市町村（以下「実施地区市町村」という。）を対象として、航空測量業者（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

(疑 義)

第5条 本仕様書及び成果品の作成要領等に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、評価センターと受託者が協議のうえ、評価センターの指示に従い本更新事業を遂行するものとする。

(作業実施計画)

第6条 本更新事業を実施するにあたり受託者は、実施地区市町村及び評価センターと協議のうえ、次の各号に掲げる書類を作成し提出するものとする。また本書類の「写」を実施地区市町村に送付するものとする。

- 1 作業実施計画書
- 2 工程表
- 3 着手届
- 4 主任技術者及び現場代理人選任届

(主任技術者等)

第7条 受託者において選任する主任技術者は、固定資産税業務に精通した実務経験豊かな者とする。

2. 主任技術者は、実施地区市町村に対し、評価センターに代って本仕様書に定められた範囲内の業務遂行をするものとする。
3. 現場代理人は、主任技術者を補佐するものとする。

(関係官公署との折衝)

第8条 本更新事業遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合は、評価センターと協議のうえ折衝するものとする。

(損害の賠償)

第9条 本更新事業遂行中に受託者が評価センター及び実施地区市町村並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに評価センターにその状況及び内容を連絡し、評価センターの指示に従うものとする。損害賠償等の責任は受託者が負うものとする。

(貸与資料)

第10条 本更新事業を実施するうえで必要な資料（実施地区市町村以外の第三者が管理する資料を含む。）は、実施地区市町村より評価センターが認める主任技術者が貸与を受けるものとする。

2. 貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとする。

(作業経過の報告)

第11条 受託者は、本更新事業の実施期間中、評価センター及び実施地区市町村と緊密な連絡のもとに作業を遂行するとともに、当該事業に係る打合せ事項をその都度所定の様式で「作業経過報告書」を作成し、評価センター及び実施地区市町村に提出しなければならない。

(使用する課税台帳等)

第12条 本更新事業で使用する土地課税台帳及び土地補充課税台帳（以下「土地台

帳」といい、MTを含む。)並びに家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳(以下「家屋台帳」といい、MTを含む。)は、当該年度の賦課期日のものとする。

2. 本更新事業を実施するにあたり土地及び家屋台帳から必要となる項目を抽出し、土地及び家屋マスターファイルを作成するものとする。(平成11年3月追加)

(調査時点)

第13条 土地の調査時点は、使用する土地台帳の賦課期日とする。

2. 家屋の形状及び地目の調査時点は、航空写真撮影日とする。

(成果品の検査・納品)

第14条 本更新事業の成果品については、実施地区市町村より本更新事業に係る作業終了の確認を得た後、主任技術者立会いのうえ、評価センターの検査を受けるものとする。

2. 前項の成果品は、実施地区の市町村ごとに区分して個別に納品するものとする。

(成果品の瑕疵)

第15条 納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、評価センターの指示に従い、必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第16条 本更新事業における成果品及び中間成果品は、すべて評価センターに帰属するものとし、受託者は評価センターの許可なく使用又は流用をしてはならない。

(守秘義務)

第17条 受託者は、本更新事業の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

第2章 航空写真撮影

(要 旨)

第18条 航空写真撮影は、所定の条件でカラー航空写真ネガフィルムで撮影及び現像処理をして航空写真の出来栄えを検査し、標定図を作成するものである。

(索引図の更新)

第19条 撮影計画、写真図及び地番現況図等の検索のため、既実施事業と同一縮尺の管内図又は地形図を用いて索引図を作成するものとする。

(撮影計画)

第20条 撮影にあたっては、次の各号に掲げる条件を考慮して計画するものとする。

- 1 撮影縮尺は、1/5,000を標準とし、カラー撮影とする。

- 2 撮影範囲は、業務委託契約書に示す範囲とする。
- 3 撮影方向は、東西方向を標準とし、図郭の中心と撮影写真の中心をほぼ一致させるものとする。
また、必要に応じてGPS（人工衛星による位置測定システム）航空ナビゲーションシステムを搭載するものとする。（平成11年3月改訂）
- 4 航空機及び撮影用カメラは、必要な性能を有するものを使用するものとする。
- 5 同一撮影基準面内での比高差は300メートル以上にならないものとする。

（撮影時期）

第21条 撮影時期は、評価センター及び実施地区市町村と受託者が協議して定める期間内とする。

（写真処理）

第22条 写真処理は、画像の損傷、汚染又は歪曲等が生じないように留意し、撮影完了後速やかに行うものとする。

（検査・再撮影）

第23条 写真処理終了後、写真の適否について検査を行い、再撮影の必要があると認められた場合は、速やかに再撮影を行うものとする。

（撮影標定図の作成）

第24条 撮影が完了した場合には、その結果に基づき、既実施事業と同一縮尺の地形図に図郭割、図郭座標値、撮影コース番号、写真中心点及び写真番号等を記入した撮影標定図を作成するものとする。（平成11年3月改訂）

第3章 写真図の更新

（要 旨）

第25条 写真図の更新は、家屋現況図及び撮影ネガフィルムを基に、縮尺1/1,000を標準とするカラー写真図を作成するものである。

（写真図の更新）

第26条 写真図は、撮影ネガフィルム及び既実施事業の家屋現況図（写）または写真図を用いて画像が鮮明でかつ色調の統一のとれた写真図を作成するものとする。（平成11年3月改訂）

2. 写真図の大きさは、70センチメートル×90センチメートルとし、隣接写真図と上下左右各約5センチメートルの重なりをもたせるものとする。
3. 写真図は表面加工（ラミネート加工）を施し、テープボードをつけるものとする。

4. 写真図を電子化する場合、利用目的、利用方法等を実施地区市町村と協議し、取り込む写真、位置合わせ基図、分解能密度、色調及びデータ形式等を決定するものとする。(平成11年3月追加)

第4章 地番現況図の更新

(要 旨)

第27条 地番現況図の更新は、実施地区市町村が所有する土地登記済通知書等の地番及び筆界異動資料と土地台帳を利用して異動のあった箇所を抽出を行い地番異動リストを作成するとともに、地番現況図の筆界等を更新編集し、新しい地番現況図、地番異動表示図及び不一致地番リストを作成するものである。

(平成11年3月改訂)

(地番異動リストの作成)

第28条 実施地区市町村が所有する地番、筆界異動資料及び土地台帳を基に、分筆、合筆及び訂正等により異動の生じた筆について、地番現況図の筆界を更新する箇所を抽出するものとする。

2. 前項で抽出された結果については、所定の様式により地番異動リスト及び地番異動表示図を作成するものとする。

(地番現況異動の編集)

第29条 既実施事業の地番現況図(写)及び前条の地番異動リスト等を基に、異動に伴う筆界の編集及び訂正筆界を明示し、筆界等を更新編集するものとする。

(地番現況異動の入力)

第30条 修正された筆に係わるすべての筆界等を、座標読取り装置を用いて既実施事業と同一基準座標により、電子計算機に地番区域単位になるように入力し、地番家屋現況図データファイル(更新)としてファイルするものとする。

2. 地番家屋現況図データファイル(更新)のレイヤー区分は、既実施事業と同様にレイヤー区分をする。
3. 各筆の地番図形データは、地番を付加した「面情報」とする。

(平成11年3月改訂)

4. 地番家屋現況図データファイル(更新)は、既実施事業の地番家屋現況図データファイルを用い、データの加除修正を行い作成するものとする。

(地番の突合せ)

第31条 地番家屋現況図データファイル(更新)と、土地マスターファイルの内容とを突合せし、不一致の筆については不一致地番リストを作成するものとする。

(平成11年3月改訂)

2. 既実施事業において生じた不一致地番で一定期間内に実施地区市町村におい

て解明されたものは、本更新作業に反映させるものとする。

(地番現況図の出力)

第32条 地番現況図は、地番家屋現況図データファイル(更新)を用いてカラー静電プロッター等で出力するものとする。

第5章 家屋現況図の更新

(要 旨)

第33条 家屋現況図の更新は、既実施事業の写真図及び家屋現況図(写)と新たに撮影し、作成した写真図又は登記所からの通知等で異動した家屋形状が明確に判断できる資料を基に、家屋異動の状況を把握のうえ、家屋外形の異動を更新編集を行い家屋番号等を付し、家屋現況図、家屋異動リスト、家屋異動表示図及び不明家屋リストを作成するものである。(平成11年3月改訂・平成13年3月改訂)

(家屋異動の抽出)

第34条 家屋異動の抽出は、既実施事業の写真図と本更新事業の写真図を対比・照合又は登記所からの通知等で異動した家屋形状が明確に判断できる資料を基に、家屋の異動箇所を抽出するものとする。(平成13年3月改訂)

2. 前項で抽出された結果については、所定の様式により、家屋異動リスト及び家屋異動表示図を作成するものとする。
3. 抽出にあたっては、家屋異動資料等の実施地区市町村資料を参考とするものとする。

(家屋現況形状異動の編集)

第35条 既実施事業の家屋現況図(写)及び前条の家屋異動表示図を基に、写真図等より家屋形状(軒先表示)を判読描画し、異動箇所を更新編集するものとする。

(異動家屋形状への付番調査)

第36条 前条において更新編集された家屋については、家屋調査票、家屋配置図及び写真図等を用いて家屋形状に付番調査を行うものとする。

2. 既実施事業において生じた不明家屋で実施地区市町村において一定期間内に解明された家屋は、本更新作業に反映させるものとする。

(家屋現況形状異動の入力)

第37条 更新された家屋現況図形は、座標読取り装置を用いて既実施事業と同一基準座標により電子計算機に地番区域単位になるように入力し、地番家屋現況図データファイル(更新)としてファイルするものとする。

2. 前条において付番された家屋番号は、地番家屋現況図データファイル(更新)の家屋番号レイヤーに電算入力するものとする。

3. 各家屋形状の家屋図形データは、一家屋ごとに家屋番号等を付加した「面情報」とする。(平成11年3月改訂)
4. 地番家屋現況図データファイル(更新)は、既実施事業の地番家屋現況図データファイルを用い、データの加除修正を行い作成するものとする。

(家屋番号の突合せ)

第38条 前条で入力した家屋番号は、家屋マスターファイルとの突合せを行い、既実施事業及び第36条の結果と一致しているかどうかの点検を行うものとする。

(平成11年3月改訂)

(不明家屋リストの作成)

第39条 不明家屋リストは、不明家屋について地番家屋現況図データファイル(更新)及び土地・家屋マスターファイル等を用いて作成するものとする。

(平成11年3月改訂)

2. 不明家屋については、不明家屋データファイルを作成するものとする。

(家屋現況図の出力)

第40条 家屋現況図は、地番家屋現況図データファイル(更新)を用いてカラー静電プロッター等で出力するものとする。

第6章 地目現況図の更新

(要 旨)

第41条 地目現況図の更新は、土地台帳の課税地目と写真図から判読した現況地目との照合を行い、課税地目と不一致となった筆について地目現況図(不一致地目表示を含む。)及び不一致地目リストを作成するものである。

(課税地目の出力)

第42条 課税地目は、地番家屋現況図データファイル(更新)及び土地マスターファイルを用い地番をキーとして課税地目等を電子計算機により合成し、カラー静電プロッター等で出力するものとする。(平成11年3月改訂)

(地目照合及び不一致地目の調査)

第43条 地目照合及び不一致地目の調査は、別に定める地目判読基準に従い、写真図から現況地目を判読し、その結果と課税地目を照合比較し、課税地目と現況地目が不一致の場合は課税地目の出力図に判読した現況地目を表示した地目現況図(不一致地目表示を含む。)を作成するとともに、不一致地目については、不一致地目リストを作成するものとする。

2. 不一致地目の認定処理は、実施地区市町村が行うものとする。

第7章 成 果 品

(地番家屋現況図データファイル(更新)の作成)

第44条 地番家屋現況図データファイル(更新)は、評価センター固定資産標準フォーマット(Version2.0)により作成するものとする。

(成 果 品)

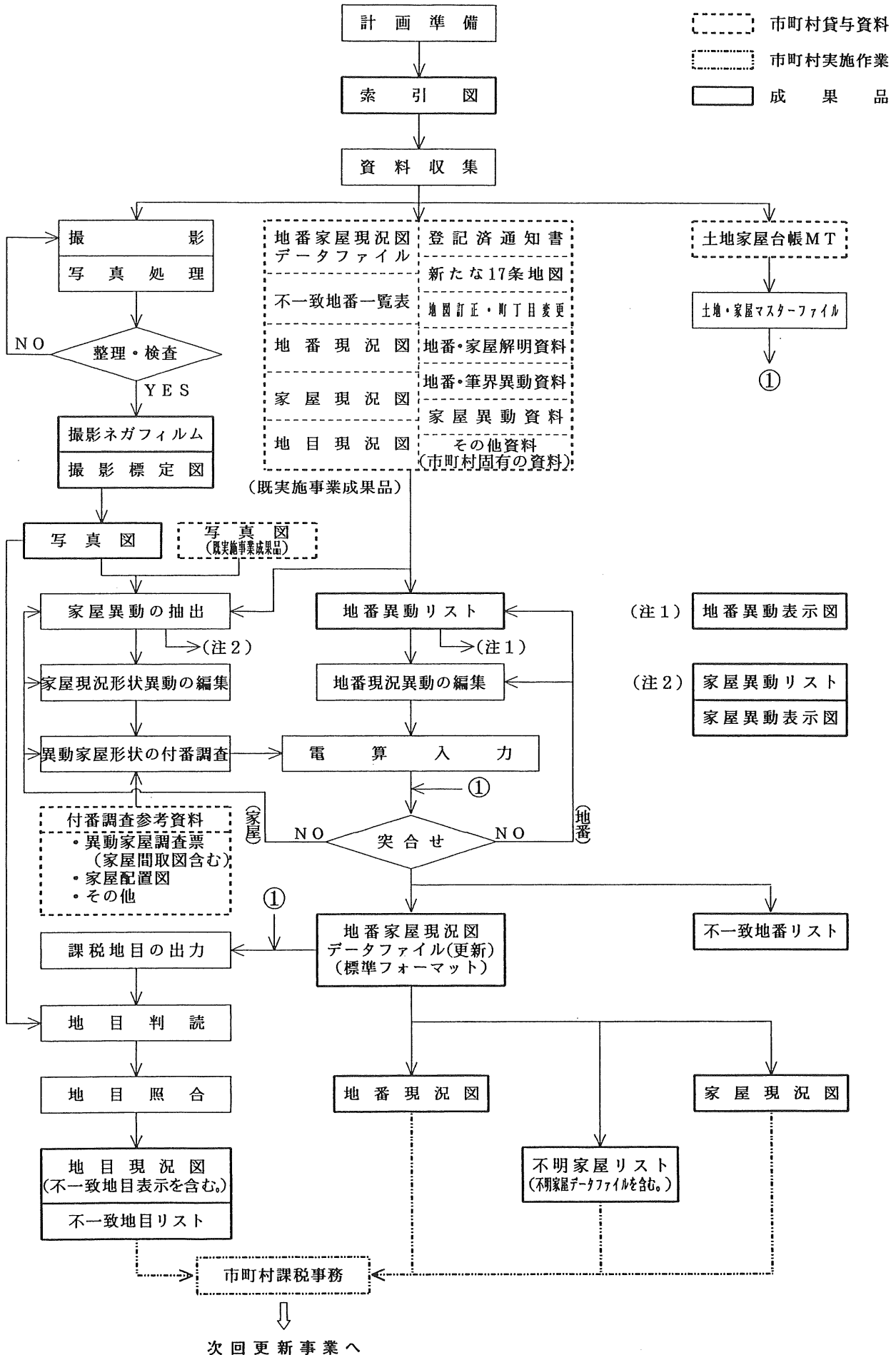
第45条 本更新事業の成果品は、次のとおりとする。(平成11年3月改訂)

1	撮影ネガフィルム	一式
2	索引図	一式
3	カラー密着写真(アルバム製本)	一式
4	撮影標定図	一式
5	写真図	一式
6	地番異動リスト	一式
7	地番異動表示図	一式
8	地番現況図	一式
9	不一致地番リスト	一式
10	家屋異動リスト	一式
11	家屋異動表示図	一式
12	家屋現況図(不明家屋表示を含む。)	一式
注1	家屋現況図	
13	不明家屋リスト(不明家屋データファイルを含む。)	一式
14	地番家屋現況図データファイル(更新) 〔評価センター固定資産標準フォーマットVersion2.0〕	一式
15	地目現況図(不一致地目表示を含む。)	一式
注2	地目現況図	
16	不一致地目リスト	一式
17	作業報告書	一式

注1 本更新事業により作成される家屋現況図に不明家屋表示をする場合と、表示しない場合により図面の標題が異なる。

注2 本更新事業により作成される地目現況図に不一致地目表示をする場合と、表示しない場合により図面の標題が異なる。

固定資産現況調査更新フローチャート



第 2 編

固定資産現況調査更新 成果品の作成要領

第1章 目的

「固定資産現況調査更新成果品の作成要領」は、別に定める「固定資産現況調査更新標準仕様書」に従って実施する固定資産現況調査更新に係る成果品の作成要領等について定める。

第2章 成果品の作成要領

固定資産現況調査更新は、航空写真撮影、写真図の更新、地番現況図の更新、家屋現況図の更新、地目現況図の更新及び更新データの作成についての各工種の作成要領及び留意点等について詳記する。なお、貸与された資料については、その使用及び保管に関して十分注意するものとする。

2-1 索引図の更新

写真図及び各種現況図の検索を容易にするために索引図を作成する。表現する内容は次のとおりとする。

2-1-1. 索引図に表現する内容

- ・作成は、実施地区の市町村単位とする。
- ・使用する図面は既実施事業と同一縮尺の管内図、地形図の1/25,000又は1/50,000とし、表現する内容は標題、市町村界、図郭線及び図面番号とする。
- ・地図様式参照（地図様式-1）

(1) 標題

- ・名称……………〇〇市索引図（1：1,000）
- ・字大……………7.0～10.0mm等線体
- ・線号……………0.8mm（16号線）
- ・字隔……………1/2字隔

(2) 市町村界

該当する市町村界を0.3mm（6号線）の実線で結ぶ。

(3) 図郭線

- ・図郭割は当該市町村の行政区域全域を対象として作成し、当該事業の対象地域にかかる図郭の外周については区分して表示する。（0.7mm 14号線）
- ・図郭線は、国土基本図の図郭割に準拠し、1/5,000国土基本図の図郭（縦3.0km、横4.0km）を縦・横とも5等分し、25分割（縦0.6km、横0.8km）とする。
- ・縮尺1/1,000の図面番号は、国土基本図と同様とする。

01	02	03	04	05
06				
11		ⓧ		
16				
21				25

ⓧ: 1/5,000図面番号（ただし、当該図郭の1/1,000図面番号は省略する。）

01, 02 …… 25 : 1/1,000図面番号

- ・ 1/500の図面番号は、1/1,000図郭を縦・横とも2等分して4分割（縦 0.3km、横 0.4km）とする。

1	2
3	4

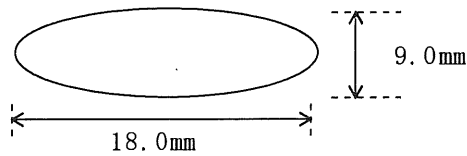
- ① 1 / 5,000の図郭線
 - ・ 0.7mm（14号線）で表示する。
- ② 1 / 1,000の図郭線
 - ・ 0.2mm（4号線）で表示する。
- ③ 1 / 500の図郭線
 - ・ 0.15mm（3号線）で表示する。
- ④ 当該事業の外周図郭線
 - ・ 0.7mm（14号線）で表示する。

(4) 図面番号

基本図のメッシュ番号を標準とする。

- ① 1 / 5,000図番号

下記の○の中に1 / 5,000図面番号の下2桁の数字のみを記入する。



- ・ 字大…………… 5.0～ 7.0mm
- ・ 線号…………… 0.4～ 0.5mm（8号線～10号線）
- ・ 字隔…………… 1 / 2字隔

- ② 1 / 1,000図番号

- ・ 字大…………… 5.0～ 7.0mm
- ・ 線号…………… 0.35～ 0.5mm（7号線、10号線）
- ・ 字隔…………… ベタ

当該市町村においてユニーク番号を必要とする場合は、基本図メッシュ番号の右に（ ）で記入する。

- ③ 1 / 500図面番号

- ・ 字大…………… 3.0～ 5.0mm
- ・ 線号…………… 0.2～ 0.4mm（4号線～6号線）
- ・ 字隔…………… ベタ

作成した図面の位置のみに表示する。

例

03	1	2

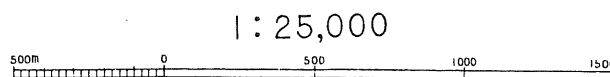
事業対象地域 | 事業対象区域外

←図面作成していない場合は図面番号を表示せず斜線を記入する。ただし、地形図1/50,000を使用した場合は、1/500図の付番方法の凡例を付して番号の記入を省略することができる。

(5) 図面の縮尺

使用図面の縮尺を図面中央下に記入（貼込む。）

例



ただし、1/25,000及び1/50,000図をそのまま使用した場合は地形図のスケールバーの位置のままでよいものとする。

2-2 撮影計画

撮影の方向は、東西コースを標準とする。なお、対象となる地域の地形等により合理性を欠く場合は、南北コース又はその他の撮影（写真図及び各種図面も同様とする）でも可能とする。ただし、事前に評価センターと協議をすること。

2-3 撮影標定図の作成

2-3-1. 撮影標定図に表現する内容

撮影完了後、写真処理及び整理並びに検査を実施し採用された結果については、撮影標定図としてまとめる。撮影標定図として表現する内容は次のとおりとする。

- ・実施地区の市町村単位とし、既実施事業と同一縮尺の1/25,000又は1/50,000地形図を用いて作成する。
- ・表現する内容は撮影コース番号、写真中心点、写真番号、撮影される区域、図郭線及び撮影諸元等を表示する。
- ・地図様式参照（地図様式-2）

(1) 標題

- ・名称……………平成××年度撮影標定図（××は当該事業の契約年を示す。以下同様）
- ・字大…………… 7.0mm 等線体
- ・線号…………… 0.7mm（14号線）
- ・字隔…………… 1/4字隔

(2) 以下の撮影に関する記録はタイトルボックスにまとめる。

- ①地区名
- ②整理番号
- ③カメラ
- ④撮影間隔
- ⑤コース
- ⑥撮影年月日
- ⑦撮影縮尺
- ⑧撮影基準面
- ⑨摘要（2字アキ）
- ⑩提供（ 〃 ）

財団法人 資産評価システム研究センター（人と資の間1字アキ）

- ⑪製作（2字アキ）

○×航空測量株式会社（受託者名）

- ・字大…………… 4.0mm 明朝体
- ・字隔…………… 上記表示ある箇所以外はベタとする。

2-3-2. 記入要領

- ・タイトルボックスは、次頁の記載例を標準とする。
- ・タイトルボックスの位置は、図面右下を標準とするが、図面全体のバランスを考慮して貼付する。

①地区名

契約のさいに示す地区名とする。

②整理番号

契約のさいに示す番号とする。

③カメラ

使用カメラを記入する。

例 RC-20

④撮影間隔

撮影中心点間隔（平均）を記入する。

例 中心撮影であれば 800m

⑤撮影状況（コース、撮影年月日、撮影縮尺、撮影基準面、摘要）

撮影諸元を記入する。

例 通常の撮影

1～11コースを平成△年△月△日撮影、縮尺1：5,000、
基準面650mの場合

平成××年度撮影標定図				
地区名	○ ○ 地 区	整 理 番 号	96-××-××××	
カメラ	RC-20	撮 影 間 隔	800m	
コース	撮 影 年 月 日	撮 影 縮 尺	撮 影 基 準 面	摘 要
C1～C11	平成△年△月△日	1：5000	650m	

ただし、撮影年月日及び撮影基準面が異なる場合は行を改める。

例 再撮影があった場合
前条件の3コースの1部に再撮影があった場合

平成××年度撮影標定図				
地区名	○ ○ 地 区	整 理 番 号	96-××-××××	
カメラ	RC-20	撮 影 間 隔	800m	
コース	撮 影 年 月 日	撮 影 縮 尺	撮 影 基 準 面	摘 要
C1~C3	平成△年△月△日	1:5000	650m	
C3A	平成△年△月×日	〃	〃	一部再撮影
C4~C11	平成△年△月△日	〃	〃	

⑥ 提供 財団法人 資産評価システム研究センター

⑦ 製作 ○○航空測量株式会社

例

提 供	財団法人 資産評価システム研究センター
製 作	○○航空測量株式会社

2-3-3. 図面表示要領

(1) 撮影中心点の表示

○ (撮影された中心点は丸印とする。)

使用図面の縮尺によってφ2.0~4.0mmとする。

中心点と中心点を結ぶ線号は0.2mm(4号線)とする。

(2) 撮影線

・通常の場合

—○—○—○—○— 線号 0.2mm(4号線)で各主点間を結ぶ。

・一部再撮影の場合

xxx
xx△
□□
□□×
xx□
 C3 ○—○—○ ○—○—○—○—○ ○—○—○
C3A
C3

再撮影区域については、撮影線を切り離して表示し、写真番号を表示する。

・1コースすべて再撮影の場合はAを付して再撮影のみを表示する。

C4A ○—○—○—○

(3) コース番号

・該当地区の西側(南北コースの場合は南側)の外側へ20mmの位置にC××と記入する。

・同一コース内において、比高差が300m以上ある場合は基準面を変更して次の表

示をする。

- ・ 基準面の一番低い区域 L
- ・ 基準面の中間の区域 M
- ・ 基準面の一番高い区域 H
- ・ 字大は 4.0～ 7.0mmとし線号は 0.5mm（10号線）とする。

表示例

C 1 L C 1 M C 1 H
○ - ○ - ○ - ○ - ○ - ○ - ○ - ○ - ○ - ○ - ○ - ○ -

- ・ 2 区域の場合は、L, Hとする。
- ・ 3 区域以上の場合は、L, M₁, M₂, ……M_n, Hとする。

(4) 写真番号

撮影開始・撮影終了は該当番号（カウンター番号）とし、中間は末尾“0”“5”の番号を記入する。ただし、オーバーラップをさせて撮影した場合は、写真の中心点が図面の中心に近い写真を採用し、その中心点をプロットし、すべて写真番号を記入する。

- ・ 字大は 3.0～ 5.0mmとし線号は 0.2mm（4号線）とする。

(5) 撮影されている範囲

東北端、東南端、西北端、西南端の四隅の写真について撮影されている範囲を表示する。

- ・ 線号 0.2～ 0.3mm（4～6号線）

(6) 図郭線

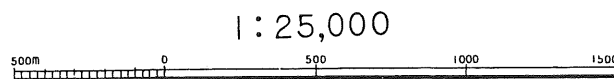
当該事業の対象図郭線を記入し、外周の四隅には、図郭座標値（平面直角座標値）を記入する。なお、図面番号は必要に応じて記入する。（記入する場合は、索引図と同様とする。）

- ・ 線号 0.3mm（6号線）
- ・ 字大 3.0～5.0 mm

(7) 図面縮尺

使用地形図の縮尺を図面中央下に記入する。

例



ただし、1/25,000・1/50,000図を全面使用している場合は、地形図のスケールバーの位置のままよいものとする。

2-4 写真図の更新

航空写真より作成される写真図は、経年変化の状況を短時間、広範囲、的確に把握することが可能であり土地及び家屋の課税客体の現状を把握するには一番有効な手法

である。

写真図は、地形の高低差による歪みや写真撮影時の傾きが最小となるよう、既実施事業の家屋現況図等により写真画像を調整し、縮尺や範囲を決め焼付をする。写真図は、現像ムラのないように仕上げることとする。

なお、写真図は、毎年又は数年間隔で定期的に更新することが必要となる。

2-4-1. 写真図の装丁

写真図については、表面加工（ラミネート加工）を施すとともに、テープボードを付けて成果品とする。

(1) テープボードの材質

- ・テープボードの材質については、厚手紙製又は塩化ビニール製のいずれでもよいものとする。

(2) テープボードに記載する内容

記載する内容は、標題、写真図番号、写真縮尺、撮影年月日及び方位とする。

- ・地図様式参照（地図様式－3）

① 標題

- ・名称……………〇〇市写真図
- ・字大…………… 8.0～12.0mm
- ・線号…………… 0.8～ 1.2mm（16～24号線）等線体
- ・字隔……………ベタ又は1/2字隔

② 写真図番号

イ. 写真図番号

写真図番号は、各種図面番号と同一とし、付番については2-1 索引図の更新（P-85）を参照。

ロ. 上段（国土基本図に基づく番号）

- ・字大…………… 5.0～ 7.0mm
- ・線号…………… 0.5～ 0.8mm（10～16号線）等線体

ただし、1/500図作成の場合は、1/25分割番号の後に1/500図の番号を記入する。

ハ. 下段（市町村独自番号）

市町村と協議し、必要がある場合は記入するものとする。記入要領は、ロ. 上段と同様とし（ ）書きとする。

③ 写真縮尺

- ・名称……………縮尺 1 : 1,000
- ・字大…………… 5.0～ 7.0mm
- ・線号…………… 0.5～ 0.8mm（10～16号線）等線体
- ・字隔……………縮尺と1の間は1字、他はベタ

④ 撮影年月日

- ・名称……………平成 △ 年 △ 月 △ 日 撮影
- ・字大…………… 5.0～ 7.0mm
- ・線号…………… 0.5～ 0.8mm（10～16号線）等線体

- ・字隔………撮影の前は1字隔、他はベタ
ただし、字大は③写真縮尺と同じとする。

⑤方位

方位は、北を上にして西側にテープボードを装着した標準の場合は不要とするが、他の場合は記入する。

- ・形状………+と◎の組合せ（上側にNの印）
- ・大きさ………+は40.0mmと20.0mm
◎はφ15.0mmと13.0mm

2-4-2. カラー密着写真

現況図作成区域を対象としてカラー密着写真を作成し、アルバム製本で成果品とする。

(1) 標題

- ・名 称………〇〇市平成××年度カラー密着写真
- ・字大等………自由とする。
アルバムの表紙及び背表紙に記載する。

(2) 提供及び製作

- ①提供 財団法人 資産評価システム研究センター
- ②製作 〇〇航空測量株式会社
字大等は自由とする。

2-4-3. 写真図の電子化

写真図を電子化する場合

(1) どのような方法で電子化を行ったか、カタログを作成する。

- ・取り込む写真………どんな写真図から電子化を行ったか明記する。
- ・位置合わせ基図………どんな図面を用いて位置合わせを行ったか明記する。
- ・分解能密度………分解能密度を明記する。
- ・色 調………色の割り振り方法は、どのように行ったか明記する。
- ・データ形式………ファイルの形式及び圧縮の有無について明記する。

(2) 電子化するにあたっての標準

- ・取り込む写真………データを取り込む写真は、密着写真（縮尺1/5000）、5倍引き伸ばし写真（縮尺1/1000）等が考えられるが、現在、一般的に用いられている入力機器や入力経費等を考慮して密着写真を標準とする。
- ・位置合わせ基図………写真データに公共測量座標を付加するための位置合わせ基図は、標準仕様書で定める「基礎図」を用いるものとする。
- ・分解能密度………写真判読の精度、データ容量、表示速度等を考慮して密着写真における入力密度を概ね500DPIとする。
- ・色 調………256色を標準とする。
- ・データ形式………カラー写真データのファイル形式、圧縮形式は、汎用性の

高い形式を市町村と協議して決定する。単位は、「地番現況図（1/1000）」一面を最小単位とする。

2-5 地番現況図の更新

課税客体の現況を把握するために作成された「地番現況図」は、地番の状況が日々異動しており、この異動の状況を正確に捉え、的確に地番現況図を更新することによって課税の適正化へ一層寄与することとなる。

地番の異動情報は土地登記済通知書等の地番及び筆界異動資料を基に異動箇所を把握し、地番異動の状況を地番異動リストとしてまとめる。筆形状についても更新編集をしてこれをデジタル化（評価センター固定資産標準フォーマット）し、新たに地番現況図を出力することになっている。

なお、更新における履歴については、当分の間は、各年度の地番家屋現況図データファイル（更新）により所定の期間保存することで比較及び抽出ができ、更新箇所の確認が可能となる。

2-5-1. 地番現況図の更新に使用する資料

地番現況図の更新で使用する資料は次のような種類があるが、使用については市町村と協議し決定する。

(1) 土地マスターファイル

当該年度の土地課税台帳及び土地補充課税台帳から、地番・所有者・登記年月日・地積・登記地目・課税地目等を抽出し作成したファイル。

(2) 更新期間内の異動を示す資料

① 土地登記済通知書

法務局よりの土地登記済通知書で測量図及び17条地図地域にあつては17条地図を含む。

② 地番訂正資料

決定資料が提示された筆及び地番訂正がなされて筆図形に変化が生じた筆を含む。（地図訂正資料が提示されていることが条件）

③ 不一致の解明資料

更新のさいに初期導入時の不一致が解明された資料。

④ その他更新に必要な資料

区画整理、住居表示、国土調査、地番・筆界異動、土地寄附申請書及び土地買収リスト等更新に必要な資料。

(3) 固定資産現況調査事業成果

固定資産現況調査事業によりすでに導入事業が実施されていることが前提となり、既実施事業で作成した成果品が必要となる。

① 地番家屋現況図データファイル

② 写真図

③ 不一致地番リスト

④ 地番現況図

- ⑤家屋現況図
- ⑥地目現況図

(4) その他市町村固有の資料

市町村において通常の固定資産税事務のために活用されている資料。

例. 土地評価のための基図等。

2-5-2. 地番異動リストの作成

(1) 地番異動を示す資料の整理

前項において貸与された資料を地番現況異動の更新編集に必要なものと不要なものに整理区分する。必要とする資料は、筆図形の形状に関するもので以下の内容の資料とする。

- ①分筆があったことを示す資料
- ②合筆があったことを示す資料
- ③表示登記があったことを示す資料
- ④地籍訂正登記により地図訂正の必要があることを示す資料
- ⑤滅失登記があったことを示す資料等
- ⑥上記以外の理由により異動があったことを示す資料

(2) 地番異動への対応

当該年度（更新期間）において異動となった地番については、次の要領により地番異動リストを作成するものとする。なお、異動の対象は土地登記済通知書によるものとする。

①地番異動リストの作成

地番異動リストの作成は、以下に示す事項について記載するものとする。記載については、別に定める調書様式4-1（地番異動リスト P-136参照）及び調書様式4-2（地番異動集計表 P-137参照）により作成するものとする。

イ. 更新期間

本更新事業の当該年度を記入する。なお、複数年間を同時に更新する場合は、何年度から何年度であるかを記入する。

ロ. 作成年月日

地番異動リストの作成年月日を記入する。

ハ. 大字、小字名コード

法務局で保管している不動産登記法による地番区域ごとに大字、小字のいずれかの名称、コードを記入する。

ニ. 整理番号

地番異動が発生した箇所により、各図面ごとに1, 2, 3……nと記入する。（地番異動表示図に示された整理番号とする。）

ホ. 受付番号

法務局より通知を受けた土地登記済通知書の受付番号を記入する。なお、不一致地番の解明資料により更新する地番は記載しないものとする。

ヘ. 登記年月日

法務局より通知を受けた土地登記済通知書の登記年月日を記入する。

ト. 従前地番

異動のあった地番の既実施事業時の地番を記入する。

チ. 異動区分

登記の理由により該当欄に土地登記済通知書により新たに登記された地番を記入する。(滅失の場合は滅失欄に○印を記入する。)

- ・分 筆：分筆登記（不動産登記法第81条の2及び第85条）
- ・合 筆：合筆登記（ 同 上 ）
- ・表 示：表示登記（不動産登記法第78条）
- ・訂 正：地積訂正登記（不動産登記法第81条）
- ・滅 失：滅失登記（不動産登記法第81条の8）
- ・その他：上記以外の理由による更新の場合理由を記入する。

リ. 図面番号と位置索引符号

地番現況図の該当図面番号を記入する。

異動地番の位置が図面のどこにあたるか検索しやすいように図面を16等分し、その地番の位置索引符号を記入する。

例

A1	A2	A3	A4
B1	B2	B3	B4
C1	C2	C3	C4
D1	D2	D3	D4

ただし、電子計算機を活用する場合は、市町村と協議にうえ16等分以上に区分することができるものとする。

ヌ. 件数

登記後に発生した筆数を記入する。

ル. 確認

筆図形が入力された後の点検等のさいに活用する。

(地番異動リストを電子計算機により作成する場合は、同様式の内容を満たしていれば、必ずしも別に定める様式でなくてもよいものとする。)

②地番異動表示図の作成

イ. 地番異動箇所の表示

本更新作業により更新された地番について、筆界線を緑色鉛筆で囲むものとする。なお、カラー静電プロッターにより出力する場合は、市町村と協議して定めるものとする。ただし、表示する図面は縮小版とし 1/2,000を標準とする。なお、図郭は原図郭と同一とする。

ロ. 整理番号

地番異動が発生した場所により、地番現況図単位に西より東、北より南に1, 2, 3...nを赤色鉛筆を利用してφ 7.0~10.0mmの中に記入する。なお、カラー静電プロッターにより出力する場合は、別途協議して定めることができる。

2-5-3. 地番現況異動の編集

前項で抽出した資料(測量図を含む。)及び既実施事業の地番現況図(1/1,000)を基に異動筆について筆図形の更新編集を行い素図を作成するものとする。

・更新編集にあたっての留意点

- ・公衆用道路、河川、用悪水路等に地番が存在する場合はこれを編集、表示する。

- ・地番のない道路、水路（赤線、青線）については、市町村と協議し必要がある場合は、公図複写図で道路・水路を文字等で明確に区分してある箇所に関し所定の記号で表示する。（赤線は道、青線は水とする。）
- ・道路敷としての筆界がない場合は、現況の道路線を背景データとして表示する。ただし、更新により新規に背景データを表示する場合は、資料の有無について、市町村と協議のうえ決定する。
- ・市町村の不確定な行政界の表示については、市町村と協議のうえ決定する。
- ・現況道路界が筆界と異なる場合は、現況線を背景データとして表示する。
- ・筆界未定線

地籍測量の結果等により筆界が未定となっている地域については、数地番を合わせて表示するものとする。なお、市町村との協議により参考資料図（例、旧公図等）の提示箇所に関し筆界未定線を現況に基づいて（写真図等）編集し、破線で表示することができるものとする。

2-5-4. 地番現況異動の入力

地番現況異動箇所の更新編集された素図と既実施事業の地番家屋現況図データファイルを基として、座標読み取り装置（デジタイザー）によって既実施事業と同一基準の座標で座標入力する。

- ・国土調査の地籍測量資料を主体として活用し、なお、地番現況図の形状と整合性が確保されない場合は評価センターと協議する。
- ・座標入力された更新データは、既実施事業の地番家屋現況図データファイルの該当箇所のデータの加除修正を行い、地番家屋現況図データファイル（更新）として以降の作業に使用する。
- ・地番家屋現況図データファイル（更新）は図面単位で作成する。
- ・各情報項目は、既実施事業で定められたレイヤー区分と同様とする。
- ・各筆の地番図形データは、地番等をキーとした面情報とする。
- ・入力のさいの読み取り精度は、図上 0.5mm以内とする。
- ・図郭線を跨がる筆界線は、隣り合う図面接合部において同一座標とする。

2-5-5. 地番の突合せ

前項で作成した「地番家屋現況図データファイル（更新）」と土地マスターファイルの地番を突合せし、作業上生じたミス除去し、データの正確を期すものとする。

(1) 不一致地番への対応

突合せの結果において不一致となった地番については、次の要領により不一致地番リストとしてまとめるものとする。

① 不一致地番の分類

不一致地番は、その理由を内容によって次の4種類に分類するものとする。

- イ. 二重地番（一つの地番区域内にあるメガネ地番とは異なる同じ地番の土地）
- ロ. 無地番（地方税法第 348条に定める固定資産の非課税の範囲の土地を除く。）
- ハ. 土地台帳にあって公図にない地番
- ニ. 公図にあって土地台帳にない地番

- 無地番（例．赤線・青線等）は、地番現況図上に無地番である記号（無）を付記するとともに必要がある場合は、管理番号を付して不一致地番リストに記入するものとする。（管理番号の付設については下記に定める。）
- 不一致地番リストの作成にあたっては、既実施事業の不一致地番についても含めて作成するものとする。

②無地番の管理番号の付設要領

- 管理番号は各図面単位で①，②，③……⑩とする。（西より東、北より南への付設を標準とする。）
- 無地番の1筆が数面にわたる場合は、図面番号の若いリストに記載し、他には記載しないものとする。（詳細欄にそのむね記載する。）
- 不一致地番リストへの記載は、所在地の本番欄に無地番地記号の“9999”とし、枝番に0001,0002,0003,～XXXXと記載する。
記載については、以下の様式及び記載例により作成するものとする。

(2) 不一致地番リストの作成

不一致地番リストの作成は、以下に示す事項について記載するものとする。記載については、別に定める調書様式1-1（不一致地番調査表 P-131参照）及び調書様式1-2（不一致地番集計表 P-132参照）に準じて作成するものとする。

①調査期間

市町村において調査した期間を記入するため記載不要。

②土地台帳の賦課期日

地番の突合せのさいに使用した土地台帳の賦課期日を記入する。

③大字、小字名コード

法務局で保管している不動産登記法による地番区域ごとに大字、小字のいずれかの名称、コードを記入する。

④作成年月日

本一覧表の作成年月日を記入する。

⑤整理番号

不一致地番の発生した箇所により、1, 2, 3, ……nと記入する。
（表示図と同一番号とする。）

⑥図面番号と位置索引符号

地番現況図の該当図面番号を記入する。

不一致地番の位置が図面の何処にあるか検索しやすいように図面を16等分し、その地番の位置索引符号を記入する。

例

A1	A2	A3	A4
B1	B2	B3	B4
C1	C2	C3	C4
D1	D2	D3	D4

ただし、電子計算機を活用する場合は、市町村と協議のうえ16等分以上に区分することができるものとする。

⑦所在地

無地番については、管理番号（別に定める。）を所在地番欄に記入する。（記載については、P-97「無地番の管理番号の付設要領」参照）

⑧不一致理由

・表示内容

重地番：二重地番

無地番：無地番

公なし：土地台帳にあって、公図にない地番

台なし：公図にあって、土地台帳にない地番

その他：上記以外の理由により不一致となった地番

詳細：その他の不一致理由を記入する。

・記入

不一致の該当欄の理由項目に○印を記入する。

ただし、“公なし”で該当筆が非課税の筆である場合は◎印で記入する。

⑨資料公図

不一致となった該当筆の箇所を複写して資料番号（整理番号と同一番号とする）を記入する。なお、既実施事業において不一致となった筆については不要とする。

⑩処理方法、確認

市町村での処理結果を記入するため記載不要。

（不一致地番調査表を電子計算機により作成する場合は、同様式の内容を満たしていれば、必ずしも別に定める様式でなくてもよいものとする。）

2-5-6. 地番現況図の出力

・出力図の作成は作業対象地域全域とする。

・漢字及びその他の文字を含んだ地番の表示

漢字及びその他の文字を含んだ地番の出力は、土地マスターファイルの地番コードから漢字及びその他の文字対応テーブルにより変換し、文字と数字で出力するものとする。漢字の大きさ、色については地番表示の数字と同等とする。

・出力には、所要の性能を有するカラー静電プロッター等を使用する。

・出力紙は、カラー静電プロッター用の普通紙を標準とする。

・出力図は 1/1,000を標準とし、内図郭は60cm×80cmとする。

・出力図には、2-8 各種現況図の表現様式（P-111以降参照）に定める所要の整飾を施すものとする。

2-6 家屋現況図の更新

課税客体の現況を把握するために地番現況図とともに作成された「家屋現況図」は、家屋の状況を正確に捉え、これを課税台帳に結び付けることによって課税の適正化へ一層寄与することとなる。

家屋の異動情報は、写真図の新旧を比較判読して異動箇所を把握し、家屋異動リスト・家屋異動表示図としてまとめるとともに、家屋形状の更新編集をし、これをデジタル化（評価センター固定資産標準フォーマット）し、新たに家屋現況図を出力することになっている。

なお、課税客体をより早い時期に正確に反映した課税資料の整備を図るため、新旧写真図を比較判読して家屋の異動箇所を把握する以外の方法として、法務局からの通知等で異動した家屋形状が明確に判断できる資料を基に異動した家屋を把握する方法

も可能とする。

既実施事業において家屋付番調査が実施済の場合は、更新対象家屋及び不明家屋の解明された家屋について家屋付番調査を実施し、当該家屋形状に家屋台帳の家屋番号を付番特定する作業を行うものとする。

なお、更新における履歴については、当分の間は、地番と同様に各年度の地番家屋現況図データファイル（更新）により所定の期間保存することで比較及び抽出ができ、更新箇所の確認が可能となる。

2-6-1. 家屋現況図の更新に使用する資料

家屋現況図の更新に使用する資料は次のような種類があるが、使用については市町村と協議して決定する。

(1) 家屋マスターファイル

当該年度の家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳から所在地番、所有者、表示登記年月日、用途、構造、床面積等を抽出し作成したファイル。

(2) 更新期間内の異動を示す資料

①建物登記済通知書

法務局よりの建物登記済通知書で建物所在図、建物図面を含む。

②家屋滅失届

従前に建築されていた家屋を滅失したむねを示す届け出資料。

③その他更新に必要な資料

建築確認申請書及び家屋に係る各種申請書等更新に必要な資料。

(3) 家屋付番の更新のための資料

①更新家屋調査票

更新家屋調査票及び更新家屋間取図を含む家屋評価資料

②更新家屋配置図

一画地内に数棟の建物が存在する場合の配置を示す図面

③不明家屋の解明資料

④その他

イ. 市町村固有の資料

上記以外の市町村固有の家屋に関する資料

ロ. その他

住宅地図等の家屋付番調査に関する参考資料

(4) 固定資産現況調査事業成果

固定資産現況調査事業によりすでに導入事業が実施されていることが前提となり、既実施事業で作成した成果品が必要となる。

①地番家屋現況図データファイル（評価センター固定資産標準フォーマット）

②写真図

③家屋現況図（図面表示内容により不明家屋表示を含む家屋現況図又は、不明家屋表示を含まない家屋現況図となる。）

(5) その他市町村固有の資料

市町村において通常の固定資産税事務のために活用されている資料。

2-6-2. 家屋異動の抽出

既実施事業の写真図と当該事業において作成した写真図を対比・照合して家屋の異動箇所について抽出を行う。なお、家屋形状（軒先外形）は同じであっても古い家屋を取り壊した後新しい家屋が新築されたことが資料等によって確認できるもの、又は家屋形状（軒先外形）は同じであっても平屋であった家屋に2階が増築されたことが確認できる家屋は、異動の対象とする。

また、毎年度定期的に航空写真を撮影していない市町村においては、その間に異動した家屋形状が家屋現況図に反映されていないという実態が生じている。このような実態を回避し、課税客体をより早い時期に正確に反映した課税資料の整備を図るため、法務局からの通知等で異動した家屋形状が明確に判断できる資料を基に異動した家屋を抽出し、その家屋形状を「仮家屋形状」として編集することも可能とする。なお、「仮家屋形状」の取り扱い方法については、事業実施市町村と十分協議を行うものとする。

異動が確認された家屋については、既実施事業の家屋現況図において対象家屋の所在の確認を行い、家屋異動リスト及び家屋異動表示図を作成するものとする。

(1) 家屋異動への対応

家屋異動リストはその内容によって次の4種類に分類してリストを作成するものとする。記載については、次の様式によるものとする。

①更地新築

既実施事業の写真図に家屋が存在しない更地又は新築中の家屋が存在し、当該事業の写真図の同一場所に完成した家屋が存在する場合。

②滅失

既実施事業の写真図に家屋が存在し、当該事業の写真図の同一場所に家屋が存在せず更地となっている場合。

③増改築

既実施事業の写真図に家屋が存在し、当該事業の写真図の同一場所に家屋が存在するがその一部に変化が生じている場合（一部滅失した場合も含む）。

④滅失後新築

既実施事業の写真図に家屋が存在し、資料等により当該事業の写真図の同一場所で従前の家屋を取り壊した後、新しく家屋が完成していることが確認できる場合。

(2) 家屋異動リストの作成

家屋異動リストの作成は、以下に示す事項について記載するものとする。記載については、調書様式5-1（家屋異動リスト P-138参照）及び調書様式5-2（家屋異動集計表 P-139参照）により作成するものとする。

①更新期間

本更新事業の当該年度を記入する。なお、複数年間を同時に更新する場合は該

当する年度をすべて記入する。 例. 平成6年度、平成7年度、平成8年度の場合は、平成6年度～8年度とする。

②作成年月日

家屋異動リストの作成年月日を記入する。

③大字、小字名コード

法務局で管理している地番区域ごとに大字、小字のいずれかの名称、コードを記入する。

④整理番号

家屋異動が発生した箇所により、各図面ごとに1, 2, 3, ……nと記入する。(別に作成する家屋異動表示図と同一番号とする。)

⑤図面番号及び位置索引符号

家屋現況図の該当図面番号を記入する。

異動家屋の位置が図面の何処にあるか検索しやすいように図面を16等分し、その家屋の位置索引符号を記入する。

例

A1	A2	A3	A4
B1	B2	B3	B4
C1	C2	C3	C4
D1	D2	D3	D4

ただし、電子計算機を活用する場合は、市町村と協議のうえ16等分以上に区分することができるものとする。

⑥異動区分

異動区分理由により異動区分欄に○印を記入する。なお、滅失家屋については現在記入されている家屋番号を記入するものとする。ただし、家屋番号が記入されていない場合は、異動区分欄に○印を記入する。

イ. 新 築 : 更 地 新 築

ロ. 滅 失 : 滅 失

ハ. 増 築 : 増 改 築

ニ. 滅 後 新 : 滅 失 後 新 築

ホ. そ の 他 : 上 記 以 外 の も の は 、 そ の 理 由 を 記 入 す る 。

⑦所在地番

当該異動家屋の所在する地番を記入する。

なお、数筆にわたって建築されている場合は、該当面積が一番多く占める地番を記入する。

⑧備考

必要に応じて記入する。

(家屋異動リストを電子計算機により作成する場合は、同様式の内容を満たしていれば、必ずしも別に定める様式でなくてもよいものとする。)

(3) 家屋異動表示図の作成

①家屋異動箇所の表示

異動の区分により異動箇所に次の記号を赤色鉛筆で記入する。(大きさは約 3.0 ~ 5.0mmとする。) なお、カラー静電プロッターにより出力する場合は、別途協議して定めることができる。ただし、表示する図面は地番異動表示図と同じとする。

異動区分	表示記号
イ. 更地新築	: ○
ロ. 滅失	: ×
ハ. 増改築	: △
ニ. 滅失後新築	: ◎

②整理番号

異動家屋が発生した箇所により、家屋現況図単位に西より東、北より南に1, 2, 3, ……nを赤色鉛筆を利用して7.0~10.0mmの中に記入する。なお、カラー静電プロッター等により出力する場合は、別途協議して定めることができる。

(4) 家屋異動リスト及び家屋異動表示図の提出

家屋異動リスト（家屋異動集計表を含む。）及び家屋異動表示図については、市町村に提出するものとする。

2-6-3. 家屋現況形状異動の編集

家屋異動の抽出の作業により家屋形状に異動が認められた家屋については、写真図より家屋形状（軒先表示）を判読し、既実施事業の家屋現況図（写）に家屋形状を描画（滅失については当該家屋形状を抹消する。）して家屋現況形状異動を更新編集する。（以下、「編集素図」という。）

- ・二図面以上に跨がる家屋については、隣り合う図面間において接合を取るものとする。

2-6-4. 更新対象家屋への付番

既実施事業において家屋付番調査を実施済の作業実施地区においては、本更新作業の対象家屋（以下「更新対象家屋」という。）以外についてはすでに家屋番号及び家屋特定表示記号が表示されている。

そこで、更新対象家屋（新築、滅失、増築、一部滅失、既実施事業のさいの不明家屋で解明された家屋）の家屋形状についても家屋付番調査を実施し、当該家屋形状に家屋台帳の家屋番号を付番特定することが必要となる。

なお、既実施事業において家屋付番調査の結果、不明家屋として報告された家屋のうち、市町村において解明された結果についても成果に反映させるものとする。

(1) 更新対象家屋形状への付番作業の準備

家屋形状への付番作業の準備は、更新対象家屋を抽出し、家屋台帳の家屋番号の補充及び家屋付番調査に用いるリスト（以下「更新対象リスト」という。）を作成しなければならない。その内容は以下のとおりとする。

①更新対象家屋の抽出及び土地・家屋マスターファイルの作成

既実施事業と更新の家屋マスターファイルを比較して更新対象家屋を抽出し、地番をキーとして付番特定に必要な「特定要件項目」のデータを土地台帳及び家屋台帳より編集して、土地・家屋マスターファイルを作成する。

②更新対象家屋の家屋台帳の家屋番号の補充

更新対象家屋として前項で抽出された家屋のうち、家屋番号欄が空欄で記載の

ない家屋については、既実施事業と同じ要領により家屋番号と区分できるように仮の家屋番号を付し、データ管理に用いるものとする。

③更新対象リストの作成

更新対象リストは、土地・家屋マスターファイルを用いて、別に定める様式事例を参考に出力するものとする。

(2) 更新対象家屋形状への付番調査

家屋形状への付番調査は、上記2-6-3.家屋現況形状異動の編集により作成された「編集素図」及び2-6-4-(1)で作成した「更新対象リスト」並びに写真図・調査参考資料等を用いて、特定要件項目の適合性を検討し家屋番号の付番を行う作業である。

①更新対象家屋の付番特定のための作業

付番特定のための作業は、作業用台帳リスト、編集素図、写真図及び調査参考資料等を総合的に活用して、更新対象家屋のすべての家屋及び家屋形状について家屋番号等を特定する作業で、特定できなかった家屋については、不明家屋の分類区分及び要領により編集素図及び不明家屋調査表を作成するものとする。

イ. 特定家屋

更新対象リストに示された家屋特定要件項目の内容と家屋形状とが特定された家屋で、編集素図に家屋番号（仮の家屋番号を含む。）が記載される。

なお、数個の家屋が効用上一体として利用される場合、主たる家屋以外の家屋（以下「附属家屋」という。）については、記号を付すものとする。

a. 一個の家屋が家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳のいずれかに登録されている場合は、家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録されている家屋番号を付番するものとする。

b. 一個の家屋が家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されている場合は、家屋課税台帳に登録されている家屋番号を付番するものとする。

c. 区分所有に係る家屋

地方税法第 341条第 1 項第12号に規定する建物登記簿に登録されている家屋のうち、一棟の家屋に構造上区分された数個の「区分所有に係る家屋」（以下「区分家屋」という。）がある場合には、当該「区分家屋」の中の上位の家屋番号を代表家屋番号として当該家屋形状に付番するものとする。

d. 複数の家屋が一家屋形状として描画されている場合

複数の家屋が一家屋形状として描画されている場合は、当該家屋形状に複数の家屋番号を付番するか、又は、当該家屋形状を家屋ごとに分割して家屋番号を付番するものとする。

ロ. 不明家屋

家屋台帳に登録されている家屋と家屋形状との関係を調査した結果、付番特定することが不可能となった家屋及び家屋形状を「不明家屋」といい、次のものがある。

a. 未評価家屋

家屋現況図に家屋形状はあるが、当該家屋形状に該当する家屋として家屋台帳に登録されていない家屋。

2-6-2-(1)「家屋異動への対応」(P-100参照)において、更地新築の区分に該当する家屋のうち家屋台帳に登録されていない家屋及び滅失後新築の区分に該当する家屋のうち家屋台帳の登録事項が既実施事業と同じである家屋が該当する。

編集素図の当該家屋形状に家屋特定表示記号「N」を付し「撮影年+図面ごとの整理番号」を記載し、不明家屋調査表に記載する。

b. 不特定家屋

家屋台帳に登録されている家屋で家屋現況図の当該家屋の所在地番に家屋形状はあるが、調査資料等から判断して特定要件項目が一致しない家屋。

2-6-2-(1)「家屋異動への対応」(P-100参照)において、増改築の区分に該当する家屋のうち家屋台帳の登録事項が既実施事業と同じ家屋が該当する。

編集素図の当該家屋形状に家屋特定表示記号「F」を付し「撮影年+図面番号を含めた整理番号」を記載し、不明家屋調査表に記載する。

c. 滅失家屋

家屋台帳に登録されている家屋で、家屋現況図に当該家屋に該当する家屋形状がない家屋。

2-6-2-(1)「家屋異動への対応」(P-100参照)において、滅失家屋の区分に該当する家屋のうち家屋台帳の登録事項が既実施事業と同じ家屋が該当する。

更新対象リストの該当家屋欄に家屋特定表示記号「M」を付し、不明家屋調査表に記載する。

d. 所在地不明家屋

家屋台帳に登録されている家屋の所在地が調査区内に存在しない、又は家屋台帳に登録されている家屋の所在地の登録がない家屋として取り扱うこととした所在地不明家屋は、更新対象リストの該当家屋欄に家屋特定表示記号「Y」を付し、不明家屋調査表に記載する。

ハ. その他の家屋

a. 非課税家屋

市町村から非課税家屋として提示のあった家屋。

編集素図の当該家屋に家屋特定表示記号「H」と家屋番号を付す。なお、当該非課税家屋が家屋台帳に登録されている場合は、更新対象リストに家屋特定表示記号「H」を記入する。ただし、非課税家屋には、仮の家屋番号は付さないものとする。

b. その他の建物

市町村が家屋の認定基準上、家屋として取り扱わないものとした建物。

編集素図の当該家屋に家屋特定表示記号「G」を付す。

付番特定作業中における更新対象リストと家屋現況図(素図編集)との関係は、

付番特定における家屋台帳と家屋現況図(地番家屋現況図データファイルを含む。)との関係

家屋の区分	家屋台帳と家屋現況図の関係		特 定 作 業 中		市町村解明で解決した家屋		市町村解明で未解決の家屋	
	家屋台帳の登録	家屋現況図の家屋形状	更新対象リスト	編集要素	地番家屋現況図データファイル(更新)	家屋現況図	地番家屋現況図データファイル(更新)	家屋現況図
① 特定家屋	有	有	(家屋番号)	家屋番号	家屋番号の入力	××××	/	/
② 未評価家屋	無	有	無	N	新家屋番号の入力	××××	N+作業年度+整理番号の入力	N△△○○○
不特定家屋	有	有	F	F	家屋番号の入力	××××	F+作業年度+整理番号の入力	F△△○○○
滅失家屋	有	無	M	M (該当筆図 形に表示)	/	家屋形状なし	/	/
所在地不明家屋	有	特定不能	Y	/	家屋番号の入力 訂正事項の修正入力	××××	/	/
③ 非課税家屋	有 (登録されている場合)	有	(家屋番号)	H 家屋番号	Hの入力 家屋番号の入力	H××××	/	/
(市町村からの提示あったもの)	無	有	無	H	Hの入力	H	/	/
その他の建物	無	有	無	G	Gの入力	G	/	/

××××：家屋番号 △△：撮影年度 ○○○：整理番号 □：発生しない項目 有・無：データの存在のあるなしを示す

表 2-7-1 (P-105参照) となる。

②不明家屋の取扱いについて

家屋形状への付番特定作業において不明家屋として区分された家屋については、不明家屋解明のための資料として不明家屋調査表及び不明家屋表示図を作成するものとする。

イ. 不明家屋調査表の作成

不明家屋調査表は、更新対象家屋で不明家屋として取扱うこととした家屋について、市町村が実施する解明作業のための資料として別に定める様式により不明家屋調査表を作成するものとする。

- ・不明家屋調査表は、調査区単位（調査区とは、市町村と協議により定めた作業単位で、通常は大字や地番区域によるものとする。）ごとに固有の整理番号を付すこととする。
- ・不明理由については、不明家屋調査表の「不明家屋の不明内容」の欄に記載する。
- ・整理番号は次に述べる不明家屋表示図の整理番号と同じ番号とする。

ロ. 不明家屋表示図の作成

不明家屋表示図は、前項で作成された不明家屋調査表のうち家屋形状が表示されている家屋（未評価家屋及び不特定家屋）について作成するもので、編集素図に次の事項を表示する。

- ・付番特定作業により区分された家屋特定表示記号を赤色鉛筆で表示する。
- ・不明家屋の家屋形状は、赤色鉛筆で表示する。
- ・不明家屋調査表と同じ整理番号を赤色鉛筆などを用いてφ 7.0～10.0mmの円の中に記入する。

なお、カラー静電プロッター等を用いて出力する場合は、別途協議して定めることができるものとする。

ハ. 不明家屋調査表及び不明家屋表示図の提出

不明家屋調査表及び不明家屋表示図については、作成次第市町村に提出するものとする。

③不明家屋の解明

不明家屋の解明は、市町村が実施するものとする。

一定期間内に市町村が解明した不明家屋については、その解明結果を本更新作業に反映させるものとする。

- ・市町村が不明家屋を解明し、滅失家屋と決定した場合は、作業用台帳リストの家屋特定表示記号「M」に○を付けて「**(M)**」とする。
- ・市町村が不明家屋を解明し、未評価家屋と決定した場合は、編集素図の家屋特定表示記号「N」に○を付けて「**(N)**」とする。
- ・市町村が不明家屋を解明し、非課税家屋又はその他の建物として決定した場合は、編集素図の当該家屋形状に家屋特定表示記号「H」又は「G」を付すものとする。

2-6-5. 家屋現況形状異動素図及び家屋番号の入力

(1) 家屋現況形状異動素図の入力

更新編集された前項の家屋現況形状異動編集図と既実施事業の地番家屋現況図データファイルを基として、座標入力装置（デジタイザー）によって既実施事業と同一基準の座標で座標入力するものとする。

- ・座標入力された更新データファイルは、既実施事業の家屋現況図データファイルの当該箇所のデータの加除修正を行い、地番家屋現況図データファイル（更新）として以降の作業に使用する。
- ・各情報項目は、既実施事業で定められたレイヤー区分と同様とする。
- ・入力のさいの読み取り精度は、図上 0.5mm以内とする。
- ・図郭線を跨がる家屋については、隣り合う図面接合部において同一座標とする。

(2) 家屋付番のデータ入力

地番家屋現況図データファイル（更新）へのデータ入力は、解明結果の更新対象リスト及び編集素図等を基として、家屋番号、家屋特定表示記号及び整理番号等のデータ入力をするものとする。

①家屋番号の整理

データを入力するにあたり、家屋台帳に登録されている家屋が増築等を原因として二つ以上の家屋番号や仮の家屋番号が付されている場合は次の処理をし、整理するものとする。

イ. 家屋番号の付された一個の家屋が数回増築されている場合は、既存家屋を代表とし、増築部分については非代表としてデータを作成する。なお、仮の家屋番号についても同様に取り扱うものとする。

ロ. 一個の家屋が数回増築されて、既存家屋に家屋番号があり増築部分は仮の家屋番号である場合は、家屋番号のある既存家屋を代表とし、他を非代表としてデータを作成する。

②入力装置を用い次のデータを地番家屋現況図データファイル（更新）に入力する。

- ・家屋番号（符号を含む。不明家屋のうち未評価家屋及び不特定家屋には、撮影年と整理番号とする。）
- ・家屋特定表示記号を示す記号

なお、市町村の解明結果により「**(M)**」及び「**(N)**」と取り扱った家屋のデータについては、家屋番号の突合せ等に支障のないように取り扱うこととする。

2-6-6. 家屋番号の突合せ

家屋付番調査により家屋形状に付番特定された地番家屋現況図データファイル（更新）と土地・家屋マスターファイルの家屋番号（仮の家屋番号を含む。）の突合せを行い、データの正確を期すものとする。

2-6-7. 不明家屋データファイル及び不明家屋リストの作成

不明家屋データファイル及び不明家屋リストは、市町村が解明作業をした結果後においても、不明家屋として取り扱うこととした家屋（既実施事業の不明家屋を含

む。)について不明家屋調査表に準じて作成するものとする。

なお、ファイルの作成にあたっては、市町村所有の電子機器で 사용할ことが可能な様式とする。

2-6-8. 家屋現況図の出力

家屋現況図は、地番家屋現況図データファイル（更新）を用いて、所要の性能を有するカラー静電プロッター等によって出力図を作成するものとする。

出力図を作成するにあたり、不明家屋の強調表示については、市町村と協議するものとする。

- ・出力図の作成は、作業対象地域全域とする。
- ・家屋番号（仮の家屋番号を含む。）、代表家屋番号、家屋特定表示記号等
- ・出力紙は、カラー静電プロッター用の普通紙を標準とする。
- ・出力図は 1/1,000を標準とし、内図郭は60cm×80cmとする。
- ・出力図は、各種現況図の表現様式（P-111以降参照）に定める所要の整飾を施すものとする。

2-7 地目現況図の更新

課税の基礎資料図であること及び土地評価システム等への利活用を考慮すると、常に写真図より判読された現況地目と土地台帳の課税地目との整合性があることが望まれる。そのため、既実施事業と同様に課税地目と判読地目を照合し、不一致と思われる筆について、地目現況図（不一致地目表示を含み以下同様とする。）及び不一致地目リストを作成するものとする。

2-7-1. 地目現況図の更新に使用する資料

地目現況図の更新に使用する資料は次のものがある。なお、資料については市町村と協議して決定するものとする。

(1) 土地台帳

地番現況図の更新のさいに使用したもの。

(2) 更新期間内の異動を示す資料

① 農地転用資料

農地より他の用途に活用することを目的として届出した資料。

② 住宅用地申請書

非住宅用地から住宅用地又は住宅用地から非住宅用地への利用の変化したむねの申請がなされた資料。

付番特定における家屋台帳と家屋現況図（地番家屋現況図データファイルを含む。）との関係

家屋の区分	家屋台帳と家屋現況図の関係		特定作業中		市町村解明で解決した家屋		市町村解明で未解決の家屋	
	家屋台帳の登録	家屋現況図の家屋形状	更新対象リスト (家屋番号)	編集要素 図	地番家屋現況図 データファイル(更新)	家屋現況 図	地番家屋現況図 データファイル(更新)	家屋現況 図
① 特定家屋	有	有	(家屋番号)	家屋番号	家屋番号の入力	××××	/	/
② 不 明 家 屋	無	有	無	N	新家屋番号の入力	××××	N+作業年度+整理 番号の入力	N△△○○○
不 特 定 家 屋	有	有	F	F	家屋番号の入力	××××	F+作業年度+整理 番号の入力	F△△○○○
滅 失 家 屋	有	無	M	M (該当筆図 形に表示)	/	家屋形状なし	/	/
所 在 地 不 明 家 屋	有	特定不能	Y	/	家屋番号の入力 訂正事項の修正入力	××××	/	/
③ そ の 他 の 家 屋	有 (登録されて いる場合)	有	(家屋番号)	H 家屋番号	Hの入力 家屋番号の入力	H××××	/	/
(市町村からの 提示あったもの)	無	有	無	H	Hの入力	H	/	/
そ の 他 の 建 物	無	有	無	G	Gの入力	G	/	/

××××：家屋番号 △△：撮影年度 ○○○：整理番号 □：発生しない項目 有・無：データの存在のあるなしを示す

(3) 固定資産現況調査事業成果

固定資産現況調査事業によりすでに初期導入が実施されていることが前提となり、既実施事業の次の成果品が必要となる。

- ①地番家屋現況図データファイル
- ②写真図（既実施事業の写真図を含む。）
- ③不一致地目リスト
- ④地目現況図

(4) その他市町村固有の資料

市町村において通常の固定資産税事務のために活用されている資料。

2-7-2. 課税地目の出力

地番現況図及び家屋現況図の更新作業において作成された地番家屋現況図データファイル（更新）と土地台帳の課税地目等を電子計算機により合成し、カラー静電プロッター等により 1/1,000を標準とした課税地目図を出力するものとする。

2-7-3. 地目照合及び不一致地目の調査

地目照合は、写真図より当該筆地の現況地目を別に定められた基準〔地目現況図の表現（1）地目区分、（2）地目判読基準（P-119参照）〕に従い判読し、課税地目と異なる場合は、不一致地目として抽出する。地目照合の結果、不一致となった筆については、地目の不一致箇所の表示を含んだ地目現況図及び不一致地目リストを作成する。

(1) 地目の不一致箇所の表示を含んだ地目現況図の作成

地目が不一致となった土地については、家屋現況図の上に別に定める不一致表示の地図様式-8（P-167参照）により記入するものとする。

- ・地目は、原則として一筆ごととする。
- ・分割利用されている場合は、複数表示とする。ただし、分割線を表示することが可能な資料がある場合は地目現況図上に分割線を表示することができる。
（表示方法は、2-8-4(7) 評価分割の地目表示 P-121 参照）
- ・地図様式参照（地図様式-8）

①不一致箇所の表示

不一致地目の地番を橙色鉛筆を使用して地番の下にラインを引く。（長さは地番に合わせる。）

②現況地目

地目照合において不一致となった筆について、写真より判読した現況地目を橙色鉛筆により記入する。

一筆が二以上の地目の場合は、おおむねの分割線を橙色鉛筆を使用して記入する。

③整理番号

不一致地目が発生した箇所により、地目現況図単位に西より東、北より南に1, 2, 3・・・nを橙色鉛筆を使用してφ 7.0～10.0mmの円の中に記入する。

(2) 不一致地目リストの作成

記載については、別に定める調書様式2-1（不一致地目リストP-133参照）及び調書様式2-2（不一致地目集計表P-134参照）により作成するものとする。

①調査時点

当該写真図の撮影年月日を記入する。

②作成年月日

本リストの作成年月日を記入する。

③大字、小字コード

各市町村で管理されている地域（基準単位）により大字、小字のいずれかの名称、コードを記入する。

④整理番号

各図面ごとに1, 2, 3, ……nと記入する。（別に作成する地目の不一致箇所を表示を含んだ地目現況図と同一番号とする。）

⑤図面番号及び位置表示番号

地目現況図の該当図面番号を記入する。

不一致地目の箇所が図面の何処にあるか検索しやすいように図面を16等分し、その地目の位置索引符号を記入する。

例

A1	A2	A3	A4
B1	B2	B3	B4
C1	C2	C3	C4
D1	D2	D3	D4

ただし、電子計算機を活用する場合は、市町村と協議のうえ16等分以上に区分することができるものとする。

⑥所在地

不一致となった土地の地番を記入する。

ただし、小枝番、分割については該当する場合のみ記入する。（新たに分割となった場合は従来の課税地目と同じものを1とし他は2, 3, ……nとする。）

⑦地目

- ・課税……土地台帳の課税地目を記入する。
- ・現況……写真図より判読した現況地目を記入する。
- ・備考……判読地目についてコメントがある場合記入する。

⑧処理

市町村での処理結果を記入するため記載は不要。

（不一致地目リストを電子計算機により作成する場合は、同様式の内容を満たしていれば、必ずしも別に定める様式でなくてもよいものとする。）

2-8 各種現況図の表現様式

更新によって作成される各種現況図の表現様式については「固定資産現況調査標準仕様書」第2編「固定資産現況調査成果品の作成要領」2-9 各種現況図の表現様式と同様とし、以下にその内容を示す。

2-8-1. 各種現況図の整飾等で表現する内容

①各種出力図の整飾等については、標題・図面番号・図郭線・方位・図面縮尺・調査時点・接図例・作成年月・凡例・説明注記・提供・製作・図郭座標とし、以下の様

式により表現する。

・地図様式参照（地図様式－４）

① 標題

- ・ 名 称……………〇〇市地番現況図
 〇〇市家屋現況図
 〇〇市地目現況図（不一致地目表示を含む。）
- ・ 位 置……………図郭上辺中央部
- ・ 字 大……………15.0mm、等線体
- ・ 線 号…………… 1.0mm（20号線）
- ・ 色 ……………黒
- ・ 字 隔……………文字間は1字隔、市町村名と標題間は2字隔

② 図面番号

- ・ 名 称……………A－B
 Aは1/5,000の図面番号
 BはAの1/25区分番号
- ・ 位 置……………図郭上辺左及び下側右（2箇所）
- ・ 字 大……………10.0mm、等線体
- ・ 線 号…………… 1.0mm（20号線）
- ・ 色 ……………黒
- ・ 字 隔……………1/2字隔

③ 図郭線

- ・ 位 置……………内図郭線（60cm×80cm）
 外図郭線（63cm×83cmの2本線）
- ・ 線 号……………内図郭線 0.1mm（2号線）
 外図郭線 0.3mm（6号線）
- ・ 色 ……………黒

④ 方位

- ・ 位 置……………図郭右辺上側
- ・ 形 状……………＋と◎の組み合わせ（上側を北の印）
- ・ 大きさ……………＋は40.0mm×20.0mm
 ◎は15.0mm×13.0mm
- ・ 線 号…………… 0.3mm（6号線）
- ・ 色 ……………黒

⑤ 図面縮尺

- ・ 位 置……………図郭下辺中央
- ・ 区 分……………縮尺（1/1,000又は1/500）とスケールバー
- ・ 形状及び大きさ……1／1,000
- ・ 線 号…………… 0.2mm～ 1.0mm（4～20号線）
- ・ 色 ……………黒

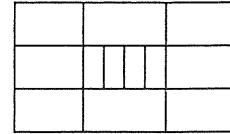
⑥ 調査時点

- ・ 名 称……………調査時点日
- ・ 位 置……………凡例の下（ボックスで表現する。）

- ・字 大…………… 3.0mm
- ・字 隔……………ベタ～4字隔
- ・線 号…………… 0.4mm（8号線）
- ・色 ……………黒

⑦接図例

- ・位 置……………図郭右辺上部（方位の上部）
- ・表示内容……図面番号
- ・大きさ……………縦30.0mm×横45.0mm
- ・字 大…………… 3.0mm
- ・線 号……………表示線は 0.2mm（4号線）、該当図郭表示線は 0.5mm（10号線）
- ・色 ……………黒



⑧作成年月

- ・名 称……………平成○年○月作成
- ・位 置……………図郭左辺上側
- ・字 大…………… 4.0mm
- ・字 隔…………… 1/4字隔
- ・線 号…………… 0.4mm（8号線）
- ・色 ……………黒

⑨凡例

- ・表示区分……地番現況図、家屋現況図、地目現況図で必要とする内容。（P-93以降参照）
- ・位 置……………図郭右辺中央部
- ・形状・色……地番現況図、家屋現況図、地目現況図に定める内容と同様とする。（P-93以降参照）

⑩説明注記

- ・表示内容……下記により決定した文章を記入する。
- ・位 置……………図郭下辺右側中央部
- ・字 大…………… 3.0mm
- ・字 隔…………… 1/2字隔
- ・色 ……………黒

説明注記（ただし書）の表示内容について市町村の現状を考慮すると多少の差異がある。そこで以下の案を提示する。

評価センター案

この図面は公図などから編集したもので、権利などの法的根拠を有しません。

平成 年 月 日現在

ただし、市町村の要望で下案のような内容の範囲で変更を認める。なお、市町村と協議して決定するものとする。

A案

基準日 平成 年 月 日現在

この図面は固定資産現況調査資料として作成したもので権利などの法的根拠を

有しない図面である。

B案

この地番現況図は〇〇保管の不動産登記法第17条地図及び公図などを基に編集したものであり、権利などの法的根拠は一切ありません。

平成 年 月 日現在

C案

この図面は平成 年 月 日現在の状況を示したものです。表示された内容は測量されたものではないので、権利の確認などには使用できません。許可なく複製を禁じます。

D案

基準日平成 年 月 日現在

地番現況図に記入されている地番及び地番境線などは地番参考図（権利などの法的効力がない）であって疑義のある場合は法務局備え付け図面によって下さい。

E案

基準日平成 年 月 日現在

表示された内容は、地番の配置を示したもので権利関係を確認することはできません。

⑪提供

- ・ 名 称……………財団法人 資産評価システム研究センター
- ・ 位 置……………図郭左辺下側（図郭側）
- ・ 字 大…………… 4.0mm
- ・ 字 隔…………… 1/2字隔
- ・ 線 号…………… 0.4mm（8号線）
- ・ 色 ……………黒

ただし、財団法人の人と資の間は1字アキ。

⑫製作

- ・ 名 称……………〇〇株式会社調製
- ・ 位 置……………図郭左辺下側（縦書き2段とし、提供の左側）
- ・ 字 大…………… 4.0mm
- ・ 字 隔…………… 1/2字隔
- ・ 線 号…………… 0.4mm（8号線）
- ・ 色 ……………黒

ただし、図郭右辺下側の空白部については、各市町村と協議のうえ必要ある場合は市町村名を記入するものとする。（記入は⑪、⑫と同様とする。）

⑬図郭座標

- ・ 字 大…………… 1.5mm
- ・ 字 隔……………ベタ
- ・ 線 号…………… 0.2mm（4号線）
- ・ 色 ……………黒

表示はkm単位とし、小数以下1位までとする。（表示はすべての図郭の四隅とする。）なお、斜方眼の場合は不要とする。

2-8-2. 地番現況図の表現

- ・地番現況図上に表現する記号及び注記については次のとおりとする。
- ・地図様式参照（地図様式－5）

①都府県界

- ・形状…………… — … — … — (5.0mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm × 5.0mm)
- ・線号…………… 0.6mm (12号線)
- ・色…………… 赤

②都道府県名

- ・字大…………… 7.0mm
- ・字隔…………… 2字隔
- ・線号…………… 0.6mm (12号線)
- ・色…………… 黒

③支庁界

- ・形状…………… — … — … — (5.0mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm × 5.0mm)
- ・線号…………… 0.6mm (12号線)
- ・色…………… 黒

④支庁名

- ・字大…………… 7.0mm
- ・字隔…………… 2字隔
- ・線号…………… 0.6mm (12号線)
- ・色…………… 黒

⑤市町村・区界

- ・形状…………… — ・ — ・ — (4.0mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm)
- ・線号…………… 0.4mm (8号線)
- ・色…………… 黒

⑥市町村・区名

- ・字大…………… 5.0mm
- ・字隔…………… 2字隔
- ・線号…………… 0.4mm (8号線)
- ・色…………… 黒

⑦支所界

- ・形状…………… — ・ — ・ — (4.0mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm)
- ・線号…………… 0.4mm (8号線)
- ・色…………… 青

⑧支所名

- ・字大…………… 5.0mm
- ・字隔…………… 2字隔
- ・線号…………… 0.4mm (8号線)
- ・色…………… 黒

⑨大字・町界

- ・形状…………… — ・ — ・ — (4.0mm × 1.0mm × 0.5mm × 1.0mm)
- ・位置…………… 筆界と兼ねる。

- ・ 線 号………… 0.4mm（8号線）
- ・ 色 ……赤

⑩大字・町名

- ・ 字 大………… 4.0mm
- ・ 字 隔………… 1/2字隔
- ・ 線 号………… 0.4mm（8号線）
- ・ 色 ……赤

ただし、図郭線の付近で対象地域が狭小で字名の記入場所がないような場合は、市町村と協議のうえ字名の記入を省略することができる。

⑪小字・丁目界

- ・ 表 示…………課税マスターとの関連性で必要な場合に表示する。
- ・ 形 状………… — — — — （3.0mm×1.0mm×3.0mm）
- ・ 位 置…………筆界と兼ねる。
- ・ 線 号………… 0.3mm（6号線）
- ・ 色 ……赤

⑫小字・丁目名

- ・ 表 示…………課税マスターとの関連性で必要な場合に表示する。
- ・ 字 大………… 3.0mm
- ・ 字 隔………… 1/2字隔
- ・ 線 号………… 0.3mm（6号線）
- ・ 色 ……赤

⑬地区界

- ・ 表 示………… — … — … — （4.0mm×1.0mm×0.5mm×1.0mm
- ・ 線 号………… 0.4mm（8号線） × 0.5mm×1.0mm×4.0mm）
- ・ 色 ……青

⑭地区界名

- ・ 字 大………… 5.0mm
- ・ 字 隔………… 2字隔
- ・ 線 号………… 0.4mm（8号線）
- ・ 色 ……青

⑮作業区域

当該事業の対象地域が、市町村界及び大字界と重複しない地域について表示する。

- ・ 形 状………… — … — … — （4.0mm×1.0mm×0.5mm×1.0mm
- ・ 線 号………… 0.4mm（8号線） × 0.5mm×1.0mm×4.0mm）
- ・ 色 ……青

⑯筆界

上位境界線と重なる場合は、上位境界線を優先し筆界線は省略する。

- ・ 形 状………… —————
- ・ 線 号………… 0.2mm（4号線）
- ・ 色 ……黒

注．上位境界線とは、2-8-2.地番現況図の表現（P-115以降参照）において境界を表現している事項で番号の若い順をもって上位とする。

⑰地番

- ・字 大………… 1.0mm～ 2.0mm
- ・線 号………… 0.2mm (4号線)
- ・色 ………黒

⑱筆界未定線

未定筆界地域で参考資料図により編集された地域について表示する。

- ・形 状………… — — — — (3.0mm× 1.0mm× 3.0mm)
- ・線 号………… 0.2mm (4号線)
- ・色 ………黒

⑲筆界未定地域の地番

数地番を合わせて⑰地番と同様に表示する。

⑳評価分割線

土地台帳で既に分割されており、分割表示可能な資料がある場合に表示する。

- ・形 状………… ----- (0.5mm× 0.5mm× 0.5mm)
- ・線 号………… 0.2mm (4号線)
- ・色 ………黒

㉑評価分割番号

土地台帳の分割番号と同じとし、地番の後に地番と同じ要領により表示する。

㉒無地番の表示

- ・形 状…………無地番の場合「無」
- ・字 大…………地番の字大と同じとする。
- ・線 号………… 0.2mm (4号線)
- ・色 ………黒

㉓特殊地番の表示

非課税地で無地番の表示については、以下の要領により表示する。

市町村との協議により赤線・青線の表示が必要な場合は区別して表示するものとする。

- ・形 状…………通路の場合「道」、水路の場合「水」
- ・字 大…………地番の字大と同じとする。
- ・線 号………… 0.2mm (4号線)
- ・色 ………黒

㉔道路敷線

道路敷としての筆界がないが、背景データとして必要と認められる道路

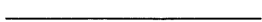
- ・形 状………… —————
- ・線 号………… 0.2mm (4号線)
- ・色 ………青

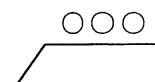
㉕注記(河川名、鉄道名、主な施設名等)

- ・字 大………… 3.0mm
- ・線 号………… 0.2mm (4号線)
- ・字 隔………… 2字隔(ただし、施設名はベタとする。)
- ・色 ………青


㉖引出線(必要に応じて使用する。)

筆界、大字界、小字界の図形内に行政名注記及び地番の表示が不可能な場合は、引き出し線を用いて表示する。

- ・ 形 状 ……  (例)
- ・ 線 号 …… 0.2mm (4号線)
- ・ 色 …… 黒



②⑦ 眼鏡線

- ・ 形 状 ……  (大きさは使用箇所に応じて。)
- ・ 線 号 …… 0.2mm (4号線)
- ・ 色 …… 黒

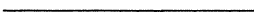
2-8-3. 家屋現況図の表現

- ・ 原則として家屋表示は航空写真などから想定される家屋形状（不動産登記法の建物の種類より表示する。）とする。なお、無壁家屋の区分は行わないものとする。

ただし、建設中のもので屋根が未完成のもの及び独立家屋で概ね2m×2m以下のものは除く。

- ・ 地図様式参照（地図様式－6）

① 家屋形状

- ・ 形 状 …… 
- ・ 線 号 …… 0.2mm (4号線)
- ・ 色 …… 青

② 家屋番号と仮の家屋番号

- ・ 字 大 …… 1.0mm～2.0mm
- ・ 線 号 …… 0.2mm (4号線)
- ・ 色 …… 青

家屋番号は、地番との相違を明らかにするため、大きさや字体を変える等の工夫を行うものとする。なお、仮の家屋番号は番号数値の頭に「K」を付し表示する。

③ 附属家屋の表示

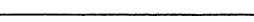
- ・ 形 状 …… ※
- ・ 線 号 …… 0.4mm (4号線)
- ・ 色 …… 青
- ・ 位 置 …… 家屋番号の位置に※を表示。

④ 家屋特定表示記号

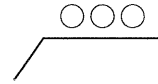
- ・ 形 状 …… 未評価家屋の場合は「N」、不特定家屋の場合は「F」、非課税家屋の場合は「H」、その他の建物の場合は「G」
- ・ 字 大 …… 家屋番号の字大と同じとする。
- ・ 線 号 …… 0.2mm (4号線)
- ・ 色 …… 青
- ・ 位置表示 …… 家屋番号の前

⑤ 引出線（必要に応じて使用する。）

家屋形状内に家屋番号等の表示が不可能な場合は、引出線を用いて表示する。

- ・ 形 状 ……  (例)

- ・線号…… 0.2mm（4号線）
- ・色……青



⑥区分家屋の表示

- ・形状……+
- ・線号…… 0.2mm（4号線）
- ・色……青
- ・表示位置……家屋番号の前

(例) + 1 2 6 - 1

2-8-4. 地目現況図の表現

(1) 地目の区分と表現

- 地目区分は市町村が実施している分類区分とするが（市町村と協議）、評価センター標準区分及び表現例を次頁に示す。
- 地図様式参照（地図様式-8）

(2) 地目判読基準

- 航空写真による地目の判読基準は、評価センター発行の「固定資産税土地評価の基礎知識」第1章 総論 3.地目の認定（P-13 以降参照）を標準とする。

(3) 地目コード

- 市町村の使用コードを標準とする。ただし、新たに設定する必要がある場合は次頁の地目区分を参考のうえ定める。

(4) 表示内容

土地マスターファイルに区分されている地目コードに従い、課税地目を図面に記号を表示する。

(5) 表示位置

地番の下側に平行して表示することを原則とする。

地目区分と地目表示記号及び電算コード（評価センター標準区分例）

表 2-8-1

地目区分	地目表示記号	非課税地目記号	電算コード	基 準
田	田	非田	0 1 0	一般田 農耕地で用水を利用して耕作する土地で介在田・市街化区域田以外の田をいう。
			0 1 1	介在田・市街化区域田 農耕地で用水を利用して耕作する土地で法第 388 条第 1 項に基づき固定資産評価基準（以下「評価基準」という。）第 1 章第 2 節一ただし書又は同章第 2 節の 2 の規定を適用して評価した田及び市街化区域農地のうちをいう。
畑	畑	非畑	0 2 0	一般畑 農耕地で用水を利用して耕作する土地で介在畑・市街化区域畑以外の畑をいう。
			0 2 1	介在畑・市街化区域畑 農耕地で用水を利用して耕作しない畑をいう。
宅 地	宅	非宅	0 3 0	住用 建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地で法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する宅地をいう。
			0 3 1	宅地 一般住宅用地 建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地で上記以外のものをいう。
			0 3 2	個人非住宅用地 建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地で住宅用地以外の宅地のうち個人の所有する宅地。
			0 3 3	法人非住宅用地 建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地で住宅用地以外の宅地のうち法人が所有する宅地。
塩 田	塩	非塩	0 4 0	海水を引き入れて塩を採取する土地。
鉱泉水地	鉱	非鉱	0 5 0	鉱泉（温泉を含む。）の湧出口及びその維持に必要な土地。
池 沼	池	非池	0 6 0	灌漑用水でない水の貯溜池。
山 林	山	非山	0 7 0	一般山林 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地で介在山林以外の山林をいう。
			0 7 1	宅地介在山林 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地で評価基準第 1 章第 7 節一ただし書の規定を適用した宅地うちに介在する山林。
			0 7 2	農地介在山林 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地で評価基準第 1 章第 7 節一ただし書の規定を適用した農地うちに介在する山林。
牧 場	牧	非牧	0 8 0	獣畜を放牧する土地。
原 野	原	非原	0 9 0	耕作の方法によらないで雑草、灌木類の生育する土地。
墓 地		墓	1 0 0	人の遺骸又は遺骨を埋める土地。
境内地		境	1 1 0	境内に属する土地で、宗教法人法第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる土地。（宗教法人の所有に属しないものを含む。）
運河用地		運	1 2 0	運河法第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる土地。
水道用地		用	1 3 0	もっぱら給水の目的で敷設する水道の水源池、貯水池、濾水池、唧水場、濾水場、水道線路に要する土地。
用悪水路		水	1 4 0	灌漑用又は悪水排世用の水路。
溜 池		溜	1 5 0	耕地灌漑用の用水貯溜池。
堤		堤	1 6 0	防水のために築造した堤防。
井 溝		溝	1 7 0	田畝又は村落の間にある通水路。
保安林		保	1 8 0	森林法に基づき農林大臣が保安林として指定した土地。
公衆用道路		道	1 9 0	一般交通の用に供する道路。（道路法による道路たることを問わない。）
公 園		園	2 0 0	公衆の遊樂のために供する土地。
学校用地	学	非学	2 2 0	校舎、付属施設の敷地及び運動場の学校の用に供する土地。
ゴルフ場の用地	ゴ		2 3 0	固定資産評価基準第 1 章第 10 節二に規定するゴルフ場の用に供する土地のうちゴルフ場の用に供する土地をいう。
遊園地等の用地	遊	非遊	2 3 1	固定資産評価基準第 1 章第 10 節二に規定するゴルフ場等の用に供する土地のうちゴルフ場等の用地以外の土地をいう。
鉄軌道用地	鉄	非鉄	2 1 0	固定資産評価基準第 1 章第 10 節三に規定する鉄軌道用地をいう。
その他の雑種地	雑	非雑	2 3 2	固定資産評価基準第 1 章第 10 節一又は四の規定の適用を受ける土地をいう。

(6) 文字の表示方法

- ・ 字 大………… 1.0mm～ 2.0mm (表示地番の数字の字大に合わせる。)
- ・ 線 号………… 0.2mm (4号線)
- ・ 色 ………赤

なお、前頁に示した課税地目記号は評価センター標準として表示したものである。市町村の課税地目区分によって表示する場合は、協議して決めるものとする。

(7) 評価分割の地目表示

一筆一地目を原則とするが、土地マスターファイルにおいて、複数の地目が記載されている場合は、地目のみの複数表示を行い(並列表示とし課税対象地目を先に表示する。)、分割線は記入しない。ただし、分割線を表示(評価分割)できる精度を有した資料図が提供された場合は表示することができる。

『評価分割表示要領』

評価の分割表示については、土地台帳ですでに分割されている場合で分割表示可能な資料があるさいは地番現況図に表示し、他は以下に示す要領で表示するものとする。

①地番現況図

土地台帳で分割され分割表示が可能な資料がある場合は、写真図等で確認して、分割線を破線で表示するものとする。(背景としての表示とする。)
分割番号は土地台帳に準ずるものとする。

②地目現況図

イ. 土地台帳で分割(1筆2地目以上)され、分割資料がない場合で、判読地目が1筆2地目以上に判読でき、面積比により分割が妥当であれば地目現況図に評価分割線を表示し、不一致地目リストの備考欄にコメントを記入する(分割表示)。

ロ. 課税地目が1筆1地目で現況が2地目以上の場合は、写真図より判読して地目現況図に分割線を表示し不一致地目リストに記入する。

2-9 地番家屋現況図データファイル(更新)の作成

地番家屋現況図データファイル(更新)は、評価センター固定資産標準フォーマット(Version 2.0)によって作成するものとする。

2-10 固定資産現況調査(更新)に用いる器械の性能又は規格

本事業に用いられる各工種ごとの器械について示すと以下のとおりとなる。

表2-10-1

種 類	代 表 的 な 型 名	性 能 又 は 規 格
航空機	・ エアローコマンダー (680F, 680E, 685, 500S) ・ セスナ (206G, 207) (等)	双発エンジン 航続時間 6時間以上 単発エンジン 航続時間 6時間以上 *必要に応じてGPS航空ナビゲーションシステムを搭載

		載する
航空カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ RC-30 (電子制御装置付) ・ RC-20 ・ RC-10 ・ LMK (等) 	レンズ焦点距離=15cm, 21cm 歪曲収差=0.01mm以内 レンズ焦点距離=15cm, 21cm 歪曲収差=0.01mm以内 レンズ焦点距離=15cm, 21cm 歪曲収差=0.01mm以内 レンズ焦点距離=15cm, 21cm 歪曲収差=0.01mm以内
大型カラー引伸機	<ul style="list-style-type: none"> ・ DEVERE 108AF ・ ダースト HL2500 ・ HK 877AF (等) 	拡大率 0.5倍～10倍 拡大率 0.8倍～22倍 拡大率 1.6倍～31倍
印画紙現像機	CSR3-54100 PRO-541MII (等)	処理幅 132cm 処理幅 137cm
入力装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタイザー等の座標読取り 器械等 ・ フラット型またはドラム型で 所要の機能を有するもの 	効力読取単位 A0版 最小読取単位 0.025mm以内 総合精度 ±0.25mm以内 入力密度 500DPI 色調 256色 以上の性能
図面出力器械	<ul style="list-style-type: none"> ・ カラー静電プロッター ・ インクジェットカラープリン ター (等) 	出力サイズ=A0版(長尺) 分解能=16本/mm 以上の性能

注 性能又は規格が同等以上の精度を有するものであれば使用に支障ないものとする。

2-11 作業経過の報告

作業の経過及び結果について次の報告を実施するものとする。

2-11-1. 進捗状況の報告

(1) 工程表を下記の時点に提出する。

①作業開始時点(作業実施計画書に含める。)

②大工程の終了時点

③前回提出後3ヶ月以上経過した場合は、ただちに3ヶ月間の進捗状況を報告する。

(2) 遅延が予想される場合

遅延理由を付けて速やかに修正工程計画を提出し、承認を得る。

なお、工程表は、事務様式-1-2(事業区工程表 P-144参照)による。

2-11-2. 打合せ協議の報告

・打合せ後5日以内に打合せ協議記録で報告する。

・電話連絡での報告は一切認めない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。後日必ず書類で報告すること。報告がなかった場合は、未報告として扱う。こ

の場合においても、電話連絡後5日以内に書類で報告することとする。

- 未報告でなんらかの問題が生じた場合は、受託者の責務において一切を処理する。
- なお、打合せ協議記録は、事務様式-2（打合せ協議記録 P-145参照）による。

2-11-3. 作業中間の報告

作業中間のデータファイル作成後、作業数量（面積、筆数、家屋棟数等）が確定した段階で作業中間報告を行うものとする。

なお、作業中間報告書は、事務様式-3（作業中間報告書 P-146参照）による。

2-11-4. 納品の報告

- 仕様書に従って成果品を納品した後、所定の書類とともに報告する。
- 納品形式が規定の処理方法と異なる場合、打合せ協議記録でその内容を明記して報告する。

なお、納品報告書は、事務様式-5（納品報告書 P-148参照）による。

2-12 作業報告書

受託者は、次の内容を記した作業報告書を市町村単位で作成し、委託者に納めるものとする。

2-12-1. 作業概要

- (1) 作業数量一覧表（計画時点と完了時点を対比）
- (2) 作業範囲を示した図面（大きくてもA3程度）
- (3) 主任技術者及び工程責任者の一覧

2-12-2. 使用した資料

- (1) 借用したものはその期間
- (2) 図面表示した方が良いものは図面表示
- (3) 借用書及び返納書（原本）

2-12-3. 作業方法（主な作業手順と例外事項）

- (1) 撮影
- (2) 写真図
- (3) 地番現況図
 - ①公図 不明確な地番の処理方法（例：赤線、青線）
 - ②不一致地番数及び今後の処理法
 - ③地番図の資料とした公図の範囲（索引図の写し図上に表示）
 - ・17条地図の範囲
 - ・一般公図の範囲
 - ・団子絵図（縮尺表示のない公図等）の範囲
 - ・公図のない範囲
- (4) 家屋現況図

- (5) 地目現況図
 - 不一致地目の種別と数量

2-12-4. 成果品の一覧

- (1) 形式、内容、員数など
- (2) 作業概要で示す工種に基づき作成する。
- (3) 成果品の社内検査報告

2-12-5. データファイルの内容説明

市町村単位でデータ量を含めた説明書を添付する。

2-12-6. その他必要な事項

その他オプション等との関わりで報告する。

2-13 納入成果品及び提出すべき資料

本事業において納入する成果品は、下記のとおりとする。

	成 果 品 名	各市町村	員数	評価センター	員数
1	撮影ネガフィルム			保管証	1部
2	索引図	原図	1部	複製	1部
3	カラー密着写真（アルバム製本）	原	1部		
4	撮影標定図	原図	1部	複製	1部
5	写真図	印画紙	1式		
6	地番異動リスト	調書	1式		
7	地番異動表示図	普通紙	1式		
8	地番現況図	普通紙	1式		
9	不一致地番リスト	調書	1式		
10	家屋異動リスト	調書	1式		
11	家屋異動表示図	普通紙	1式		
12	家屋現況図（不明家屋表示を含む。） 注1 家屋現況図	普通紙	1式		
13	不明家屋リスト （不明家屋データファイルを含む。）	調書及び フロッピー 等			
14	地番家屋現況図データファイル（更新） 〔評価センター固定資産標準フォーマット（Version2.0）〕	原	1式	複製	1部
15	地目現況図（不一致地目表示を含む。） 注2 地目現況図	普通紙	1式		
16	不一致地目リスト	調書	1式		
17	作業報告書	正	1部	副	1部

注1 本更新事業により作成される家屋現況図に不明家屋表示をする場合と、表示しない場合により図面の標題が異なる。

注2 本更新事業により作成される地目現況図に不一致地目表示をする場合と、表示しない場合により図面の標題が異なる。

第3章 成果品の検査

受託者は、品質保持のため、評価センターが別に定める「固定資産現況調査成果品の検査要領」に基づき社内検査を実施するものとする。

なお、受託者は、本更新事業を実施するにあたり評価センターが定める「固定資産現況調査成果品の検査要領」に準じて社内検査基準を定め、あらかじめ評価センターの承認を得るものとする。また、社内検査基準等を変更したさいは、そのむねを報告するものとする。

受託者は、社内検査の結果について報告書を作成し、納品検査前に評価センターに提出しなければならない。

IV

固定資産現況調査様式

様

式

固定資産現況調査様式

1 調書様式

不 一 致 地 目 集 計 表

No. 一
 (調査様式 2-2)
 調査時点 平成 年 月 日

大字名	田		畑	コード			池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計	
	田	畑		宅地	塩田	鉱泉地							計	分割筆
異動地目	/													
課税地目	/													
田	/													
畑	/													
宅地	/													
塩田	/													
鉱泉地	/													
池沼	/													
山林	/													
牧場	/													
原野	/													
雑種地	/													
その他	/													
合計	/													

固定資産現況調査様式

2 事務様式

地 区 事 業 区 工 程 表 (更 新)

着手日：平成 年 月 日 提出日：平成 年 月 日

作業項目	数	量	平成 年												平成 年											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
1. 全体計画		式																								
1) 計画準備		式																								
2. 索引図		式																								
1) 航空撮影		式																								
2) 撮影標定図		式																								
3. 写真図の更新		面																								
1) 写真図の作成		面																								
4. 地帯現況図の更新		面																								
1) 地帯現況調査・表示図の作成		面																								
2) 地帯現況調査の編集		面																								
3) 地帯現況調査の出力		面																								
4) データ編集・地帯の突合せ		面																								
5) 不一致地帯調査の作成		面																								
6) 地帯現況図の出力		面																								
5. 家屋現況図の更新		面																								
1) 家屋現況の抽出		面																								
2) 家屋現況調査・表示図の作成		面																								
3) 家屋現況調査の編集		面																								
4) 更新家屋の計量調査・不明家屋調査表		面																								
5) 家屋現況調査の突合せ		面																								
6) データ編集・家屋番号の突合せ		面																								
7) 不明家屋リストの作成		面																								
8) 家屋現況図(縮小図)の出力		面																								
9) 家屋現況図の出力		面																								
6. 地目現況図の更新		面																								
1) 課税地目の出力		面																								
2) 地目別賦・地目照合		面																								
3) 不一致地目調査の作成		面																								
7. 成果品点検修正		式																								
1) 成果品点検修正		式																								
8. 市町村の対応		式																								
1) 資料準備		式																								
2) 不一致地帯の解明		式																								
3) 不明家屋の解明		式																								
4) 不一致地目の認定		式																								
5) 成果品の納入協議		式																								
0. オプション																										
1)																										
2)																										
3)																										

—— (棟) 実施工期 —— (棟) 計画工期 —— 受託者

作業中間報告書 (平成 年 月 日提出)

市町村: _____ 縮尺 1: _____ 受託者: _____
 作業の範囲 1. 撮影・写真図 2. 地番現況図 3. 家屋現況図 4. 地目現況図

項目	市町村名 1		市町村名 2		合計		計	差
	市画	実施	市画	実施	市画	実施		
撮影	対象面積 (K㎡)							
	基地往復距離 (K m)							
	コース数							
	延長 (K m)							
写真図	写真処理枚数							
	道路台帳 (1/1000) 枚数							
	道路台帳 (1/500) 枚数							
	他基礎図 () 枚数							
地番現況図	写真図枚数							
	公図 (一般) 枚数							
	公図 (17条) 枚数							
	公図 (法務局) 枚数							
	地番照合筆数							
	筆数 (一般)							
	筆数 (17条)							
家屋現況図	地番現況図枚数							
	家屋棟数							
地目現況図	家屋現況図枚数							
	筆数							
オープン	地目現況図枚数							
	筆数							

平成 年 月 日

財団法人 資産評価システム研究センター

様

受託者 住所

氏名

検 査 報 告 書

下記の業務について平成 年 月 日検査が終了したので関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 加入事業の名称
2. 検査対象工程の概要
3. 実施会社名及び主任技術者名

平成 年 月 日

財団法人 資産評価システム研究センター

様

受託者 住所

氏名

納品報告書

下記の業務について平成 年 月 日納品いたしましたので関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 加入事業の名称
2. 打合せ協議記録（一式の写）
3. 引渡書（写）
4. 受領書（写）
5. 実施会社名及び主任技術者名

固定資産現況調査様式

3 様式事例

作業用台帳リスト

家屋番号	家屋区域	家屋台帳		図面番号		家屋の所在地	所有者氏名 (家屋台帳)
		マスターファイル 連絡コード	図面番号	タテ	ヨコ		

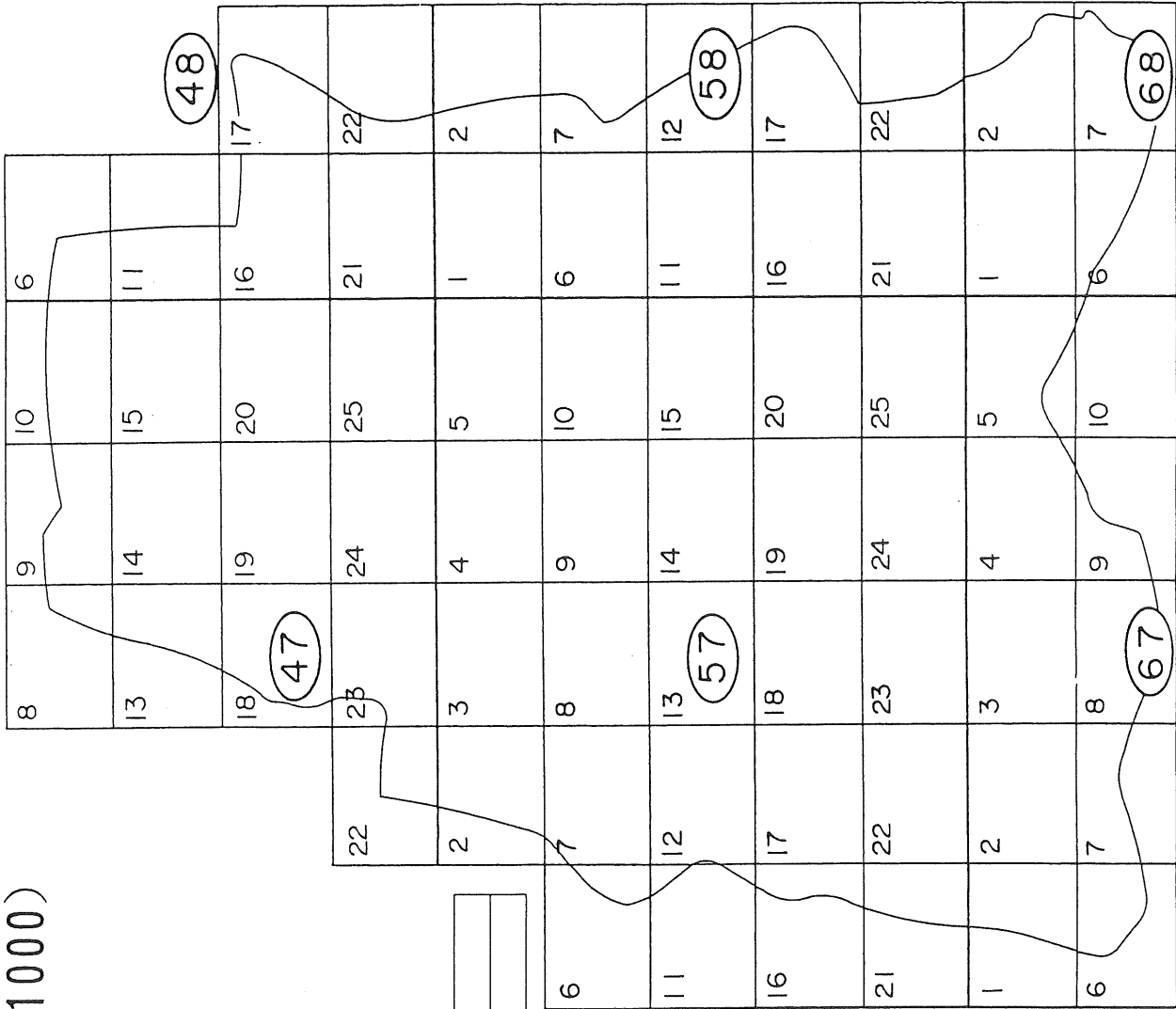
登記区分	家屋土地	課税区分	家屋土地	建物の種類		建物の構造		階数		建築年次	床面積	
				種類	個数	材料	屋根	地上	地下		1階 (㎡)	合計 (㎡)

固定資産現況調査様式

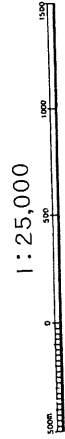
4 地図様式

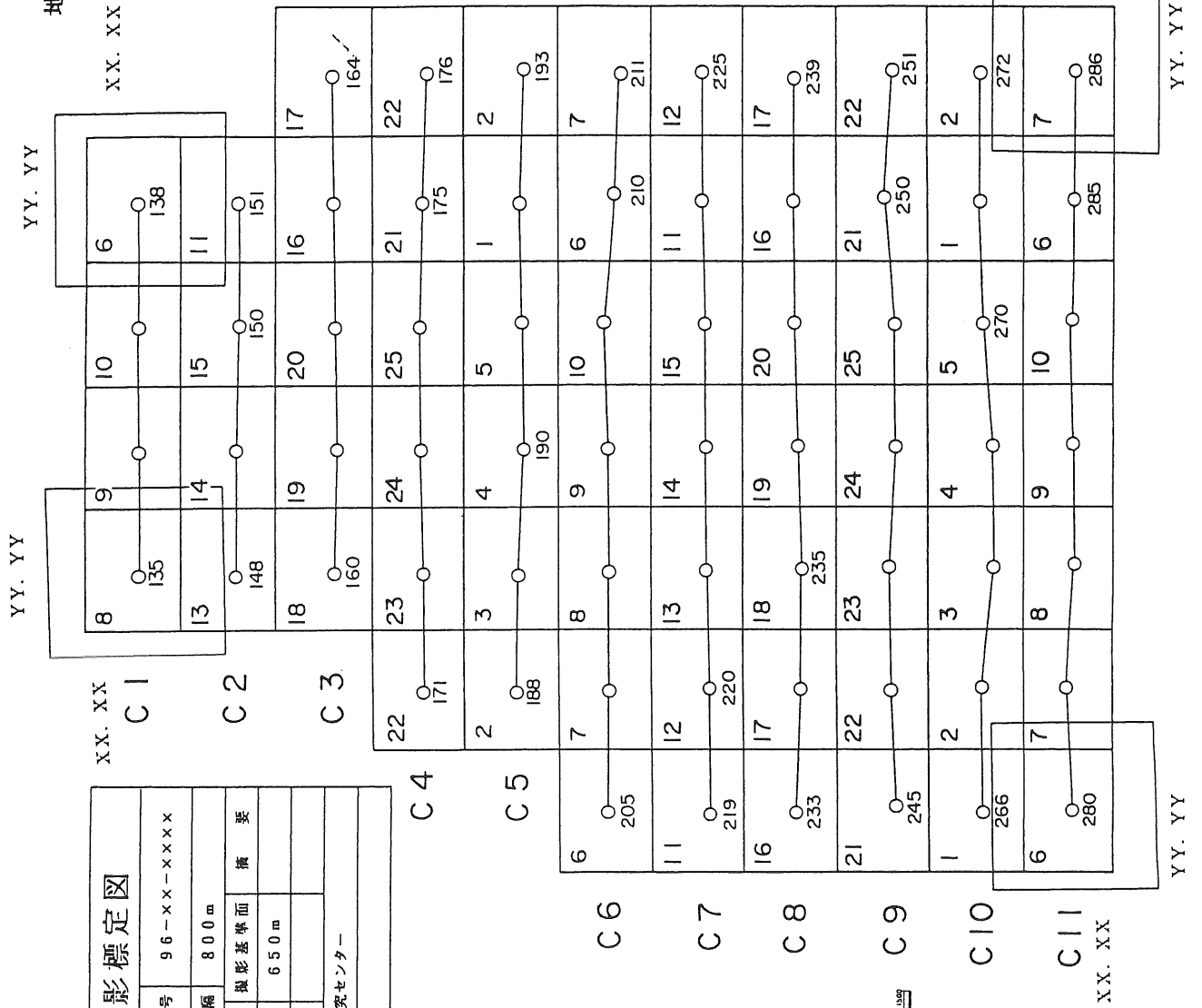
〇〇市索引図 (1 : 1000)

(平成×年度)



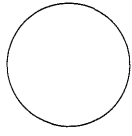
提供	財団法人 資産評価システム研究センター
製作	〇×航空測量株式会社



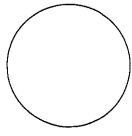


平成××年度撮影標定図			
地区名	〇 〇 地区	整理番号	96-××-××××
カメラ	RC-20	撮影間隔	800m
コース	撮影年月日	撮影縮尺	撮影基準面
C1~C11	平成△年△月△日	1:5000	650m
提供	財団法人 資産評価システム研究センター		
製作	〇×航空測量株式会社		

○○市写真図



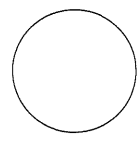
縮尺 1:1000 平成 年 月 日 撮影



47-20

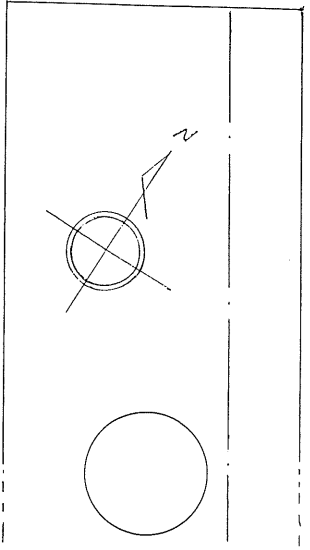
(11)

写真図番号



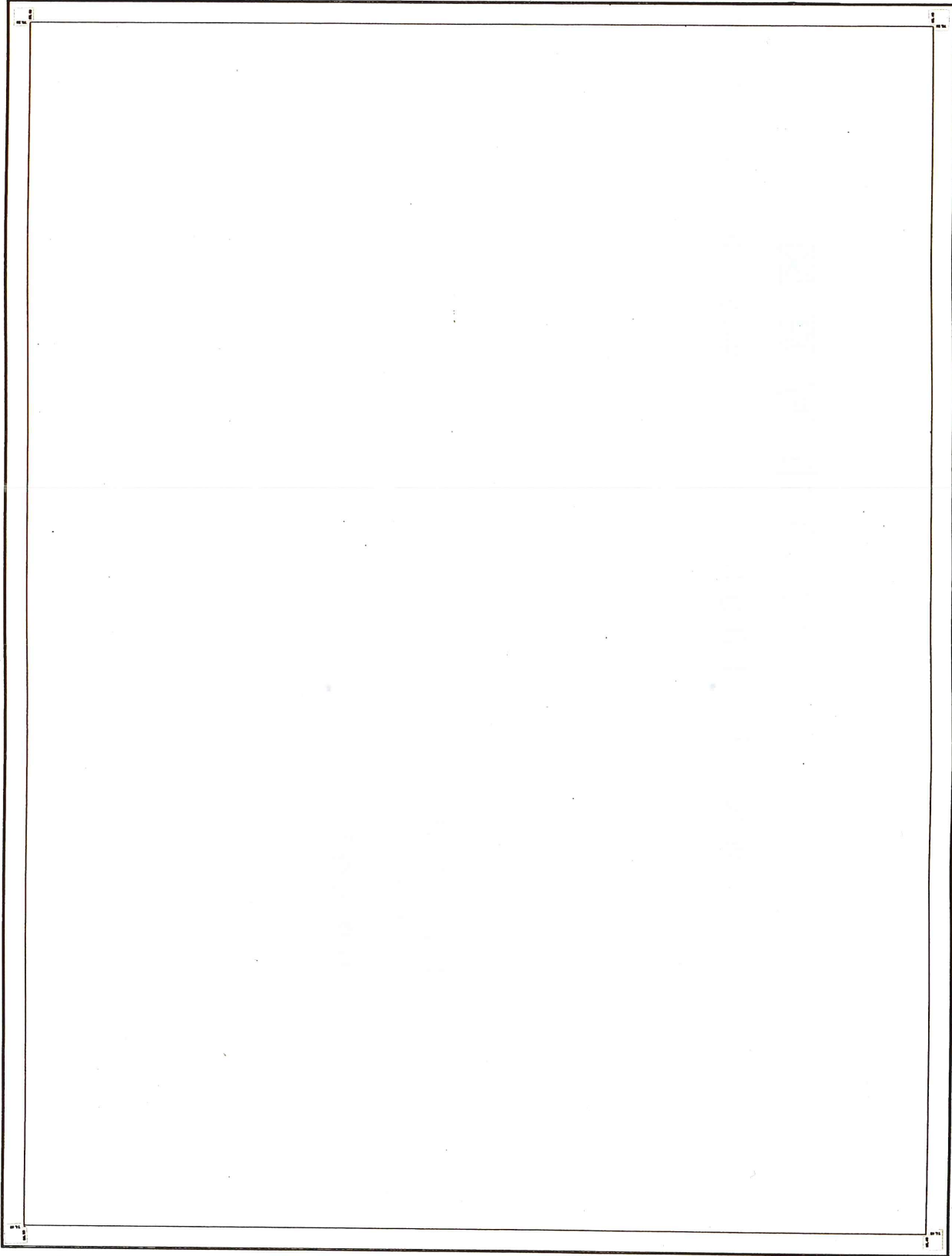
※注

塩化ビニール製を使用した場合、写真図番号はテープボード右端とする（方位を入れる必要がある場合は、市町村と協議して定める。）



各種現況圖整飾項目 ① □ □ □ 市 地 番 現 況 圖

② 25-25



⑥



- ⑦
- 凡
- 市 區 界 界
 - 大字·町丁界
 - 小 字 界
 - 界
 - 灌溉溝渠
 - 000-1 池
 - 市 區 符 名
 - 大字·町丁名
 - 小 字 名
 - 引 出 線

⑨

主 區 界 界	界 界 (界 界)	界 界 (界 界)
界 界 界	界 界 界 界	界 界 界 界

② 25-25

⑧ 25-25

④ 1:1,000

④

⑬ 圖 說 凡 圖 中 之 符 號 均 以 此 圖 說 為 準

1. 標

2. 題

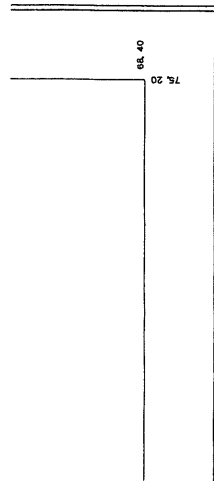
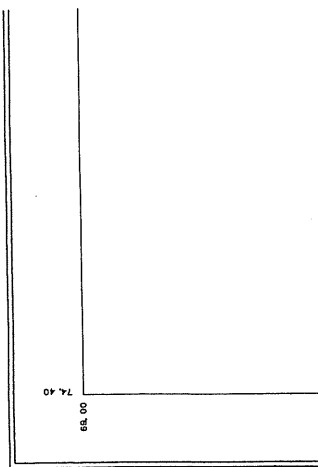
□□市 地番現況図

家屋現況図 (不明家屋表示を含む。)

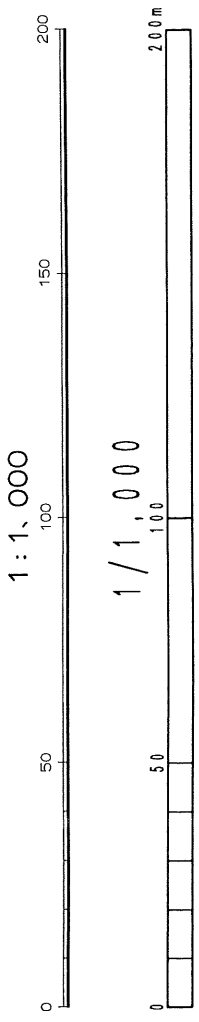
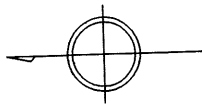
地目現況図 (不一致地目表示を含む。)

2. 図面番号及び作成年月

25-25



3. 方位 4. 縮尺

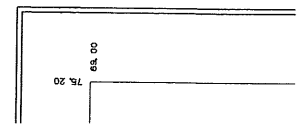


5. 提供・製作



提供 財団法人 資産評価システム研究センター
 製作 ○ × 測量株式会社 調製

6. 接図例



25-19	25-20	26-16
25-24	25-25	26-21
35-4	35-5	36-1

7. 凡例

(1) 地番現況図 (2) 家屋現況図 (不明家屋表示を含む。) (3) 地目現況図 (不一致地目表示を含む。)

凡例

- 市町村界
- 大字・町丁界
- 筆界
- 道路現況線

凡例

- 市町村界
- 大字・町丁界
- 筆界
- 道路現況線
- 家屋番号
125-1
- 家屋番号(区分家屋等)
+125-1
- 符号(附属家屋)
- 未許佃家屋の整理番号
(XXは撮影年)
Mxx0001
- 不特定家屋の整理番号
(XXは撮影年)
Fxx0002
- 非課税家屋
H
- その他の建物
O

凡例

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|----|----|-----|----|----|----|----|-----|---|-----|------|------|------|----|---|-------|----|------|------|------|----|-----|------|----|------|-----|-----|---|---|
| 田 | 畑 | 宅地 | 塩田 | 鉱泉地 | 池沼 | 山林 | 牧場 | 原野 | 雑種地 | 臺 | 境内地 | 運河用地 | 水道用地 | 用悪水路 | 溜池 | 堤 | 公衆用道路 | 公園 | 鉄道敷地 | 鉄塔敷地 | ゴルフ場 | ダム | 水路敷 | 造成宅地 | 井溝 | 学校用地 | 保安林 | その他 | | |
| 地目記号
課税 非課税 | 田 | 畑 | 宅 | 塩 | 鉱 | 池 | 山 | 牧 | 原 | 雑 | 臺 | 境 | 運 | 水 | 用 | 溜 | 堤 | 道 | 公 | 園 | 鉄 | 鉄 | ゴ | ダ | 水 | 造 | 井 | 学 | 保 | 他 |

8. 電注明注記

この図面は平成8年11月1日現在の状況を示したものです。
表示された内容は測量されたいものではないので、権利の確認
などには使用できません。許可なく複製を禁じます。

9. 調査時点

調査時点

土地(賦課期日)	家屋(撮影日)	地目(撮影日)
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

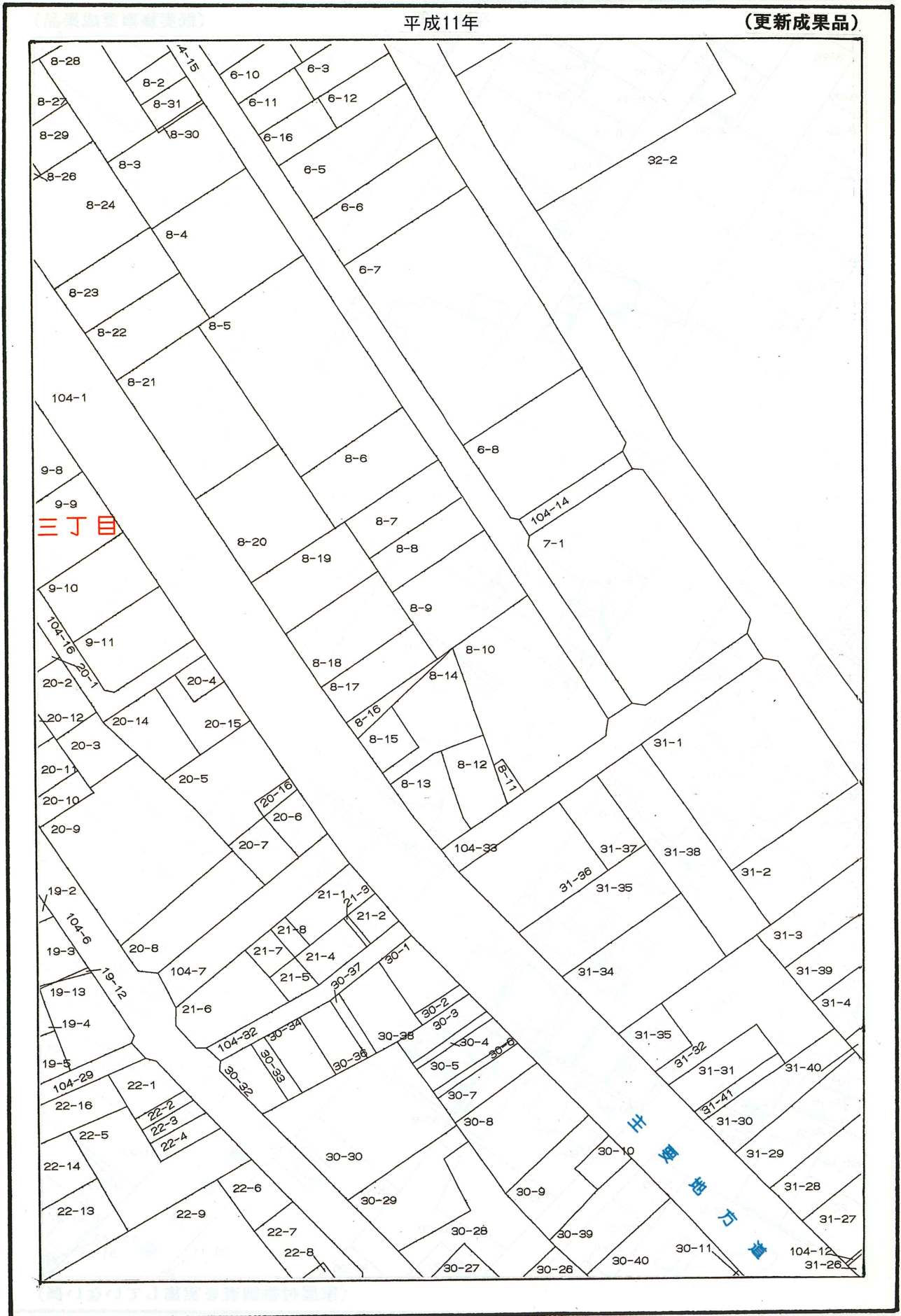
地番現況図

地図様式 5-1



地番現況図

地図様式 5-2

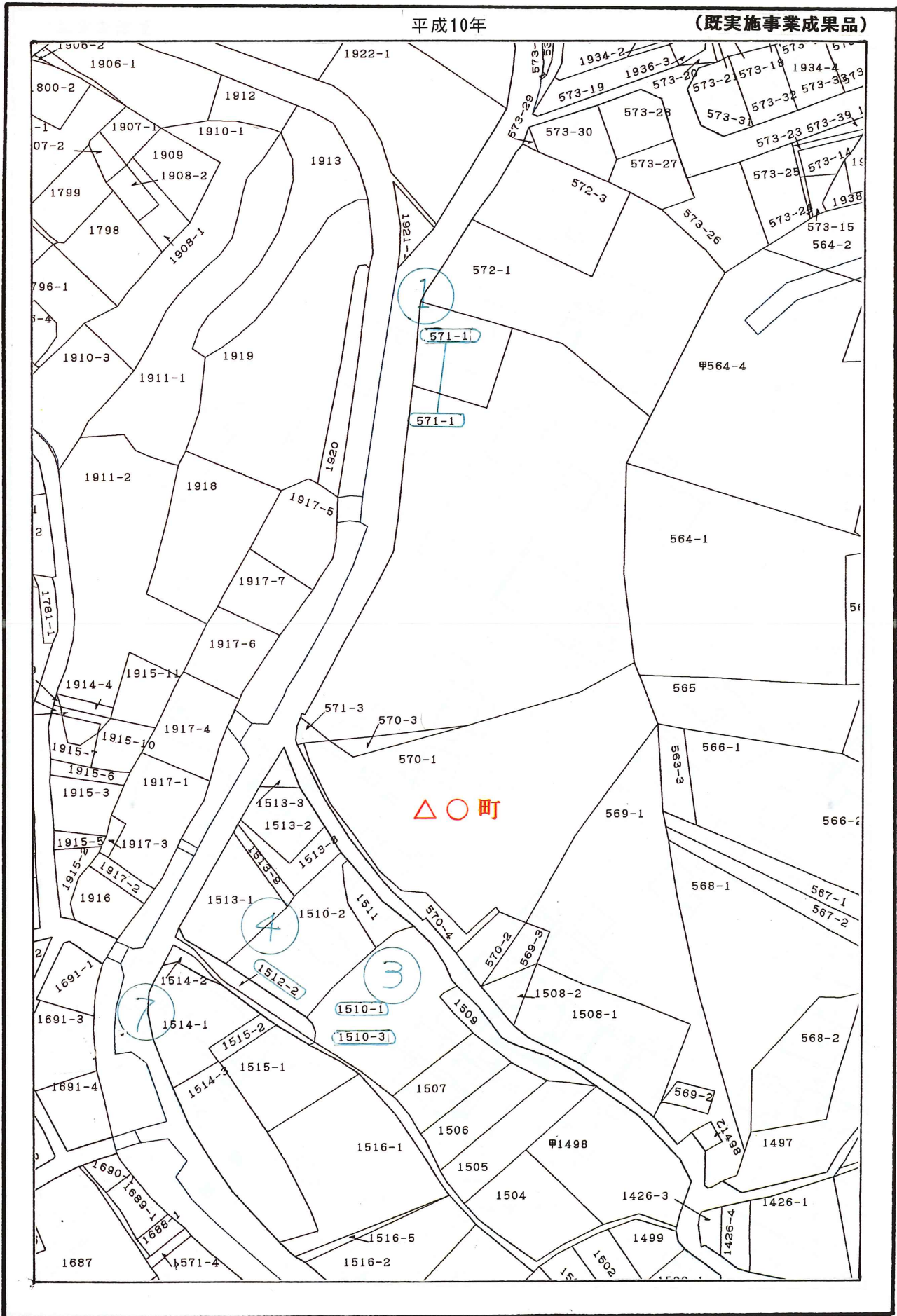


地番家屋現況図

地図様式 6-1



不一致地番表示図



地目現況図 (不一致地目表示を含む。)



家屋異動表示図

(0001)



写真図 (1/1000)

平成10年

(既実施事業成果品)



写真図 (1/1000)

平成11年

(更新成果品)



V

固 定 資 産 現 況 調 査

評価センター固定資産標準フォーマット

(Version 2.0)

フ
ォ
ー
マ
ット

固 定 資 産 現 況 調 査
評 価 セ ン タ ー 固 定 資 産 標 準 フ ォ ー マ ッ ト

平 成 9 年 3 月 (Version 2.0)

第1章 データファイルの基本仕様

固定資産現況データを交換ファイルとして用いる際の基本的な仕様は以下のとおりとする。

1-1 ファイルの形式

1) フォーマット形式

固定長テキストフォーマット

パソコン系 : CR+LFを含め42バイト

UNIX系 : CRを含め41バイト

上記以外の場合は、その特記事項が分かる資料を提出すること。

2) 記録媒体

①MO (128～640MB)

②4mmDAT (DDS-2, DDS-3) 非圧縮

③その他、汎用記録媒体

異機種間でのデータ交換を考慮し、メディア規格だけでなく使用した機種、OS、ユーティリティ等の詳細を記述すること。

3) 文字コード

①1バイト文字 : ASCII (8ビット)

②2バイト文字 : シフトJIS (第一、第二水準文字)

異機種間でのデータ交換を考慮し、外字及び機種依存文字は原則として使用しない。

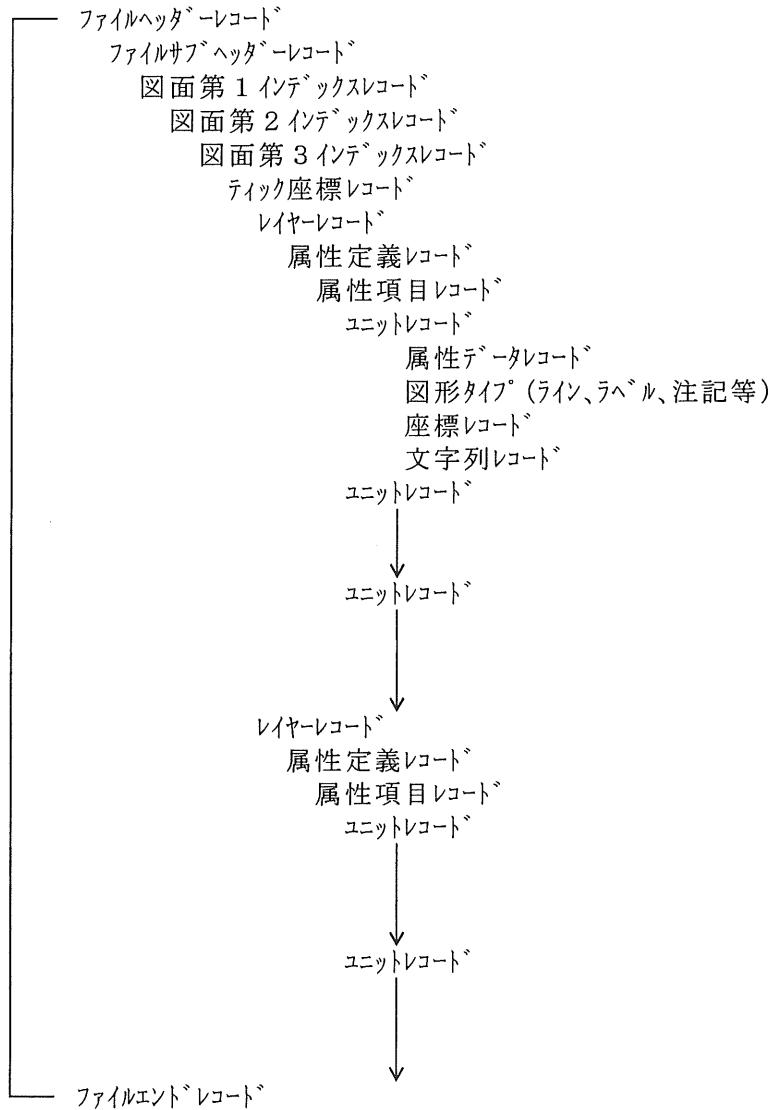
データファイル形式の規定については、今後予想される固定資産現況データのより円滑なデータ交換を目指すことを目的に定めるものである。

現在の高度情報通信社会においては、コンピュータをとりまく環境や利用形態等が変化することにより、使用する機種、メディア、コード体系等の変更が十分に考えられる。

このような将来的な変更も考慮したうえで、データを受け渡す側は、データを受け取る側と協議をし、記録時点でのメディア規格、使用機種、OS等の諸情報を交換媒体と一緒に資料として提出することが望まれる。

1-2 レコードの構成

1 図郭のデータを記述するファイルは、以下に示すレコード群によって構成・記述される。(2-1. レコード種別一覧表参照)



1-3 図面の整飾及び凡例、その他図面表示に関する事項

図面の整飾（標題、図面番号、接図例、縮尺、提供、製作、作成等）及び凡例、その他図面表示に関する事項については「成果品の作成要領」及び「サンプル集」の定めによって作成するものとし、評価センター固定資産標準フォーマットのなかでは取扱わないものとする。

第2章 固定資産標準フォーマットのレコード種別の内容

固定資産現況データファイルのレコード種別と内容の詳細を以下に示す。

2-1 レコード種別

固定資産標準フォーマットを構成するレコードは、「管理制御・属性・図形タイプ・実データ」の4種類に大別され、個々のレコードIDにより管理される。
 なお、レコード構造の内容については別紙資料-2に示すとおりとする。

レコード種別一覧表

区 分	レコードID	レコード名称
管理制御	010	ファイルヘッダーレコード
	015	ファイルサブヘッダーレコード
	020	図面第1インデックスレコード
	025	図面第2インデックスレコード
	027	図面第3インデックスレコード
	030	ファイルエンドレコード
	040	レイヤーレコード
	050	ユニットレコード
属 性	110	属性定義レコード
	120	属性項目レコード
	130	属性データレコード
図 形 タ イ プ	210	ラインレコード
	220	ラベルレコード
	225	ポイントレコード
	230	シンボルレコード
	240	注記レコード
	250	注記引出し線レコード
	260	円・円弧レコード
	270	廻り間ポリゴンレコード
実データ	310	座標レコード
	320	文字列レコード

次ページ以降にレコード種別ごとの解説を示す。その時の各レコードの項目別に示すデータタイプ（英文字+数値）は、以下のとおりとする。

Iタイプ……整数型：右詰めで、0～9までの数値データを記述する。

前余白部分は空白とする。

Aタイプ……文字型：左詰めで、1バイト系または2バイト系の文字データを記述する。後余白部分は空白とする。

Xタイプ……空白（Filler）

数 値……占有桁数

2-2 管理・制御情報

2-2-1. ファイルヘッダーレコードとファイルサブヘッダーレコード

ヘッダーレコードとサブヘッダーレコードは、ファイルの先頭1, 2レコード目に位置する。

1) ファイルヘッダーレコード

No.	項目名	タイプ	累積数	内 容
*1	レコードID	A3	3	"010" に固定
*2	フォーマットID	A8	11	評価センターで定めるバージョン情報等
*3	作成年月日	A8	19	データ作成年月日「YYYYMMDD」形式
*4	市町村コード	A5	24	JIS規格による全国地方公共団体コード
*5	市町村名	A16	40	2バイト系文字(漢字、ひらがな等)

*印は必須項目

- ①レコードIDは「010」に固定する。
- ②評価センターで定めるフォーマットのバージョン情報を記録する。
例) HYOKA2.0
- ③データ作成年月日
業務委託の納品日を対象とする。例えば2001年03月31日納品であれば、「20010331」と記録する。
- ④市町村コード
日本工業規格(JIS)で制定されている5桁の全国地方公共団体コードを記録する。
- ⑤市町村名
全国地方公共団体コードの該当市町村名を2バイト系文字で記録する。

2) ファイルサブヘッダーレコード

No.	項目名	タイプ	累積数	内 容
*1	レコードID	A3	3	"015" に固定
*2	業務契約番号	A10	13	評価センター規定の契約番号
*3	受託者名	A26	39	2バイト系文字(漢字、ひらがな等)
4	空白	1X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「015」に固定する。
- ②業務契約番号
評価センターの業務契約番号を記録する。
例) 01-10-0010
- ③受託者名
受託者名称を2バイト系文字で記録する。
例) ○○○株式会社

2-2-2. 図面第1・第2・第3インデックスレコード

図面の基礎情報及び付属情報をインデックスレコードとして、3, 4, 5レコードに記述する。

1) 図面第1インデックスレコード(図面基礎情報I)

No.	項目名	タイプ	累積数	内 容
*1	レコードID	A3	3	"020" に固定
*2	図面番号	A10	13	図面番号
3	ローカル図面番号	A10	23	任意のローカル図面番号
*4	図面縮尺	I6	29	縮尺分母の指定
*5	図面サイズ(横)	I4	33	図面の横方向の長さをmm単位で設定
*6	図面サイズ(縦)	I4	37	図面の縦方向の長さをmm単位で設定
*7	ティック座標数	I2	39	"2" に固定(図面左下、右上)
8	空白	1X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「020」に固定する。
- ②図面番号
公共座標にメッシュ割りの場合は、評価センターで定める図面番号を記録する。但し、斜方眼メッシュの場合は任意の図面名称とする。
- ③ローカル図面番号
任意のローカル図面番号。
- ④図面縮尺
作成されたデータの図面縮尺の分母を記録する。
- ⑤図面サイズ（横）
記録するデータは、必ず矩形であることを原則とする。従って、ここでは図面サイズ（横）の長さをmm単位で指定する。
例）図面の内図郭が60cm×80cm（縦×横）であれば、縦サイズが600mm、横サイズが800mmとなる。
- ⑥図面サイズ（縦）
⑤と同様に、図面サイズ（縦）の長さをmm単位で指定する。
- ⑦ティック座標数
第2インデックスレコード以降に記録される座標レコード数を指定するが、ここでは「図郭左下、右上」の2点指定なので“2”固定とする。

2) 第2インデックスレコード（図面付属情報Ⅱ）

No.	項目名	タイプ	フィールド数	内容
*1	レコードID	A3	3	“025”に固定
*2	土地台帳の賦課期日	A8	11	データが示す基準日「YYYYMMDD」形式
*3	基礎図を作成するための図面の種類区分	A1	12	1～8の分類コード
*4	基礎図を作成するための図面の作成年月	A6	18	「YYYYMM」形式
*5	図面の縮尺区分	A1	19	1～8の分類コード
*6	測量的方法区分	A1	20	1～5の分類コード
*7	表現の形式区分	A1	21	1～4の分類コード
*8	精度割合区分	A2	23	1～7の分類コードの組み合わせ
*9	座標系	I2	25	0：任意座標（斜方眼メッシュの時） 1以上：公共座標系の数値
*10	図面方位	I3	28	任意座標の時、-90～90度 公共座標の時、0度
11	空白	12X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「025」に固定する。
- ②土地台帳の賦課期日
データの時点を表す基準日は、賦課期日とする。
例）2001年01月01日時点のデータであれば、「20010101」と記録する。
- ③基礎図を作成するための図面の種類
基礎図を作成するための図面の種類については以下の区分コードを指定する。

基礎図を作成するための図面の種類	コード
・不動産登記法第17条地図（地籍図等）	1
・道路台帳現況平面図	2
・下水道台帳施設平面図	3
・その他の都市施設管理図	4
・都市計画図	5

- ・森林基本図 6
- ・管内図 7
- ・その他 8

④基礎図を作成するための図面の作成年月

③で用いた基礎図を作成するための図面の作成年月までを記録する。例えば基礎図を作成する図面の作成年月が平成9年3月であれば、「199703」と記録する。

⑤図面の縮尺

基礎図を作成するための図面の縮尺については以下の区分コードを指定する。

基礎図を作成するための図面の縮尺	コード
・1 / 500	1
・1 / 1000	2
・1 / 2500	3
・1 / 3000	4
・1 / 5000	5
・1 / 10000	6
・1 / 25000	7
・その他	8

⑥測量の方法

基礎図を作成するための図面の測量方法については以下の区分コードを指定する。

基礎図を作成するための図面の測量方法	コード
・航空写真測量	1
・実測測量	2
・道路境界線測量済	3
・航測と実測の併用	4
・その他	5

⑦表現の形式

基礎図を作成するための図面の表現形式については以下の区分コードを指定する。

基礎図を作成するための図面の表現形式	コード
・全面図化	1
・路線図化	2
・単路線図化	3
・その他	4

⑧精度割合区分

精度割合区分については以下の区分コードの組み合わせを指定する。

精度割合	コード
・不動産登記法第17条地図	1
・公図	2
・字限図	3
・団子図	4
・公図なし	5
・一筆地測量図	6
・その他	7

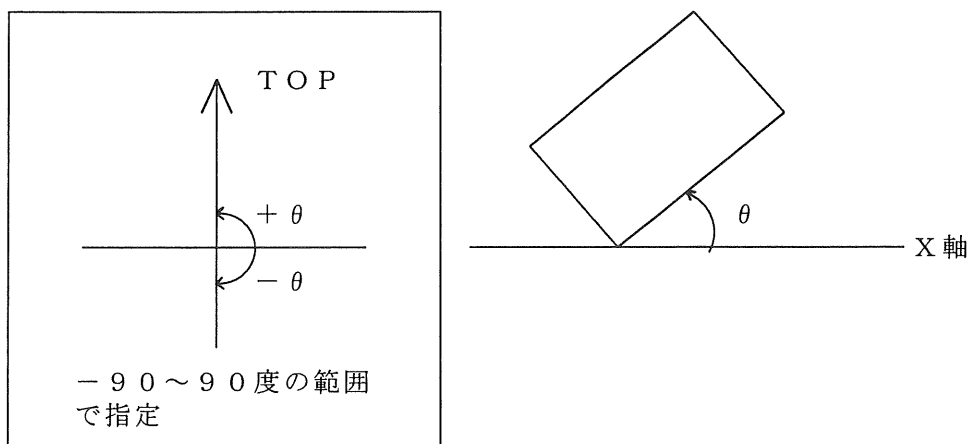
- a) 一図面単一資料の場合
 - 例) ・17条地図だけ…………… 0 1
 - ・団子図だけ…………… 0 4
- b) 一図面二種類の資料図の場合
 - 例) ・17条地図と公図…………… 1 2
 - ・公図の占有面積が大きいとき…………… 2 1
 - ・面積が同等の時は精度の
 高い方を優先させて…………… 1 2
- c) 一図面三種類以上の場合
 - 例) 先ず“9”の次に使用資料で一番面積の優先する資料コードを記す。
 - ・17条地図…………… 9 1
 - ・公図…………… 9 2

⑨座標系

対象地域が斜方眼メッシュで図郭割された場合は「0」とする。公共座標による図郭割の場合は、「1」以上でその該当座標系を示すものとする。

⑩図面方位

X軸方向に対する図面の傾き角度を「度」単位で指定する。各図面が公共座標割になっている場合は「0」となる。



3) 第3インデックスレコード (図面付属情報Ⅲ)

No.	項目名	タイプ	累積桁数	内容
*1	レコードID	A3	3	“027”に固定
*2	家屋台帳の賦課期日	A8	11	家屋台帳が示す基準日「YYYYMMDD」形式
*3	航空写真撮影日	A8	19	航空写真の撮影日「YYYYMMDD」形式
*4	家屋形状の資料となる図面の種類区分	A1	20	1～9の分類コード
5	家屋形状の資料となる図面の作成年月	A6	26	「YYYYMM」形式
6	図面の縮尺区分	A1	27	1～8の分類コード
7	測量の方法区分	A1	28	1～5の分類コード
8	表現の形式区分	A1	29	1～4の分類コード
9	精度割合区分	A2	31	1～3, 8の分類コードの組み合わせ
10	空白	9X	40	

*印は必須項目

注 家屋現況図を作成しない場合は、レコードID027だけを作成しその他の項目はスペースとする。

家屋形状の資料となるNo.4の「家屋形状の資料となる図面の種類区分」が9の場合、No.5～9は空白となる。

①レコードIDは「027」に固定する。

②家屋台帳の賦課期日

データの時点を表す基準日は、賦課期日とする。

例) 2001年01月01日時点のデータであれば、「20010101」と記録する。

③撮影日

航空写真の撮影日を記述する。

例) 1999年12月25日の撮影であれば、「19991225」と記録する。

④家屋形状の資料となる図面の種類

家屋形状の資料となる図面の種類については以下の区分コードを指定する。

家屋形状の資料となる図面の種類	コード
・デジタルマッピングデータ	1
・道路台帳付図	2
・下水道台帳付図	3
・都市管理図	4
・都市計画図	5
・森林基本図	6
・管内図	7
・その他	8
・家屋形状の資料となる図面なし	9

⑤家屋形状の資料となる図面の作成年月

④で用いた家屋形状の資料となる図面の作成年月までを記録する。例えば家屋形状の資料となる図面の作成年月が平成9年3月であれば、「199703」と記録する。

⑥図面の縮尺

家屋形状の資料となる図面の縮尺については以下の区分コードを指定する。

家屋形状の資料となる図面の縮尺	コード
・1 / 500	1
・1 / 1000	2
・1 / 2500	3
・1 / 3000	4
・1 / 5000	5
・1 / 10000	6
・1 / 25000	7
・その他	8

⑦測量の方法

家屋形状の資料となる図面の測量方法については以下の区分コードを指定する。

家屋形状の資料となる図面の測量方法	コード
・航空写真測量	1
・実測測量	2
・道路境界線測量済	3
・航測と実測の併用	4
・その他	5

⑧表現の形式

家屋形状の資料となる図面の表現形式については以下の区分コードを指定する。

家屋形状の資料となる図面の表現形式	コード
・全面図化	1

- ・路線図化 2
- ・単路線図化 3
- ・その他 4

⑨精度割合区分

家屋形状の資料となる図面の精度割合区分については以下の区分

家屋形状の資料となる図面の精度割合	コード
・デジタルマッピングデータ	1
・航空写真測量	2
・透写法	3
・その他	8

a) 一図面単一資料の場合

- 例) ・デジタルマッピングデータだけ…… 0 1
 ・透写法だけ…………… 0 3

b) 一図面二種類の資料図の場合

- 例) ・航空写真測量と透写法…………… 2 3
 ・透写法の占有面積が大きいとき…… 3 2
 ・面積が同等の時は精度の
 高い方を優先させて…………… 2 3

c) 一図面三種類以上の場合

- 例) 先ず“9”の次に使用資料で一番面積の優先する資料コードを記す。
 ・デジタルマッピングデータ…………… 9 1

2-2-3. ファイルエンドレコード

ファイルエンドレコードは、ファイルの最後に記録する。

No.	項目名	タイプ	累積桁数	内 容
*1	レコードID	A3	3	“030”に固定
2	空白	37X	40	

*印は必須項目

①レコードIDは「030」に固定する。

2-2-4. レイヤーレコード

レイヤーレコードは、以降に記述する図形情報群のレイヤー番号を定義する。

No.	項目名	タイプ	累積桁数	内 容
*1	レコードID	A3	3	“040”に固定
*2	レイヤーID	I3	6	レイヤー番号を設定
3	空白	34X	40	

*印は必須項目

①レコードIDは「040」に固定する。

②レイヤーIDは以降に記述されるレイヤー番号を指定する。(別紙資料-1「固定資産現況データ・レイヤー分類表」参照。)

2-2-5. ユニットレコード

ユニットレコードは、1つの図形ユニット情報を表現する。

No.	項目名	タイプ	累積桁数	内 容
*1	レコードID	A3	3	"050" に固定
*2	インターナルID	I8	11	レイヤー内ユニーク番号
*3	サブレイヤーID	I8	19	サブレイヤーIDを設定
4	フリーID	I8	27	予約領域
5	FLG領域	10A1	37	10個までのFLG領域
6	空白	3X	40	

*印は必須項目

①レコードIDは「050」に固定する。

②インターナルID

インターナルIDは、該当レイヤー内で1から始まるユニーク番号（欠番号）とし、かつ昇順となるように記述する。

例) レイヤーIDが130の場合……13000001、13000002～130XXXXX

単純に1からの通し番号でも良いが、上記例のようにレイヤー番号を含めた番号の方が分かりやすい。

③サブレイヤーID

サブレイヤーIDは、別紙資料-1「固定資産現況データ・レイヤー分類表」にて定めるID番号を記録する。

④フリーIDは予約領域のため使用不可。

⑤フラグ番号のカラム位置と各々の内容は以下のとおりとする。

a) フラグ番号と対応カラムの位置

FLG1. ……28カラム

FLG2. ……29カラム

↓

FLG10 ……37カラム

b) 行政界・筆界線レイヤーの全サブレイヤーに対するフラグ

FLG1 ……筆境界レベルのポリゴン境界フラグ

FLG2 ……地番区域レベルのポリゴン境界フラグ

FLG3 ……境界確定フラグ

FLG4 ……境界表示フラグ

FLG5～FLG10は全てスペースとする。

c) 地番、複数地番サブレイヤーに対するフラグ

FLG1 ……特殊地番フラグ

FLG2 ……眼鏡地地番フラグ

FLG3 ……二重地番フラグ

FLG4 ……親番非表示フラグ

FLG5 ……接合代表フラグ

FLG6 ……台帳照合フラグ

FLG7～FLG10は全てスペースとする。

d) 家屋形状サブレイヤーに対するフラグ

FLG1 ……ポリゴン境界フラグ

FLG2 ……形状確定フラグ

FLG3 ……境界表示フラグ

FLG4～FLG10は全てスペースとする。

e) 建物ラベルレイヤーに対するフラグ

家屋番号を付番しない場合に用いるレイヤーで、家屋の面情報を識別させるためのラベルに対するフラグ

FLG5 ……接合代表フラグ

FLG1～4、6～10は全てスペースとする。

f) 家屋番号、複数家屋番号サブレイヤーに対するフラグ

FLG1 ……課税フラグ

- FLG 2 ……家屋台帳照合フラグ
- FLG 3 ……二重家屋番号フラグ
- FLG 4 ……区分家屋フラグ
- FLG 5 ……接合代表フラグ
- FLG 6 ……登記・未登記フラグ
- FLG 7 ……附属家屋フラグ
- FLG 8 ……表示・非表示フラグ
- FLG 9、10はスペースとする。

g) 上記以外のフラグ情報を必要としないレイヤー要素は全てスペースとする。

2-3 属性情報

属性情報は、定義レコードと項目レコードより定義を行い、属性データレコードにてその属性を表現する。また、定義を行う場合はレイヤーレコード直後に記述する。

2-3-1. 属性定義レコード

属性定義レコードは、属性データの総括的な定義を行う。

No.	項目名	タイプ	累積桁数	内 容
*1	レコードID	A3	3	“110” に固定
*2	サブレイヤーID	I8	11	属性を定義するサブレイヤーのID
*3	レコード長	I4	15	属性1レコードのバイト数 最大2048バイト
*4	属性項目数	I4	19	定義する属性項目の数 最大1024項目
5	空白	21X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「110」に固定する。
- ②属性を定義するサブレイヤーのIDを指定する。
- ③属性情報がトータルとして必要とするレコード長。
- ④1つの属性が構成する項目の内訳数。

2-3-2. 属性項目レコード

属性項目レコードは、個々の属性項目について定義を行う。

No.	項目名	タイプ	累積桁数	内 容
*1	レコードID	A3	3	“120” に固定
*2	サブレイヤーID	I8	11	属性を定義するサブレイヤーID
*3	項目番号	I4	15	項目番号を設定
*4	項目名称	A16	31	項目名称を設定 (英数字又は漢字)
*5	項目タイプ	A1	32	I : 整数型 F : 実数型 V : 整数書式の仮想実数型 A : 文字型 (1バイト系) N : 文字型 (2バイト系)
*6	桁数	I3	35	1項目の桁数 (バイト数)
*7	小数点以下桁数	I3	38	仮想実数型の場合に設定。(整数型による小数点位置の指定)
8	空白	2X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「120」に固定する。
- ②属性を定義するサブレイヤーのIDを指定する。
- ③属性を構成する項目順にシーケンシャル番号を設定する。
- ④ ③で示す属性項目の名称。(英数字又は漢字)
- ⑤各属性項目のデータタイプ
該当する個々の属性項目のデータタイプを指定。以下に該当例を示す。

整数型 (I) …………… 10桁(約±20億)までの整数値
(例) 1238474, -2328984

実数型 (F) …………… 15桁までの実数
(例) 3231.232 0.00023

仮想実数型 (V) ……… 10桁までの整数(小数点位置は⑦に従う)
(例) 32442321

文字型 (A) …………… 40文字までの半角(1バイト系)英数カナ文字
(例) TOKYO, japan

文字型 (N) …………… 20文字までの全角(2バイト系)文字
(例) 評価センター、固定資産

- ⑥該当する属性データ項目のバイト数
- ⑦V型記述に対し実数として扱いたい時の小数点位置を指定する。

2-3-3. 属性データレコード

属性データレコードは、実際の属性データを表現し、必ずユニットレコード直後に記述する。

No.	項目名	タイプ	累積桁数	内 容
*1	レコードID	A3	3	"130"に固定
*2	継続レコード番号	I2	5	1～64
*3	有効バイト数	I2	7	該当レコード内の属性文字列のバイト数
*4	文字列	A32	39	有効バイト数分の文字列
5	空白	1X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「130」に固定する。
- ②継続レコード番号は、1レコード以上で属性データを記述する際は、1からの通し番号を最大64まで設定する。
- ③該当レコード内の属性文字列のバイト数。
- ④属性項目レコードの項目タイプに従う実データ。

2-4 図形タイプ情報

図形タイプは、ユニットレコード以降に図形データのタイプを指定するものである。

2-4-1. ラインレコード

ラインレコードは、点と点を連続して結んだ線分の集合体を表現する。

No.	項目名	タイプ	累積桁数	内 容
*1	レコードID	A3	3	"210"に固定
*2	座標構成点数	I4	7	線分を構成する点数(最大1024点)
3	空白	33X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「210」に固定する。
- ②座標構成点数は、以降に記述される座標レコード数を示し、2～1024点

の範囲とする。

2-4-2. ラベルレコード

ラベルレコードは、ポリゴンを構成する場合に代表点となる点を表現する。

No.	項目名	タイプ	累積数	内 容
*1	レコードID	A3	3	"220" に固定
*2	座標構成点数	I4	7	"1" に固定
3	空白	33X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「220」に固定する。
- ②座標構成点数は1点固定とする。

2-4-3. ポイントレコード

ポイントレコードは、ポリゴンの代表点とならない指示点等を表現する。

No.	項目名	タイプ	累積数	内 容
*1	レコードID	A3	3	"225" に固定
*2	座標構成点数	I4	7	"1" に固定
3	空白	33X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「225」に固定する。
- ②座標構成点数は1点固定とする。

2-4-4. シンボルレコード

シンボルレコードは、地図記号などのパターン記号を表現する。

No.	項目名	タイプ	累積数	内 容
*1	レコードID	A3	3	"230" に固定
*2	座標構成点数 (構成点数=タイプ)	I4	7	1：定形型シンボルの基準点のみ 2：定形型シンボル基準点+方向点
*3	シンボルID	I4	11	シンボル番号を設定
4	空白	29X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「230」に固定する。
- ②座標構成点数は1点シンボルであれば“1”、傾きがある場合は“2”となる。
- ③パターン記号を示すシンボルIDを記録する。

2-4-5. 注記レコード

注記レコードは、町名や地番等の文字情報を表現する。

No.	項目名	タイプ	累積数	内 容
*1	レコードID	A3	3	"240" に固定
*2	座標構成点数	I4	7	1：注記基準点のみ 2：注記基準点+方向点
*3	文字列タイプ	I2	9	1：1バイト系文字 2：2バイト系文字
*4	注記バイト数	I2	11	最大64バイト
*5	注記区分	I2	13	1：横書き 2：縦書き
*6	文字サイズ	I4	17	図上0.1mm単位で指定
7	空白	23X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「240」に固定する。
- ②座標構成点数は1点注記であれば“1”、傾きがある場合は“2”となる。
また、基準点位置は、縦書き・横書き共に1文字目の左下とする。
- ③文字列タイプは1バイト系文字は“1”、2バイト系文字は“2”とする。
- ④全体の注記文字データの長さ(バイト数)を指定する。最大64バイトとする。
- ⑤注記区分は横書きの場合“1”、縦書きの場合は“2”とする。
- ⑥図上の文字サイズを0.1mm単位で指定する。指定サイズが20であれば、図上2.0mmの文字となる。

2-4-6. 注記引出し線レコード

注記に対して引出し線がある場合に、このレコードで表現する。

No.	項目名	タイプ	累積数	内容
*1	レコードID	A3	3	“250”に固定
*2	座標構成点数	I4	7	引出し線の座標点数(最大1024点)
3	空白	33X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「250」に固定する。
- ②座標構成点数は2～1024点を指定。(矢印先端が終点になるようにする。)

2-4-7. 円・円弧レコード

円・円弧レコードは3点指示により、円または円弧を表現する。

No.	項目名	タイプ	累積数	内容
*1	レコードID	A3	3	“260”に固定
*2	座標構成点数	I4	7	“3”に固定
*3	円・円弧区分	I2	9	1:円弧(時計回り) 2:円弧(反時計回り) 3:円
4	空白	31X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「260」に固定する。
- ②座標構成点数は“3”固定とする。
- ③円・円弧区分は以降の座標レコードの並び順に従う。

2-4-8. 廻り間ポリゴンレコード

ラインレコードと同様に線分の集合体を表現するが、廻り間ポリゴンレコードは始終点が必ず一致していなければならない。

No.	項目名	タイプ	累積数	内容
*1	レコードID	A3	3	“270”に固定
*2	座標構成点数	I4	7	線分を構成する点数(最大9999点)
*3	回り方向	I2	9	1:時計回り 2:反時計回り
4	空白	31X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「270」に固定する。
- ②座標構成点数は、以降に記述される座標レコード数を示し、4～9999点の範囲とする。
- ③廻り間ポリゴンの座標が時計回りの場合は“1”、反時計回りの場合は“2”とする。(資料-3 標準フォーマットにおける面情報の定義参照)

2-5 実データ情報

2-5-1. 座標レコード

座標レコードは、指示された点情報の座標値を表現する。

No.	項目名	タイプ	累積桁数	内容
*1	レコードID	A3	3	"310" に固定
*2	X座標	I10	13	mm単位
*3	Y座標	I10	23	mm単位
4	座標ID	A4	27	予約領域
5	陰線フラグ	A1	28	第1レコード以降として 1：陰線、陰線以外はスペース
6	空白	12X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「310」に固定する。
- ②座標系はデカルト座標系（数学座標）とし、左右方向にX座標、上下方向にY座標を基準とする。
図郭座標を示す場合は、図郭左下隅、右上隅の公共座標をmm単位で記述する。斜方眼メッシュとなるような地域については、その地域の左下を原点（0、0）とし、斜方眼の下辺方向をX軸、左辺方向をY軸としたX、Y座標を記述する。
図形情報の座標を記述する場合は、地上mm単位のX、Y座標を記述する。但し、斜方眼の場合は、任意の原点位置からの相対座標とする。また、座標は必ず「始点→中間点→終点」の並びになっていることを前提とする。
- ③ ②と同様
- ④座標IDは予約領域のため使用不可。
- ⑤陰線フラグは図面表現上の陰線情報として使用する。陰線フラグは次の点までをコントロールする情報とする。また、陰線情報の対象となるのは、図形タイプが、ライン又は廻り間ポリゴンの場合とする。

2-5-2. 文字列レコード

注記レコードで指示される実際の文字情報を記述する。

No.	項目名	タイプ	累積桁数	内容
*1	レコードID	A3	3	"320" に固定
*2	継続レコード番号	I2	5	1又は2
*3	有効バイト数	I2	7	文字列の有効バイト数（最大32バイト）
*4	文字列	A32	39	文字データ
5	空白	1X	40	

*印は必須項目

- ①レコードIDは「320」に固定する。
- ②文字列データが1レコードで記述できる場合は“1”、2行に跨がる場合は“2”とする。したがって、文字データの最大有効桁数は、64バイトとなる。
- ③当該レコードに記述されている文字列の有効バイト数を指定する。
- ④有効バイト分の文字データを記述する。

第3章 固定資産現況データの記録方法

本標準フォーマットにより固定資産現況データを記述する際の注意事項、及び実際のデータ記述例を以下に示す。

3-1 データ記述に関する一般注意事項

1) 標準フォーマット上の注意点

本標準フォーマットは、その記述方式が汎用的な形式をとっている。特にレイヤー、ユニットレコード以降の記述には注意を払う必要がある。

① 図面データが複数レイヤーの情報を持つ場合、レイヤー番号の昇順に記述を行う。

レイヤー定義 : 1 1 0
 ユニット情報群 (図形情報の記述)
レイヤー定義 : 1 2 0
 ユニット情報群 (図形情報の記述)
レイヤー定義 : 1 3 0
 ユニット情報群 (図形情報の記述)



② ユニットレコード直後に記録するレコードは、属性データを持つ場合は、属性データレコードを配置し、そうでない場合は、図形タイプのレコードを配置する。

例)	属性を持つ場合		属性を持たない場合
	[レコード名称 : レコードID]		[レコード名称 : レコードID]
	ユニットレコード : 0 5 0		ユニットレコード : 0 5 0
	属性データレコード : 1 3 0		図形タイプレコード : 2 1 0
	図形タイプレコード : 2 2 0		座標レコード : 3 1 0
	座標レコード : 3 1 0		



③ 1ユニットに複数の図形タイプが出現する場合は、図形タイプのレコードIDの昇順に配置する。また、実データである座標レコードや文字列レコードも、必ずレコードIDの昇順になるように記述する。

例) 一般注記の場合、注記レコードと注記引出し線レコードがある。

[レコード名称 : レコードID]	
ユニットレコード : 0 5 0	
注記レコード : 2 4 0	
座標レコード : 3 1 0	← 図形タイプの昇順
↓	← 実データの昇順
文字列レコード : 3 2 0	
引出しレコード : 2 5 0	
座標レコード : 3 1 0	
↓	

2) 固定資産現況データ上の注意点

固定資産現況データは、有効的なデータ利活用を考慮しながら構築していかなければならない。特に土地情報と家屋情報を扱う「固定資産現況データ」は、面情報として活用する必要性から、以下のような約束事がデータ記述の前提条件としてある。

① ポリゴン境界線の注意点

本標準フォーマットで記述されるデータの内、「行政区・筆界レイヤー」の各境界線は、ポリゴン境界FLG1、2のいずれかが「1」であれば、領域分割面を構成する線分要素であるといえる。

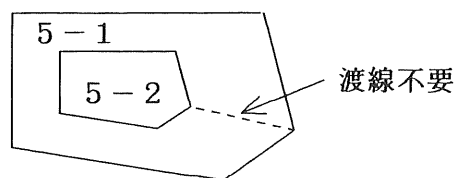
また、「家屋形状レイヤー」の境界線については、ポリゴン境界FLG1が「1」であれば、個別面を構成する線分要素であるといえる。

これらは、ポリゴン認識の構造化が図れるようなデータであることを前提としている。

従って、このような領域分割面・個別面を構成するような線分情報の単位は、交点から交点までを最長とし、且つ各線分の端点は、図郭上の端点を除き、必ず他の端点と一致していなければならない。

② ドーナツポリゴン

土地や家屋の図形で稀に「ドーナツポリゴン」となるような場合に、内外の線分を結ぶ「渡線」を用いてドーナツポリゴンを表現してはならない。



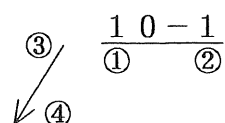
③ 重複データの不可

土地のポリゴン境界線となる筆は、上位の線が下位を兼ねる（例：大字界は筆界を兼ねる）事を原則としているので、データの記述に際しても線分が重複するようなデータは認めない。

但し、ポリゴン境界線とならない境界線や絵柄的な意味合いの背景データ等は、重複データがあっても構わない。

④ 注記の基準点位置と方向点、及び引出し線

注記の基準点は文字の左下とする。また、方向点、引出し線の座標の並びは以下の通りとする。



- ①・・・注記基準点
- ②・・・注記方向点
- ③・・・引出し線始点
- ④・・・引出し線終点

注) 矢印記号は表現上を示したものであり、ベクトルとしては不要。

3-3 データ終了の記述例

1 図面 1 ファイルで作成される本フォーマットの末尾に「ファイルエンドコード」を配置する。

```

1234567890123456789012345678901234567890...カラム
ヘッダレコード..... 010HYOKA2.01998033113101○○○○
サブヘッダレコード..... 01596-10-0010002○○○株式会社
第1インデックス ..... 020LF35-12      2      1000 800 600 2
第2インデックス ..... 025199701011198903211192 1 0
第3インデックス ..... 0271997010119961225319960311123
ティック情報 ..... 310 10400000 -34200000 ←左下
ティック情報 ..... 310 11200000 -33600000 ←右上
レイヤー情報 ..... 040110
  ユニット情報 .....
    ↓
  ユニット情報 .....
レイヤー情報 ..... 040130
  ユニット情報 .....
    ↓
  ユニット情報 .....
    ↓
ファイルエンドレコード ..... 030
    ↑
    |
    | 1ファイルの終了
  
```

3-4 属性情報の記述例

属性情報は、属性定義レコードと属性項目レコードの組み合わせで定義される。また、記述される位置は、定義を行う要素が含まれるレイヤーレコードの次のレコードに記述する。

地番区域・地番レイヤー（レイヤーID=130）において、地番区域界のラベル、地番、複数地番のサブレイヤーIDを、各々130010、130020、130030としたとき、それぞれに属性を定義する場合は以下のようにする。（属性項目の桁数は任意。）

```

1234567890123456789012345678901234567890...カラム
レイヤー情報..... 040130
  属性定義レコード ..... 110 130010 6 1 ←地番区域属性の
  属性項目レコード ..... 120 130010 1町名コード A 6 定義
  属性定義レコード ..... 110 130020 22 5 ←地番属性の定義
  属性項目レコード ..... 120 130020 1町名コード A 6 (代表)
  ..... 120 130020 2親番 A 4
  ..... 120 130020 3枝番 A 4
  ..... 120 130020 4枝々番 A 4
  ..... 120 130020 5評価分割番号 A 4
  
```

.....次ページに続く

3-5-2. 地番区域ラベル

地番区域ラベル (130010) は、該当地番区域のラベル情報となるので、事前に属性定義がされていることが前提となる。以下に2点分の記述例を示す。(実際には、「2-3. 属性情報」のように地番区域ラベルと地番ラベルは同一レイヤーなので、属性定義、属性項目はまとめて設定する必要がある。)

	1234567890123456789012345678901234567890	…	カラム	
レイヤー情報	040130			
属性定義レコード	110	<u>130010</u>	6 1	←地番区域属性の定義
属性項目レコード	120	<u>130010</u>	1町名コード A 6	
ユニット情報	05013000001	<u>130010</u>		←地番区域ラベルサブレイヤー
属性データ	130	1 <u>6120410</u>		←ラベルレコード
図形タイプ	220	1		
座標データ	310	10502098 -33805780		
ユニット情報	05013000002	<u>130010</u>		←地番区域ラベルサブレイヤー
属性データ	130	1 <u>6120420</u>		←ラベルレコード
図形タイプ	220	1		
座標データ	310	10300885 -39080056		

3-5-3. 地番・複数地番

地番 (130020) は、1ユニット内に複数の図形タイプが現れる。また、事前に属性定義がされていることが前提となる。以下に引出し線を用いた地番の記述例を示す。(実際には、「2-3. 属性情報」のように地番区域ラベルと地番ラベルは同一レイヤーなので、属性定義、属性項目はまとめて設定する必要がある。) また、表示する地番は2バイト系文字の注記として扱う。

また、地番・複数地番のサブレイヤーには地番の状況を示す6つのフラグが設定されている。詳細は資料-1 “3. フラグ情報の扱いについて”を参照のこと。

	1234567890123456789012345678901234567890	…	カラム	
レイヤー情報	040130			
属性定義レコード	110	<u>130020</u>	22 5	←地番属性の定義
属性項目レコード	120	<u>130020</u>	1町名コード A 6	
	120	<u>130020</u>	2親番 A 4	
	120	<u>130020</u>	3枝番 A 4	
	120	<u>130020</u>	4枝々番 A 4	
	120	<u>130020</u>	5評価分割番号 A 4	
ユニット情報	05013000001	<u>130020</u>	<u>000000</u>	←地番サブレイヤー
属性データ	130	<u>1221204500012000500000000</u>		
図形タイプ	220	1		←ラベルレコード
座標データ	310	10600500 -33805505		←ラベル点位置
図形タイプ	240	2 2 8 1 20		←注記レコード
座標データ	310	10605500 -33799980		←注記基準点
	310	10606500 -33799980		←注記方向点
文字列データ	320	1 <u>81 2 - 5</u>		←注記文字列漢字
図形タイプ	250	2		←引出し線レコード
座標データ	310	10604500 -33800102		←引出し始点
	310	10600500 -33805505		←引出し終点

前述の例で図形タイプが3回出現することに注意する。地番は必ず、「属性、ラベル、注記 (引出し線)」の順に並べる。(3-1. データ記述に関する一般注意事項参照)

地番図情報は一般的に1筆1地番であるが、稀に1筆複数地番で表現される場合もある。しかしながら、地番図情報は必ず1ポリゴン1ラベルの原則を必要とすることから、代表地番（親）をそのポリゴンのラベルと見なし、複数地番は、代表地番に従属する属性（子の地番）として扱う必要がある。

以下にその例を示す。

	1234567890	1234567890	1234567890	1234567890	…	カラム
レイヤー情報	040130					
属性定義レコード	110	<u>130020</u>	22	5		←地番属性の定義
属性項目レコード	120	<u>130020</u>	1	町名コード	A	6
	120	<u>130020</u>	2	親番	A	4
	120	<u>130020</u>	3	枝番	A	4
	120	<u>130020</u>	4	枝々番	A	4
	120	<u>130020</u>	5	評価分割番号	A	4
属性定義レコード	110	<u>130030</u>	44	10		←複数地番属性の定義
属性項目レコード	120	<u>130030</u>	1	町名コード	A	6
	120	<u>130030</u>	2	親番	A	4
	120	<u>130030</u>	3	枝番	A	4
	120	<u>130030</u>	4	枝々番	A	4
	120	<u>130030</u>	5	評価分割番号	A	4
	120	<u>130030</u>	6	町名コード	A	6
	120	<u>130030</u>	7	親番	A	4
	120	<u>130030</u>	8	枝番	A	4
	120	<u>130030</u>	9	枝々番	A	4
	120	<u>130030</u>	10	評価分割番号	A	4
ユニット情報	05013000001	<u>130020</u>		<u>000000</u>		←地番サブレイヤー
属性データ	130	<u>1221204500012000500000000</u>				
図形タイプ	220	1				←ラベルコード
座標データ	310	10605500	-33799980			←ラベル点位置
図形タイプ	240	2 2 8 1	20			←注記レコード
座標データ	310	10605500	-33799980			←注記基準点
	310	10606500	-33799980			←注記方向点
文字列データ	320	1 81 2 - 5				←注記文字列漢字
ユニット情報	05013000002	<u>130030</u>		<u>000000</u>		←複数地番サブレイヤー
属性データ	130	<u>1221204500012000600000000</u>				←自己の属性
	130	<u>2221204500012000500000000</u>				←代表地番の属性
図形タイプ	225	1				←ポイントレコード
座標データ	310	10605500	-33800505			←ポイント点位置
図形タイプ	240	2 2 8 1	20			←注記レコード
座標データ	310	10605500	-33800505			←注記基準点
	310	10606500	-33800505			←注記方向点
文字列データ	320	1 81 2 - 6				←注記文字列漢字

上記の記述で注意すべき点は以下の4点。

- ①複数地番の属性は、自己の属性定義と代表地番の属性定義の両方が必要。
- ②複数地番の属性項目数は、代表地番のそれと一致していなければならない。
- ③複数地番はラベル点扱いではないので、指示点として図形タイプのポイントレコードを記述する。
- ④地番の属性は、属性項目別などで複数の属性レコードに継続させながら記述することもできるが、全属性が一行の属性レコードに収まる場合は、原則として1レコードにて属性の記述を行う。

3-5-4. 特殊地番

特殊地番（130020）は、属性データの扱いに注意する。

番号	特殊地番の項目	記号	地図表示
1	無地番（公図上の無地番）	N	無
2	道路（公図上の道路）	R	道
3	水路（水路、河川、海）	W	水
4	堤（堤、堤防、畔）	B	堤
5	その他	E	他

記述の際は、属性項目の「親地番」の位置に右詰めにて該当英字を記述し、且つゼロ埋め（枝番以降も含む）にする。以下に、「水、道」及び「無地番地」の例を示す。

```

1234567890123456789012345678901234567890...カラム
レイヤ情報..... 040130
  属性定義レコード... 110 130020 22 5 ←地番属性の定義
  属性項目レコード.. 120 130020 1町名コード A 6
                    120 130020 2親番 A 4
                    120 130020 3枝番 A 4
                    120 130020 4枝々番 A 4
                    120 130020 5評価分割番号 A 4
  ユニット情報... 05013000001 130020 100000 ←地番サブレイヤ
  属性データ... 130 122120450000R000000000000 (例 道の場合)
    図形タイプ... 220 1 ←ラベルコード
    座標データ.. 310 10605500 -33799980 ←ラベル点位置
    図形タイプ... 240 2 2 2 1 20 ←注記レコード
    座標データ.. 310 10605500 -33799980 ←注記基準点
    .. 310 10606500 -33799980 ←注記方向点
    文字列データ 320 1 2道 ←注記文字列漢字

  ユニット情報... 05013000002 130020 100000 ←地番サブレイヤ
  属性データ... 130 122120450000W000000000000 (例 水の場合)
    図形タイプ... 220 1 ←ラベルコード
    座標データ.. 310 10601500 -33800400 ←ラベル点位置
    図形タイプ... 240 2 2 2 1 20 ←注記レコード
    座標データ.. 310 10601500 -33800400 ←注記基準点
    .. 310 10602500 -33800400 ←注記方向点
    文字列データ 320 1 2水 ←注記文字列漢字

  ユニット情報... 05013000003 130020 100000 ←地番サブレイヤ
  属性データ... 130 122120450000N000000000000 (例 無の場合)
    図形タイプ... 220 1 ←ラベルコード
    座標データ.. 310 10601500 -33800400 ←ラベル点位置
    図形タイプ... 240 2 2 2 1 20 ←注記レコード
    座標データ.. 310 10637800 -33801800 ←注記基準点
    .... 310 10637900 -33801800 ←注記方向点
    文字列データ 320 1 2無 ←注記文字列漢字

```

3-5-5. 字名等の注記

属性を持たない単なる表示として扱う字名（120060）などは、以下のように記述する。

	<u>1234567890123456789012345678901234567890</u> …カラム					
レイヤー情報	040120					
ユニット情報	05012000001	<u>120060</u>			←大字名サプレイヤー	
図形タイプ	240	2	210	1	40	←注記レコード
座標データ	310	10442012	-33720050			←注記基準点
	310	10443500	-33720050			←注記方向点
文字列データ	320	110〇〇	一丁目			←注記文字列漢字
図形タイプ	250	2				←引出し線レコード
座標データ	310	10442000	-33719950			←引出し始点
	310	10442905	-33719200			←引出し終点
ユニット情報	05012000002	<u>120060</u>				←大字名サプレイヤー
図形タイプ	240	2	210	1	40	←注記レコード
座標データ	310	10406990	-33781030			←注記基準点
	310	10407010	-33781030			←注記方向点
文字列データ	320	110〇〇	二丁目			←注記文字列漢字

仮に注記IDがあり、これを属性として記述する場合は、以下のように属性定義を行った上で属性データをユニットレコード直後に記述する。

	<u>1234567890123456789012345678901234567890</u> …カラム					
レイヤー情報	040120					
属性定義レコード	110	<u>120060</u>	6	1		←大字ID属性の定義
属性項目レコード	120	<u>120060</u>	1町名コード		A 6	
ユニット情報	05012000001	<u>120060</u>				←大字名サプレイヤー
属性データ	130	1	6120410			←属性
図形タイプ	240	2	210	1	40	←注記レコード
座標データ	310	10442012	-33720050			←注記基準点
	310	10443500	-33720050			←注記方向点
文字列データ	320	110〇〇	一丁目			←注記文字列漢字
図形タイプ	250	2				←引出し線レコード
座標データ	310	10442000	-33719950			←引出し始点
	310	10442905	-33719200			←引出し終点
ユニット情報	05012000002	<u>120060</u>				←大字名サプレイヤー
属性データ	130	1	6120420			←属性
図形タイプ	240	2	210	1	40	←注記レコード
座標データ	310	10406990	-33781030			←注記基準点
	310	10407010	-33781030			←注記方向点
文字列データ	320	110〇〇	二丁目			←注記文字列漢字

3-5-6. 家屋形状

家屋形状（210010）は、最終的にポリゴン扱いされるデータであるが、現段階においては、仕様が明確でないため、図形の記述は、一般的なラインデータとして記述する。

但し、最終的にはポリゴン構造を図るので、重複線分や冗長な線分データは避けなければならない。

家屋形状サブレイヤーには、図形の性格を示す3つのフラグが設定されている。詳細は資料-1 “3. フラグ情報の扱いについて” を参照のこと。

	1234567890123456789012345678901234567890	…	カラム
レイヤー情報	040210		
ユニット情報	05012000001	<u>210010</u>	<u>111</u> ←家屋形状サブレイヤー
図形タイプ	210	7	←ラインレコード
座標データ	310	10501000 -33805000	
	...	310 10501500 -33820754	
	...	310 10539035 -33820500	
	↓		
ユニット情報	05021000002	<u>210010</u>	<u>101</u> ←家屋形状サブレイヤー
図形タイプ	210	3	←ラインレコード
座標データ	310	10571050 -33825481	
	...	310 10572005 -33850035	
	...	310 10620332 -33840905	
ユニット情報	05021000003	<u>210010</u>	<u>110</u> ←家屋形状サブレイヤー
図形タイプ	210	3	←ラインレコード
座標データ	310	10620332 -33840905	
	...	310 10620300 -33825400	
	...	310 10571050 -33825481	

注) 1ユニットの始終点が一貫していても良いが、その場合、線分の端点は必ず他の端点（図郭上の端点を除く）と一致してなければならない。

3-5-7. 建物ラベル

建物ラベル（220010）は、該当家屋のラベル情報となる。このレイヤーは、家屋番号をデータ化しない場合のみ用いるものとし、家屋番号をデータ化する場合は、3-5-8.の「家屋番号・複数家屋番号」サブレイヤーを用いる。従って、建物ラベルと家屋番号・複数家屋番号が共存することはない。

建物サブレイヤーには、家屋が図郭線を跨ぐときの処理フラグが設定されている。詳細は資料-1 “3. フラグ情報の扱いについて” を参照のこと。

	1234567890123456789012345678901234567890	…	カラム
レイヤー情報	040220		
ユニット情報	05022000001	<u>220010</u>	<u>0</u> ←建物ラベルサブレイヤー
図形タイプ	220	1	←ラインレコード
座標データ	310	10502098 -33805780	
ユニット情報	05022000002	<u>220010</u>	<u>1</u> ←建物ラベルサブレイヤー
図形タイプ	220	1	←ラインレコード
座標データ	310	10300885 -39080056	

3-5-8. 家屋番号・複数家屋番号

家屋番号は家屋を特定するために付されるもので、家屋台帳データと建物登記簿との一元化を図るための重要なキーである。固定資産現況調査事業において実施調査の資料としての航空写真と現地の縮図である家屋現況図との関連を保ち、コンピュータ上の家屋台帳データとの整合性をとることによって適正な課税客体把握の仕組みができあがる。データ更新についても、建物登記簿、家屋台帳及び現地が一体となることをコンピュータで管理することがねらいである。

家屋現況図に家屋番号を付番するために、まず、机上で資料を基に特定要件項目を確認し、一致したものは特定家屋とし、特定するに至らなかったものは不明家屋とする。この調査は、課税家屋が調査対象のため非課税家屋及びその他の建物については、その旨の家屋特定表示記号を付すにとどめておくことにする。下表に家屋番号の属性項目の構成と家屋台帳との関連性をフラグについてとりまとめた。家屋番号・複数家屋番号サブレイヤーには、家屋台帳情報や家屋状況等を示す8個のフラグが設定されているが表ではフラグ1・2について説明する。詳細は資料-1“3-5. 家屋番号・複数家屋番号のフラグ情報の設定”を参照のこと。

家屋区分における属性項目レコードと台帳情報フラグ一覧表

属性項目等 家屋の区分		家 番 号	家屋特 定表示 記号	仮 の 家 屋 番 号	不明家 屋整理 番号	台 帳 連 絡 コ ー ド	フラグ 1	フラグ 2
特定家屋	家屋台帳に 家屋番号有	有	無	無	無	有	0	0
	家屋台帳に 家屋番号無	無	K	有	無	有	0	0
不明家屋	未評価家屋	無	N	無	有	無	1	1
	不特定家屋	無	F	無	有	無	1	1
その他の家屋	非課税 家屋台帳に 家屋番号有	有	H	無	無	有	1	0
	家屋台帳に 家屋番号無	無	H	無	無	無	1	1
	その他の建物	無	G	無	無	無	1	1

有・無：データの存在のあるなしを示す。

台帳連絡コード：家屋台帳マスターファイル連絡コードを示す。

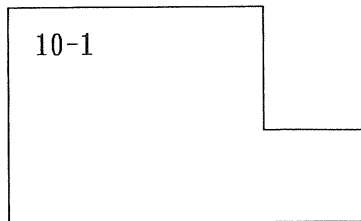
不特定家屋の台帳連絡コードの取扱いについては、必要に応じ市町村と協議を行うこと。

家屋番号(220020)は、1ユニット内に複数の図形タイプが現れる。
 また、事前に属性定義がされていることが前提となる。以下に家屋番号の記述例を示す。(実際には、属性定義、属性項目はまとめて設定する必要がある。) また、表示する家屋番号等は2バイト系文字の注記として扱う。

例1) 特定家屋の場合

	1234567890123456789012345678901234567890…	カラム
レイヤー情報	040220	
属性定義レコード	110 220020 42 9	←家屋番号属性の定義
属性項目レコード	120 220020 1町名コード A 6	
	120 220020 2家屋番号親番 A 5	
	120 220020 3 枝番 A 4	
	120 220020 4 枝々番 A 4	
	120 220020 5 符号 A 2	
	120 220020 6家屋特定表示記号 A 1	
	120 220020 7仮の家屋番号 A 5	
	120 220020 8不明家屋整理番号 A 5	
	120 220020 9台帳連絡コード A 10	
ユニット情報	05022000001 220020 00000000	←家屋番号サブレイヤー
属性データ	130 127026301000100001000000	
	130 215 0006672246	
図形タイプ	220 1	←ラベルレコード
座標データ	310 10600500 -33805505	←ラベル点位置
図形タイプ	240 2 2 8 1 20	←注記レコード
座標データ	310 10605500 -33799980	←注記基準点
	310 10606500 -33799980	←注記方向点
文字列データ	320 1 81 0 - 1	←注記文字列漢字

注 台帳連絡コードとは、家屋台帳マスターファイル連絡コードをいう。



例2) 特定家屋の場合 (マンション等の区分家屋)

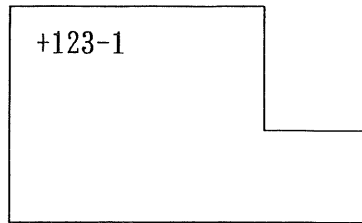
マンション等の区分家屋で上位の家屋番号を代表家屋番号として家屋形状に表示する場合の例。

家屋図情報は、1家屋形状に1家屋番号を標準とするが、例外的に1家屋形状に複数の家屋番号を有する場合がある。しかし、家屋図情報は必ず1ポリゴン1ラベルを原則とすることから、代表家屋番号(親)をそのポリゴンのラベルとみなし、複数家屋番号は代表家屋番号に従属する属性(子の番号)として扱う必要がある。

レイヤー情報	040220							
属性定義レコード	110	220020	42	9				←家屋番号属性の定義
属性項目レコード	120	220020	1	町名コード	A	6		
		120	220020	2	家屋番号親番	A	5		
		120	220020	3	枝番	A	4		
		120	220020	4	枝々番	A	4		
		120	220020	5	符号	A	2		
		120	220020	6	家屋特定表示記号	A	1		
		120	220020	7	仮の家屋番号	A	5		
		120	220020	8	不明家屋整理番号	A	5		
		120	220020	9	台帳連絡コード	A	10		
属性定義レコード	110	220030	84	18				←複数家屋番号属性の定義
属性項目レコード	120	220030	1	町名コード	A	6		
		120	220030	2	家屋番号親番	A	5		
		120	220030	3	枝番	A	4		
		120	220030	4	枝々番	A	4		
		120	220030	5	符号	A	2		自己の属性定義
		120	220030	6	家屋特定表示記号	A	1		
		120	220030	7	仮の家屋番号	A	5		
		120	220030	8	不明家屋整理番号	A	5		
		120	220030	9	台帳連絡コード	A	10		
属性項目レコード	120	220030	10	町名コード	A	6		
		120	220030	11	家屋番号親番	A	5		
		120	220030	12	枝番	A	4		
		120	220030	13	枝々番	A	4		代表家屋番号の属性定義
		120	220030	14	符号	A	2		
		120	220030	15	家屋特定表示記号	A	1		
		120	220030	16	仮の家屋番号	A	5		
		120	220030	17	不明家屋整理番号	A	5		
		120	220030	18	台帳連絡コード	A	10		
ユニット情報	05022000001	220020				<u>00010000</u>		←家屋番号サブレイヤー
属性データ	130	127026301001230001000000						
		130	215		<u>0006672246</u>				
図形タイプ	220	1						←ラベルレコード
座標データ	310	10600500	-33799980					←ラベル点位置
図形タイプ	240	2	212	1	20			←注記レコード
座標データ	310	10605500	-33799980					←注記基準点
		310	10606500	-33799980					←注記方向点
文字列データ	320	112+1	2	3	-1			←注記文字列漢字
ユニット情報	05022000002	220030				<u>00010001</u>		←複数家屋番号サブレイヤー
属性データ	130	127026301001230002000000						←自己の属性
		130	215		<u>0006672247</u>				
属性データ	130	327026301001230001000000						←代表家屋番号の属性
		130	415		<u>0006672246</u>				
図形タイプ	225	1						←ポイントレコード
座標データ	310	10605500	-33800505					←ポイント点位置
図形タイプ	240	2	210	1	20			←注記レコード
座標データ	310	10605500	-33800505					←注記基準点
		310	10606500	-33800505					←注記方向点
文字列データ	320	1101	2	3	-2			←注記文字列漢字

前記の記述で注意すべき点は、以下の5点。

- ①複数家屋番号の属性は、自己の属性定義と代表家屋番号の属性定義の両方が必要。
- ②複数家屋番号の属性項目及び長さは、代表家屋番号のそれと一致していなければならない。
- ③家屋番号の属性は、属性項目別などで複数の属性レコードに継続させながら記述することもできるが、全属性が1行の属性レコードに収まる場合は原則として1レコードにて属性の記述を行う。
- ④複数家屋番号はラベル点扱いではないので、指示点として図形タイプのポイントレコードを記述する。
- ⑤サブレイヤー I D 220020において、区分家屋である場合は家屋番号の前に「+」を表示すること。

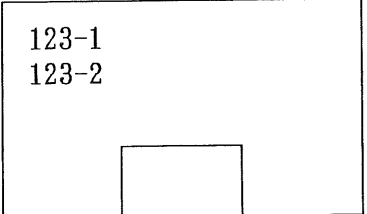


例3) 特定家屋の場合 (一つの家屋形状に複数の家屋番号を表示する場合)

	12345678901234567890123456789012345678901234567890	…	カラム
レイヤー情報	040220		
属性定義レコード	110 220020 42 9		←家屋番号属性の定義
属性項目レコード	120 220020 1町名コード A 6		
	120 220020 2家屋番号親番 A 5		
	120 220020 3 枝番 A 4		
	120 220020 4 枝々番 A 4		
	120 220020 5 符号 A 2		
	120 220020 6家屋特定表示記号 A 1		
	120 220020 7仮の家屋番号 A 5		
	120 220020 8不明家屋整理番号 A 5		
	120 220020 9台帳連絡コード A 10		
属性定義レコード	110 220030 84 18		←複数家屋番号属性の定義
属性項目レコード	120 220030 1町名コード A 6] 自己の属性定義
	120 220030 2家屋番号親番 A 5		
	120 220030 3 枝番 A 4		
	120 220030 4 枝々番 A 4		
	120 220030 5 符号 A 2		
	120 220030 6家屋特定表示記号 A 1		
	120 220030 7仮の家屋番号 A 5		
	120 220030 8不明家屋整理番号 A 5		
	120 220030 9台帳連絡コード A 10		

……次ページに続く

	1234567890123456789012345678901234567890	...	カラム	
属性項目レコード	120	220030	10町名コード	A 6
	120	220030	11家屋番号親番	A 5
	120	220030	12 枝番	A 4
	120	220030	13 枝々番	A 4
	120	220030	14 符号	A 2
	120	220030	15家屋特定表示記号	A 1
	120	220030	16仮の家屋番号	A 5
	120	220030	17不明家屋整理番号	A 5
	120	220030	18台帳連絡コード	A 10
ユニット情報	05022000001	220020	<u>00000000</u>	←家屋番号サブレイヤー
属性データ	130	127026301001230001000000		
	130	215	<u>0006672246</u>	
図形タイプ	220	1		←ラベルレコード
座標データ	310	10600500	-33799980	←ラベル点位置
図形タイプ	240	2 210 1 20		←注記レコード
座標データ	310	10605500	-33799980	←注記基準点
	310	10606500	-33799980	←注記方向点
文字列データ	320	1101 2 3 - 1		←注記文字列漢字
ユニット情報	05022000002	220030	<u>00000000</u>	←複数家屋番号サブレイヤー
属性データ	130	127026301001230002000000		←自己の属性
	130	215	<u>0006672247</u>	
属性データ	130	327026301001230001000000		←代表家屋番号の属性
	130	415	<u>0006672246</u>	
図形タイプ	225	1		←ポイントレコード
座標データ	310	10605500	-33800505	←ポイント点位置
図形タイプ	240	2 210 1 20		←注記レコード
座標データ	310	10605500	-33800505	←注記基準点
	310	10606500	-33800505	←注記方向点
文字列データ	320	1101 2 3 - 2		←注記文字列漢字



例4) 未評価家屋の場合

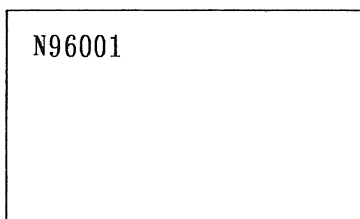
	1234567890123456789012345678901234567890	...	カラム	
レイヤー情報	040220			
属性定義レコード	110	220020	42 9	←家屋番号属性の定義
属性項目レコード	120	220020	1町名コード	A 6

.....次ページに続く

	1234567890123456789012345678901234567890	…	カラム
属性項目レコード	120 220020	2家屋番号親番	A 5
	120 220020	3 枝番	A 4
	120 220020	4 枝々番	A 4
	120 220020	5 符号	A 2
	120 220020	6家屋特定表示記号	A 1
	120 220020	7仮の家屋番号	A 5
	120 220020	8不明家屋整理番号	A 5
	120 220020	9台帳連絡コード	A 10
ユニット情報	05022000001 220020	<u>11000100</u>	←家屋番号サブレイヤー
属性データ	130 127	<u>N</u>	
	130 21596001		
図形タイプ	220 1		←ラベルレコード
座標データ	310 10600500 -33805505		←ラベル点位置
図形タイプ	240 2 212 1 20		←注記レコード
座標データ	310 10605500 -33799980		←注記基準点
	310 10606500 -33799980		←注記方向点
文字列データ	320 112N 9 6 0 0 1		←注記文字列漢字

上記の記述で注意すべき点は以下の2点

- ①未評価家屋は、家屋特定表示記号「N」+撮影年（2桁）+整理番号とする。
- ②接合フラグが1の未評価家屋は、撮影年及び整理番号を付けずに、「N」のみを付す。（例5 未評価家屋の場合を参照）

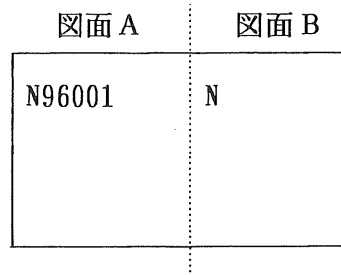


例5) 未評価家屋（接合代表フラグが1の図面B）の場合

	1234567890123456789012345678901234567890	…	カラム
レイヤー情報	040220		
属性定義レコード	110 220020 42 9		←家屋番号属性の定義
属性項目レコード	120 220020	1町名コード	A 6
属性項目レコード	120 220020	2家屋番号親番	A 5
	120 220020	3 枝番	A 4
	120 220020	4 枝々番	A 4
	120 220020	5 符号	A 2
	120 220020	6家屋特定表示記号	A 1
	120 220020	7仮の家屋番号	A 5
	120 220020	8不明家屋整理番号	A 5
	120 220020	9台帳連絡コード	A 10

……次ページに続く

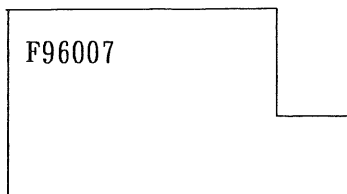
	1234567890123456789012345678901234567890	…	コラム
ユニット情報	05022000001	220020	<u>11001100</u> ←家屋番号サブレイヤー
属性データ	130 127		N
	130 21596001		
図形タイプ	220	1	←ラベルレコード
座標データ	310	10600500 -33805505	←ラベル点位置
図形タイプ	240	2 2 2 1 20	←注記レコード
座標データ	310	10605500 -33799980	←注記基準点
	310	10606500 -33799980	←注記方向点
文字列データ	320	1 2N	←注記文字列漢字



接合部

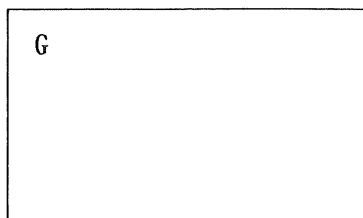
例 6) 不特定家屋の場合

	1234567890123456789012345678901234567890	…	コラム
レイヤー情報	040220		
属性定義レコード	110	220020 42 9	←家屋番号属性の定義
属性項目レコード	120	220020 1町名コード	A 6
属性項目レコード	120	220020 2家屋番号親番	A 5
	120	220020 3 枝番	A 4
	120	220020 4 枝々番	A 4
	120	220020 5 符号	A 2
	120	220020 6家屋特定表示記号	A 1
	120	220020 7仮の家屋番号	A 5
	120	220020 8不明家屋整理番号	A 5
	120	220020 9台帳連絡コード	A 10
ユニット情報	05022000001	220020	<u>11000100</u> ←家屋番号サブレイヤー
属性データ	130 127		F
	130 21596007		
図形タイプ	220	1	←ラベルレコード
座標データ	310	10600500 -33805505	←ラベル点位置
図形タイプ	240	2 212 1 20	←注記レコード
座標データ	310	10605500 -33799980	←注記基準点
	310	10606500 -33799980	←注記方向点
文字列データ	320	112F 9 6 0 0 7	←注記文字列漢字



例7) その他の建物の場合

	<u>1234567890123456789012345678901234567890</u> …カラム				
レイヤー情報	040220				
属性定義レコード	110	220020	42	9	←家屋番号属性の定義
属性項目レコード	120	220020	1町名コード	A	6
属性項目レコード	120	220020	2家屋番号親番	A	5
	120	220020	3 枝番	A	4
	120	220020	4 枝々番	A	4
	120	220020	5 符号	A	2
	120	220020	6家屋特定表示記号	A	1
	120	220020	7仮の家屋番号	A	5
	120	220020	8不明家屋整理番号	A	5
	120	220020	9台帳連絡コード	A	10
ユニット情報	05022000001	220020		<u>11000100</u>	←家屋番号サブレイヤー
属性データ	130	127		G	
	130	215			
図形タイプ	220	1			←ラベルレコード
座標データ	310	10600500	-33805505		←ラベル点位置
図形タイプ	240	2 2 2 1	20		←注記レコード
座標データ	310	10605500	-33799980		←注記基準点
	310	10606500	-33799980		←注記方向点
文字列データ	320	1	2G		←注記文字列漢字



例8) 附属家屋の場合

主たる家屋と効用上一体として使用されている附属家屋の例。

	<u>1234567890123456789012345678901234567890</u> …カラム				
レイヤー情報	040220				
属性定義レコード	110	220020	42	9	←家屋番号属性の定義
属性項目レコード	120	220020	1町名コード	A	6
属性項目レコード	120	220020	2家屋番号親番	A	5
	120	220020	3 枝番	A	4
	120	220020	4 枝々番	A	4
	120	220020	5 符号	A	2
	120	220020	6家屋特定表示記号	A	1
	120	220020	7仮の家屋番号	A	5
	120	220020	8不明家屋整理番号	A	5
	120	220020	9台帳連絡コード	A	10

……次ページに続く

	1234567890123456789012345678901234567890	…	カラム
ユニット情報	05022000001 220020	<u>11000110</u>	←家屋番号サブレイヤー
属性データ	130 127026301000100003000000		
	130 215 <u>0033778223</u>		
図形タイプ	220 1		←ラベルレコード
座標データ	310 10600500 -33805505		←ラベル点位置
図形タイプ	240 2 2 2 1 20		←注記レコード
座標データ	310 10605500 -33799980		←注記基準点
	310 10606500 -33799980		←注記方向点
文字列データ	320 1 2*		←注記文字列漢字

10-3

※

附属家屋

主たる家屋

注 レコードID130には、「主たる家屋」の情報を入力する。

例9) 仮の家屋番号の場合

	1234567890123456789012345678901234567890	…	カラム
属性定義レコード	110 220020 42 9		←家屋番号属性の定義
属性項目レコード	120 220020 1町名コード	A 6	
属性項目レコード	120 220020 2家屋番号親番	A 5	
	120 220020 3 枝番	A 4	
	120 220020 4 枝々番	A 4	
	120 220020 5 符号	A 2	
	120 220020 6家屋特定表示記号	A 1	
	120 220020 7仮の家屋番号	A 5	
	120 220020 8不明家屋整理番号	A 5	
	120 220020 9台帳連絡コード	A 10	
ユニット情報	05022000001 220020	<u>00000100</u>	←家屋番号サブレイヤー
属性データ	130 127026301	<u>K01234</u>	
	130 215 <u>0006672246</u>		
図形タイプ	220 1		←ラベルレコード
座標データ	310 10600500 -33805505		←ラベル点位置
図形タイプ	240 2 210 1 20		←注記レコード
座標データ	310 10605500 -33799980		←注記基準点
	310 10606500 -33799980		←注記方向点
文字列データ	320 110 <u>K 1 2 3 4</u>		←注記文字列漢字

K1234

3-5-9. 地目

地目情報は、市町村所有の課税マスターの課税地目を表現する。地目コードを属性として保持することも出来るが、下記例では注記情報としての例を示す。

	<u>1234567890123456789012345678901234567890</u> …カラム	
レイヤー情報……………	040140	
ユニット情報……………	05014000001 <u>140010</u>	←地目サブレイヤー
<u>図形タイプ</u> ……………	240 2 2 4 1 15	←注記レコード
座標データ……………	310 10442023 -33720080	←注記基準点
……………	310 10443510 -33720150	←注記方向点
文字列データ……………	320 1 4宅地	←注記文字列漢字
ユニット情報……………	05014000002 <u>140010</u>	←地目サブレイヤー
<u>図形タイプ</u> ……………	240 2 2 2 1 15	←注記レコード
座標データ……………	310 10442030 -33719850	←注記基準点
……………	310 10442910 -33719250	←注記方向点
文字列データ……………	320 1 2田	←注記文字列漢字



固 定 資 産 現 況 調 査
評 価 セ ン タ ー 固 定 資 産 標 準 フ ォ ー マ ッ ト
資 料 - 1

固 定 資 産 現 況 デ ー タ ・ レ イ ヤ ー 分 類 表

平 成 9 年 3 月 (V e r s i o n 2 . 0)

固定資産現況データ・レイヤー分類表

1. レイヤー分類一覧

固定資産現況データのレイヤー分類は下表のとおりとする。

レイヤー分類一覧(表1-1)

レイヤーの種類	レイヤー		サブレイヤー		属性項目	フラグ区分	図形タイプ	備考
	ID	名称	ID	名称				
土地	110	行政界・筆界	110010	都道府県界	任意	必須	ライン	
			110020	支庁界	〃	〃	〃	
			110030	市町村界	〃	〃	〃	
			110040	区界	〃	〃	〃	
			110050	支所界	〃	〃	〃	
			110060	大字・町界	〃	〃	〃	
			110070	小字・丁目界	〃	〃	〃	
			110080	地区界	〃	〃	〃	
			110100	筆界	〃	〃	〃	
			110110	筆界未定線	〃	〃	〃	
			110120	評価分割線	〃	〃	〃	
	120	行政名注記	120010	都道府県名(隣接)	〃	不要	注記、引出し線	注記:2バイト文字
			120020	支庁名(隣接)	〃	〃	〃	〃
			120030	市町村名(隣接)	〃	〃	〃	〃
			120040	区名	〃	〃	〃	〃
			120050	支所名	〃	〃	〃	〃
			120060	大字・町名	〃	〃	〃	〃
			120070	小字・丁目名	〃	〃	〃	〃
			120080	地区名	〃	〃	〃	〃
			120900	その他	〃	〃	〃	〃
	130	地番区域・地番	130010	地番区域ラベル	必須	不要	ラベル	注記:1バイト文字
			130020	地番	〃	必須	ラベル、注記、引出し線	注記:1バイト文字、注記:2バイト文字
			130030	複数地番	〃	〃	〃	〃
	140	地目	140010	課税地目	任意	不要	注記	課税マスターの現況地目注記:2バイト文字
	190	その他	190010	眼鏡線	不要	〃	ライン又は円弧	
			190020	作業区域	〃	〃	ライン	
			190900	その他の線	〃	〃	〃	
家屋	210	家屋形状	210010	家屋形状	〃	必須	〃	
			210020	仮家屋形状	〃	〃	〃	
	220	建物番号	220010	建物ラベル	任意	〃	ラベル	
			220020	家屋番号	必須	〃	ラベル、注記、引出し線	
			220030	複数家屋番号	〃	〃	ポイント、注記、引出し線	
背景	310	道路線	310010	道路数線	不要	不要	ライン	
			310900	その他	〃	〃	〃	
	320	公共・公益物注記	320010	道路名	任意	〃	注記、引出し線	注記:2バイト文字
			320020	鉄道名	〃	〃	〃	〃
			320030	河川名	〃	〃	〃	〃
			320040	施設名(建物除く)	〃	〃	〃	〃
			320900	その他	〃	〃	〃	〃
	330	建物注記	330010	建物名称	〃	〃	〃	〃
	評価センターエリア	400~599		評価センターが土地評価の課税情報や都市施設関連情報をレイヤー化するための専用エリア				
	ユーザーエリア	600~999		業務拡張の場合、ユーザーが自由に使用できるレイヤーIDエリア				

2. 属性項目の扱いについて

表1-1の「属性項目」は、サブレイヤー別に「必須・任意・不要」の3パターンに分けられる。以下に各々の区分をケース別に解説する。

2-1. 属性必須の場合

属性情報が必須となるレイヤーは、面情報を構成する上で必要なラベルを対象としており、当レイヤー分類では「地番区域・地番レイヤー」、「建物番号レイヤー」がその対象となる。地番区域ラベルの場合は「字コード」の属性を持ち、地番の場合は「字コード+地番」の属性を必要とする。

各属性の定義は、標準フォーマットの属性定義レコードにて設計を行い記録する。

2-2. 属性任意の場合

属性情報が任意で良いレイヤーは、「行政界・筆界」の境界線データ及び「行政名注記」等の注記データを対象としている。例えば、筆界線に現況骨格等の情報を付加したり、注記に対しては注記文字を管理するIDを属性として記録したりすることを想定している。

しかしながら、これらについては評価センターが別途定める「成果品の作成要領」上、仕様を特に規定しているわけではないので、属性情報の個数や内容等については自由に設定しても構わない。ただし、何らかの属性情報を記述する場合は、標準フォーマットの属性定義レコードにて設計を行い記録する。

2-3. 属性不要の場合

属性情報が不要であるレイヤーは、絵柄的意味合いの強いものを対称としており、「1. レイヤー分類一覧表」で「属性不要」と示されているものについては、標準フォーマットに属性情報を記述する必要は一切ない。

3. フラグ情報の扱いについて

「1. レイヤー分類一覧表」で示される要素の中で前述した属性情報の他に、フラグ情報を持つものがある。以下にフラグ情報を持つ3つのレイヤーについて解説する。

3-1. 行政界・筆界（サブレイヤーID：110010～110120）のフラグ情報の設定

行政界・筆界フラグ情報の設定（表3-1）

フラグ番号	フラグ名称	区 分
FLG1	筆境界レベルの ポリゴン境界フラグ	0：ポリゴン境界としない 1：ポリゴン境界とする
FLG2	地番区域レベルの ポリゴン境界フラグ	0：ポリゴン境界としない 1：ポリゴン境界とする
FLG3	境界確定フラグ	0：未確定の境界 1：確定界
FLG4	境界表示フラグ	0：表示しない 1：表示する

各フラグ項目の内容は以下のとおりとする。

FLG1 ……筆ポリゴン境界フラグ（レベル1階層）

土地の面情報を構成する最小単位のポリゴンは、筆、または敷地であると見なすことができる。従って、最小ポリゴンの境界線とする場合は「1」、ポリゴン境界線としない場合は「0」とする。また、これらを「レベル1階層」の境界フラグという。

FLG2 ……地番区域ポリゴン境界フラグ（レベル2階層）

地番区域とは大字界や小字界など、特定の字コードで括られる区域を示し、筆ポリゴン集合区域の境界線をいう。従って、地番区域の境界線とする場合は「1」、地番区域の境界線としない場合は「0」とする。また、これらを「レベル2階層」の境界フラグという。

FLG3 ……境界確定フラグ

筆の線引きは、一般的に図面作成時の資料や地形要素（写真）を基に行うが、判断材料がない場合は、暫定的に境界線を求めることになる。従って筆の線引きを行うにあたって、何らかの要素があって確定させた場合は「1」、暫定的に線引きした場合は、「0」とする。

FLG4 ……境界表示フラグ

土地の面情報を構造化する上で必要な境界線であっても、図面表現上、表示させるかどうか（ユニット全体の表示・非表示選択）を指定するフラグである。一般的に土地の境界線は、表示する場合は殆どであり、このような場合は「1」、表示させたくない場合は「0」とする。

また、標準フォーマットの座標レコードにおける陰線フラグを用いて表示・非表示を指定してはならない。

以上の4つのフラグ情報から、境界線の分類設定は以下のような組み合わせが考えられる。

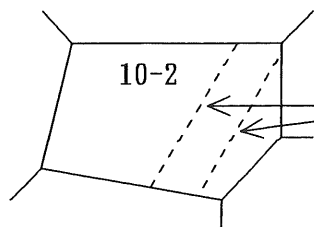
行政界・筆界フラグの組み合わせ表（表3-1.1）

NO	レベル1境界フラグ	レベル2境界フラグ	境界確定フラグ	境界表示フラグ	備 考
1	0	0	0	0	面情報として用いない 絵柄的要素を示す境界線。
2	0	0	0	1	
3	0	0	1	0	
4	0	0	1	1	
5	0	1	0	0	対象なし。
6	0	1	0	1	
7	0	1	1	0	
8	0	1	1	1	
9	1	0	0	0	最小単位の面情報を構成 するための境界線
10	1	0	0	1	
11	1	0	1	0	
12	1	0	1	1	
13	1	1	0	0	地番区域（筆の集合体） を構成するための境界線。
14	1	1	0	1	
15	1	1	1	0	
16	1	1	1	1	

以上、各境界線に対しては4つのフラグを設定するが、その内FLG1とFLG2は、システムの観点から必要な情報である。土地を構成する情報は、いわば面の集合体であり、且つ2階層レベルで構成されるポリゴン情報になっていることが前提条件としている。FLG3及びFLG4は、その境界線がもつ性質や図面表現上の取り扱いを示している。

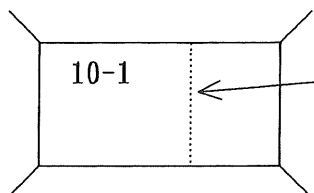
下記に幾つかの例を示す。

例1)



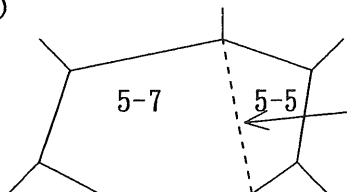
地籍図等で稀に従前の筆形状の痕跡を残すような表現がある。この線分のフラグは順に「0-0-1-1」となる。

例2)



評価分割線として線引きしたが、ポリゴンの境界線としない場合。(ポリゴンはあくまでも筆単位として扱っている。)フラグは順に「0-0-1-1」となる。

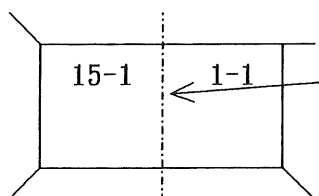
例3)



確定要素がなく暫定的に仮に線引きした筆境界線の場合、フラグは順に「1-0-0-1」となる。

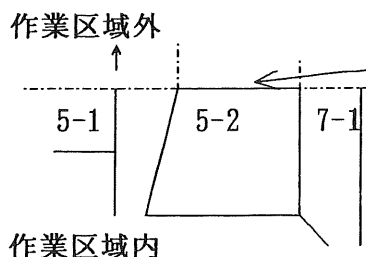
例4)

地番区域A 地番区域B



大字界が地番区域界を示す場合、フラグは順に「1-1-1-1」となる。

例5)



作業区域の設定により、途中で地番区域界が切れてしまう場合、地番区域のポリゴン境界線が併合しなくなる。この場合、左図であれば一般の筆界を地番区域界レベルに対応させて併合させる必要がある。

したがって、この筆界のフラグは順に「1-1-1-1」となる。

3-2. 地番・複数地番 (ポリゴン-ID: 130020~130030) のフラグ情報の設定

地番フラグ情報の設定 (表3-2)

フラグ番号	フラグ名称	区分
FLG1	特殊地番フラグ	0: 有地番 1: 特殊地番 (無地番、水、道等)
FLG2	眼鏡地地番フラグ	0: 眼鏡地番でない 1: 眼鏡地番
FLG3	二重地番フラグ	0: 二重地番でない 1: 二重地番
FLG4	親番非表示フラグ	0: 地番フル表示 1: 枝番以降のみ表示する
FLG5	接合代表フラグ	0: 接合時の代表地番として用いる 1: 接合時は用いない
FLG6	台帳照合フラグ	0: 課税台帳と照合一致 1: 地番現況図にあって台帳にない地番

表3-2は、最小ポリゴンのラベルとなる地番情報に、各種フラグ情報を定義するもので、以下にその内容を示す。

FLG1……特殊地番フラグ

地番には、一般的に課税上管理される有地番と、青線、赤線等の特殊地番がある。

- ・有地番 → 10-2、12-イ、10甲、など……
- ・特殊地番 → 道、水、無地番、国有林、など……

また、該当地番が特殊地番である場合は、以下のFLG2~FLG6の情報は全て「0」扱いとする。

FLG2……眼鏡地番フラグ

有地番において、それが地番図上、眼鏡地番となっているかどうかの判定フラグ。眼鏡地番でない場合は「0」、眼鏡地番であるときは「1」とする。

FLG3……二重地番フラグ

有地番において、それが地番図上、二重地番となっているかどうかの判定フラグ。二重地番でない場合は「0」、二重地番であるときは「1」とする。

FLG4……親番非表示フラグ

有地番において、該当地番が表示上、フル地番で表示しているか、或いは枝番以降の表示となっているかどうかの判定フラグ。地番フル表示のときは「0」、枝番以降の表示のときは「1」とする。

FLG5……接合代表フラグ

有地番において、隣接図面との統合を図った場合に、接合代表地番として扱うかどうかの判定フラグ。図面内に含まれるポリゴンは、無条件に「0」となり、接合部で分割されるポリゴンにおいては、1個のみを代表として「0」扱い、他は非代表となるので「1」となる。

複数地番における「接合代表フラグ」の考え方は、ラベルとしての代表・非代表ということではなく、図面表示上での代表か非代表かの分類として考える。

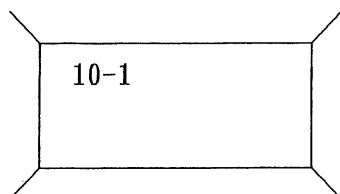
F L G 6 ……台帳照合フラグ

有地番において、市町村所有の課税台帳等と照合した結果、照合確認（地番の有無）が得られた地番かどうかの判定フラグ。地番現況図上の該当地番が課税台帳と一致した場合は「0」、地番現況図にあって台帳にない場合は「1」とする。

また、台帳にない場合の地番表示は、地番の前に「*」を付けることとする。

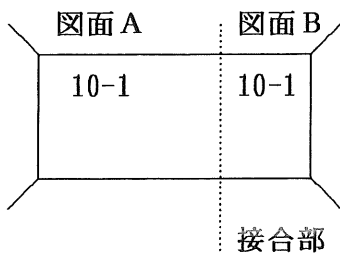
下記に地番フラグの組み合わせによる表示例を幾つか示す。

例 1)



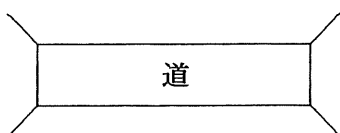
図面内の一般的な地番フラグは順に「0-0-0-0-0-0」となる。
この「10-1」地番が課税台帳にない場合のフラグは順に「0-0-0-0-0-1」となる。

例 2)



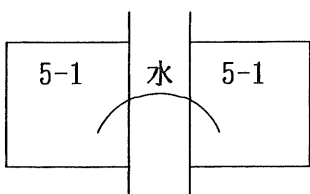
図郭を跨ぐ地番のフラグは、図面 A 側の地番では、順に「0-0-0-0-0-0」、図面 B の地番では「0-0-0-0-1-0」となる。

例 3)



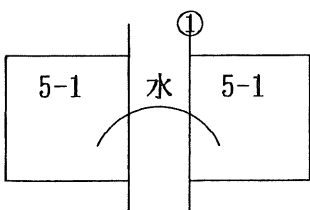
特殊地番として扱う青線、赤線等の地番のフラグは順に「1-0-0-0-0-0」となる。
また、特殊地番については F L G 2 ~ F L G 6 は無条件に「0」となる。

例 4)

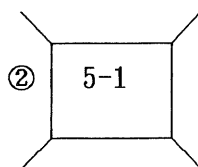


道、水路等を隔て眼鏡地となっているような地番のフラグは共に「0-1-0-0-0-0」となる。

例 5)



左図のような眼鏡地で且つ二重地番の場合、フラグは①の地番は共に「0-1-1-0-0-0」、②の地番は「0-0-1-0-0-0」となる。



3-3. 家屋形状・仮家屋形状（サプライ-ID：210010、210020）のフラグ情報の設定

家屋形状フラグ情報の設定（表3-3）

フラグ番号	フラグ名称	区分
FLG1	ポリゴン境界フラグ	0：ポリゴン境界としない 1：ポリゴン境界とする
FLG2	形状確定フラグ	0：仮家屋形状を表現する場合 1：航空写真等資料に基づく家屋の形状
FLG3	形状表示フラグ	0：表示しない 1：表示する

各フラグ項目の内容は、以下のとおりとする。

FLG1 ……ポリゴン境界フラグ

家屋形状を表現する上でポリゴン境界とする線なのか、単に絵的背景情報として表現するものかを示すフラグ。したがって、家屋形状のポリゴン境界とする場合は「1」、ポリゴン境界としないで背景情報の場合は「0」とする。

FLG2 ……形状確定フラグ

家屋形状をどのような資料に基づいて作成したかを示すフラグ。航空写真等資料に基づく場合は「1」、法務局からの通知等で異動した家屋形状が明確に判断できる資料を基に仮家屋形状を表現する場合は「0」とする。

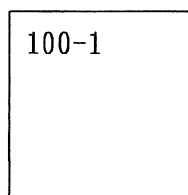
FLG3 ……形状表示フラグ

家屋形状の面情報を構造化する上で必要な境界線であっても、図面表現上、表示させるかどうか（ユニット全体の表示、非表示選択）を指定するフラグ。一般的に家屋形状の境界線は、表示する場合はほとんどであり、このような場合は「1」、表示させたくない場合は「0」とする。

また、標準フォーマットの座標レコードにおける陰線フラグを用いて表示、非表示を指定してはならない。

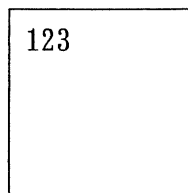
以下に、いくつかの例を示す。

例1)



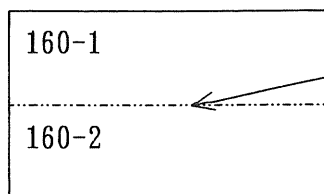
家屋に付随した大きな軒先などを表示する必要がある場合、これらの線分のフラグは「0-1-1」となる。

例2)



仮家屋形状を表現した場合、この線分のフラグは、「0-0-1」となる。

例3)



2世帯住宅のように1つの家屋に2つの家屋番号を持つ場合、各々の家屋番号に対応する家屋ポリゴンが必要となる。しかし、境界の正しい位置はわからないため、非表示となる。この線分のフラグは「1-0-0」となる。

3-4. 建物ラベル（プラグ-ID：220010）のフラグ情報の設定

この建物ラベル（220010）は、全部の家屋形状に家屋番号を付番しない場合に使用する。

建物フラグ情報の設定（表3-4）

フラグ番号	フラグ名称	区分
FLG5	接合代表フラグ	0：接合時の代表ラベルとして用いる 1：接合時は用いない

家屋のラベルを示す建物ラベルでは、表3-4に示すフラグ情報が必要となる。現段階では、「接合代表フラグ」のみを設定しているが、今後の検討次第で更にフラグの種類が増えることも考えられる。

この「接合代表フラグ」の意味合いは、「地番・複数地番フラグ」で示すFLG5と同様の考え方である。

3-5. 家屋番号・複数家屋番号（プラグ-ID：220020, 220030）のフラグ情報の設定

家屋番号・複数家屋番号フラグ情報の設定（表3-5）

フラグ番号	フラグ名称	区分
FLG1	課税フラグ	0：課税されている 1：課税されていない又は不明
FLG2	家屋台帳照合フラグ	0：家屋台帳と照合できる 1：家屋台帳と照合できない
FLG3	二重家屋番号フラグ	0：二重家屋番号でない 1：二重家屋番号である
FLG4	区分家屋フラグ	0：区分家屋でない 1：区分家屋である
FLG5	接合代表フラグ	0：接合時の代表家屋番号として用いる 1：接合時は用いない
FLG6	登記・未登記フラグ	0：登記されている 1：登記されていない又は不明
FLG7	附属家屋フラグ	0：附属家屋でない 1：附属家屋である
FLG8	表示・非表示フラグ	0：家屋番号を表示する 1：家屋番号を表示しない

各フラグ項目の内容は、以下のとおりとする。

FLG1……課税フラグ

家屋台帳で課税されていることが確認できる家屋形状は「0」、それ以外の課税されていない又は課税されているかどうか不明な家屋形状は「1」とする。

FLG2……家屋台帳照合フラグ

家屋台帳と照合できた家屋形状（家屋番号、仮の家屋番号及び家屋特定表示記号H+家屋番号で表示されるもの）は「0」、家屋台帳と照合できない家屋形状（家屋特定表示記号N・F・Gが付くもの、家屋特定表示記号Hだけで表示されるもの）は「1」とする。

FLG3……二重家屋番号フラグ

一つの地番区域内に同じ家屋番号が存在するか否かの判定フラグ。一つの地番区域内に同じ家屋番号が存在しない場合は「0」、一つの地番区域内に同じ家屋番号が存在する場合は「1」とする。

F L G 4 ……区分家屋フラグ

区分家屋（マンション等の区分所有に係る家屋）かどうかを示す判定フラグ。区分家屋でなければ「0」、区分家屋であれば「1」とする。

F L G 5 ……接合代表フラグ

家屋形状において、隣接図面との統合を図った場合に、接合代表家屋番号として扱うかどうかの判定フラグ。図面内に含まれるポリゴンは、無条件に「0」となり、接合部の分割ポリゴンにおいては、一個のみを代表として「0」扱い、他は非代表となるので「1」となる。

複数家屋番号における「接合代表フラグ」の考え方は、ラベルとしての代表・非代表ということではなく、図面表示上での代表か非代表かの分類として考える。代表であれば「0」非代表であれば「1」となる。

F L G 6 ……登記・未登記フラグ

その家屋が登記されているか否かを示す判定フラグ。登記されていれば「0」、登記されていない又は登記されているかどうか不明ならば「1」とする。

F L G 7 ……附属家屋フラグ

主たる家屋と効用上一体として使用されている附属家屋であるか否かの判定フラグ。附属家屋でない場合は「0」、附属家屋である場合は「1」とする。

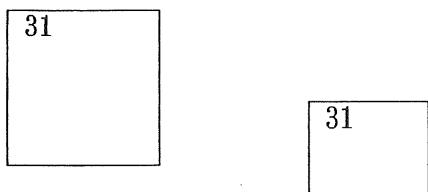
F L G 8 ……表示・非表示フラグ

家屋番号を家屋現況図に表示する場合は「0」、家屋番号は入力するが家屋現況図に表示しない（区分家屋など）場合は「1」とする。

ただし、家屋番号サブレイヤー（220020）は、常に「0」となる。

以下に、いくつかの例を示す。

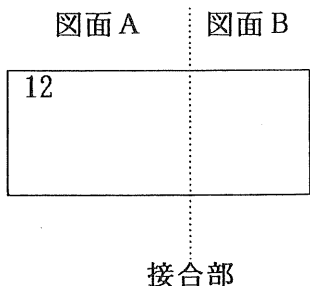
例1)



F L G 3 の例

一つの地番区域内に同じ家屋番号がある場合のフラグは「0-0-1-0-0-0-0-0」となる。

例2)



F L G 5 の例

図郭を跨ぐ家屋形状を統合して表示する場合、図面 A に属する家屋形状を接合代表とすれば、フラグ「0-0-0-0-0-0-0-0」となり、家屋番号が表示されるが、図面 B に属する家屋形状は、非代表となりフラグ「0-0-0-0-1-0-0-0」となるので接合時は用いられないので家屋番号は表示されない。

例 3)

+1041-1
1041-2 1041-3
1041-4 1041-5
1041-6 1041-7
1041-8 1041-9
表示しない

FLG 4 の例

マンション等の区分家屋のフラグは、家屋番号を表示する1041-1については、「0-0-0-1-0-0-0-0」となる
また、家屋番号を表示しない1041-2～1041-9については、「0-0-0-1-0-0-0-1」となる。

フラグの組み合わせ表

家屋の区分		フラグ区分							
		フラグ1	フラグ2	フラグ3	フラグ4	フラグ5	フラグ6	フラグ7	フラグ8
特定家屋	家屋台帳に有 家屋番号有	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋台帳に無 家屋番号無	0	0	0	0	0	0	0	0
不明家屋	未評価家屋	1	1	0	0	0	1	0	0
	不特定家屋	1	1	0	0	0	1	0	0
その他の家屋	非課税家屋 家屋台帳に有 家屋番号有	1	0	0	0	0	0	0	0
	家屋台帳に無 家屋番号無	1	1	0	0	0	1	0	0
	その他の建物	1	1	0	0	0	1	0	0

ただし、家屋番号サブレイヤー (220020) のフラグ8は、常に「0」となる。

4. 図形タイプについて

レイヤー分類一覧 (表1-1) で示される「図形タイプ」は、各サブレイヤーの要素別にそのタイプを定義する。筆界や字界は、線情報を表すので図形タイプは「ライン」として表現される。地番などは、面情報のラベル点及び注記情報としての扱いも兼ねているので、図形タイプは「ラベル、注記、引出し線」となる。

詳細については、「評価センター固定資産標準フォーマット 3-5. 図形情報の記述例」を参照。

5. 評価センター固定資産標準フォーマットに表示される線種とコード

固定資産現況調査で作成される成果品の評価センター固定資産標準フォーマットにおいて表示される線種とコードについて示す。

5-1. 色

色区分	コード	色区分	コード	色区分	コード
黒	01	赤	02	青	03

5-2. 形状

線種	表示	寸法 (mm)	コード
実線	—————		01
点線	0.5・0.5・0.5・0.5	02
破線	-----	3.0・1.0・3.0・1.0	03
1点鎖線	- - - - -	4.0・1.0・0.5・1.0・4.0	04
2点鎖線	- - - - -	4.0・1.0・0.5・1.0・0.5・1.0・4.0	05
3点鎖線	- - - - -	5.0・1.0・0.5・1.0・0.5・1.0・0.5・1.0・5.0	09

5-3. 線の太さ

太さ (mm)	コード	太さ (mm)	コード	太さ (mm)	コード
0.1	01	0.2	02	0.3	03
0.4	04	0.5	05	0.6	06

線の太さは、おおむねを示す。

5-4. 表示

レイヤー 名称	サブレイヤー		表示コード			注記表示				備考	
	I D	名称	図	色	罫	太さ	色	字大(mm)	字隔		線号(mm)
行政界・筆界	110010	都道府県界	線 表 示	02	09	06					
	110020	支庁界		01	09	06					
	110030	市町村界		01	04	04					
	110040	区界		01	04	04					
	110050	支所界		03	04	04					
	110060	大字・町界		02	04	04					
	110070	小字・丁目界		02	03	03					
	110080	地区界		03	09	04					
	110100	筆界		01	01	02					
	110110	筆界未定線		01	03	02					
	110120	評価分割線		01	02	02					
行政名注記	120010	都道府県名	文 字 表 示	01	01	02	黒	7.0	2	0.6	
	120020	支庁名		01	01	02	黒	7.0	2	0.6	
	120030	市町村名		01	01	02	黒	5.0	2	0.4	
	120040	区名		01	01	02	黒	5.0	2	0.4	
	120050	支所名		01	01	02	黒	5.0	2	0.4	
	120060	大字・町名		01	01	02	赤	4.0	1/2	0.4	
	120070	小字・丁目名		01	01	02	赤	3.0	1/2	0.3	
	120080	地区名		01	01	02	青	5.0	2	0.4	
地番区域	130020	地番	文 字 数 表 示	01	01	02	黒	1.0~2.0	ベタ	0.2	
	130030	複数地番		01	01	02	黒	1.0~2.0	ベタ	0.2	
土地	190020	作業区域	線 表 示	03	05	04					
家屋	210010	家屋形状	線 表 示	03	01	04					
	210020	仮家屋形状		03	01	04					
家屋番号	220020	家屋番号	引 出 線 表 示	03	01	02	青	1.0~2.0	ベタ	0.2	
	220030	複数家屋番号		03	01	02	青	1.0~2.0	ベタ	0.2	
背景	310010	道路現況線	線 表 示	03	01	02					

地目区分と地目表示記号及び電算コード（評価センター標準区分例）

地目区分	農地目符号	非農地目符号	電算コード	基	準
田	田	非田	0 1 0	一般田	農耕地で用水を利用して耕作する土地で介在田・市街化区域田以外の田をいう。
			0 1 1	介在田・市街化区域田	農耕地で用水を利用して耕作する土地で法第 388 条第 1 項に基づく固定資産評価基準（以下「評価基準」という。）第 1 章第 2 節一ただし書又は同章第 2 節の 2 の規定を適用して評価した田及び市街化区域農地のうちの田をいう。
畑	畑	非畑	0 2 0	一般畑	農耕地で用水を利用して耕作する土地で介在畑・市街化区域畑以外の畑をいう。
			0 2 1	介在畑・市街化区域畑	農耕地で用水を利用して耕作する土地で評価基準第 1 章第 2 節一ただし書又は同章第 2 節の 2 の規定を適用して評価した畑及び市街化区域農地のうちの畑をいう。
宅	宅	非宅	0 3 0	住用 小規模住宅用地	建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地で法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する宅地をいう。
			0 3 1	宅地 一般住宅用地	建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地で上記以外のものをいう。
			0 3 2	非住 個人非住宅用地	建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地で住宅用地以外の宅地のうち個人の所有する宅地。
			0 3 3	住地 法人非住宅用地	建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地で住宅用地以外の宅地のうち法人が所有する宅地。
塩田	塩	非塩	0 4 0		海水を引き入れて塩を採取する土地。
鉱泉地	鉱	非鉱	0 5 0		鉱泉（温泉を含む。）の湧出口及びその維持に必要な土地。
池沼	池	非池	0 6 0		灌漑用水でない水の貯溜池。
山林	山	非山	0 7 0	一般山林	耕作の方法によらないで竹木の生育する土地で介在山林以外の山林をいう。
			0 7 1	宅地 介在山林	耕作の方法によらないで竹木の生育する土地で評価基準第 1 章第 7 節一ただし書の規定を適用した宅地うちに介在する山林。
			0 7 2	農地 介在山林	耕作の方法によらないで竹木の生育する土地で評価基準第 1 章第 7 節一ただし書の規定を適用した農地うちに介在する山林。
牧場	牧	非牧	0 8 0		畜畜を放牧する土地。
原野	原	非原	0 9 0		耕作の方法によらないで雑草、灌木類の生育する土地。
墓地	墓	墓	1 0 0		人の遺骸又は遺骨を埋める土地。
境内地	境	境	1 1 0		境内に属する土地で、宗教法人法第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる土地。（宗教法人の所有に属しないものを含む。）
運河用地	運	運	1 2 0		運河法第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる土地。
水道用地	用	用	1 3 0		もっぱら給水の目的で敷設する水道の水源池、貯水池、濾水場、抽水場、水道線路に要する土地。
用悪水路	水	水	1 4 0		灌漑用又は悪水排泄用の水路。
溜池	溜	溜	1 5 0		耕地灌漑用の用水貯溜池。
堤	堤	堤	1 6 0		防水のために築造した堤防。
井	井	井	1 7 0		田畝又は村落の間にある通水路。
保安林	保	保	1 8 0		森林法に基づき農林大臣が保安林として指定した土地。
公衆用道路	道	道	1 9 0		一般交通の用に供する道路。（道路法による道路たるを問わない。）
公園	園	園	2 0 0		公衆の遊樂のために供する土地。
学校用地	学	非学	2 2 0		校舎、付属施設の敷地及び運動場の学校の用に供する土地。
ゴルフ場の用地	ゴ		2 3 0		固定資産評価基準第 1 章第 10 節二に規定するゴルフ場の用に供する土地のうちゴルフ場の用に供する土地をいう。
遊園地の用地	遊	非遊	2 3 1		固定資産評価基準第 1 章第 10 節二に規定するゴルフ場の用に供する土地のうちゴルフ場の用地以外の土地をいう。
鉄軌道用地	鉄	非鉄	2 1 0	雑	固定資産評価基準第 1 章第 10 節三に規定する鉄軌道用地をいう。
その他の雑種地	雑	非雑	2 3 2	種	固定資産評価基準第 1 章第 10 節一又は四の規定の適用を受ける土地をいう。

固 定 資 産 現 況 調 査
評価センター固定資産標準フォーマット
資 料 - 2

レコード構造の内容

平成9年3月 (Version 2.0)

レコード構造

1. ファイルヘッダーレコード

レコード ID 010	フォーマットID HYOKA2.0	作成年月日			市町村コード	市 町 村 名
		年 (西暦)	月	日		
A3	A8	A4	A2	A2	A5	A16

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

2. ファイルサブヘッダーレコード

レコード ID 015	業務契約番号	受 託 者 名	フイラー
A3	A10	A26	1X

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

3. 第1インデックスレコード (図面基礎情報I)

レコード ID 020	図 面 番 号	ローカル図面番号	縮 尺	図面サイズ (横) (mm)	図面サイズ (縦) (mm)	ティックス座標数	フイラー
A3	A10	A10	I6	I4	I4	I2	1X

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

4. 第2インデックスレコード (図面付属情報II) 任意座標(斜方観メッシュの時): 0 -90°~90°

レコード ID 025	賦課期日			基礎図の種類	基礎図 作成年月		図面縮尺コード	測量方法コード	表示形式コード	精度割合区分	座標系	図面方位	フイラー
	年 (西暦)	月	日		年 (西暦)	月							
A3	A4	A2	A2	A1	A4	A2	A1	A1	A1	A2	I2	I3	12X

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

5. 第3インデックスレコード (図面付属情報III)

レコード ID 027	賦課期日			航空写真撮影日			基礎図の種類	基礎図 作成年月		図面縮尺コード	測量方法コード	表現形式コード	精度割合区分	フイラー
	年 (西暦)	月	日	年 (西暦)	月	日		年 (西暦)	月					
A3	A4	A2	A2	A4	A2	A2	A1	A4	A2	A1	A1	A1	A2	9X

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

6. ファイルエンドレコード

レコード ID 030	フイラー
A3	37X

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

レコード構造

7. レイヤーレコード

レコード ID 040	レイヤー ID	フ イ ラ ー																																					
A 3	I 3	3 4 X																																					
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40

8. ユニットレコード

レコード ID 050	インターナルID	サブレイヤーID	フリーID	各種フラグ							ファイル																												
				フラグ	"	"	"	"	"	"		フラグ																											
				1	2	3	4	5	6	7		8	9	10																									
A 3	I 8	I 8	I 8	A1	A1	A1	A1	A1	A1	A1	A1	A1	3 X																										
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40

9. 属性定義レコード

最大2048バイト 最大1024項目

レコード ID 110	サブレイヤーID	レコード長	属性項目数	フ イ ラ ー																																				
A 3	I 8	I 4	I 4	2 1 X																																				
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	

10. 属性項目レコード

I, F, V, A, Nのいずれか

レコード ID 120	サブレイヤーID	項目番号	項目名称	項目タイプ	桁数	小数点 以下桁数	ファイル																																
A 3	I 8	I 4	A 16	A 1	I 3	I 3	2 X																																
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40

11. 属性データレコード

1~64

レコード ID 130	連続レコード番号	有効バイト数	文 字 列																																			ファイル	
A 3	A 2	A 2	A 3 2																																			1 X	
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40

12. ラインレコード

最大1024点

レコード ID 210	座標構成点数	フ イ ラ ー																																					
A 3	I 4	3 3 X																																					
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40

レコード構造

13. ラベルレコード 1に固定

レコード ID 220	座標構成点数	フ イ ラ -																																					
A 3	I 4	3 3 X																																					
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40

14. ポイントレコード 1に固定

レコード ID 225	座標構成点数	フ イ ラ -																																					
A 3	I 4	3 3 X																																					
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40

15. シンボルレコード 1:直立シンボル
2:方向指示シンボル

レコード ID 230	座標構成点数	シンボル ID	フ イ ラ -																																				
A 3	I 4	I 4	2 9 X																																				
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40

16. 注記レコード 1:直立注記
2:方向指示注記 1:1バイト系
2:2バイト系 1:横書き
2:縦書き 0.1mm単位

レコード ID 240	座標構成点数	文字列 タイプ	注記 バイト 数	注記 区分	文字 サイズ	フ イ ラ -																																	
A 3	I 4	I 2	I 2	I 2	I 4	2 3 X																																	
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40

↑
最大64バイト

17. 注記引き出し線レコード 最大1024点

レコード ID 250	座標構成点数	フ イ ラ -																																					
A 3	I 4	3 3 X																																					
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40

18. 円・円弧レコード 3に固定
1:円弧(時計回り)
2:円弧(反時計回り)
3:円

レコード ID 260	座標構成点数	円・円 弧区分	フ イ ラ -																																				
A 3	I 4	I 2	3 1 X																																				
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40

レコード構造

19. 廻り間ポリゴンレコード (1:時計回り, 2:反時計回り)

レコード ID 270	座標構成点数	回り方向	フ	イ	ラ	ー
A3	I4	I2	31X			

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

4~9999点

20. 座標レコード

レコード ID 310	X座標 (地上mm単位)	Y座標 (地上mm単位)	座標ID	陰線フラグ	フ	イ	ラ	ー
A3	I10	I10	A4	A1	12X			

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

(1 次の点に向かって表示しない場合, SP その他)

21. 文字列レコード (1又は2, 最大32バイト)

レコード ID 320	継続レコード番号	有効バイト数	文	字	列	フ	イ	ラ	ー
A3	I2	I2	A32						1X

01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

固 定 資 産 現 況 調 査
評価センター固定資産標準フォーマット
資 料 - 3

標準フォーマットにおける面情報の定義

平成9年3月 (Version 2.0)

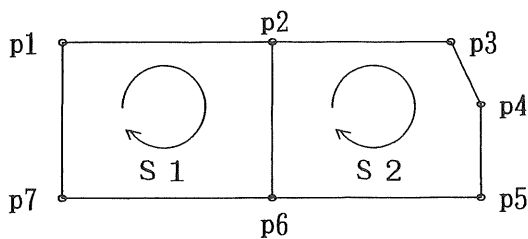
標準フォーマットにおける「面情報の定義」について

筆や家屋等の面認識は、最終受け皿であるシステム側で加工認識される考えは一致しているが、その際交換フォーマットで定義される図形情報の記述は、ある一定条件のもとに記述されることを前提とすべきである。

以下にポリゴンパターンとポリゴンを構成するライン定義等、幾つか考えられるケースを取りあげてみた。

1. 廻り間ポリゴンと領域分割ポリゴンの違い

1-1. 廻り間ポリゴン



- 閉合図形の計測方向は右回りとする。
- 始終点は必ず一致させる。

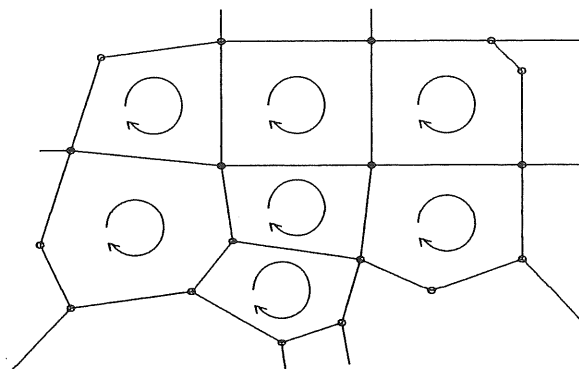
S 1 の面を示す座標列		
点No	x 座標	y 座標
p 1	x 1	y 1
p 2	x 2	y 2
p 6	x 6	y 6
p 7	x 7	y 7
p 1	x 1	y 1

重複

S 2 の面を示す座標列		
点No	x 座標	y 座標
p 2	x 2	y 2
p 3	x 3	y 3
p 4	x 4	y 4
p 5	x 5	y 5
p 6	x 6	y 6
p 2	x 2	y 2

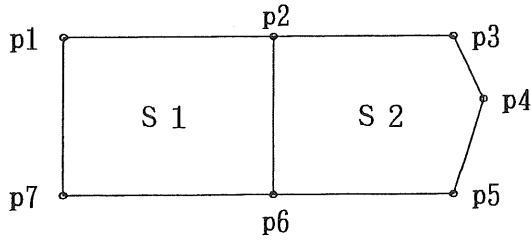
始終点が一致

始終点が一致



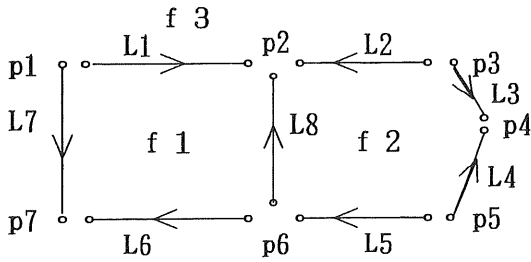
上記のような廻り間ポリゴンは、必ず各線分が重複するのでデータ量は約2倍となる。

1-2. 領域分割ポリゴン (構造化ポリゴン)



- 計測方向は特に問わない。
- 図形単位での始終点が一致しなくても良い。
- 線分を重複させる必要はない。

上記の図形を構成する図形単位の組み合わせは色々と考えられるが、図形単位を最小単位で分割し、その構成を組み立てると以下ようになる。



注) ある線分の始終点は、それに接続する他線分の始点または終点の座標に一致していなければならない。
また、左図で示す計測方向は任意とする。

[線定義ファイル]

線番号	X	Y
L1	X11	Y11
	X12	Y12
L2	X21	Y21
	X12	Y12
L3	X21	Y21
	Xnn	Ynn

[標準位相ファイル]

線番号	始点番号	終点番号	左面側番号	右面側番号
L1	p1	p2	f3	f1
L2	p3	p2	f2	f3
L3				
L4				
L5				
L6				
L7				

[面定義ファイル]

面番号	構成線
f1	L1, -L8, L6, -L7
f2	L5, L8, -L2, L3, -L4
f3	

[点定義ファイル]

点番号	X	Y
p1	X11	Y11
p2	X12	Y12
p3		
p4		

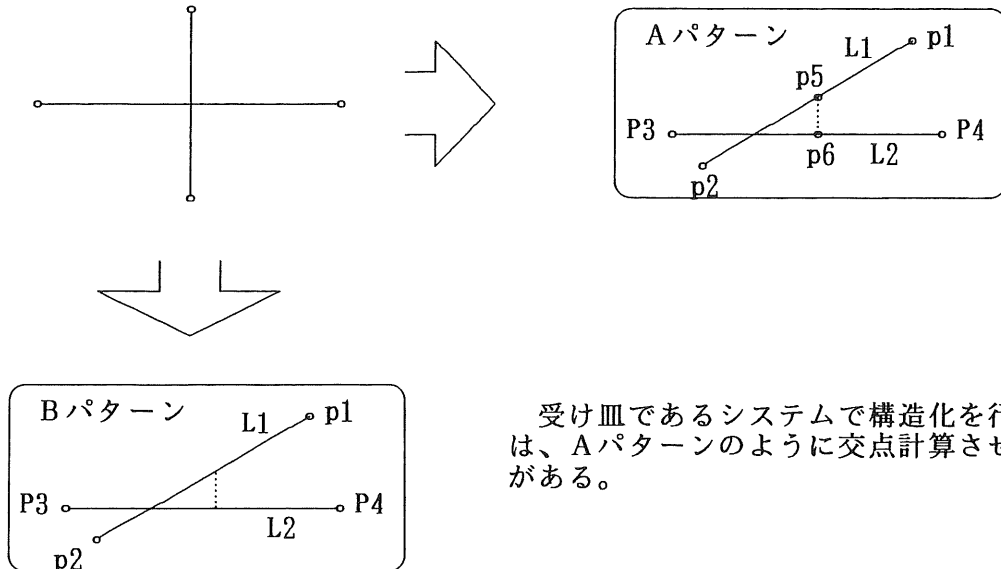
上記のように領域分割ポリゴンは、線・面・点等の位相関係ファイルからなる構造化されたポリゴンといえる。このような位相構造は運用システムで管理されれば良い。また、上記の各定義ファイル及び位相ファイルの形式はサンプル的なものであり、運用システムによってその構造はまちまちである。

以上の内容から両者を比較すると

項 目	廻り間ポリゴン	領域分割ポリゴン
入力時の 問題点	<p>ポリゴンを重ねて入力する意識が常に必要。 あるポリゴンが他の周りのポリゴンで囲まれた場合、入力漏れの可能性がある。</p>	<p>2重計測を必要としないので計測自体容易に行える。</p>
標準フォーマットの データ量	<p>領域分割ポリゴンの2倍以上になるため、データの受け渡しが大変である。</p>	<p>必要最低限のデータ量となる。</p>
システム加工	<p>計測誤差等により、微小ポリゴンが発生する可能性が大。</p>	<p>データを位相構造として加工できるシステムが前提となる。但し、前処理でデータを廻り間データに加工してしまえば、特に問わない。</p>
適 用		○

2. 十字クロス線分の交点

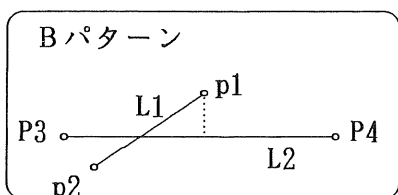
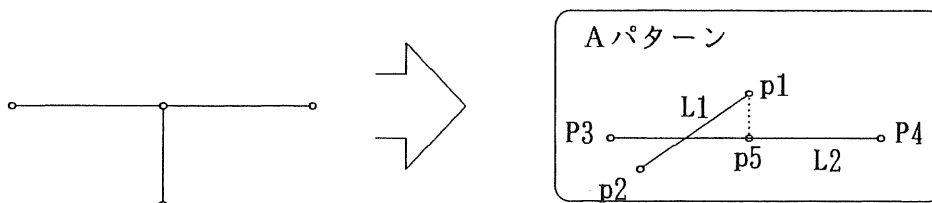
標準フォーマットで交差する線分の交点座標を必要とするかどうか。



受け皿であるシステムで構造化を行うときは、Aパターンのように交点計算させる必要がある。

項 目	A パ タ ー ン	B パ タ ー ン
入力時の問題	入力時に交点を計測する場合は、直線が微妙に曲がったりする。 交点を入力しないで、後処理にて交点発生させれば特に問題ない。	余分な点を入力しないので計測自体は簡便的に行える。
標準フォーマット時のデータ量	総ての交点座標を記録するので若干データ量は多くなることが予想される。(筆等の形状による。)	交点は後のシステム側で計算発生させるので、Aパターンよりデータ量は少なくて済む。
システム加工	システム側での交点計算は不要となる。ただし、構造化の上では交点チェック等は行う必要があると思われる。	構造化を図る時点で必ず交点計算が必要になる。
適 用	○	

3. T字線分の交点

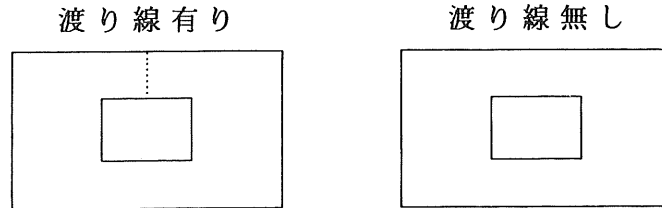


受け皿であるシステムで構造化を行うときは、Aパターンのように交点計算させる必要がある。

項目	Aパターン	Bパターン
入力時の問題	入力時に交点を計測する場合は、L2の直線が微妙に曲がったりする。 交点を入力しないで、後処理にて交点発生させれば特に問題なし。	ラインL1の点p1はラインL2上の計算座標となる。入力はAパターンより若干簡便的に行える。
標準フォーマット時のデータ量	総ての交点座標を記録するのでBパターンよりは、かなりデータ量は多いと考えられる。	後の処理にて交点を発生させるので、標準フォーマットでのデータ量はかなり少なくて済む可能性がある。
システム加工	システム側での交点計算は不要となる。ただし、構造化する上では交点チェック等を行う必要があると思われる。	構造化を図る時点で必ず交点計算が必要になるが、十字クロスと異なり、計算誤差等により閉合しない面はできる可能性あり。(ダングルラインの発生)
適用	○	

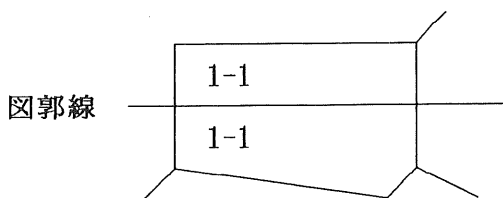
4. ドーナツポリゴン

ドーナツポリゴンで「渡り線」が必要かどうか。



	渡り線有り	渡り線無し
入力時の問題	本来ならば unnecessary な線分を任意の位置に計測しなければならない。	基図のとおり。
システム加工	この状態で構造化を図ると、渡り線の左右の面が同一になる。システム上あまり好ましくない。	2重以上のドーナツ及び面積等管理できるシステムでなければならない。
適用		○

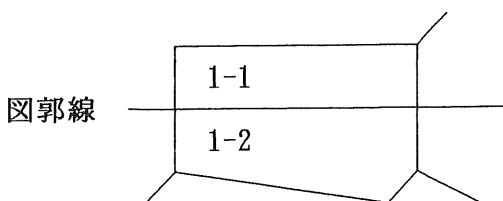
5. 図郭を跨る筆について



通常、筆が図郭を跨る場合の図郭線上のラインを必要とするかどうか。

<結論>

地番が同じで図郭を跨ぐ時は、図郭線上に筆界線は不要。



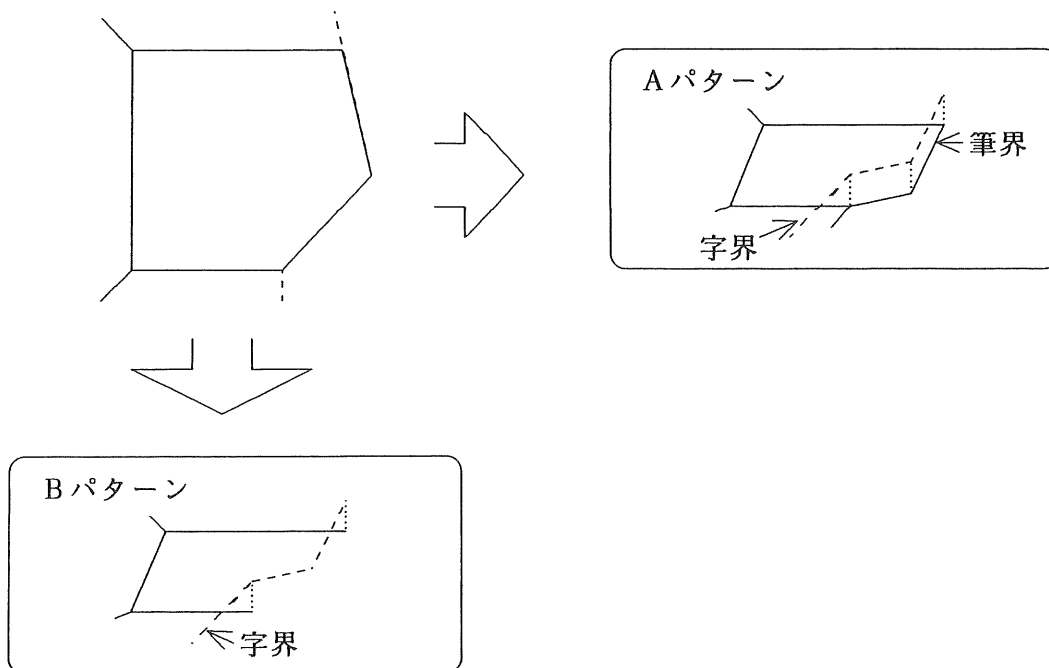
地番がちょうど図郭線上で変わる場合のラインを必要とするかどうか。

<結論>

地番が異なる場合は、各々の図郭線上に筆界線を入力する。

6. 重複線分の扱い

例えば、字界と筆界が重複した計測を認めるかどうか。



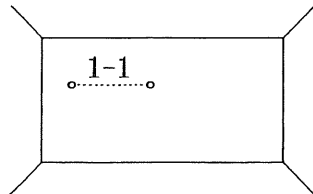
	A パ タ ー ン	B パ タ ー ン
入力時の問題	筆界より上位の線分を2重計測しなければならない。	市町村界>区界>大字界>小字界>筆界と考えるので、入力は簡便化できる。
システム加工	筆界と字界をオーバーレイすると微小ポリゴン発生の可能性あり。	字界を筆界の一部として扱うことも行政界のみを抽出することも可能である。
適 用		○

7. ラベルの認識

ラベルとはポリゴンを認識する代表点と考え、「面の定義」を認識する上では、ポリゴンを構成するラインとペアとして扱われるものである。
筆を構成する地番の場合や家屋を特定する家屋番号等を例に幾つか取りあげてみた。(家屋番号については、次頁8 家屋番号の整理を参照)

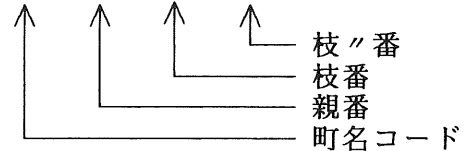
[地番の場合]

1 ポリゴン1 地番の場合



ラベル属性

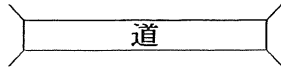
00175 0001 0001 0000



ラベル属性の記述は課税マスター同様「町名－親番－枝番－枝〃番－(付番)」をKeyとして記述する方が望ましいと考えるが、地番のゼロ埋めをするかどうかまたは、「-」を属性の中で記述するかどうか等検討が必要である。

<結論>

地番属性は原則として、市町村所有の課税マスターに合わせることにする。



同じ1ポリゴン1ラベルであっても「水、道」等の属性をどの様に記述するか。例えば「道」を同記述するか。

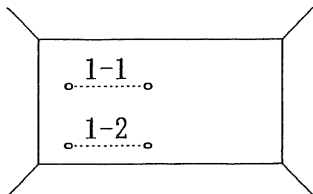
例) 00175 000R 0000 0000

通常的地番を用いないラベルは他にもあるが、どの程度を標準とするか。(水、国有林、畔等)

<結論>

有地番以外のものを調査し対応表を作成する。

1 ポリゴン複数地番の場合



筆界未定などにより複数地番となる「1-2」をどの様に扱うか。当然ながら面のラベルは「1-1」で扱われるべきで、「1-2」は「1-1」に従属する属性であると認識させる必要がある。この従属する地番をどの様に記述するか。また、主と従の関係を標準フォーマットで定義させるべきか、或いは受け皿であるシステム側で認識させるのか、もしシステムで認識させるならば図形的条件等は必要かどうか。

<結論>

複数地番の扱いについては、属性情報にて代表地番の属性を取り組み、地番の主従関係を明確にする。

8. 家屋番号の整理

データを入力するにあたり、家屋台帳に登録されている家屋が増築などを原因として二つ以上の家屋番号や仮の家屋番号が付されている場合は、次の処理を行い、整理するものとする。

- ①家屋番号の付された一個の家屋が数回増築されている場合は、既存家屋を代表とし、増築部分については非代表としてデータを作成する。
また仮の家屋番号についても同様に扱うものとする。

例.1

5	5	5
既存	増1	増2

左図は説明用として示したもので、家屋現況図上の家屋形状は実線のみとなり、家屋番号は代表のみを表示することになる。
以下同じ。

	家屋番号	仮の家屋番号	台帳連絡コード	特定結果	登記区分
既存建物	5	—	500000	5代表	登記
増 1	5	—	500010	5非代表	登記
増 2	5	—	500020	5非代表	登記

例.2

K 1	K 2	K 3
既存	増1	増2

	家屋番号	仮の家屋番号	台帳連絡コード	特定結果	登記区分
既存建物	—	K 1	800000	K1代表	未登記
増 1	—	K 2	800010	K2非代表	未登記
増 2	—	K 3	800020	K3非代表	未登記

- ②一個の家屋が数回増築されて、既存家屋に家屋番号があり増築部分は仮の家屋番号である場合は、家屋番号のある既存家屋を代表とし、他を非代表としてデータを作成する。

例.3

1 0	K 4	K 5
既存	増1	増2

	家屋番号	仮の家屋番号	台帳連絡コード	特定結果	登記区分
既存建物	1 0	—	1000000	10代表	登記
増 1	—	K 4	1000010	10非代表	未登記
増 2	—	K 5	1000020	10非代表	未登記

VI

固定資産現況調査 成果品の検査要領

検査要領

固 定 資 産 現 況 調 査
成 果 品 の 検 査 要 領

第1章 目 的

固定資産現況調査成果品の検査要領（以下「検査要領」という。）は、評価センターが別に定める固定資産現況調査標準仕様書（更新を含む。以下、「標準仕様書」という。）に基づいて作成することとする成果品の検査の要領を示すものであり、この検査要領に基づいて検査を行うことにより適正な品質の成果品を得ることを目的とするものである。なお、検査の内容及び方法については、以下に定めるとおりとする。

第2章 適用範囲

本検査要領は、固定資産現況調査（更新を含む。）で作成される成果品に適用し、検査実施の一般的な事項について示すものである。

検査は各工程の要となる部分や具備すべき条件を満たしているか、また、品質管理がどのように実施されているかについて行うものとする。（別表参照）

第3章 成果品の検査

固定資産現況調査の航空写真撮影、写真図、地番現況図、家屋現況図、地目現況図等の作成及びこれらの更新の場合において実施すべき各工種の具体的な検査実施方法等について、以下に示す。

3-1 工程検査

この工程検査は品質管理の仕組みの検査を行うもので、生産、品質、工程の全般についての管理及び成果品の総合的な生産管理にかかる事項について検査するものとする。

1. 打合せ記録の検査

(1) 打合せ記録

市町村との打合せ協議の内容の整理及びその作業員への伝達法などについて定型化されているか、打合せ記録に関する措置について検査を行う。

(2) 標準仕様と特記仕様

市町村との打合せ協議の内容のうち、特記仕様が明確にされその措置についてどのような処理がなされたか、特記仕様の取り扱いについて検査を行う。

2. 品質管理の検査

作業マニュアル、作業指示書及び作業報告の内容が整備されているか、工程管理者と作業員の指示、作業員からの品質についての報告がシステム化されているか、品質管理について検査を行う。

3. 借用資料等の保管検査

借用した資料及び成果品の保管状況について十分な管理がなされているか、検査を行う。

4. 工程検査機能の検査

各工程にわたるチェック機能、検査システムをどのように業務のなかに仕組みで品質の向上を図っているか、工程検査機能について検査を行う。

5. 作業数量の確認点検（員数検査）

作業の総数量の把握のための、作業数量把握ができるよう一覧にまとめてあるか、作業数量確認・点検が適切になされているか検査を行う。

3-2 データの論理検査

このデータの論理検査は図形データの論理検査を行うもので、標準仕様書及び固定資産現況調査評価センター固定資産標準フォーマット（以下、「標準フォーマット」という。）に定められている事項について、その書式並びに定義に基づき、所定のコラムに必要なデータが所定の様式で記入されているかの検査を行うものとする。

なお、属性項目等が任意あるいは市町村の特記仕様によるものは、それが標準フォーマットに影響を及ぼさないことを確認して行うものとする。

1. データの並びの検査

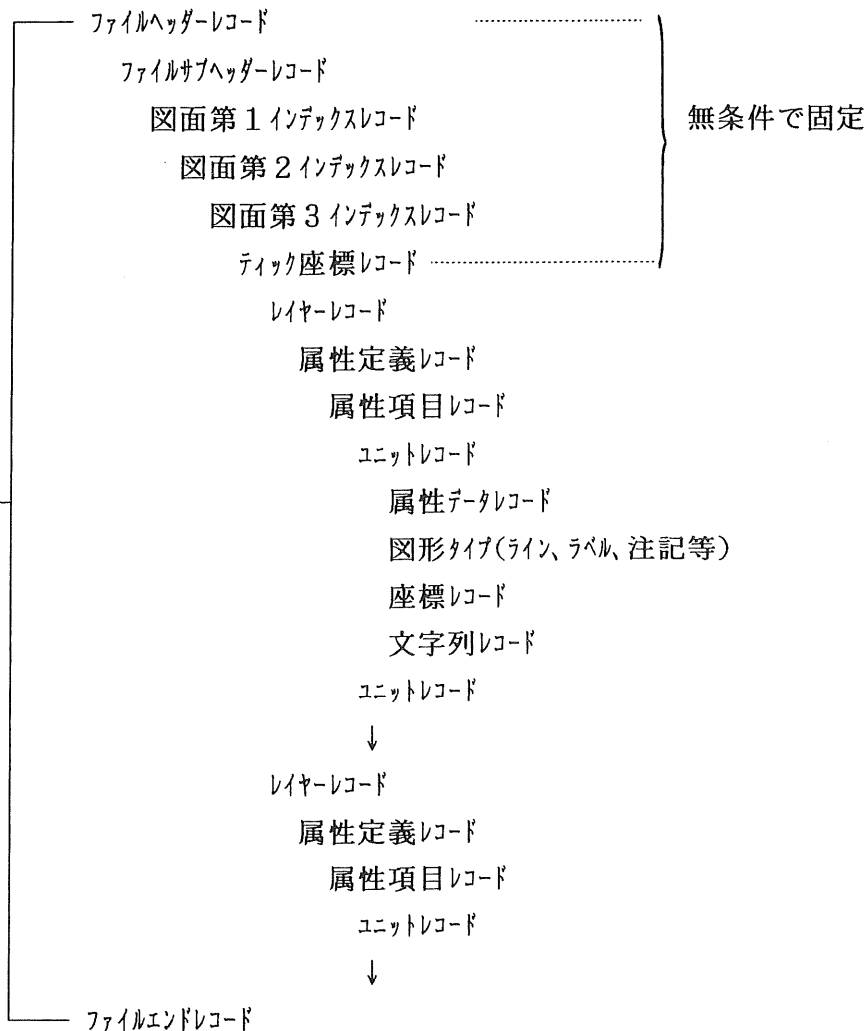
所定のデータは標準フォーマットに定めたレイヤー定義、ユニットの定義、レコード定義、図形・文字定義などデータ形式の順番が所定の順に並んでいるかどうかの検査を行う。

(1) ヘッダ類のレコードとその順序

ファイルを構成するデータ群が、ファイルヘッダーレコードを先頭に、所定の順序で並んでいるかをチェックする。

次ページに標準フォーマット（Version 2.0）のレコードの構成を示した。

レ
コ
ー
ド
の
構
成



本標準フォーマットは、その記述方式が汎用的な形式をとっている。特にレイヤー、ユニットレコード以降の記述には注意を払う必要がある。

①一図面内のデータが複数レイヤーの情報を持つ場合、レイヤー番号の昇順に記述が行われているかどうかの検査を行う。

```

レイヤー定義： 1 1 0
                ユニット情報群 (図形情報の記述)
                ⋮
レイヤー定義： 1 2 0
                ユニット情報群 (図形情報の記述)
                ⋮
レイヤー定義： 1 3 0
                ユニット情報群 (図形情報の記述)
                ⋮
                ↓
  
```

②ユニットレコード直後に記録するレコードは、属性データを持つ場合は、属性データレコードを配置し、そうでない場合は、図形タイプのレコードを配置しているかどうかの検査を行う。

<p>例) 属性を持つ場合</p> <p> [レコード名称 : レコードID]</p> <p> ユニットレコード : 0 5 0</p> <p> 属性データレコード : 1 3 0</p> <p> 図形タイプレコード : 2 2 0</p> <p> 座標レコード : 3 1 0</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p> 属性を持たない場合</p> <p> [レコード名称 : レコードID]</p> <p> ユニットレコード : 0 5 0</p> <p> 図形タイプレコード : 2 1 0</p> <p> 座標レコード : 3 1 0</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
---	--

③1ユニットに複数の図形タイプが出現する場合は、図形タイプのレコードIDの昇順に配置する。また、実データである座標レコードや文字列レコードも、必ずレコードIDの昇順になっているかどうかの検査を行う。

例) 一般注記の場合、注記レコードと注記引出し線レコードがある。

[レコード名称 : レコードID]	
ユニットレコード : 0 5 0	
注記レコード : 2 4 0	
座標レコード : 3 1 0	
↓	
文字列レコード : 3 2 0	
引出しレコード : 2 5 0	
座標レコード : 3 1 0	
↓	

④属性情報の記述例

属性情報は、属性定義レコードと属性項目レコードの組み合わせで定義される。また記述される位置は、定義を行う要素が含まれるレイヤーレコードの次のレコードに記述されているかの検査を行う。

地番区域・地番レイヤー (レイヤ-ID=130)において、地番区域界のラベル、地番、複数地番のサレイヤ-IDを、各々130010、130020、130030としたとき、それぞれに属性を定義する場合は次ページに示す図のようになっているかチェックする。(属性項目の桁数は任意。)

レイヤ-情報……………040130

属性定義レコード	…110	<u>130010</u>	6	1		←地番区域属性の定義
属性項目レコード	…120	<u>130010</u>	1	町名コード	A	6
属性定義レコード	…110	<u>130020</u>	22	5		←地番属性の定義(表)
属性項目レコード	…120	<u>130020</u>	1	町名コード	A	6
	120	<u>130020</u>	2	親番	A	4
	120	<u>130020</u>	3	枝番	A	4
	120	<u>130020</u>	4	枝々番	A	4
	120	<u>130020</u>	5	評価分割番号	A	4

(2) ファイルヘッダレコードの検査

レコードIDが、「010」になっているものは下記の検査をする。

- ①フォーマットIDは入っているか。
- ②作成年月日は入っているか。
- ③市町村コードは入っているか。
- ④市町村名称は入っているか。

(3) ファイルサブヘッダレコードの検査

レコードIDが、「015」になっているものは下記の検査をする。

- ①評価センターが定めた業務契約番号が入っているか。
- ②受託者名は入っているか。(漢字13文字以内)

(4) 第1インデックスレコードの検査

レコードIDが、「020」になっているものは下記の検査をする。

- ①図面番号が入っているか。
- ②図面のローカル番号がある場合入っているか。
- ③図面縮尺は入っているか。
- ④図面の横方向の長さが入っているか。
- ⑤図面の縦方向の長さが入っているか。
- ⑥ティックの座標数「2」が入っているか。

(5) 第2インデックスレコードの検査

レコードIDが、「025」になっているものは下記の検査をする。

- ①基準日(賦課期日)が入っているか。
- ②基礎図の種類区分コードが入っているか。
- ③基礎図の作成年月は入っているか。

- ④図面の縮尺区分コードが入っているか。
- ⑤測量の方法区分コードが入っているか。
- ⑥表現の形式区分コードが入っているか。
- ⑦精度割合区分コードが入っているか。
- ⑧座標系が入っているか。
- ⑨図面方位が入っているか。
- ⑩次の2レコードに図郭左下、右上の座標レコードがあるか。

(6) 第3インデックスレコードの検査

レコードIDが、「027」になっているものは下記の検査をする。

- ①基準日（賦課期日）が入っているか。
- ②航空写真撮影日が入っているか。
- ③基礎図の種類区分コードが入っているか。
- ④基礎図の作成年月は入っているか。
- ⑤図面の縮尺区分コードが入っているか。
- ⑥測量の方法区分コードが入っているか。
- ⑦表現の形式区分コードが入っているか。
- ⑧精度割合区分コードが入っているか。

(7) レイヤーレコードの検査

レコードIDが、「040」になっているものは下記の検査をする。

- レイヤーIDは所定のID番号であるか。（ユーザエリアのレイヤーIDは対象外とする。）

(8) ユニットレコードの検査

レコードIDが、「050」になっているものは下記の検査をする。

- ①インターナルIDは、レイヤー内で昇順（欠番を認める）になっているか。
- ②サブレイヤーIDは、所定のID番号であるか（同一レイヤー内でのサブレイヤーの順番は規定しない）。
- ③フリーID（ユニットレコードの第4項目）は、予約項目なので何かデータが入っていないかどうかチェックする。
- ④地番（130020）、複数地番（130030）、建物ラベル(220010)、家屋番号(220020)、複数家屋番号(220030)について、フラグが設定されているか。

2. 属性定義の検査

(1) 属性定義レコードの検査

レコードIDが、「110」になっているものは下記の検査をする。

- ①直前のレコードはレイヤーレコードであったか。
- ②サブレイヤーIDは所定のコード以外のものが指定されていないか。

- ③指定したレコード長は、属性項目で指定した桁数の合計と一致しているか。
- ④属性の項目数は、属性項目レコードの数と一致するか。

(2) 属性項目レコードの検査

レコードIDが、「120」になっているものは下記の検査をする。

- ①サブレイヤーIDは所定のコード以外のものが指定されていないか。
- ②項目番号は昇順で指定されているか。
- ③項目の名称は英数字（16文字以内）又は漢字（8文字以内）になっているか。
- ④属性の項目のタイプはI、F、V、A、Nの何れかで指定されているか。
- ⑤属性項目の桁数が正しく指定されているか。（全項目レコードの合計が属性定義レコードのレコード長と一致するか。）
- ⑥小数点以下の桁数が正しく設定されているか。

(3) 属性データレコードの検査

レコードIDが、「130」になっているものは下記の検査をする。

- ①直前のレコードはユニットレコード「050」であるか。
- ②継続レコード番号はシーケンシャルで、1から64以内であるか。
- ③属性データ文字列は有効バイト数分の文字列となっているか。（スペースがある場合は有効バイト数とする。）
- ④全属性データレコードの有効バイト数の合計は属性定義レコードで指定したレコード長と一致しているか。
- ⑤属性定義、属性項目で定義した内容と、このレコードの文字列データの構成内容は一致しているか。

3. 図形タイプ情報の検査

図形タイプで指定された内容が指定どおりの内容で構成され、必要な図形が得られることが保証されるかの検査を行う。

(1) ラインレコードの検査

レコードIDが、「210」になっているものは下記の検査をする。

- 座標構成点数（2から1024点の範囲内）と座標レコード数は一致するか。

(2) ラベルレコードの検査

レコードIDが、「220」になっているものは下記の検査をする。

- ①座標構成点数は1となっているか。
- ②次の1レコードに座標レコードがあるか。

(3) ポイントレコードの検査

レコードIDが、「225」になっているものは下記の検査をする。

- ①座標構成点数は1となっているか。
- ②次の1レコードに座標レコードがあるか。

(4) シンボルレコードの検査

レコードIDが、「230」になっているものは下記の検査をする。

- ①座標構成点数は1又は2になっていて、座標レコード数と一致しているか。
- ②シンボルIDが指定されているか。

(5) 注記レコードの検査

レコードIDが、「240」になっているものは下記の検査をする。

- ①座標構成点数は1又は2になっているか。次の座標レコード数と一致するか。
- ②文字列タイプは1又は2になっているか。
- ③注記バイト数は64バイト以内になっているか。
- ④注記区分(横・縦書区分)は1又は2になっているか。
- ⑤文字サイズが指定されているか。

(6) 注記引出し線レコードの検査

レコードIDが、「250」になっているものは下記の検査をする。

- ①座標構成点数は2から1024点以内になっているか。次の座標レコード数と一致するか。また矢印の先端が終点になっているか。
- ②直前のレコードは文字列レコード「320」であるか。

(7) 円・円弧レコードの検査

レコードIDが、「260」になっているものは下記の検査をする。

- ①座標構成点数は3になっていて、座標レコード数と一致するか。
- ②円・円弧区分は1又は2又は3のいずれかになっているか。

(8) 廻り間ポリゴンレコードの検査

レコードIDが、「270」になっているものは下記の検査をする。

- ①座標構成点数は4から9999点以内になっていて、座標レコード数と一致するか。
- ②回り方向は1又は2になっているか。

4. 実データ情報の検査

(1) 座標レコードの検査

レコードIDが、「310」になっているものは下記の検査をする。

- ①X座標、Y座標データが所定のフォーマットで指定されているか。

- ②座標IDは予約項目につき4カラム空白になっているか。
- ③陰線フラグは1又は空白になっているか。

(2) 文字列レコードの検査

レコードIDが、「320」になっているものは下記の検査をする。

- ①直前レコードは文字列配置のための座標レコードになっているか。
- ②継続レコード番号は1又は2になっているか。
- ③有効バイト数は1から32バイト以内となっているか（2行の場合は64バイト以内）。
- ④有効バイト数と文字列データは一致しているか。
- ⑤注記レコードの注記バイト数と全文字列レコードの合計は一致しているか。
- ⑥レイヤー 120、140、320、330及びサブレイヤー 130020、130030、220020、220030の文字列データは漢字となっているか。

5. ファイルエンドレコードの検査

レコードIDが、「030」になっているものは下記の検査を行う。

- このレコードは、1図面内データの最後であり、物理的End Of File までに他のデータがあればエラーとする。

6. データ数量の把握

作業の総数量を把握するため、サブレイヤーごとのユニットレコードの数を標準フォーマット及び「作業報告書」に記述する。

3-3 トポロジー検査

このトポロジー検査は、地番現況図、家屋現況図等として作成された図形データが、図形としてのトポロジーの条件を満たしているかどうかの検査を行うものであり、引出し線及び引出し線つき注記を除く図形及びラベル点が図郭線内にあることを確認して検査を行うものとする。

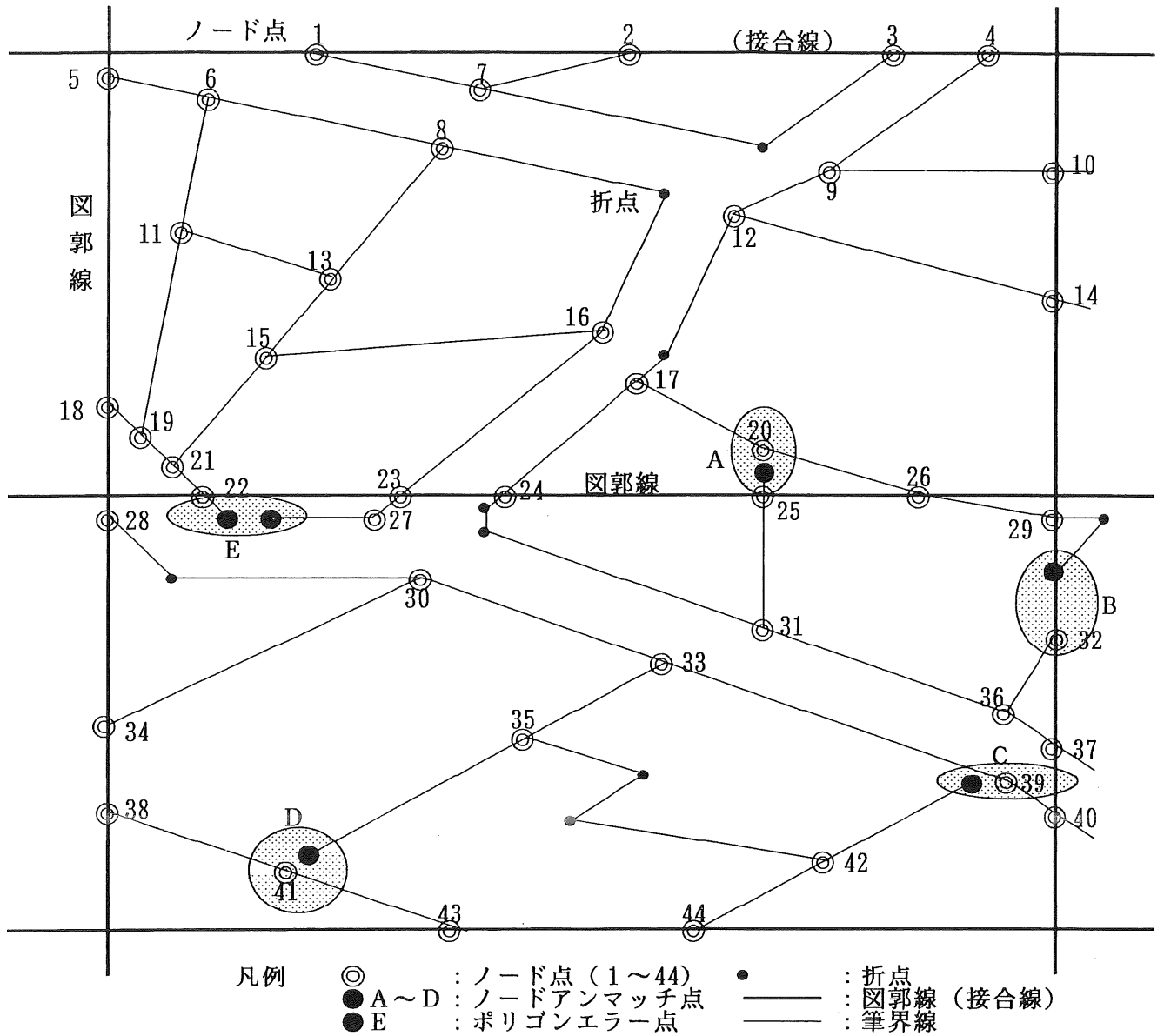
1. 検査上の前提条件

地番区域面、筆面、家屋形状の面について検査を行うものとする。

(1) ノード（端点）点

線分情報の単位は、ノード点からノード点までとし、3点以上の線データは2個以上の線データに分割されても可とする。各線分の単位は図郭上のノードを除き、必ず他のノードと一致しなければならない。（次ページ、トポロジー検査概念図参照。）

トポロジー（位相）検査概念図



(2) 接合処理

筆界線又は、家屋形状線と図郭線と交差する図郭線上にノード点を設ける。ただし、図郭線は発生させるものとする。

(3) 面の構成

面の作成は図郭線を仮の線として面を構成させるものとする。ただし、図郭線は発生させるものとする。

2. ノードマッチング

図面単位で地番区域界・各筆界を構成する線群および家屋形状線について、図郭線を含めてそれぞれ各ノード点の一致と、それぞれが同種類の線分で交差している線分がないかどうかを調べる。線データの他の端点と一致していないものがあつた場合及び交差している線分があつた場合は、エラーとする。

(1) ノードのマッチング

ノード点は二点以上の端点が同一座標点でなければならないので、線データの両端点について同一座標の端点が一点だけのものがあるかどうかチェックする。

(2) 交差線分の有無の検査

地番区域界線、筆界線及び家屋形状線のそれぞれについて交差する線分がないかどうかチェックする。

3. 接合マッチング

地番区域界線・筆界線及び家屋形状線が、隣接図面に跨る場合は、隣接図面間の線分は図郭上で座標値が一致しなければならない。一致しないものはエラーとする。

(1) 地番区域線・筆界線の接合検査

①隣接する図面の接合線上にあるノード点をそれぞれ抽出し、相手不在で単独点になるものがないかどうかチェックする。単独点があった場合は接合エラーとする。

②同様の処理を各図面ごとに実施し、検査を行うものとする。

(2) 家屋形状線の接合検査

地番区域線・筆界線の接合検査と同様な処理を行う。

4. 図面内での面作成検査

図面内での地番区域面、筆面および家屋形状の面を作成する。図郭線に接する面は、図郭線をそれぞれの界線として面を構成しているかの検査を行う。

(1) 地番区域面の形成検査

地番区域面の作成は地番区域線（サブレイヤー110010～110080でF L G 2が1のもの）及び図郭線を用いて、ポリゴンが作成されていることをチェックする。

(2) 筆面の形成検査

筆面の作成は筆界線（サブレイヤー110100～110120でF L G 1が1のもの）及び図郭線を用いて筆面として構成させ、ポリゴンが作成されることをチェックする。

(3) 家屋形状の面の形成検査

家屋形状の面の作成は家屋形状線（サブレイヤー210010）及び図郭線を用いてポリゴンが作成されることをチェックする。

5. ラベル点とコードの付加検査

地番区域面と地番区域ラベル点、筆面と地番、家屋形状の面と建物ラベル点等が過

不足なく適切に対応し結合していることをチェックする。対応しないものを検出しエラーとする。

(1) 地番区域面のコード付検査

- ①一つの地番区域面に一つの地番区域ラベル点が過不足なく適切に対応しているかチェックする。
- ②対応していない場合は、エラーとする。

(2) 筆面のコード付検査

- ①一つの筆面に一つのラベル点と一つの地番が過不足なく対応しているか検査する。
- ②対応していない場合は、エラーとする。

(3) 家屋形状の面のコード付検査

- ①一つの家屋形状の面に一つの建物ラベル点と一つの家屋番号等が過不足なく対応しているかチェックする。ただし、複数の家屋番号を表示する場合にあっては、一つの家屋形状の面に当該複数個の家屋番号に対応する建物ラベル点があるかチェックする。
- ②対応していない場合は、エラーとする。

6. その他の検査

眼鏡線や特殊地番など例外扱いとなっているものについて、例外として問題ないかどうかの検査を行う。適切な処理がなされていないものについては、当該データの修正を行う。

(1) 眼鏡線の検査

眼鏡線の両端を含む筆面がそれぞれ別の面で、同じ地番であることを確認する。

(2) 複数地番の検査

代表の地番の属性レコードがあるかどうかの確認をする。

(3) 特殊地番の検査

特種地番は普通の地番とほぼ同様に扱うがFLGが1になっていることを確認する。

(4) 合併地番の検査

合併地番は、標準フォーマットでの定義がなく、ユーザエリアレイヤーを用いた漢字注記として扱うなどしているため、検査対象としない。

(5) 複数家屋番号の検査

代表の家屋番号の属性レコードがあるかどうかの確認をする。

7. 隣接図面との面接合の検査

隣接図面に跨って構成される地番区域面、筆面、家屋形状の面は、接合線を介して一つの面として属性が同じかどうかの点検を行う。属性が異なるものについてはエラーとする。

(1) 地番区域面・筆面の図面接合検査

①地番区域面・筆面が図郭線を含んで作られている面の抽出を行い、座標値が同じ図郭線を含む両側の二つの面が同じ地番区域コード又は、同じ地番であるかをチェックする。

②両側面のコードが一致しなかったものについては、エラーとする。

(2) 家屋形状面の図面接合検査

①家屋形状の面が図郭線を含んで作られている面の抽出を行い、座標値が同じ図郭線を含む両側の二つの面が同じ家屋番号等であるか検査をする。

②両側面のコードが一致しないものについては、エラーとする。

(3) フォーマット変換検査

作業用データファイル（図形ファイル）から標準フォーマットに変換されたデータは正しく変換されたかどうかの検査を行う。

①標準フォーマットに変換されたデータから逆変換を行い、サブレイヤーごとの要素数を記録し、標準フォーマット変換時の要素数と比較チェックを行う。

②逆変換した図形ファイルの内容をカラー静電プロッター等で出力し、目視によるデータ欠落検査を行う。

3-4 図面等の目視検査

地番現況図、家屋現況図等作成される（固定資産現況調査更新を含む。）図形のデジタルデータ検査は、論理検査及びトポロジー検査で実施しているが、写真図の色調、地番・家屋現況図等の行政界・筆界線・家屋形状線・引出し線等の線号、家屋形状及び文字の重複など目視によらなければ検査できない部分について検査を行うものとする。

1. 密着写真の検査

①密着写真の標定検査を実施したか、標定図は規定どおりか。

②撮影地域が十分カバーされ隣接コース間に穴はなかったか。

③撮影位置、高度などが適切で、写真図として使用できるか。

④写真枚数は所定の員数分あるか。

2. 写真図の検査

①写真図は図郭中心で作成され、適切な縮尺で引伸ばしされているか。

②課税客体である地目・家屋が十分判読可能であるか。

③表面加工、整飾などは規定どおりか。

④写真図枚数は所定の員数分あるか。

3. 地番現況図の検査

①使用した資料は何であったか、特殊な事項はなかったか。

②地番現況素図と出力された地番現況図は一致しているか。

③特に注意して検査を行う内容は、眼鏡線、複数地番、特殊地番、合併地番、引出し線などが適切に表示されているか。

④不一致地番リストと不一致地番表示図は一致しているか。

⑤地番現況図の出力内容、整飾は規定どおりか。

⑥不一致地番リスト、不一致地番表示図、地番現況図は所定の員数分あるか。

4. 地番家屋現況図の検査

家屋付番調査は実施しないで、この地番家屋現況図を作成する場合の検査である。

①使用した資料は何であったか、特殊な事項はなかったか。

②地番家屋現況素図と出力された地番家屋現況図は一致しているか。

③地番家屋現況図の出力内容、整飾は規定どおりか。

④地番家屋現況図は所定の員数分あるか。

5. 家屋現況図（不明家屋表示を含む。）の検査

①使用した資料は何であったか、特殊な事項はなかったか。

②地番家屋現況図を素図にして表示した家屋番号等と出力された家屋現況図（不明家屋表示を含む。）は一致しているか。

③上記3. ③の他、複数の家屋番号が適正に表示されているか。

④不明家屋リストと家屋現況図の不明家屋表示は一致しているか。

⑤家屋現況図（不明家屋表示を含む。）の出力内容、整飾は規定どおりか。

⑥不明家屋リスト、家屋現況図（不明家屋表示を含む。）は所定の員数分あるか。

6. 地目現況図の検査

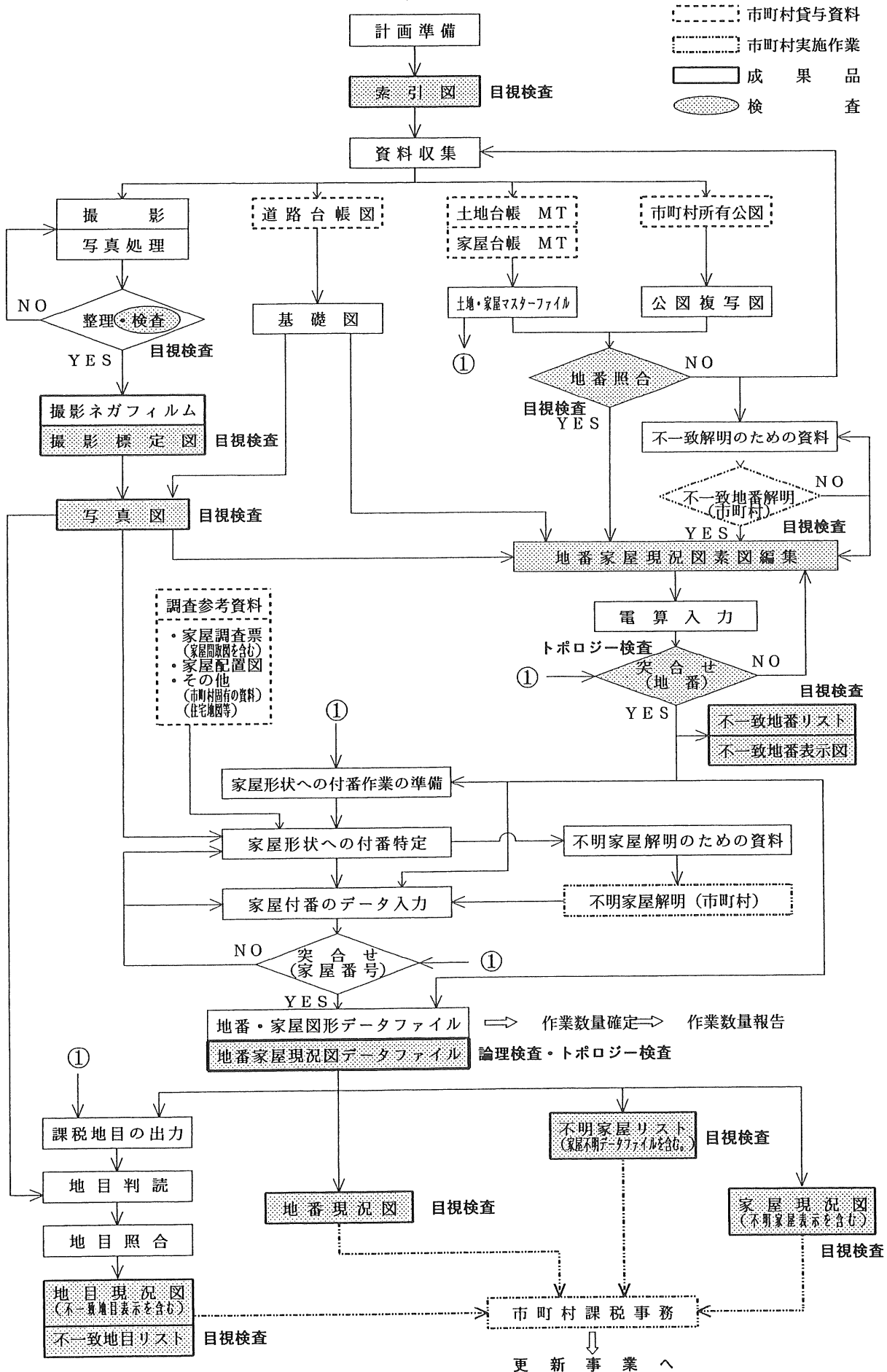
①地目区分及び地目判読基準は市町村と十分打ち合せされているか。

②不一致地目リストと地目現況図（不一致地目表示を含む。）は一致しているか。

③地目現況図（不一致地目表示を含む。）の出力内容、整飾は規定どおりか。

④不一致地目リスト、地目現況図（不一致地目表示を含む。）は所定の員数分あるか。

固定資産現況調査成果品の検査チャート



注. このチャートは、導入編の検査について表示したものである。従って更新編については、このチャートに準じて検査を実施するものとする。

VII

固 定 資 産 現 況 調 査
用 語 の 解 説

用語の解説

評価センターが実施する固定資産現況調査事業に使用される用語について解説する。

土地に関する用語は土地そのものが歴史的な経過を含むことから、法律にも辞書にもないような過去からの在来用語も使用せざるを得ない。このことは同じ用語でも使用する人によって定義や認識が異なる場合が生じることもある。評価センターでは使用する用語について解説を行い、概ね同じ認識で扱える様にした。

既に法律や公的機関で使用され一応の解釈がなされているものは、違和感がない限りそのまま使用した。しかし、固定資産税固有の解釈をしなければならないもの、評価センターが個別に解釈したいものは、評価センターとしての解説を加えている。

用語解説を作るに当たっては多くの文献を参考にさせて戴き、特に地籍図との関わりがあることから国土調査研究会が編集した「国土調査用語辞典」の用語は、そのままの形で引用させて戴いた。厚く謝意を表したい。

注：(→) は参照用語を指す。

【ISO・アイエスオー (International Standardization Organization)】

国際標準化機構／1947年、各国の工業規格を標準化する組織として設立された。

【ISO9000シリーズ・アイエスオーキューセンシリーズ】 ISOによって制定された品質管理・品質保証に関する一連の国際規格である。

【ID・アイディー (identification)】 身分証明。ID番号は、会員に発行される会員番号をいう。

【青線・あおせん】 字限図上で、青色等に着色された長狭物で、一般に青線と呼ばれる水路の慣用語。この水路の多くは、現在は存在しているが（存在していない場合もある。）土地登記簿に地番、地積、所有者等の記載がなく、字限図上でも地番が付されていない。これらは、明治6年の地租改正条例で免租地とされたため、このような取扱がされたものと考えられる。現在では、これらの土地は、河川法及び下水道法等の特別法の適用がない河川及び用悪水路等の公共物で、一般に法定外公共物として国有財産に帰属すべきものとされている。

【赤線・あかせん】 字限図上で、赤色等に着色された長狭物で、一般に里道と呼ばれる公衆用道路の慣用語。この土地の多くは現在は存在しているが（存在していない場合もある。）土地登記簿に地番、地積、所有者等の記載がなく、字限図上でも地番が付されていない。これらは、明治6年の地租改正条例で免租地とされたため、このような取扱がされたものと考えられる。現在では、これらの土地は、道路法等の特別法の適用がない道路等の公共物で、一般に法定外公共物として国有財産に帰属すべきものとされている。

【字切図・あざきりず】 作成される地図が字等を単位として作成されるが、1枚の地図に縮尺の関係で入らないため、複数枚以上になってしまう。江戸切絵図のごとく全体が過大であるため縦横を区切って、いく枚かの部分図に仕立てたものを指す。部分ごとに作成した分図もあるがこれとは違うとされている。(→字限図)

【字 限 図・あざぎりず】 明治6年の地租改正条例の施行に伴い、明治初期から中期にかけて作成された野取絵図（改租図ともいう。）を、その後、明治中期後半に更正した地押調査図のこと。地番区域である大字または字を単位に作成されている。別名「字図（あざず）」「字絵図（あざえず）」または「公図」とも呼ばれる。この地図の精度は、その当時の測量技術からみて正確性を欠くとされるが、現在も登記実務上、貴重な資料として活用されている。（→字切図）

【EWS・イーダヴリユーエス】 →エンジニアリング・ワークステーション

【位相構造・いそうこうぞう】 空間図形要素（点、線、面）間の空間関係及び連結性をいう。

【一筆地・いっぴつち】 登記上の土地の単位。不動産登記法は、登記能力を有する陸地の一部分に土地として個性を持たせ、独立のものとするために、一不動産一登記用紙主義の原則を掲げ、所定の手続きにより登記した土地の登記簿を基準に法律上に土地の個数を定めるものとしている。この登記により一個のものとして個性を具有するに至った土地を一筆地という。地租改正では「一地一筆」という表現を使い、一地は畦などで区画された土地、一筆は公簿上の土地を指し、区分して使っていた。本仕様書では、単に「筆（ふで）」という場合もある。

【一筆地調査・いっぴつちちょうさ】 登記所の備え付け土地登記簿に記載されている地籍事項（住所、地番、地目、地籍、所有者等）及び字限図等のいわゆる公図に基づいて作成した資料によって、現在の土地の物理的状況等を把握するために、現地において関係土地所有者らの立会いのもとに筆ごとの土地につき、その所有者、地番、地目及び境界に関して行う調査。

【エンジニアリング・ワークステーション・(engineering workstation)】 技術者・研究者・開発者向き高速コンピュータ（複合端末装置）で図形や画像を扱うことが得意。（→EWS）

【オプション・(option)】 標準仕様以外の個別仕様をいう。その場合標準仕様の一部を変更するものと、標準仕様以外の成果品を追加して求めたいとするものがある。さらに、評価センターの事業として扱うことができない事業外事業もある。事業外事業はオプションに含めず評価センター事業と切り離して個別の契約による。

【界 線・かいせん】 課税情報に必要な行政界や筆界を界線または境界線といい、上位になる界線は必ず下位となる界線を兼ねるものとする。例えば字界は必ず筆界を兼ねている。

【家 屋・かおく】 家屋とは、不動産登記法の建物とその意義を同じくするものであり、したがって建物登記簿に登記されるべき建物をいうものであるが、例えば鶏舎、豚舎等の畜舎、堆肥舎等は一般に社会通念上家屋とは認められないと考えるので、特に構造その他からみて一般家屋との権衡上は税客体とせざるを得ないものを除いては課税客体とはしないものとする。なお、地方によっては畜舎等が本屋と同一棟に併置されているものもあるので評価上前述と均衡を逸しないよう留意すること。また、事業用家屋であってその家屋の全部又は一部がそれに附接する構築物とその区分が明瞭でなくその所有者の資産区分においても構築物として経理されているものについては、その区分

の不明確な部分を償却資産として取り扱うことが適当であること。(依命通達・固定資産税)

【家屋形状・かおくけいじょう】 家屋現況図を作成する場合、航空写真を利用して家屋の平面形状を描画する。その形状は航空写真で判読するため軒先表示となる。集合住宅や用途等は航空写真判読の段階では正確には区分できない。

【家屋形状の資料となる図面・かおくけいじょうのしりょうとなるずめん】 家屋現況図に航空写真図以外から、家屋形状を取り込む場合に用いる図面。デジタルマッピングデータ、道路台帳付図及び下水道台帳付図等がある。(平成13年3月追加)

【家屋現況図・かおくげんきょうず】 家屋現況図は地番現況図の上に、面情報化された家屋形状に家屋台帳とリレーショナルなID又は家屋番号が特定されている状態の図面である。

【家屋番号・かおくばんごう】 不動産登記法にいう家屋番号は、当該家屋が一個独立のものであることを明示し、家屋を特定するためのものである。家屋補充課税台帳における家屋番号もこれと同様のものであり、当該家屋が一個の課税客体たる存在であることを明示するためのものである。

家屋番号は地番区域ごとに建物の敷地の地番と同一の番号をもって定める。ただし、数個の建物が一筆の土地の上に存するとき、一個の建物が数筆の土地の上に存するとき、その他特別の事情があるときは、敷地の地番と同一の番号に符号を付する等の方法により適当にこれを定める。(家屋番号の定め方：不動産登記事務取扱手続準則 第138条参照)

【家屋付番調査・かおくふばんちょうさ】 家屋付番調査は、家屋台帳に登録されている課税客体である家屋が地番家屋現況図上のどの家屋形状に該当するのか調査特定し、当該家屋形状に家屋台帳の家屋番号を付番する作業である。

評価センター標準仕様における家屋付番調査は、家屋台帳等の資料を基に机上調査のみの第一次調査で地番家屋現況図上の家屋形状に家屋番号の付番を行うため特定できない不明家屋が出る場合がある。この不明家屋は、別途の第二次調査において建物登記簿や現地確認を行い不明家屋理由の解決を図る必要性がある。

【画 地・かくち】 一筆の宅地または隣接する二筆以上の宅地について、その形状、利用状況からみて、これを一体をなしていると認められる部分に区分し、またはこれを合わせる必要がある場合においては、その一体をなしている部分の宅地ごとに一画地とする。(固定資産評価基準解説(土地篇))。(→区画)

【課税地目・かぜいちもく】 土地に対して課税客体として認定した地目で、課税台帳に掲載されたものをいう。(→現況地目)

【合併地番・がっぺいちばん】 公図の一筆地に二つの地番があり、例えば、「百番と百一番合併」等と注記(登記簿も同様に表示)された特殊なケースがある。これらは明治8年5月発行された「地租改正条例細目」の第五条に示された『所有者が畦を含め隣接地を買取ったために隣接地も連続して所有地となった場合、当該畦については測量して面積に組み入れ、地番は従前の両方の地番を併残させ、〔何番何番合併〕と肩書きする

こと』に基づいたと考えられ、今日まで更正されずに残置されたと思われる。したがって、課税マスター等を参考に代表地番を設け、一筆のポリゴンとして扱う。

【カラー航空写真・カラーこうくうしゃしん】 測量用航空写真カメラでカラー撮影された精密写真で、カメラの内部構造（内部定位）が明確にされていて、レンズの収差が極めて少ないカラー写真である。

【カラー静電プロッター・カラーせいでんプロッター】 静電気を利用して図面を出力する装置。紙の表面に高い電圧をかけて静電気をおこし、そこに粉末のインクを吹き付けて文字や画面を印刷する装置。カラーで出力する装置をカラー静電プロッターという。

【仮家屋形状・かりかおくけいじょう】 航空写真図を活用しないで、登記所からの通知等で異動した家屋が明確に判断できる資料に基づき描画した家屋形状をいう。
なお、データ上は、「家屋形状」と「仮家屋形状」は分けて管理を行う。
(平成13年3月追加)

【仮の家屋番号・かりのかおくばんごう】 家屋台帳には法体系上家屋番号が登録されていないなければならない。しかし現実の家屋番号欄が空欄の場合、データ管理の必要性からある一定のルールで固有の番号を各空欄に記入するものである。評価センター標準仕様における家屋付番調査においては、家屋現況図の家屋形状と家屋台帳データと特定されればとりあえずこの仮の家屋番号を付番し管理するものとする。

【基礎図・きそず】 写真図及び地番現況図を作成するために必要となる道路の骨格（幅員）等の地形が図示された図面をいう。（平成13年3月改訂）

【基礎図を作成するための図面・きそずをさくせいするためのずめん】 道路台帳現況平面図や不動産登記法第17条地図（地籍図）など測量的な精度が十分保証された地形図で写真図及び地番現況図の作成に必要な骨格の地形図。したがって、道路台帳現況平面図と同等の測量精度が保証されていれば下水道台帳施設平面図やその他の都市施設管理図なども活用できる。（平成13年3月追加）

【強調表示・きょうちょうひょうじ】 図面出力表現をするとき他と区別して目立つように工夫することで、例えば、文字やラインは太線表示するとか目立つ色に着色表示することである。図形などは、面全体を着色したり、スクリーン表示することである。

【空間データ・くうかんデータ】 空間データとは、座標や地名・住所などで地球上の位置が特定できるデータである。

【空間データ基盤・くうかんデータきばん】 空間データ基盤は、GIS整備に必要な国土に係る基盤的データであり地図データ及び位置参照情報からなる。

【空間データの社会基盤・くうかんデータのしゃかいきばん】 空間データ、空間データ基盤を流通させる手段、作成・更新・流通・品質管理のための組織、諸制度までを含む国民全体が利用できる情報資源であり、道路や下水道と同様に社会の資本の一つと位置付けられるものである。

【区画・くかく】 数筆で構成された土地で、何等かの事由（例えば、利用区分が同じとか、道路で囲まれている）で、仕切られた広がりを用いる。（→画地）

【クリアリング・ハウス・(clearing house)】 どこにどんな特徴を持つ情報が存在するかを教えてくれるサービス。情報交換システム。クリアリングハウスがあれば、利用者が必要な情報を入手することが容易になるため、情報の流通が促進される。建設省国土地理院では、既に平成6年度より、クリアリングハウスに関する研究を開始している。

【現況図・げんきょうず】 時々刻々変化する課税客体（土地・家屋）の現在の状況を（調査基準日を決めて）調査し地図に表現した図面。

【現況地目・げんきょうちもく】 地目判読基準に従い写真図から判読した地目。（→課税地目）

【公図・こうず】 登記所に備え付けられている旧土地台帳付図（旧土地台帳法施行細則第2条）のこと。また、広く登記所に備え付けられている地図を公図という場合もある。この地図は、明治6年に始まる地租改正事業によって作成された野取絵図（改租図ともいう）を基に明治19年の地押調査によって更正された地押調査図が大半を占めている。この地押調査図が一般に字図、字切図、字限図等と呼ばれている。これらは、明治22年制定の土地台帳規則によって土地台帳付属地図として位置付けがなされ正本を税務署、副本を地元役場で保管していたが、その後、昭和25年税制改正により台帳事務が法務局に移管されるとともに、付属地図も法務局へ引き継がれたものである。その後、昭和35年登記簿と台帳の一元化により土地台帳法が廃止されて、付属地図は、その法的根拠を失ったが、不動産登記法第17条に規定する地図が整備されるまでの間、地図に準ずる図面として位置付けがなされ、事実上登記事務に使用されている。（→地籍図）

【公図の扱い・こうずのあつかい】 昭和35年における土地台帳の廃止に伴い、この公図は法的根拠を失った。しかし、登記所においては、いまだ不動産登記法17条地図が整備されていないこと、公図が各筆の正確な区画を明確にするものではないものの、土地の位置あるいは形状、境界等の概略を明らかにする資料として利用価値があることから、不動産登記法第17条の規定による地図が整備されるまでの間は、便宜従来どおりの取扱いをし、地図に準ずる図面として取り扱われるものである。（不動産登記法準則第29条）評価センターでは道路台帳現況図の道路を骨格としてその街区に含まれる各筆の整合をとり、航空写真の土地利用形態等を参考に筆界線を決めていく。（→公図）

【公図複写図・こうずふくしゃず】 市町村または登記所が所有している公図を複写したものの総称で、地番現況図の作成過程で筆界線を決めるための重要な資料となる。（→公図）

【コンテンツ・(contents)】 コンピュータで扱えるような形になった情報、すなわち情報の資源のこと。

【作業区界・さぎょうくかい】 地番現況図作成区域が当該行政区域の山地・耕地を除いた宅地等の一部分を実施するような場合、作業範囲を明らかにするための界線を用いる。

【索引図・さくいんず】 各種の図面の配置関係を図に表示したもので、この評価セン

ター事業では標準メッシュを適用しているため、図郭割（図葉割）と一致する。（→標準メッシュ）

【撮影高度・さつえいこうど】 撮影基準面（海水面または地表の平均高度）から撮影カメラまでの距離。焦点距離15cmのカメラで 1/5,000の写真を撮るには 750mの高度で撮影される。（→撮影縮尺）

【撮影縮尺・さつえいしゆくしゃく】 撮影カメラの焦点距離と撮影高度との比。または写真画像上の長さ、その対象物の実距離の比で表現される。撮影された写真縮尺と同じである。（→撮影高度）

【撮影標定図・さつえいひょうていず】 撮影された航空写真の中心位置を地図上に表示し、どの位置で写真撮影されたかが分かるようにした図面。標定図には地区名、撮影期日、撮影縮尺、撮影地点、コース、写真番号などが記載されている。

【座標読取り装置・ざひょうよみとりそうち】 デジタイザ(digitizer)ともいう。図面上の点や線をデジタルに変換するための装置で、電磁気を応用した計測用の図板の上に図面をセットし、カーソル(cursor)（座標計測指標）で位置を指定してその座標を記録する。読み取られた座標は接続されたコンピュータの記録媒体を通して他のシステムで運用されるのが通常である。

【GPS・ジーピーエス(global positioning system)】 汎地球測位システムのこと。米軍が打ち上げた24個の人工衛星と地上の制御局、利用者の移動局から構成されるシステム。移動局と3つ以上の衛星との距離を計測することで、移動局自身の平面上の位置を知ることができる。4つ以上の衛星を利用すれば3次元的な位置を測定できる。なお、評価センターでは「人工衛星による位置測定システム」という。

【施設名・しせつめい】 施設の名称であるが建物名称は除く。一定の広がりをもった運動公園・遊園地などの名称を漢字等で表示する。公共施設に限定しない。

【写真処理・しゃしんしゅり】 撮影されたフィルムを現像したり、ネガフィルムから印画紙への焼付け及び印画紙の現像・乾燥など航空写真を使用できる形にするまでの一連の処理作業をいう。

【写真図・しゃしんず】 定められた大きさの図郭（70cm×90cm）単位にカラー航空写真を 1/1,000等の規定の縮尺に拡大焼付けしたカラー写真。（→図郭、カラー航空写真）

【写真中心・しゃしんちゅうしん】 撮影された航空写真画面の中心である。レンズ投影中心を通る垂線との交点を写真主点といい、写真主点と写真中心はほぼ一致する。

【照合・しょうごう】 異なる二つ以上の資料を肉眼によって比較し差異の有無を調査すること。評価センターでは電算機で照合することを「突合せ」と表現し、区分して使用している。（→突合せ）

【情報スーパーハイウェイ構想・じょうほうスーパーハイウェイこうそう】 アルバート・ゴア副大統領の政策で、全米に光ファイバーによる高速通信網を張り巡らし、大量の

データ通信を行って、情報面から社会変革を目指した。データが高速に行き交うところからこの名が付いている。日本では、高速通信網に関心が集中した期間が長く、どのようなデータを流すのかに対する考察が遅れている。

【白 地・しらち】 現地調査の結果、官有地または所有者が不明な未登記の土地について、新たに土地の表示の登記をすべき土地としての取扱いをせず、したがって地籍簿に記載しないで、かつ、地籍図上土地の区画のみ表示し、仮地番〔国土調査用語〕を付さない土地。

【図 郭・ずかく】 図面に図柄が描かれる範囲で、この事業では標準メッシュを使用している。評価センターでは図郭の標準的な大きさを縦60cm、横80cmとしている（写真図は70cm×90cm）。図葉割及び単に図葉と呼ぶ場合もある。（→図郭割）

【図 郭 割・ずかくわり】 一定地域を図面の単位で区画割したもので、表示図面の単位を表し建設省国土地理院で定めた公共測量規定の標準メッシュを利用している。これにより隣接市町村との接合及び他部門で作成された図面などを重ねあわせたり、比較することが容易になる。

【接合代表・せつごうだいひょう】 1つの筆が複数の図葉に跨る場合、最大面積をもつ図葉などの面（ポリゴン）を選んで接合代表ポリゴンとして扱う。他の図葉の面（ポリゴン）は接合非代表ポリゴンとして扱う。

【台帳連絡コード・だいちょうれんらくコード】 台帳連絡コードとは、標準フォーマットで作成した地番家屋現況図データファイルのレコードと家屋台帳マスターファイルのレコードとを関連付けるために定めるコードである。家屋台帳マスターファイルのレコードは家屋評価の物件単位でID（固有の認識番号）が付されている。このIDにはレコードに連続した番号、家屋評価物件ごとに付された番号（家屋資産番号等、市町村によって呼称が異なる。）等がある。

【代表地番・だいひょうちばん】 1筆に複数地番が存在する合併または筆界未定など特殊な筆で複数地番を有する場合、1筆（ポリゴン）1ラベルを対応させるための地番を代表地番という。

【建物ラベル・たてものラベル】 地番家屋現況図上に表す家屋ポリゴンに付すラベル。建物ラベルは1棟1ポリゴンとしラベル点を設け、接合部に跨る建物はいずれかの図葉のラベル点を代表ラベルとし、他の図葉のラベル点は非代表フラッグを付けて識別する。

【地区界・ちくかい】 行政界及び地番区域界等の他に当該市町村が課税事務のために必要に応じて設定した区域界で、どこの市町村でも設けなければならない領域界線ではない。

【地図混乱地域・ちずこんらんちいき】 一定の地域全部について、後発的事由により、法務局に備え付けられている公図上の土地の位置・区画と現況の位置・区画とが著しく相違し、本来あるべき筆界が不明確となって、公図上当該土地の特定が不可能ないし著しく困難なため、不動産の表示に関する登記事務処理の隘路となっている地域のこと。このような地域が生じた原因は多種多様であるが、おおむね次のものが考えられる。

- ①宅地分譲に当たって私設的に区画整理したもの。
- ②土地改良、土地区画整理を実施し、従前の土地について工事を施行したにもかかわらず、何等かの理由で換地処分が未了のもの。
- ③風水害等によって被害を被った土地の復旧工事の結果、従前の形状と著しく相違することとなったもの。
- ④地図の作成された当初から何等かの理由で相違しているもの。
- ⑤宅地造成等の際正規の分、合筆の手続きを行わず分譲を行った結果生じたもの。

【地籍図・ちせきず】 地方税法第380条第2項でいう地籍図とは、地番ごとに土地の区画、地目、地積等が記入されている地図である。現在、市町村が地籍図として備え付けているものの基となっているものは、明治6年の地租改正の際の測量によって作成されたものであり、その後の土地の分筆や地目の変換も記入されているので、土地の利用状況等の沿革を知ることができる。ただし、国土調査法によって地籍調査が完了した地域にあっては、この新しい調査結果を地籍図とする。地籍図によって評価の実務上において、土地の形状の把握、間口補正、奥行補正の算定基礎数値の把握を行うことができるものである（固定資産評価基準解説（土地篇））。このことから評価センターでは、国土調査法に基づく地籍図または不動産登記法17条地図と断らない限り、公図等の地図も含むものとする。（→公図、不動産登記法17条地図）

【地番・ちばん】 土地一筆ごとに登記所が地番区域を単位に定めるユニークな番号であり、その土地を特定する重要な要素の1つである。地番の設定は、登記官固有の権限である（不動産登記法第79条参照）。

【地番家屋現況図・ちばんかおくげんきょうず】 地番家屋現況図は地番現況図の上に、家屋形状のみを描画したもので家屋形状は面情報としてのデータとなっはいるがラベルIDとなる家屋番号が付されていない状態の図面である。

【地番区域・ちばんくいき】 土地の地番を起番する区域。地番区域を定めるには、市、町、村、字またはこれに準ずる地域をもって定めるものとしている（不動産登記法施行令第1条）。したがって、地番区域は市町村の行政区画〔町、丁目〕によるものと、大字または字もしくはこれに準ずる区域を地番区域と定めるものがある。

【地番区域ラベル・ちばんくいきラベル】 区域内の地番がユニークになっている地域（字など）についてポリゴンを形成し、その内部に代表点を設け、ラベル点とする。このラベル点を地番区域ラベルという。（→地番区域）

【地番現況素図・ちばんげんきょうそず】 地番現況図を作成するため、公図（地籍図）、道路台帳現況図、写真図等を基に筆界を鉛筆で編集した原図。

【長狭物・ちょうきょうぶつ】 運河用地、用悪水路、堤、井溝、公衆用道路及び河川並びにJRの施設の敷地をさす地籍調査独特の用語。地籍調査では、これら長狭物の新設あるいは拡幅等による土地の異動に伴う登記（分筆、地目変更等）の有無により、一筆地調査をする場合と、一筆地調査をしない場合とに分けて処理することとされている。

【調査時点・ちょうさじてん】 現況図の作成は調査中にも異動が発生するが基準を設けてその時点での現況を調査しとりまとめる。筆界は航空写真の撮影日に近い課税基準日

(1月1日)とし(更新の場合は、当該年度の1月1日とする。)、その間に発生する異動は、登記申請書(写)をもって修正する。また、地目及び家屋形状は航空写真の撮影日を調査時点とする。

【地理情報システム・ちりじょうほうシステム】 一般的に「Geographic Information Systems : GIS」という。GISとは、地理的位置や空間に関する情報をもった自然、社会、経済等の属性データを統合的に処理、管理、分析し、その結果を表示するコンピュータ情報処理体系である。

【突合せ・つきあわせ】 異なる二つ以上の資料を電子計算機によって比較し差異の有無を調査すること。実施にあたっては、地番と家屋番号について行う。(→照合)

【データ化・データか】 地図上の線をコンピュータで処理可能な数値で表せるようにすること、ベクター型数値変換とラスター型数値変換がある。

【データベース化・データベースか】 データ化した地図情報や数値・文字情報等をコンピュータで検索等ができるよう、データを磁気テープ等に構造化して登録すること。

【デジタイザー・(digitizer)】 →座標読取り装置

【登記所・とうきしょ】 「登記所」という名の官署が実在するわけではなく、法務省の法務局・地方法務局またはその支局・出張所がこれに当たることになっている。これらの官署を総称して「登記所」といっている。地方税法でもこの建前に則して「登記所」と規定している。

【道路敷線・どうろじきせん】 道路敷として筆界がない場合の現況の道路線を道路敷線として表示する。

【道路台帳・どうろだいちょう】 道路法第28条に基づいて調整・保管管理することとなっている道路の台帳で、1/1,000以上の図面(道路台帳現況図)と調書(路線名、認定月日、路線延長、面積等)で構成されている。

【特殊地番・とくしゅちばん】 地番現況図の各筆は道路、河川などの無地番及び赤線・青線など原則として非課税の土地も含めて構成される。電算システム内でこれらの無地番の区画(ポリゴン)を他の有地番の筆と同様に扱うために、その区画に識別記号または識別コードを付番する。この識別記号または識別コードを特殊地番(正確には特殊地番コード)という。また、対象となる無地番の区画を特殊地番(正確には特殊地番筆)ということがある。

【特定要件項目・とくていようけんこうもく】 特定要件項目とは、家屋現況図の家屋形状に家屋番号を付番する場合、家屋台帳の記載項目や家屋調査票の記載項目から付番特定するために設定した項目をいう。特定要件の例としては、家屋の所有者と土地所有者及び居住者が一致するとか、家屋の一階の床面積が家屋形状の面積と家屋台帳の記載面積(登記面積)並びに家屋形状と家屋調査票の形状が酷似しているなどがある。主な特定要件項目としては家屋の所在地番、家屋の所有者、土地の所有者、居住者、家屋の形状、家屋の床面積等である。

【土地・とち】 地方税法も不動産登記法でいう土地と基本的には同じである。土地とは、登記能力を有する土地、すなわち私権（所有権等）の目的となり得る土地をいう。土地に定着する立木、野菜等は含まれない（固定資産評価基準解説）。

【トポロジー・(topology)】 数学の一分野で、点（ノードと呼ばれる）及び線（エッジと呼ばれる）からなる2種類のもの（オブジェクト）と、1組のそれらの間の基本的関係である。トポロジー（位相）は、GISにおいて、地図の特徴や地理的情報の論理的関係を記述したり、加工する技術である。多くのGISでは位相構造が用いられる。

【名寄帳・なよせちょう】 個々の納税者ごとに、その納税者が所持している土地または家屋についてまとめたリスト。地方税法第387条では土地について「土地名寄帳」、家屋については「家屋名寄帳」を備えることになっている。

【二重地番・にじゅうちばん】 地籍図（公図）などに基づいて作成した地番区域内の異なる筆に同じ地番が付されているもので、メガネ地とは明らかに異なるものをいう。複数地番とは違う。（→複数地番、メガネ地）

【二線引畦畔・にせんびきけいはん】 田畑の間のあぜ及び傾斜地並びに農道、里道及び水路等ののり敷等でのり地、くろ、青地等と呼ばれており、字限図に細長く2本の線で区画表示された無地番の土地。二線引畦畔の所有権の帰属については見解が分かっているが、大蔵省当局はこのような土地について地券（土地権利書）が発行されなかったこと等を理由に国有地である旨の見解を採っている。

【パーソナル・コンピュータ・(personal computer)】 小型で手軽に扱える比較的安価なコンピュータ。パソコン（PC）はその略。

【判読・はんどく】 土地の利用状況などを航空写真から解読する技術。

【引出線・ひきだしせん】 筆形状が小さく図面表示したとき、筆の中に地番が表示できない場合がある。地番を当該筆形状の外に引き出して表示する線をいう。

【筆界・ひつかい】 一筆地の境界。土地の広がりを経済的、人為的に区画限定したものであり、客観的な形態で認識することはできない。つまり、登記によって区画された土地の広がりという。また、この土地の広がりや境界の線のことを筆界線といい、その筆界線の交点あるいは屈曲点等を筆界点という。（→筆界線、筆）

【筆界線・ひつかいせん】 各筆に隣接する筆の界を現す線をいう。筆界線は領域分割面を更正する。（→筆界、筆）

【評価センターエリア・ひょうかセンターエリア】 標準フォーマットのレイヤー区分で評価センターがコード体系の拡張のために使用する領域でユーザーが使用できない範囲のこと。（→ユーザーエリア）

【評価分割線・ひょうかぶんかつせん】 1つの筆ではあるが二つ以上の異なる利用目的で評価基準の適用が違う場合、それを区分するための界線をいう。

【標準フォーマット・ひょうじゅんフォーマット】 地番家屋現況図データのある決まった書式でファイルするためのものである。情報の流通を狙いとしたもので、交換フォーマットとも呼ばれている。評価センターが定めたフォーマットを「評価センター固定資産標準フォーマット」という。

【標準メッシュ・ひょうじゅんメッシュ】 国土調査法で定めた国家座標系に基づき、昭和47年建設省が省令告示第952号で全国を統一した方眼区画を設定したもの。(→図郭、図郭線)

【不一致調書・ふいつちちょうしょ】 照合または突合せの結果、対象物が一致しなかったものについてリスト化したもの。(→照合、突合せ)

【フォーマット・(format)】 コンピュータの入出力や記憶に用いるデータ・レコードのある決まった書式(記録形式)でファイルするためのもの。情報の流通を狙いとしたもので、交換フォーマットとも呼ばれている。(→標準フォーマット)

【複数家屋番号・ふくすうかおくばんごう】 家屋番号は、当該家屋が一個独立のものであることを明示し、家屋を特定するためのものとされているが、区分所有にかかわる家屋の形態でなく、一家屋に二つ以上の家屋番号が定められている場合を複数家屋番号という。

評価センターが行う現況調査事業導入編においては、写真判読上複数の家屋が一家屋形状として判断される場合もあり、家屋調査票や家屋配置図等で区分家屋として、または家屋形状に棟割線を記入できればよいが、資料のみで実施する都合で判断不可能な場合も複数家屋番号として取扱い後続の調査に解決を委ねることとしている。

【複数地番・ふくすうちばん】 合併または筆界未定などで1区画のなかに複数の地番が存在する場合、その区画を代表する地番を代表地番といい、それ以外を複数地番という。(→二重地番)

【附属家屋・ふぞくかおく】 主たる家屋を中心に数個の別棟家屋(物置・便所等)が効用的一体として利用される場合、所有者の意思に反しない限り、これらの家屋は一個の家屋として取り扱われる。これらの別棟家屋を附属家屋という。

【不存在地・ふそんざいち】 登記簿にのみ記載されている土地で、現地には当初から存在しない土地(地籍調査作業規定準則第35条Ⅱ)。例えば、登記の錯誤等により二重登記となっただけの土地等がこれに該当する。

【筆界未定線・ふでかいみていせん】 国土調査による地籍測量を行った場合、公図上にはあるが、地籍図上では界線が明確にならないものなどについて筆界未定線として扱う。(→筆界未定地)

【筆界未定地・ふでかいみていち】 一筆地調査において筆界につき所有者等に紛争があったり、数筆の土地を一区画で利用されている等により、現地で筆界を確認できない土地(地籍調査作業規定準則第30条Ⅱ)。なお、筆界未定地は原則として筆界未定が解消しない限り地目変更、地積更正、分・合筆の登記申請は受理されないが、その全部の土地についての地目変更または合筆の登記申請は事情により便宜受理されることもある。(→筆界未定線)

【筆（筆面）・ふで（ふでめん）】 一つの地番に対応する土地をいう。地図上では折点で囲まれる多角形として現される。（→一筆地、筆界、筆界線）

【不動産登記法17条地図・ふどうさんとうきほうじゅうななじょうちず】 一筆又は数筆の土地ごとに作成し、かつ、各筆の土地の区画及び地番を明確にしたものとして、不動産登記法第17条（図面の備え）の規定に基づき登記所に備え付けられた地図のこと。すなわち、同法17条地図は、地球上の位置関係が明確であるいわゆる国家基準点に結びついて作成されたものであることを要する（不動産登記事務手続準則第25条）。地籍調査の成果として地籍図は、この条件を満たすことから特別の事情がない限り、同法17条地図として備え付けられることになっている（同準則第28条）。（→地籍図）

【フラグ・(flag)】 個々のデータに不可欠な制御のための選択的な属性を定める情報。

【ポイントレコード・(point record)】 1点のX, Y座標点を、指定するための図形タイプレコードである。ラベルレコードが面（ポリゴン）内部のX, Y座標点を指定して面代表点として用いるのに対して、その他の任意の点を指定する場合に用いる。評価センター標準フォーマットでは、複数地番の所属筆面を認識するための座標点として用いる。

【法定外公共物・ほうていがいこうきょうぶつ】 道路、河川、公園、海浜地、寄州、用悪水路、公有水面等の公共物のうち、道路法、河川法、下水道法、海岸法の適用などされないもの。（→長狭物）

【ポリエステルベース・(polyester base)】 図面作成に用いる用紙の材質の種類をいう。ポリエステル系樹脂で作られたフィルム状のシートをポリエステルベースと呼ぶ。このフィルムをマット加工して図紙として使用している。

【ポリゴン・(polygon)】 閉多角形の図形で、面を形成する。（→面情報、廻り間ポリゴン）

【ポリゴン化・ポリゴンか】 筆や家屋形状図のように、多角形の面を、コンピュータで面として認識できるようにデータ化をすること。

【マスターファイル・(master file)】 電子計算機に記録された土地・家屋課税台帳等の基本台帳データをファイルしたもの。

【廻り間ポリゴン・まわりけんポリゴン】 各筆や家屋は閉多角形の形状をしている。その形状をデジタル的に面（ポリゴン）として扱う最も簡易的な方法として、始点から折点を経由して始点に戻る座標点列で表現する方法がある。この方法によって現された面（ポリゴン）を廻り間ポリゴンという。（→面情報、ポリゴン、廻り分間）

【廻り分間・まわりぶんけん】 明治期の地租改正の測量で1ロット（数筆単位）の地積と字（あざ）全体の地積を点検・調整するために行われたとされる。検地や国絵図作成の測量でも使われていたと考えられる。1村の境界あるいは1字の周囲について、曲折する地点ごとに測器を据えて方位と間数（距離）を測り、測点を順次前進させ、村ある

いは字の輪郭についての縮図を作成、この図に基づいて十字法あるいは三斜法で面積を算出するのである。つまり、この縮図作成の方法は平板測量における道線法の仕方であり、最後には始めの地点（測点）に戻ってくるので「廻り分間」と呼ばれた測量方法である。なお、江戸時代には縮尺のことを「分間」と呼んでいた。現在、測量技術者が通常「廻り間」と呼んでいる語源と考えられている。

【眼鏡線・めがねせん】 地番を有する筆が赤線（あかせん）などに分断されている場合、同じ地番であることを明示するための記号。（→メガネ地）

【メガネ地・メガネち】 道、水路等で隔てられた2区画の土地で登記上1個の土地として扱われるもの。登記される一筆の土地は、場所的つながりを持つ1区画、つまり場所的接続を有するものでなければならない。したがって、道路または水路を隔てた土地は一個の土地として取り扱わないものであるが、まれな例で、道、水路等を隔てた2区画の土地が1個の土地として、その一体性を示す 印を付して2個の区画を結んで1個の土地としている場合がある。この 印をメガネ印といい、これが付されている二区画からなる1個の土地をメガネ地と呼んでいる。

【メタデータ・(metadata)】 データの種類、特性、品質、入手方法など情報の属性を詳細に示した情報である。

【滅失地・めっしつち】 既登記の土地の一部または全部が陥没して海または湖の一部になるなど物理的に滅失した土地（地籍調査作業規定準則第35条I）。

【面情報・めんじょうほう】 面（ポリゴン）を構成する線分が折点、交点で同じ座標値として閉じられ、その閉多角形の内部に地番などのキーコードに属性を付加し、ポリゴンとしての構造化ができる状態のデータとする。

- ①筆や家屋は面状の形態をしている。
- ②面はそれを取りまく界線による閉多角形として表現できる。
- ③閉多角形は2次平面を閉多角形の内部と外部に区分する。
- ④面の内部を明らかにするために閉多角形の内部にその面を代表するためのラベル点を設ける。
- ⑤ラベル点にはそれぞれの面と課税マスター上の属性データとの結合を可能とするための結合キーを属性として付加する。

「評価センター固定資産標準フォーマット」では、筆、地番区域、家屋の面情報を現すのに、面を取りまく線どうしの端点座標を一致させ、その内部に結合キー付きラベル点を配して、ラベルに対応するポリゴンが計算処理によって組成できるようにしている。（→ポリゴン）

【ユーザーエリア・(user area)】 標準フォーマットのレイヤ区分でユーザーが自由に使用できる領域のこと。（→評価センターエリア）

【用悪水路・ようあくすいろ】 用水路とは必要なときに水田に水をもってくる灌漑路であり、悪水路とは必要なとき田圃から水をおとす排水路である。

【ラベル点・ラベルてん】 コンピュータ内部でポリゴンを認識させるため、ポリゴン内部に点を設け、そのポリゴンを代表する点をラベル点という。ラベル点には番号などの

属性をもたせ、ポリゴンに付属する情報との結合キーとして用いる。

【ラミネート加工・ラミネートかこう】 写真や図面の表面の汚れや裂傷を防ぐことを目的に、写真や図面の表面に樹脂の膜面を塗布して保護するための加工をいう。単に図面の表面加工などとも呼んでいる。

【里道・りどう】 地盤が国有で道路法の適用されない道路の通称。「認定外道路」ともいう。明治9年6月8日付太政官達第60号により、一般交通の用に供されている道路を「国道」、「県道」及び「里道」に分類し、それぞれを一等から三等に区分していた。大正8年4月（旧）道路法が施行され、里道のうち、重要なものが市町村道として認定されたが、その他の里道は道路法の適用されないいわゆる認定外道路として国有財産法上の公共用財産として管理されることとなった。

【領域分割面・りょういきぶんかつめん】 一定の地域が複数の面で分割構成されたもので、面と面の間に間隙や、面と面が重なることがない面の状態をいう。地番区域面や筆面はこれに該当する。

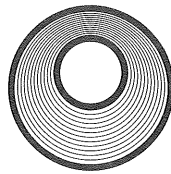
【レイヤー・(layer)】 階層のこと。地図上に表現されている要素には様々なものがあるため、それらを系統的に分類し階層区分して管理する。

【レイヤー区分・レイヤーくぶん】 階層(layer)のことである。地図情報を利用する目的によって体系的にファイルを分類する方法。行政界・筆界レイヤー、地番・区域レイヤーのように分けられている。同一種類の図形を同じレイヤーに集めて管理している。

【ローカル図面番号・ローカルずめんばんごう】 図面番号は標準メッシュによるものとし、その付番もこれに準じている。しかし、当該市町村が独自に固有の付番をしたいなどの場合対応できる。(→標準メッシュ)

参考文献

国土調査研究会「国土調査用語辞典」地球社
自治省資産評価室編「固定資産評価基準解説」(財)地方財務協会
藤原勇喜「公図の研究」大蔵省印刷局
佐藤甚次郎「明治期作成の地籍図」古今書院
北島正元 他「土地制度史Ⅱ」山川出版社



(このマークは評価センターのシンボルマークです)

固定資産現況調査標準仕様書

編 者 財団法人 資産評価システム研究センター
発 行 者 小 川 徳 治
発 行 所 財団法人 資産評価システム研究センター
〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-1-13 葺手ビル8階
T E L 03-5404-7781 F A X 03-5404-2631
発 行 月 平成13年3月
<http://www.recpas.or.jp>
